

秘

# 調査月報

昭和十六年一月

第二卷 第一號

- ◇ 調査 ◇
  - 蒙古民族生活實態調査
  - 北支地方財政の概況
  - 山東の家畜、家禽調査
  - 河北省に於ける鑛産調査概況
  - 山東省棉花調査
  - 江蘇省蘇北地方棉花調査
  - 中支紡績立地條件調査中間報告
- ◇ 資料 ◇
  - 華北主要都市に於ける銀號並に當舖業調査
  - 南京市内購會社工場調査
  - 山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

興亞院



310  
143

秘

昭和十六年一月

調  
查  
月  
報

第一二  
號卷

興亞院政務部

調査月報 第二卷 第一號 目次

調査

蒙古民族生活實態調査……………一頁

北支地方財政の概況……………三〇

山東の家畜、家禽調査……………四二

河北省に於ける礦産調査概況……………一四九

山東省棉花調査……………一六一

江蘇省蘇北地方棉花調査……………二九二

中支紡績業立地條件調査中間報告……………三二七

資料

華北主要都市に於ける銀號並に當舖業調査……………三四二

南京市内諸會社工場調査……………四四七

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査……………四七五

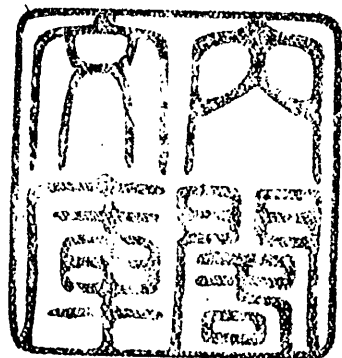
雜錄

新法令一覽……………五二七

支那事變關係重要日誌……………五四三

興亞院印刷資料目錄……………五五六

新着資料目錄……………五五八



一、本月報ハ院内職員ノ 考資料トシテ編纂セルモノニシテ院内相互間ニ於ケル資料ノ疎直利用ニ資セムトスルモノナリ

二、本月報ハ主トシテ本院及各連絡部ノ調査ニ係ルモノヲ輯録シタルモノニシテ大部ノ調査資料、純技術的資料、時事資料、部外資料及種別資料等ハ別途取扱フコトトシ雜録中ニ其ノ目錄ノミヲ掲配スルコトトセリ

三、本月報ハ秘扱トシ一般ニ頒布スル印刷物等ニ引用セザルモノトス

尙月報所載ノ記事申意見ニ互ルモノハ凡テ撥當調査者ノ見解トス

## 蒙古民族生活實態調査

### はし が き

昭和十五年十月十九日より十三日間内蒙察哈爾盟正白旗の蒙古民族生活實態調査を命ぜられ、十日間の間に五百八軒の蒙古人家庭の戸別調査を実施した。行動はトラック二臺で行つたのであるが、トラックの通らない沙漠地帯は滿二日間馬で行動した。調査した五百八軒は正白旗の全戸數に僅か缺けてゐる。それは沙漠地帯の約三十戸を日時の關係上意識的に残して來たのと、人家が谷間谷間に二、三戸宛断在する關係から見落しが多少あるかも知れぬと思ふからである。

調査の間道路上行動すること少なく、加ふるに砂地が多かつたが、部落への案内は正白旗出身の通譯彭興格がやつて呉れたり、或は部落民がやつて呉れたりしたし、且トラックの故障が殆どなかつたので、極めて順調に豫定通り行動し得た。

本報告に記載の統計以外の事は、戸別調査實施中適當と思はるゝ人々から通譯を通じて聞いたものである。諸統計は日々調査後露營火の下で整理し、取り敢へず集め得たもののみである。

昭和十五年十月三十一日

於銀北 調査 撥 當 者

目 次

(一) 要 旨	三、警 察 隊
(二) 調査地到着途中の状況	四、喇 嘛 寺
(三) 官衙、學校、寺廟、組合	五、共同組合
一、旗 公 署	(四) 社 會 制 度
二、旗立小學校	(五) 居 住
蒙古民族生活實態調査	(六) 教 育 情 況



- (七) 衛生關係
- (八) 産物
  - 一、家畜
  - 二、鹽
  - 三、動植物
- (九) 年中行事
- (十) 冠婚葬祭

- 一、出産
  - 二、結婚
  - 三、葬
  - (十一) 消費物品の購入
  - (十二) 統計
- 附録統計

(一) 要旨

本旗は、察哈爾盟の略中央北寄りにあつて、南は康保縣に接し、北は錫林郭勒盟に、東は庫倫旗、西は庫倫旗に境し、民國五年に小學校が設けられ、内蒙古人としては比較的進歩した生活を營んでゐる。

従て、識字者も豫想外に多く、二四%の率を示し、從來無學文盲者のみの様に云はれて來た蒙古民族に對し、萬丈の氣を吐いてゐる。

居住は、全部固定式で、牧草を追つて移動してゐた時代を過ぎ去り、更に文明へと進まんとしてゐる。旗長、佐領の世襲は漸次廢せられ、同時に封建的思想も逐次改められてゐる。

喇嘛にならんとする者の數は漸減してゐる様である。之は喇嘛になることは、佐領の許可制となり、一家に長男一人の場合は、喇嘛となることを許されないことになり、此の思想が概ね徹底した爲である。

衛生は、未だ幼稚なるも、進歩せる醫術の必要なることは、十分理解してゐる。又、衣、食、住共漢人の同程度の者に比較すると清潔である。

食事は、極めて單純で、質素に於ては模範的である。物價騰貴の爲家畜の値も亦騰貴はしてゐるが、貧乏人は相當困つてゐる。食物の全部を漢人から購入してゐる結果因るのは當然であるが、それでも未だ耕作する氣にならぬと見え、五百八戸の戸別調査中只一軒自家用の粟を自分で作つてゐる者があつたのみである。此の蒙古人は正白旗の北方、漢人地帯から離れた沙漠地帯に居住し、昨年迄は更に北方に居たが、矢張り耕作してゐたと云つてゐた。

(二) 調査地到着途中の狀況

張北から康保縣に出て、更に、北進、旗と縣の境界を経て、蒙古地帯に入る迄の道路は、極めて良好で、トラックは真に氣持よく進む。

縣、旗の境界には、本年夏期盟公署で設けた「鄂博」が、約二十軒を間して、點々と明瞭に見られる。康保縣を通つて、旗公署に至る迄の、途中の情況は、丁度墨をばかした様に、縣内では耕地の所々に草地が取り残されてゐるが、其草地の廣さが、段々廣くなり、遂には草地の中に耕地が見られる様になる。縣、旗の境界の「鄂博」を過ぎて、自動車で、約一時間行程は、厚薄こそあるが、ずつと耕地があり、蒙古人は一名も住んでゐないで、三十乃至五十戸位の漢人家屋が所々に集團してゐる。孫胡營子、ポイルノオボ等がそれである。試みにポイルノオボで聞

いて見ると、最も古く移住した者は、二十年前であつて、其時は二、三戸に過ぎなかつたが、今では三十數戸に達して居り、本年も移住して来た者があると云ふ。土地は、「ハナハダ川」の所有で百畝に付き一ヶ年六圓八十錢納めてゐると云つてゐる。此の邊の土地は皆寺領と、學田地で、學田地は、收穫高の八割は小作者の収入となり、二割は學校のものになる、と旗公署で話して呉れた。作物は、主として粟と小麦である。移住者の多くは、張北及康保縣から來てゐる。旗公署で、將來縣境界線から之等小作者を追ひ出す考へは無いかと聞いて見たが、不可能だと云つてゐる。理由は、遠くから來て呉れてゐるので、追ひ出しては可愛想だ、と云ふのである。

旗公署のある谷（ハナハダ川の河谷）に入ると、耕地が全然なく、まるで舞臺が變つた様な感じがする。只一つ正方形に劃された小さな耕地らしいものを見たので、之こそ蒙人自身の耕地だらうと、役人に聞くと、之は察哈爾生計會の苗圃であつた。此の苗圃には、樹木の苗と、牧草の種子を、栽培してゐるが、何れも立派に發育してゐると云ふことである。

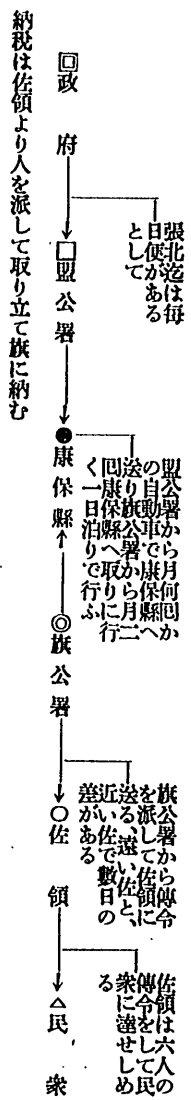
(三) 官衙、學校、寺廟、組合

一、旗公署

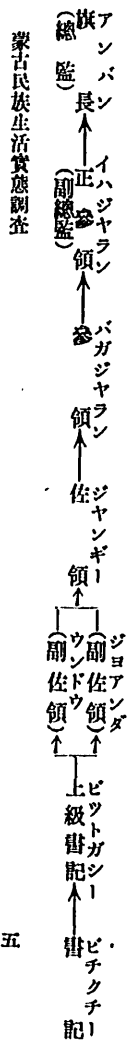
旗公署には、旗長（總監）一名、副總監一名、參領一名、書記數名、傳令數名、其他若干の傭人が居る。旗は十八佐に別れてゐて、各佐に佐領が居る、丁度村長に該當するものであるが、其内數名は、交代で、旗公署へ出ることになつてゐる。其割出しは、旗長がするのであるが、大體一年に二回となつてゐる。但し、一ヶ月全部旗公署に居る譯でなく、數日で歸る者があるので、時には旗公署に全然佐領の居ないこともある。

書記は一ヶ月交代で、多い時は三人、少なくとも二人は、常に旗公署に居る。別に手當を貰ふ譯でなく、食糧迄携帶する者もある。若し、自分の番に當つて勤務し得ない者は、一ヶ月金貳圓を他の勤務者に出し、食費の一部に當てしめることになつてゐる。

旗公署の中には、印係、學校係、寺廟係、蒙醫係、保安隊係、無電係等があるが、學校、保安隊、無電は夫々別の場所に在るので其處で仕事をするから、結局旗公署では、書類の受付と發送が一番目立つた仕事である。書類、其他の傳達及收税の系統は左の通りである。



本旗の旗長は世襲でなく、官選である。佐領の内第二乃至第八佐領は世襲で、第一及第九乃至第十八は官選で、漸次封建の殻を脱せんとしてゐる様が見られる。役人の進級順序は左の通りである。



右の副佐以下は旗に於て試験をし、佐領以上は盟に於て試験の結果任命することになつてゐる。

## 二、旗立小學校

旗公署の隣に五棟の建物を有し、一つは講堂、他の二つは寄宿舎、他は倉庫や炊事場になつてゐる。

生徒は在籍數五十と云ふが、現在は約三十名で、他は家に歸つてゐる由。先生は、四人で、内一人は日本語の先生（張北青年學校卒業生）である。

本校は、民國五年の開校であつて、今次事變前迄は、蒙人教師、支那人教師が蒙古語及支那語を教へてゐた。旗民中三十歳以上の者に比較的漢字を識つてゐる者の多いのは、此の學校の御蔭である。

入學資格は九歳から、十八歳迄の男子で、家庭の貧富には拘らない。凡てが官費で、全員寄宿舎に收容してゐる。只冬服のみは自辨である。

一年生から、四年生迄を、一つの教室に入れて、一人の先生が、交代に授業をしてゐる。教授科目は、修身、算術、蒙古語、作文、日本語、自然、圖畫、體操、唱歌で、現在は滿洲國製の教科書を使用してゐる。二年生以上は大體蒙古語が讀め、四年生になると、日本語も多少解する様になると云ふ。

## 三、警察隊

學校の裏が警察隊になつてゐる。以前は四十名程隊員がゐたさうだが、今は、二十名で内十名は第四佐に分屯し、此處には十名程しかゐらないのだ、と云ふが、見ると、小隊長の外に、兵士が二名しか居ないので、聞いたら、今家へ食事に行つてゐるのだ、と小隊長が説明した。

旗内に匪賊が出た時の處置を聞いて見たが、村民が馬で報告に来るから、其時所在の兵をつれて出動する、と答へた。

旗内は非常に平穩であるから、心配は要らないが、萬一の場合此の警察隊は役に立たぬだらうと思はれた。

## 四、喇嘛寺

本旗には喇嘛寺が十九寺ある。一佐、一廟で、外に旗公署のある所に大廟と云つて旗の廟がある。此の大廟は、昨年の雨で崩壊し、百數十名の喇嘛僧が寝る所もなくなつたので、或は自家に歸り、或は他廟に移つて、今は、三、四人の僧がゐるのみである。來年あたりは修復したいと旗で云つてゐた。

旗公署が喇嘛寺に就て調査した全旗の喇嘛の總數は五百九十四となつてゐるが、此の内には多倫、貝子廟、西藏等へ行つてゐる者も含まれてゐる、と云ふことである。尙、本調査により各戸申立てた喇嘛の總計は、五百八戸で、二百八十三名である。

旗の役人の話によると、近時一般に喇嘛になる數が段々減じて來ると、尙、普通長男は喇嘛にしないのであるが病氣等の際喇嘛になれば命が助かると云はれ、ば長男でも喇嘛になる。大體男子二人以上の時一人を喇嘛にするのが例である。

## 五、共同組合

旗には組合がある。本年初めて出來たもので、主として食糧の共同購入を行つてゐる。出資は一口五十圓とし、旗民有志者が一口乃至數口を拂込んでゐるのであるが、未だ、極めて少額であり、其上仕事に慣れないので、本年は、

食糧品のみ止め、漸次雜貨品、其他にも及ぼし、更に、將來は、家畜の共同販賣も行ふ筈だ、と云つてゐるが、全部蒙古人のみで、事務を取扱つて立派に實施してゐるし、旗民の利用者も相當ある。

(四) 社會制度

近時日本で唱へられ、實施せられてゐる新體制の隣組は、蒙古では自然の要求で、ずつと古くから實施せられてゐる。二軒、三軒の集團が、一里も、二里も離れて散在してゐるが、隣組は家族と同様であり、佐領を中心に、極めて連絡が密である。一つの佐の戸数は小さいもので、十數戸、大きいもので、六十數戸であるが、民衆は、何かあつた場合、佐領に相談、或は届出をするし、又、旗、盟等からの傳達事項は佐領を経て、實施せられ、郵便物の配達も亦此の經路をとる。

佐は日本の村に相當し、幼稚ながら自治制を採つてゐる。然し、何年か一回居住を移動する者があり、夫れが他の佐の地域内に混淆して住んで居る者も、相當ある。こんな者でも自分は何佐に屬してゐるかはよく心得て決して他の佐の者にはならない。

家庭では、家長は男子で、それが死ぬと、其子の男子が如何に幼少でも家長となる。そして男の子の無い家のみ妻が戸主となつてゐる。

家庭の女は、非常によく働く。食事、裁縫、家畜の世話、搾乳等家事一切を行ふ。朝は男は先立つて起き、夜は男が寝てから寝るのが常である。

來客の出迎へも女がすれば、茶葉酒の饗應にも女が出て來る。此の點漢人とは全然異つてゐる。と云つて男子の專制では決してない。家畜を賣るにしても、物を買ふにしても、皆主婦に相談するし、家の中のことは一切女に任せてゐる。

遠距離への放牧は大體男子がやつてゐる。牧範圍は、最も遠くて支那の三里位だと云ふが、春期砂塵の多い時期には沙漠地方の部落では砂の少ない山地へ放牧する。之が爲包を持つて行つて一時放牧者だけ此處で寝起きすることもある。

本調査班の戸別調査を實施した十月下旬には、何處の部落へ行つても大抵喇嘛僧が大小とり混せてごろ／＼してゐた。中には一家を構へ家長となつてゐる者もあれば、女戸主の家の食客となり、沙漠の中の一軒家で如何に見ても夫婦としか見えない者もある。然し、其何れもが決して夫婦關係であることは云はず、子供があつても矢張り他人だと云つてゐる。又、第三者に聞いても喇嘛の子であるとは云はない。此等の喇嘛は一年の内夏期の鄂博祭り、廟會、舊年末等廟に詣り行はるゝ時のみ廟に行き、其他は家に居るのである。

悪事を働いた者に對しては旗公署で裁判を行ひ、罰の輕重を定めて苦役及笞刑に處する外、殺人とか、他人の家畜に危害を及ぼした者等特に重い者は盟に送つて處断する様になつてゐる。然し、蒙古地帯には殆ど悪事は見られない。男女關係は別として、人を騙したり、喧嘩したりする者は殆どなく、極めて平和である。調査班の訪問した約五百軒の家に就ても口論一つ見ることが出来なかつた。喧嘩は多く酒の上であると云ふことである。善事を行つた者は、旗長或は佐領が賞状を附與することもあり、羊等を與へることもあるさうである。

租税は其年の所要経費の多少によつて年々一様ではない。本年は牛(馬、駱駝)一頭に付き金三十錢、羊(山羊)十頭に付金三十錢宛課税したが、多くの者は現金を納入する。

家督相続は、直系の男子がすることは、日本と同様であるが、調査の結果を見ると、長男でないのが相當ある。之は長男が喇嘛になり、次男が兵隊になりした場合二男、三男が相続したものであつて喇嘛の指示に依るものが多いらしい。最近では、長男はあまり喇嘛になつてゐない様である。

蒙古にも戸籍があり、原簿は旗にも、佐にもあると云ふが、出生、死亡、結婚等の届出は何等定められた規則等は無く、口頭によるもの又第三者より聞き傳へるもの等により登録する。喇嘛にならんとする者は、本年から佐領の許可を受けることになつた(昨年迄は父母の隨意)。

蒙古人にも姓と名とがあるが、近時姓は殆ど忘れられて知らぬ者が多いし、之を用ふことも殆どない。姓は多く出身地名が多いと云ふことである。

遺産の分配は父の遺言によつて定められ、其多少は父の意志通りで別に慣例の様なものはない。遺言は最も尊重せられ、之を變更する時は、役所に届ける様になつてゐる。若し、遺言の無い場合は長兄が母と相談して分配を定め、長子小なる時は母が定める。此等の場合子供多き時は長男、次男、三男、長女、次女等、喇嘛僧になつてゐる者にも夫々分配する。遺産の家畜を貰つた喇嘛は之を他に委託して飼養する。家畜以外の財産は大體長男即ち家督を譲り受けた者が貰ふ。息女に養子を貰つた場合は遺産は養子にはやらす、自分の息女にやる。但し、子供が無くて他より子供として貰つた者には遺産はやる。子供の全然無くて死んだ者の遺産は兄弟や、喇嘛寺にやる。

(五) 居 住

本旗の住民は全部固定包に住み、所謂牧草を追ふて移動することをしない。そして、大半は包の他に建築家屋(ハインと云ふ)を持つてゐる。包と建築家屋との配置の一例は、別圖の通りで家の大小により多少變化はあるが、大同小異である。

固定包の構造は土臺として約二十糎の高さに圓形に石又は煉瓦を積むか、或は、堅くした土を盛り、其上に包を組み立て、包の土地との接觸する場所の際に約三十糎の高さに牛糞を壁の様に塗つてある。其内部の装置は、別圖に示す通りである。建築家屋は其構造大體漢人のものと同様で、普通坑とストロブと兩方が使へる様に設備してある。包と建築家屋との使ひ分けは、夏期は涼しいので包内に、冬は煖を探る爲建築家屋に寝るが、一年を通じ絶えず兩方共通常に使つてゐる。

建築家屋の後方に之と接して家畜小屋がある。之も建築家屋と同様外圍は石、土壁等で作り、屋根は横木を並べた上に枯草を置いて作つてある。其大小は其家の家畜数によつて異なるが何れも其一側に乾草の集積所を設けて居る。又、家の前、或は側方に牛糞の山が蒲鉾形に二、三個宛並んでゐる。

包の外圍のフェルトは四、五年で破れて来るが、包の骨組は十五年も更に其れ以上も使つてゐるものがある。

(六) 教 育 情 況

學校は旗に一小學校のあることは既述の通りであるが、將來は各佐に一小學校を設けたいと云つてゐる。現在は學校に入學してゐる者の外家庭で教へてゐる者も相當ある。即ち、父が字を識つて居る家庭では、其子は父に就て蒙古語を學び又家庭に字を識つた者のない家の子で、近隣の識字者の下に通ひ、或は、其家に起居して字を習つてゐる者もある。特に此の旗で珍らしく思つたのは、家庭で女子に字を教へてゐるのが二家庭あつたことである。

識字者数は別表の通りであるが、蒙古語を識る者は大體四十歳以上の老人に近い者に多く、蒙古語、支那語を解する者は三十歳以後の壯年者に多い。又日本語と、蒙古語を解する者は二十歳前後の者ばかりである。之は民國時代の教育は支那人教師が入り込み、支那式の教育を行ひ、今次事變稍、前から起つた親日熱と事變後張北等へ出て日本人の教育を受ける青年の多い結果である。

何處の家庭を見ても、讀み物を持つて居る所は殆ど無いが、それでも昨年調査したブリヤード部落に較べて、多少書物を飾つてゐる所もあり、教育の程度は稍、進んでゐる様に思はれる。

(七) 衛生關係

醫療機關としては、喇嘛醫のみである。旗に十八佐ある。各佐に喇嘛寺が一つ宛あり、其寺に四、五名の喇嘛醫が居る。病人のあつた場合、寺へ使を出して、喇嘛醫を招き、診察の上薬を貰ふのであるが、病氣によつては喇嘛醫の外に、讀經する喇嘛をも呼んで病氣平癒の祈禱をして貰ふこともある。

喇嘛醫の用ひる薬は、草根木皮で、西藏から持つて來るものもあると云ふが、多くは張家口あたりで買ふものらしい。

50

茲に特筆すべきは、本旗の第十三佐に西洋醫術を心得た喇嘛醫が一人居ることである。之は喇嘛醫ではあるが廟へは行かず、自宅で開業してゐる。數年前佐内に病人が非常に多かつたので、喇嘛醫を一名廟黃旗に派し、綏遠で西洋醫學を習つて來た者に就て三年間學ばしめて最近歸つたのが此の喇嘛醫である。醫療機械は子宮候子や、尿道カチーチロ、其他注射器各種、洗滌器、脱脂綿、ガーゼ等一通り備へて居り、六〇六號の注射薬は幾箱か持つて居り、洋薬も多少戸棚に並べて居る。

此の喇嘛醫に聞くと、最も多發する病氣は出來物だ、と云ふが、之は切開して膿を出し、中を薬で洗ふ治療法をする。と云ふので、蒙古人は切る事を極端に嫌ふと云ふが君の患者はどうか、と聞くと、切ると云つてもそんな大きなナイフを用ひるのでないから、患者は嫌がらぬと答へた。又、君は西洋薬ばかりで喇嘛醫の薬は使はないか、と聞いて見たら、一部喇嘛醫の薬も併用してゐる、と云つた。尙、斯く西洋式の療法を行つて廟の活佛やら、喇嘛醫の反感を受けることが無いかと聞くと、喇嘛醫と協力して醫療に従事してゐる。喇嘛醫も上手だが夫れで癒らない者が主として自分の所へ來るので廟では何も云はないとのことである。

傳染病は時々發生することがある。最近あつた傳染病は昨年で、高熱が出て、頭と足が痛む病氣だつたが、極めて軽く、老人と子供は數日にして皆癒つた。二十才過ぎの者で突然死んだ者も多少あつた。梅毒は澤山ある。肺病は殆どない。下痢患者は相當ある。往診は一週間に一回行く。薬代や治療費は拂ふ者と拂はぬ者とがある。藥品は本年三月から本月迄の間に約一千圓買つた。一番困るのは、薬の購入で、人を雇つて張家口へ買ひに出すと一ヶ月を要すると

語つた。

調査に廻つて見たところでは、皮膚病が相當ある。そして吾々を見ると患部を見せて薬をくれと云ふ者もあつた。居住に關しては、漢人よりも清潔であり、包と建築家屋を持つてゐるので寒暑に對する設備としては決して漢人に劣つてゐない。

水は主として井戸水を用ひてゐる。其水質の良否は不明であるが、石鹼の使用から見ても、硬水であることは確實であり、日本茶の味の悪いことから良水でない様に思はれる。

一般に外見した所によれば、住民の營養はよい様である。特に二、三歳の幼児は何れもよく肥つてゐるし、誰の顔を見ても生活に疲れてゐる様には見え、五百八戸の内病氣で寝てゐた者が極めて少ない所から見ると、衛生状態は良好なものと思はれる。

(八) 産物

一、畜畜

家畜の頭數に就ては、別表統計の通りであるが、其他の統計即ち過去一年間の出生數、斃死數、食用せし數、賣却數等の統計は未整理である。只賣却數の内本年度牧業總局が各人の所有數の一割宛買上げて行つたと云つてゐる。

毛及毛皮を賣つた者、並に乳製品を賣つた者は極めて少數で、大部は自家用としてゐる。

二、鹽

旗内に鹽湖が大小三つある。アルタンガダスノール、チャガンノール、ブルトインダスノール、がそれであつて此の内アルタンガダスノールは肅白旗との境界線にあり、兩旗の所有に屬してゐるが、昨年の雨以來水が多くなつて鹽が出なくなつた。チャガンノールは結晶の非常に大きい鹽の出る湖であるが、過去八年間少しも出ず、最近に至り又出る様になつた。現在約十萬斤位はある見込であるが、未だ採鹽せず其儘になつてゐる。ブルトインは以前から繼續採鹽し、本年も一萬二千三百斗(約四十萬斤)產出した。採鹽は六月から八月迄で、大部は康保へ運び出し、全部大蒙公司へ納めてゐると云つてゐる。販賣價格は、地元で一圓につき、一・二五斗で、此の一圓の内七十錢は採鹽作業者に支給し二十錢は旗に納め、十錢は佐に納入することになつてゐる。運搬は牛車を以てし、一車に千二百斤積んで、康保迄七日掛りで運賃が三十六圓である。尙、現地の鹽商人の言によれば、明安旗のワンゴンノール鹽湖からは年々二百萬斤を產出すると云ふことである。

三、動植物

當旗内の動物は左の如きものである。但し昆蟲に關しては、實物を見ぬ爲蒙古人の説明のみでは不明瞭なので省略する。

黄羊、狼、狐、狸、グルス(狐の小さきもの、蒙古名)、兔、栗鼠、梟、鷯、山七面鳥、鶉、雁、雲雀。  
植物は韭、砂葱、沙漠大根、藥草(種類不明なるも甘草は相當ある由)。

(九) 年中行事

一年間の諸行事は舊曆により行はれる。

一月

元日より三日間の間に近所の廻禮をする。遠い所は正月中に挨拶に出ればよいことになってゐる。年賀に来た人は茶菓及酒を出し御馳走する。正月は家畜の仕事も暇なので多くは遊んで暮す。

二月、三月

家畜が子を生む。

家畜は小屋で子を生む時と、野外で生む時とある。牛馬は野外で朝生れれば、夕方は親子共自分で歩いて歸るが、羊は羊飼ひが朝出る時袋を背負つて行き、子が生れると、其れを袋に入れて背負つて歸る。

十月頃の必要品を買ひ求めに康保へ出る。

四月

十五日は御寺詣りをする。そして、御寺へ、金や、家畜を寄進する。

四月中は絶対に家畜を屠殺しないことになつてゐる(理由は明瞭でないが、佛教の教へだと云つてゐる)。

五月

鄂博祭りが各地で行はれ、村民はあちこちと御参りして歩く。

六月

廟會がある。

これ迄の部落の包に散在してゐた喇嘛達は皆廟に集合し、此の月中寺に居る。

七月

蒙古人の最も暇な時期である。

八月

家内總出で冬期用の草を刈り、集積する。

九月

二十二日には喇嘛が廟に集まる。

此の月から十月にかけて羊の種つけを行ふ。

家畜を賣るのは、此の月が多い。

十月

二十五日は西藏から来た活佛の死んだ日とかで、佛壇に燈火を上げて、御祀りをする。そして此の日が済むと冬期に食ふ家畜を殺して蓄へて置く。

翌年三月頃迄の必要品を買ひ入れに出る。但し、正月用品は十二月に近隣の者と一緒に康保へ買ひに行く。

十一月

取り立てゝ云ふべきことはしない。

十二月



二十三日は火の祭り、火神に羊を捧げる爲籠の火中に羊肉を入れる。  
貯藏乾草は馬に食はせるのが主體で、他の家畜は降雪の際でも、自分で雪を除けて枯草を食ふ。  
放牧は、夏期は、朝出て、正午頃一度歸り、乳を搾つて、午後又放牧し、夕方歸るが、冬期は、朝出て夕方歸る。  
そして冬は土塀で圍つた屋根ある小屋に入れ、夏は木枝で圍つた圓形の中に入れて寝かす。狼害は夏に多く、夜は一名宛羊小屋の中で羊と一緒に寝る。狼は決して人に害せず、男を見たら逃げる。女を見たら振り返ると云つてゐる。それで狼害を受けるのは雨の降つた日で、羊飼ひが羊群に付いてゐない時のみださうである。  
犬も羊の番をする。狼は犬が居れば寄り付かないが、然し、犬よりも強いので、本氣になつたら犬は負ける。

(十) 冠婚葬祭

一、出産

妊婦が五、六ヶ月頃になると、木綿の腹帯を巻く。此の頃から遠くへ行くな、力仕事するな、熱い物を飲むな、と云つて、身體に注意する。  
出産日の近くになると産婆(老婆か或は澤山子供を生んだ経験者)を呼んで家に泊らせ、出産に備へる。  
子供は包の内で産み、生れると皮の袋の内に入れて育てる。袋の中に入れて置くのは大體三―五ヶ月である。子供の生れた包内には主人の入るのは差支ないが、他人の男は一ヶ月間に入らぬことになつてゐる。  
子供は約一ヶ月で立てる様になり、漸次歩く様になる。二つ乃至三つで人の話を解する様になり、四つになると話

が出来る様になる。生れて七日目に臍の緒がとれた御祝ひをして部落の人を招待する。親戚や部落の人は御祝ひ品として着物や御茶、羊肉を持つて来る。二歳の誕生日に喇嘛が来て名前をつけ御祝ひする。三歳で頭髪を初めて切る(これをオスアバナーと云ふ)。三歳で行はなければ五歳です。此の時は大勢客を招待して御祝ひし、時には二百人近く人が御祝ひに来て二日間も続くことがある。

二、結婚

息子が大きくなり、嫁を貰ふ時期になると、父母が大體近隣の女に目を付け、仲人に依頼する。仲人は多くは此の道に経験ある適任者である。此の仲人が女の部落へ行き、名前や其他必要事項を調査し、それから喇嘛に相談して宜しいと云ふことになれば、女の家へハタタクを持つて交渉に行く。話が纏れば喇嘛か或は村の識者に吉日を選んで貰ふ。  
式の當日は男の包を綺麗に片付け女の家からフェルト等を持つて来て敷く、又、近隣親戚からは家具の一部を持つて来ることもある。朝の九時頃男の家から女の家へ嫁の夫となる男と共に約十名位の者が行き、両親に挨拶し、且つ女の家を神様に禮拜して十一時頃家に歸る。其後女の家から花嫁に約十名程の人が付いて全員乗馬で男の家へ来る。此の時女の母親も来る。嫁が夫の家の神様に禮拜し両親に挨拶する。斯くして双方の人々一緒に酒を飲み、祝宴を開く、祝宴は二日一晩で終る。四日目の朝嫁の父親が殺した羊一頭と菓子類を持つて男の家へ来る。そして、三日程泊り、嫁の両親の歸る時新夫婦が之を送つて里歸りする。里では又御祝ひをし、五日乃至一週間で新夫婦は自分の家に歸る。

三、葬

病人が死にさうになつたら、喇嘛を一、二人招き祈禱する。死亡したら又喇嘛を呼び、其晩讀經し、三日の後白い袋に入れて山へ捨てるのであるが、中には埋める者もある。何れも棺には入れない。大人は捨てる場所が大體定つてゐて、喇嘛僧が二、三人付いて行く。七日の後又喇嘛僧が捨てた場所へ行つて讀經する。斯くして四十九日間毎週一回行く。捨てた屍は鳥獸が食つても食はなくとも其儘にして置く。家族は四十九日間白衣を着けて喪に服す。子供が死んだ場合は袋に入れて路傍に捨てるが、此際其處を通つた者は必ず袋から出してやることになつてゐる(日本人や支那人は出さなくてもよいと説明して呉れた)。

葬式の時近隣の喇嘛が何百人も集つて来るが、此等には磚茶一枚か或は菓子若干宛を遣る。

一周忌には喇嘛僧を招いて讀經し、命日には酒を飲んだり、御馳走を食べたりしない。

蒙古でも、人が死んだら佛様になると云ふが、之を佛壇には祀らず佛壇の左隣の位置に棚を作つて之に祀る。之が祖先の靈である。

(十一) 消費物品の購入

本旗民は食糧品及雜貨、衣服類共に康保縣へ出て行つて購入するのが常である。中には張北或は張家口へ出る者もあるが極めて稀である。康保迄は旗公署所在地から一日行程であるから奥の方から出る者は往復三、四日掛りである。賣買家から物を買ふ者は殆どない。従て漢人は家畜獸毛皮を買ふに入り込む外、商人はあまり入らない。

家庭に於ける一ヶ年の使用高は別表の通りである。

(十二) 結 言

蒙古人中最も勝れて居るのがブリヤードであると云はれてゐるが、今正白旗を戸別に見て昨年のブリヤード實態調査に比較すると、其文明程度に於て、學識に於て、或は、進取の氣性に於て、決して劣つてゐないことを感じて、誠に愉快に思つた次第である。然し、此の文明は、漢人から入つたもので、今から二十五年前民國が支那式教育を此の地域に施した結果である。此のことは識字者の統計でも明かな様に、今の中堅層は蒙支語を習得して居る。日本の文化は未だ十分な影響を及ぼしてゐない。只、二十歳前後の者は、日蒙語を習得して居る者の多いこと、及日本を信頼してゐることの大なること、到底以前の漢人に對するものゝ比でないこと等は、近き將來に於て日本文化が大いに彼等の水準を高めることと思ふ。尙、盟で聞くと、近く日系の指導官が此の旗に入るさうであるし、旗長は日系の日語教師を切望してゐたから、之等が入る様になれば、此の旗も至短期間に面目を新にすることだらう。

我々は、本調査の全部を通じて、眞に蒙古は夜明け前だ、蒙古の黎明は今だ、と痛感した。

附 録 諸 統 計

人 口 統 計 表 (調査戸數五〇八戸)

總 人 口 一、八八九名  
男 一、〇六九名

蒙古民族生活實態調査

蒙古民族生活實態調査

戸數一〇〇に對し

人 口

男

女

男女の比率

男 一〇〇名  
女 七五・九名

夫婦數調査表 (調査戸數五〇八月)

總 數

子無き夫婦數

子有る夫婦數

内 譯

- (1) 子供一人の夫婦 一〇三組
- (2) 子供二人の夫婦 六六組
- (3) 子供三人の夫婦 五〇組
- (4) 子供四人の夫婦 一五組
- (5) 子供五人の夫婦 八組
- (6) 子供六人の夫婦 二組

(7) 子供八人の夫婦 一組

戸數一〇〇に對する比率

夫 婦 數 六八・四%

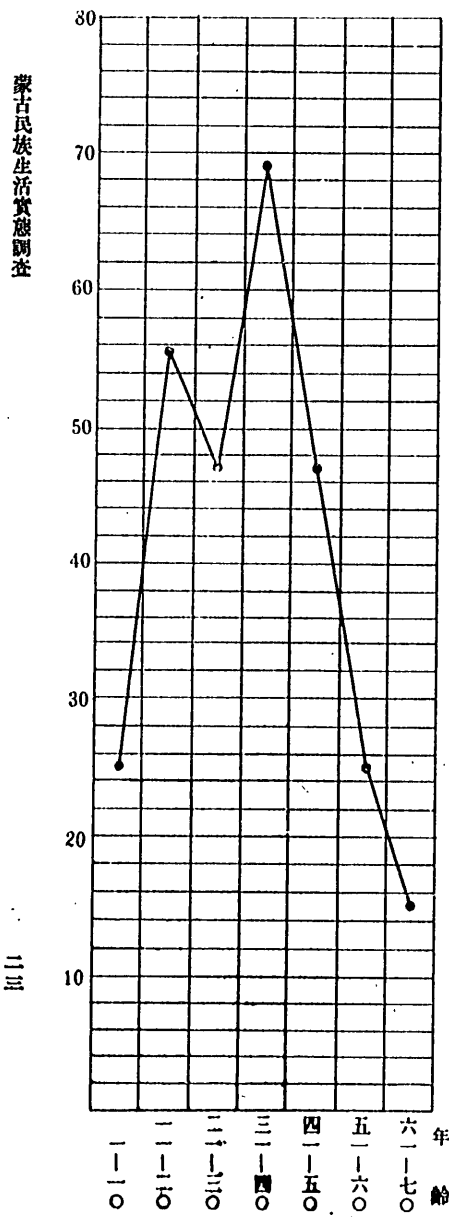
子供無き夫婦 二〇・〇%

子供有る夫婦 八〇・〇%

喇嘛僧數表

總 數 二八三名

内 譯



蒙古民族生活實態調査

男子一、〇六九名に對する一〇〇分比

普通人 一〇〇名  
喇嘛僧 二六三名

識字者數表

總數 二六〇名

內譯

字別	人		員	
	三十一歳以上	三十歳以下	計	
日蒙	二	五三	五五	
蒙古	一〇〇	六四	一六四	
支那	三〇	九	三九	
支那	二	〇	二	
計	一三二	一二四	二五六	

男子一、〇六九名に對する一〇〇分比

二四・四名

女子

蒙古字 一四歳、一六歳 各一名  
日蒙字 一五歳 一名

計 三名

所有家畜數調 (五〇八戸調査)

項目	頭數	一月當り	所有せざるもの	所有せるもの
馬	二、二二〇	四、二	二〇四	三〇四
牛	五、八二四	一、一六	二	五〇六
羊	一五、二二六	三〇、三	一七三	三三三
山羊	六、一四三	一、二二	二二六	二九二
駱駝	五九六	一、二	三九一	二一七
備考	全然家畜を所有せざるもの二七			

最高家畜所有調 (五〇八戸中より多き者を抽出)

種別	戸別	1	2	3	4	5
馬		二〇〇	一〇一	三三	一六	三三
牛		五〇	八四	五二	一〇	三三
羊		一〇〇	二二三	三六〇	二一九	一三四
山羊		一〇〇	二七	〇	二〇	三五
駱駝		四七〇	七二五	四五	四八五	五一六
計						

一ヶ年ノ使用消費量表 (其の一)

家族三名の一家

蒙古民族生活實態調査

蒙古民族生活實態調査

家族五人の一家

家族別	家族人数	白	蕎	粟	炒	砂	磚	食	酒	燻	石	被	冬	夏
1	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
2	小大人	四〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
3	小大人	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇
4	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
5	小大人	四〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇
計		一、五〇〇	四七〇	九〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇	四七〇	九〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇	四七〇	九〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇
平均		三〇〇	九四	一八〇	二四〇	三〇〇	九四	一八〇	二四〇	三〇〇	九四	一八〇	二四〇	三〇〇
備考		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

一ヶ年の使用消費量表 (其の三)

家族別	家族人数	白	蕎	粟	炒	砂	磚	食	酒	燻	石	被	冬	夏
1	小大人	四〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
2	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
3	小大人	八〇〇	三〇〇	六〇〇	五〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇
4	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
5	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
計		一、九〇〇	七〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	二〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	二〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	二〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
平均		三八〇	一七五	二五〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	二〇〇
備考		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

蒙古民族生活實態調査

家族四人の一家

家族別	家族人数	白	蕎	粟	炒	砂	磚	食	酒	燻	石	被	冬	夏
1	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
2	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
3	小大人	一、〇〇〇	三〇〇	六〇〇	五〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇
4	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
5	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
計		一、八〇〇	五八〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇
平均		三六〇	一四六	二二〇	二二五	四〇	二二〇	一八〇	二二〇	四〇	二二〇	一八〇	二二〇	一八〇
備考		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

一ヶ年の使用消費量表 (其の二)

家族別	家族人数	白	蕎	粟	炒	砂	磚	食	酒	燻	石	被	冬	夏
1	小大人	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
2	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
3	小大人	一、〇〇〇	三〇〇	六〇〇	五〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇
4	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
5	小大人	三〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇
計		一、八〇〇	五八〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇	二〇〇	一、一〇〇	九〇〇
平均		三六〇	一四六	二二〇	二二五	四〇	二二〇	一八〇	二二〇	四〇	二二〇	一八〇	二二〇	一八〇
備考		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

被石燧燐酒食磚  
冬夏

服油草寸 鹽茶

八八	〇	一	四	三	〇	〇	二
二五	三	三	三	一	〇	〇	〇
八八	六	二	二	九	四	五	三
一一	三	三	三	一	〇	〇	二
七七	三	二	二	五	〇	〇	二
二六	一	四	六	六	二	九	〇
五二	二	八	一	七	二	〇	〇

(昭和十五年十一月蒙疆連絡部調)

單位は枚  
單位は斤  
單位は十斤  
單位は箱

砂炒粟蕎白菽家  
糖米 麵麵麵別

家族人數

一〇	三〇	二〇	一〇	三〇	二〇	一	小大
五〇	二〇	八〇	三〇	四〇	五〇	二	小大
五〇	五〇	四〇	二〇	四〇	四〇	三	小大
五〇	二〇	二〇	二〇	二〇	五〇	四	小大
一〇	五〇	八〇	一〇	三〇	六〇	五	小大
八〇	一七	二四	九〇	一六	二二	計	平均
一六	三四	四八	一八	三二	四四	備考	單位は斤

家族六人の一家

一ヶ月の使用消費量表 (其の四)

被石燧燐酒食磚砂炒

服油草寸 鹽茶糖米

一一	五	一	四	一	六	一	〇
七五	七	二	四	〇	〇	五	〇
六六	二	二	二	一	二	二	〇
四四	三	一	三	一	五	二	五
六六	二	二	二	三	〇	二	四
二四	四	七	五	一	七	八	〇
四四	九	二	七	九	〇	八	〇
四八	四	二	七	八	二	〇	〇

蒙古民族生活實態調査

二八

單位は枚  
單位は斤  
單位は十斤  
單位は箱

### 事變後に於ける北支地方財政の概況

#### 目次

- 一、北支に於ける徵稅制度の現況（沿革を含む）及其の弊風
- 二、北支に於ける豫算確定の現況
- 三、北支に於ける豫算執行の現況及其の弊風
- 四、北支に於ける審計の現況及其の弊風
- 五、地方財政上より見たる學校經營の現況

#### 一、北支に於ける徵稅制度の現況及其の弊風

中國に於ける稅は國稅と地方稅とに分ち、國稅は關稅、鹽稅、統稅に、地方稅は省地方稅、縣地方稅に分つ事を得。關稅に就ては出張地の關係上調査するを得ざりしに付、他の諸稅に付其現況並に簡單なる沿革を述べん。尙國稅以外の地方稅は各省並に縣により多少の差異あるも便宜上一括記述す。

##### (一) 鹽稅

民國の鹽制は清時代の制度を用ひ、國家が鹽を製鹽者より買上げ國家自ら輸送販賣する官運官領、國家が鹽を買上げ一定の消費地に輸送したる後商人をして販賣せしむる官運民領、國家の監督の下に特許商（鹽商）をして製鹽者より鹽を買入れ一定の販賣區域に輸送販賣せしむる商運商領と、人民に自由賣買を許す民運民領とあり。併し官運は腐敗官吏不正行爲等の弊害多きを爲漸次廢止せられ、今は商運と民運の二種となれり。而して官運、商運、民運共其の

區域一定し、鹽商が生産者より買入れる數も、輸送経路も限定せらる。尙其の販賣區域は各一定し、(商運區—輸送販賣區域) 相互相侵す事も許されず、(此他に自由運銷區あり—鹽田多く販賣困難なる地方に於ては、稅を納入したる後販賣輸送に關しては、制限を附せず、稅率も亦商運區より低額なる區域)、鹽に對する徵稅は鹽田所有者の製鹽せるを鹽商が買付けたる後徵稅し、官鹽となりたるものを輸送せしめ、規定價格により販賣せしむ。尙其の鹽商には特許權所有者(業商)、特許權賃借者(行商)及び鹽取扱請負者(包商—以前國家自ら鹽の販賣をなしたるを其の後廢止せる際、主管鹽務機關と請負年限責任額販賣區域等に付契約を結び鹽の買付納稅輸送及び販賣をなす權利を貸與せられたるもの)とあり。

鹽稅は其の種類により管理局又は、各鹽場鹽務機關に於て收納し、種類並に地方に依り多少稅率を異にするも非常に高率なり。

指定田以外の地に於て製造せられたる鹽、鹽稅を納付せず販賣せられたる鹽、鹽商以外の取扱に係る鹽即ち鹽務官廳の許可を受けず製造運搬販賣し、或は運搬販賣の目的を以て貯藏せられたる鹽及び一度納稅せるも他の鹽商の販賣區域を侵し販賣せられたる鹽は總て私鹽とし、其の行爲を爲したる者は、私鹽犯として處罰せらる。如斯脫稅行爲を取締る機關を鹽警(事變前の稅警團)と言ひ、事變前は精銳なる武器を携帯し陸軍に準じ編成せられ、各鹽場及び販賣區域の主要地に駐在し、稅收の保護及び脫稅取締りに當り居りたるも、事變と同時に、共產八路軍或は遊撃隊に改編せられ、最近は大分土匪化して鹽場附近に潛伏し、治安を亂し居る状態にして、現在事變後新に編成の鹽警は裝備良好ならざる爲匪襲を受けたる際其の任務を全うし難き事あり。過般北支各地に於て、小麦粉、雜穀類不足せる際其

亦變後に於ける北支地方財政の概況

一部に動搖の色ありたる様に聞く。尙各地鹽務管理局附屬機關(硝磺處)に於ては、爆發物の原料並に化學工業上の用途ある硝石硫黄等に對する課稅事務を取扱ふ。

硝磺處に於ては從來收入増加を目標とせるも、事變後は其の課稅對照物の性質上安全第一主義を方針とし、其の使用用途に對し限定を加へたり。現在北支の治安は大部分良好となれるも遠隔の地にある鹽場附近並に運送途上には尙匪團多く鹽務機關の手に及ばざる事、又鹽商の事變に依る多大の損害廢鹽田による鹽の密造、事變の混亂により私鹽として他に流れ出したるもの多き事等の原因に依り、鹽稅徵收上少なからざる困難ありたるも、皇軍の支援、地方長官の協力に依り漸次良好に向へり。尙治安悪き鹽區に於ては、機關の常駐不能に付辦法として運送證(運單)を與へ鹽場より鹽を購入し、歸りたるを檢査し官鹽としての許可證を下附し使用せしむる事とせる地方もあり。

鹽商は特許權を以て民衆の必需品鹽の取扱を一手に納め居る爲、其の特許權を濫用し不正行爲を行ふ者多き山にて、實に鹽務行政の痛なりと思考せらる。之と共に國家必要の經費は他に適當なる財源を求め高率極まりなき現在の鹽稅率を引下げ、以て生活上缺く可からざる鹽を安價に供給するの必要緊急なりと考ふ。

### (二) 統 稅

統稅は財政部(現在財務總署)の外局たる統稅公署の下に九分局(北京、天津、唐山、芝罘、太原、石門、開封、濟南、青島)を設け、其の下に稽徵所、稽徵分所を置き徵收す。此徵稅機關は以前は其稅種に依り數箇に分立し居りたるも、同一國稅徵收機關並立しあるは徒に經費を浪費するのみならず、新中央政府成立後內國稅制度整備改善にも支障あるに依り綜合統一し、內國稅一切を舉げて徵收せしむると共に管轄區域内の附屬機關の徵收事務をも監督せしめたり。即ち事變前

全國統一せる內國稅たる統稅の收入最も多きを理由とし統稅公署とせり。而して事變後各機關を接收し先づ事變前の狀態に復歸せしめ、成る可く従前の職員を採用し組織も其儘踏襲せしめ以て中國官吏の惡習の如きも漸時禁止する方針を以て今日に及べり。各分局は直轄區域の徵稅事務を掌ると共に、稽徵所を監督し其管轄區域の徵稅事務を執行せしむ。又分局は其直轄區域内交通の要所に稽徵分所を置き監視機關とする外、統稅貨物製造工場には脫稅の取締並に納稅者と本局との間にありて納稅及免稅手續其他統稅に關する一切の事務連絡所として駐廠辦事處を置く。

以上の如き機構に依り、卷煙草、綿絲、綿布、燐寸、セメント、アルコール、ビール、サイダー、麥粉、酒、阿片、礦産物等に課稅し、其の他印花稅、所得稅公賣費等を徵收す。尙軍管理工場製品に對しては、セメントを除き普通稅率の半分を課稅す。然して脫稅發見者同じく密告者に對しては獎勵金を與へ、以て稅收の増加を計れり。舊國民政府は全國を統一せりと稱するも國內封建的勢力強大なりし爲日本、滿洲國等にて國稅として徵收しつゝある地稅、營業稅の大財源を地方財源に充つる爲地方稅と規定し、內國稅は専ら間接消費稅に依據しありて直接內國稅としては所得稅を唯一とする狀態にして、現在も其の儘實施せられつゝあり。現在各分局に日系官吏は專員として一名宛居るに過ぎず、其の爲到底充分なる監督出來ざると共に其の指導等に關しても消極的にならざるを得ざる四圍の狀況なるに依り、尙其の中國職員が舊套依然たる舊官吏多き爲中には納稅者と結託し、或は徵收稅金を誤魔化す等の不正行爲をなす者ありと聞く。

### (三) 地 方 稅

#### (イ) 省 地 方 收 入

事變後に於ける北支地方財政の概況



省に於ける地方収入の大部分をなすものは田賦にしてこの外地税、契税、商店營業税、菸酒營業牌照税、牲畜税、屠殺税、油税、牙税、當税等の各種雜税あり。

事變勃發するや各地方に於ける徵稅關係人員は殆ど土地黨帳を持ち或は隠して逃亡したる爲、田賦の徵收には非常なる困難を生じたり。依つて先づ之等の徵收手續に通曉せる者を探索宜撫採用して申票（納稅通知書）、征冊帳簿等を準備し、其事務の繁簡、鄉村の多少に依り、若干の櫃（徵收所）に分ち、徵收を開始せり。然し大部分の關係人は其の行先不明にして征冊書類等も散逸せるもの多きを爲、錢糧底札（田賦書類の控）に依り、或は里人に聞き新に黨帳を作製し、徵收を開始せる状態なり。

尙事變後各縣其の状況を異にし或は新政權未だ全縣境に及ばざるものあり、或は調査整理未了のものあり、この場合は一方に於て徵收を開始し地方に於て稅務を整理せり。又上述の方法にして實行困難なるか又特別の事情ありて徵收不能の場合は縣知事が其實情に應じ適當の處置を講ぜり。或は縣公署より假受領證を發行し借款せることもあり。但し何れの方法に依るも省の許可を必要とせり。收納せる税金は毎日金額を省公署に送金す。徵收送附の經費は省に於て決定せる率に依り控除し之に充つ。田賦の徵收完了し所定期間内に金額を送附したる縣に對しては獎勵金の規定あり。

地方収入の大宗たる田賦の納稅成績如何は地方財政上に及ぼす影響大なるものあり。然るに各地方共種々なる理由に依り田賦の滯納多きは主として戰亂による農民疲弊の爲なるは勿論なるも、其の他尙左の理由に依るものと思考せらる。

- 一、不在地主及び廢耕地多し。
- 二、不在地主に對する小作關係明瞭ならざる爲小作人が納稅を忌避す。
- 三、納稅管理人の滯納。
- 四、舊軍閥時代に於ける苛斂誅求の結果納稅を厭忌す。
- 五、地籍の不明。
- 六、納稅義務觀念の缺如。
- 七、徵收機關の徵收に積極性なきもの多し、之に對しては治安恢復に伴ひ左記の諸點を漸時實施するを要す。
  - (1) 土地調査。
    - (イ) 納稅人の把握。
    - (ロ) 土地黨帳の徹底的整理。
    - (ハ) 不均等なる等差の是正。
  - (2) 滯納處分の斷乎たる實行。
  - (3) 納稅に關する義務觀念を植えつくる爲職員自ら納稅義務を履行すると共にパンフレット其の他の方法により更に納稅促進運動を徹底す。
  - (4) 不在地主の處分。
  - (5) 地主と小作人に對する繁雜なる納稅關係を是正す。

亦變後に於ける北支地方財政の概況

事變後に於ける北支地方財政の概況

(6) 攤派の徹底的取締。

三六

(7) 農民の家計調査をし納税負擔を適正ならしむ。

牲畜等の雜税は現在尙請負制を取れる所あり。

營業税は治安既に安定せる地方に於て縣知事稅額を査定し省に提出し省の命令を待ち徵收す。治安良好ならざる縣城外等に對しては暫く調査を延期す。現在に於ても査税員にして納税商店と共謀し稅額を低減し、或は事に名を假り金員を強要する等の不良官吏多しと言ふ。

(ロ) 縣地方の收入。

縣附加税は經常と臨時とに分ち田賦と共に徵收するものにして、經常附加税は縣地方豫算（河南省の如く未だ省内各縣共豫算成立せざる地方に於ては然らず）に編入し、省公署に提出し稅率の査定を受けたる後始めて徵收を開始し得るものなり。其の稅率には限度ありてそれを超過するを得ず。

各縣豫算外臨時的に發生せる必要なる支出にして臨時附加税を徵收する以外に處置なきものに就ては、知事は事情を具し豫算書を作成し、附加稅率を定めて省公署に提出し、査定認可を経たる後始めて徵收し得。如何なる事情ありと雖も認可を経ず濫に附加稅なる名目を以て經費を捻出するを得ず。賣買紹介業附加税、牲畜附加税、妓女稅、興行稅其の他の雜稅につきても同様なり。

現在各縣下に於ける鄉村の負擔は種々なる特典あるにも拘らず愛護村最も重き様なり。又地方に於ける土地豪帳は現在多く匪團側であり、彼等は之に依り治安確定せざる地方の徵稅を實施せる爲治安不良の地域に於ては、新政

府側と、匪團側と兩方より徵稅せられ農民はその負擔加重せらる。

（豫算外徵收に關しては豫算執行の項に記述す）

## 二、北支に於ける豫算確定の現況

從來地方に於ける豫算の確定は僅かに省市が豫算規定に依つて編成せるのみにて、縣に於ては依據するものなく、豫算に關する規定ありたるも未だ施行されざる爲、適用し得ざる状態なりき。其の後民國二十四年度より全國に於ける縣豫算を一律に成立せしめたり。時の財政部は豫算と事實上の收支を一致せしむる方針のもとに豫算外收支を絶對的に禁止せり。その結果各省に於ける大多數の縣豫算は劃一的法律のもとに一律に實施せられたる旨、財政部に報告せられたり。然れども大多數の縣は、書類上のみ豫算を編成し執行は之と一致せざる事多かりき。

事變後知事の任命を見たる縣に於ては、その治安稍々確定せらるゝや豫算を編成し省に提出せり（河南省各縣は未だ豫算成立せず縣の等級を分ち補助金を交附せるのみ）。然し縣知事の任命を見たるは言へ、多くの縣に於ては縣内の或部分は治安悪く知事の權力外にある爲、縣收入の徵收し得るは縣城より遠からざる地域に限られ、事變前に比し、其の額極めて少く、之に反し支出は戦後の荒廢に依り相當額に上れる爲、少き收入に對し多額の支出を要す。従つて豫算の編成も省よりの補助金を多額に計上せざるを得ざる状態なるも、省收入は政府の補助金の外は各縣に於ける省收入に依るを以て（縣の收入減は省の收入減となる）縣に於て編成せる豫算に對し相當の斧鉞を加へざるを得ざる状態なり。これが爲次項に述べる豫算執行に當つては、事實豫算通り實施する事困難なり。勿論一部の縣に對しては、縣

事變後に於ける北支地方財政の概況

三七

政恢復費模範縣補助費等の名義により、軍又は省より補助を與へらるゝ事あるも、全般を通じ必ずしも然らざる爲豫算實施困難なる場合多し。

### 三、北支に於ける豫算執行の現況及其の弊風

豫算成立の眞の作用發揮せらるゝは其の切實なる執行に俟つ、依つて舊國民政府は次の如き豫算の執行辦法を發布せり。

- (1) 地方豫算は其の審査決定後縣市政府が多數を印刷し、縣城鄉鎮に配布し、且つ同地方で發行又は販賣さるゝ新聞に其の全文を載せ、以て人民に通知せしむべし。
- (2) 自今地方の總ての收支は絶對的に豫算範圍を遵守すべし。豫算或は法令にて許可せられたる範圍外に亘つて徵收する者に對しては、之を處罰す。

又豫算或は法令にて許されたる範圍外に支出をなす者に對しては、之を辨償せしむると共に處分す。

- (3) 人民は豫算或は法令の許可せる以外の徵税に對し納付の義務を負はざる外上級官廳に對し告發することを得。
- (4) 豫算公布せられたる後は重大なる變化なき限り、之が改正を申請し得ざるものとす。財政部は各省に對し、之が勵行を嚴に督促し、以て從來の形式的執行の弊を矯正すべし。

然し其の後も依然として縣豫算は表面的には收支均衡を保持し居るも、實際に於ては然らざるもの大多數を占め居る状態なり。

如斯表面的なる收支の均衡を保持する最大原因は、縣豫算の裁量權を省が掌握し、其の意思に叛き難き爲、概算編成の際往々虚偽の收入を加へ、又は支出を減じ、以て其の均衡を保持し省の反駁を避けんとす、若し實情に基き概算を編成せば省は往々地方事情を無視し、大削減をなし、表面上の收支均衡を保持せしめ、然かもこの間官吏が自己の私腹を肥す爲の悪意が介在する事も多かりき。

事變後に於ては收入支出が一致せざる情勢にある(治安其の他の關係上收入減じ戦後荒廢復舊の爲支出増加)を省其の他に於ても認め居る爲、如斯虚偽の收入を加算してまで一致せしむる必要無きに到りたるも、提出せる豫算を削減する事に變り無く、且豫測し得ざる臨時的支出(例へば軍に於て治安確保の爲軍用道路を至急建設する必要起りたるも、其の軍に於て支出し得る金額が實際必要なる額に達せざるが如き場合、其の地方に於ては之に對し不足分の勞力又は物資に依る支出を爲し、之に支拂を爲すが如き)非常に増加せるも、之に對し事前一々上級官廳の認可を受ける暇なき爲、止むを得ず臨時的なる攤款として強制的に徵收せざるを得ざる事あり、又全然別途處理せられ縣の收入として表面に現はれざる場合もあり。攤款多き時は民衆の困苦甚だしきにより之等を禁止する爲、河南省に於ては地方税率を上げる事を議決せるも未だ實施せず。

現在の地方官吏中には惡辣なる者あり、日系顧問輔佐官連絡員等が極めて少數にして、充分細かく監督し得ざるに乘じ、收入を私し、又餘分に徵收し、或は虚偽の支出を爲す等、絶對に許す可からざる背德行爲を爲すもの有り且聞く。此等は所謂舊官僚にして、舊國民政府時代より彼等の實施せる惡事を現在も用ひ居るものにして、唯其のやり方が巧みになりたるのみなりと。眞偽の程は確め得ざれ共、現在或地方に於ては新舊知事交替の際、其の引繼をうまく

やる技術的手腕を有するものが、職業として代りに引繼を行ひ、舊知事在職中の不正を覆隠し多額の報酬を得て居る様なり。

#### 四、北支に於ける審計の現況及其弊風

清時代に於ては審計の如きもの無く、縣に於ては新舊縣長交替の時、當時縣政府を辨理せる錢穀師爺に依つて取締はれ後、後任縣長に審計の上交替接收せられた、従つて數年に亘つて行はれる收支會計は勝手に混亂せしめられたり。其の後事後審計が稍、發達し、漸次一般に行はるゝ様になれり、然れ共其の内容果して何程の確實性あるやは一一般に考へられず、單なる一種の形式的手續きとなれり。事變後現在に於ては、各部及政府直轄機關、各特別市、省に對しては行政委員會審計處（現在政務委員會審計局）が事前、事後審計をなし、市竝に縣に於ては管下の全支出の審計は財政局長に提出せられその審計を受け省長に出す。然れ共其の審計は現在に於ても形式に流れ完全なる審査爲されざるもの多く、上級官廳に於ても同様にして、唯其の掌にある者が自己の仕事振りを認識せしむる爲時に審計の結果に付更に調査を爲す程度なり。

#### 五、地方財政上より見たる學校經營の現況

中國に於ては舊國民政府成立以來莫大なる經費を投じて各省市に學校を設立せるも、其の大多數は都市地帯に偏在し、各鄉村には依然普及せず各地方の無學民衆に對しては何等の救済方法も講ぜられず、國民教育の機會極めて不均

等なりき。事變後各地方に於ては其の収入の僅少なるに反し治安維持の爲の警察費竝に戰後復興の爲の建設費に對する支出多き爲、教育機關復舊の經費を充分に支出し得ず、他而學校の建築物設備を他の用途に當て居るも多く、開校せる學校數は全般を通じ事變前の半數にも満たざる状態なり（現在尙未占領地域にある學校も相當數あり）。又開校せる學校も經費充分ならざるに加へて、最近の物價騰貴の爲其經營頗る困難なる状態にあるもの多し。然れ共これは治安恢復に依る地方収入増加に伴ふ教育經費の増額により漸次解決の途につくものと思料せらる。

（昭和十五年十月華北連絡部調）

# 家畜家禽調査報告

## 目次

### 緒言

- 第一章 従来の統計批判
  - (イ) 平度縣戸別調査表
  - (ロ) 高密縣戸別調査表
  - (ハ) 諸城縣部落別調査表
  - (ニ) 戸別調査表より算出せる縣別家畜家禽飼養戸數表
  - (ホ) 戸別調査表を基礎として縣別戸數、人口、耕作地面積より算出せる飼養頭羽數
  - (ヘ) 本調査に依る飼養戸數並飼養頭數と支那側唯一の統計たる民國二十三年中國實業誌の其れとの比較
- 第二章 牛
  - (イ) 畜牛と農耕との關係
  - (ロ) 牛舎と飼料
  - (ハ) 種類と體型
- (ニ) 繁殖と移動並價格
- 第三章 豚
  - (イ) 頭數及種類
  - (ロ) 飼育と價格
- 第四章 驢、騾、馬
  - (イ) 驢
  - (ロ) 騾
  - (ハ) 馬
- 第五章 羊、山羊
  - (イ) 羊
  - (ロ) 山羊
- 第六章 鶏
- 第七章 家畜の去勢法
- 第八章 屠畜狀況
- 第九章 畜産物
  - (イ) 牛皮
  - (ロ) 豚皮

## 第十四章 結論

### 附

- 披縣調査表 (縣公署調)
- 有畜農家の家計調査
- 内臟其他の利用
- 土壤分析成績
- 家畜家禽戸別調査表

## はしがき

本調査報告は昭和十五年三月興亜院より在青島帝國總領事館附設調査所に依頼調査せしめたる、山東省平度、高密諸城三縣下の家畜家禽事情にして、本篇調査報告は主として同所原田文雄(平度)山徳次郎(高密)諸城)之れを擔當せり。

## 緒言

山東の畜産は本邦に於ける食肉並に皮革等の一大供給資源として、夙に着目せられ、又山東三千萬民衆の九割を占むる農家は、有畜農耕なれば日本の北支指導根本方針の所謂農業立國の見地よりも、其重要性を叫ばれつゝありと雖も、其真相視察調査は從來治安關係等により極めて困難視され、從て畜産指導の根本を爲す統計等も頗る區々にして、其見るべきものなかりしが、今回の調査により有畜農耕實態の一端を解剖し得たり。之現地皇軍當局の協力援助されし賜なりと史料す。



耕作地面積の單位は各地各様なれど、一畝が本邦の四一六坪なるもの最も多きを以て、之に該當せざるものは總て換算して記載せり。

(口)高密縣戸別調査表 (其の一)

部落別	牛	猪	去勢	計	牛	猪	去勢	計	耕作地	摘	要
大王家庄	二五九	三	二	二六二	三八	一	三九	三八	一四六	八	
娘々廟	九	一	一	一二	三	一	四	三	四五	四	
老木田	三三	一	一	三五	四	一	五	四	七	一	
許家庄	三三	一	一	三五	一	一	二	二	二四	二	
官庄	四	一	一	六	一	一	二	二	一	一	
姜庄	九	一	一	一一	三	一	四	三	四八	一	
計	一〇二	三	三	一〇八	三八	一	四二	三八	一八四	八	

部落別	鶏	戸	數	大		小	人	計	耕作地	摘	要
				男	女						
大王家庄	一九一	一	一三三	三二七	二八八	二五一	八五六	五三一			
娘々廟	六七	一	五二	一一三	一一三	一一六	三五二	二三一			
老木田	一四四	一	七三	一五四	一七三	一一六	四四三	五四九			
許家庄	一三六	一	九六	二二四	一九五	一五九	五七八	三四三			
官庄	五九	一	三〇	五七	七四	五五	一八六	六五			
計	七三六	五	四七三	一,〇二一	一,〇二六	八三一	二,八八五	一,九五六			

(其の二) 高密縣戸別調査表

姜庄 一三九 九〇 一六六 一八三 一三一 四八〇 二三七  
 計 七三六 四七三 一,〇二一 一,〇二六 八三一 二,八八五 一,九五六

(ハ)諸城縣部落別調査表

治安關係其他により平度、高密と同一様式を以て戸別調査するを得ざりき。

部落別	牛	豚	驢	鶏	戸數	人口	耕作地
宋家莊子	二八	三三	二八	五〇	八〇	四四〇	一,〇〇〇
枳澇	五五	二五	八〇	九〇〇	一,八五〇	六〇〇	一,〇〇〇
石橋	三六	五〇	二六	三〇〇	八〇	四五〇	三〇〇
八里莊	二五	二六	二九	一八〇	六〇	四〇〇	三〇〇
後趙池	四五	三〇	四五	三〇〇	一七五	九〇〇	二七五
西大行寺	五八	五〇	六三	四〇〇	二〇〇	一,一〇〇	三〇〇
計	二四七	二二三	二七一	一,〇二〇	八九五	五,一四〇	二,七八五

(ニ)戸別調査表(諸城縣は部落別調査表)より算出せる縣別家畜家禽飼養戸數表

區分	牛	豚	驢	鶏
平度縣 (戸數一八七、一七九)	二六、一五三	一〇、三四六	六六、二四七	一一、四九六
高密縣 (戸數九二、四五二)	三三、五八八	一、五七五	三一、八五八	一、三九九
計	五九、七四一	一一、九二一	九八、一〇五	一二、九九二



諸城縣 (戶數九一、九〇八)

區分	牛	豚	騾	馬
飼養戸數	二五、三六六	二一、〇四六	二七、七五六	一、〇三〇
				九一、二七八

(ホ) 戸別調査表を基礎として縣別戸數、人口、耕作地面積より算出せる飼養頭數

平度縣

區分	牛	豚	騾	馬	鶏	摘
戸數より	二六、七一九	二四、二二七	六九、六七一	一三、三六〇	二八二、五六四	總戸數一八七、一七九
人口より	二四、七三三	二二、四六二	六四、四六二	一二、四九四	二六一、四三九	總人口八六三、二三五
耕作地より	三三、八一〇	二九、八二二	八五、五五五	一六、四〇六	三四七、四九四	總耕作地一一四七、四九七畝
平均	二八、〇八四	二五、五〇〇	七三、二二九	一四、〇八七	二九七、一六六	

備考 總戸數、總人口、總耕作地は縣公署の調査に依る

高密縣

區分	牛	豚	騾	馬	鶏	摘
戸數より	二五、五九九	三、九〇一	三五、九六三	一、五六二	一四三、八五三	總戸數九二、四五二
人口より	二三、三四〇	三、五六五	三三、七九〇	一、三九四	一三一、一六三	總人口五一六、三九一
耕作地より	二六、九一四	四、一〇三	三七、八二二	一、六四五	一五一、二七〇	總耕作地四〇二、三二六畝
平均	二五、二八四	三、八五五	三五、五二五	一、五三三	一四二、〇九五	

備考 總戸數、總人口、總耕作地は縣公署の調査に依る

諸城縣

區分	牛	豚	騾	馬	鶏	摘
戸數より	二五、三六六	二一、〇四六	二七、七五六	一、〇三〇	二五三、六六六	總戸數九一、九〇八

(イ) 本調査に依る飼養戸數並飼養頭數を支那側唯一の統計たる  
 民國廿三年中國實業誌の其れと比較せば左記の如し

人口より	三〇、〇八五	二〇、八九一	三三、九六三	一、二二三	三〇〇、八五九	總人口六二五、四八八
耕作地より	三五、五四五	三〇、六一八	三九、一四一	一、四三八	三五五、四七四	總耕作地四〇〇、七六〇畝
平均	三〇、三三三	二四、一八五	三三、二七八	一、三三三	三〇三、三三三	

備考 總戸數、總人口、總耕作地は縣公署の調査に依る

區分	飼養戸數	頭數	飼養戸數	頭數	飼養戸數	頭數	摘
平度縣	中國實業誌	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	七、〇〇〇	八〇、〇〇〇
	調査班	二六、一五三	二八、〇八四	一一、四九六	一四、〇八七	六六、二四七	七三、二二九
高密縣	中國實業誌	三六、六五〇	四〇、〇〇〇	六、二四〇	七、〇〇〇	三三、二七〇	四〇、〇〇〇
	調査班	二二、五八八	二五、二八四	一、四〇〇	一、五三三	三三、二二二	三五、五二五
諸城縣	中國實業誌	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇
	調査班	二五、三六六	三〇、三三三	一、〇二〇	一、二二三	二七、七五六	三三、七七八

### 第二章 牛

(イ) 畜牛と農耕との關係

平度縣に於ては農家の一三・九%高密縣二四・四%諸城縣二七・七%之を飼養す。飼育目的は農耕及び運搬等の畜力を得る爲、及び充分使役後老年に移行前發育完成の時期を選び相當利潤を得て賣却する爲にして、農耕に際し速度と



力量の調節を目的として驢或は騾を併用する關係上、概して裕福なる農家にては驢又は騾を共に飼養す。飼養目的として更に肥料資源獲得の意義も頗る大なり（糞の利用に付ては別途記載す）と雖も、驢と異なり製粉能力皆無なる點及び驢、騾よりも購入價格比較的高價にして飼料に費用を要する點等より、運搬業を営なまざる小農は單獨にて飼養するもの少し。

農家の耕地の畜牛頭數との關係を表示せば左の如し。但し諸城縣は部落別調査の爲不詳。

平度縣

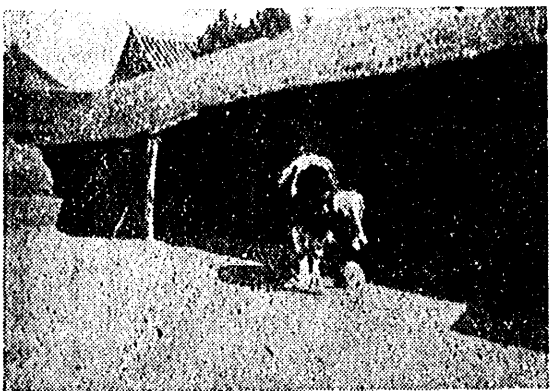
耕作/區分	牛一頭のみを飼養するもの	牛のみ二頭以上を飼養するもの	牛一頭と驢或は騾を飼養するもの	牛二頭以上と驢或は騾を飼養するもの	摘要
十畝以下	五八	一	八三	一	
十五畝以下	三	一	二三	一	
二十畝以下	一	一	二	一	
廿一畝以上	一	一	八	一	
計	六二	三	一一六	三	

高密縣

耕作/區分	牛一頭のみを飼養するもの	牛のみ二頭以上を飼養するもの	牛一頭と驢或は騾を飼養するもの	牛二頭以上と驢或は騾を飼養するもの	摘要
十畝以下	六〇	二	四五	一	
十五畝以下	一	一	一三	一	
二十畝以下	一	一	三	一	
廿一畝以上	一	一	一	一	
計	六二	三	六八	三	

耕作/區分	牛一頭のみを飼養するもの	牛のみ二頭以上を飼養するもの	牛一頭と驢或は騾を飼養するもの	牛二頭以上と驢或は騾を飼養するもの	摘要
廿一畝以上	一	一	三	一	
計	六四	三	六四	一	

牛舎 (平度縣昌里)



家畜調査報告

平度縣に於ける調査戸數一、三〇三戸中畜牛を有するものは一八二戸にして、其耕作地面積は平均八、七三畝高密縣調査戸數四七三戸中畜牛を有するものは二九戸、耕作地面積九一九畝にして平均七、一二畝なり。小農が共同飼養のものは平度縣一八六頭調査中二五頭、高密縣一三一頭調査中一〇頭にして比較的僅かなり。

(ロ) 牛舎と飼料

特に牛舎と稱すべき設備あるもの殆ど稀なりと謂も自營の爲嚴重なる培壁を圍らせる屋敷内の軒下に粗造なる土壁を補造し牛舎となし又雨覆もなき培壁中に繋留せるものも相當散見せり、糞は土糞として使用する關係上、糞尿は餘す處なく利用するも、平素之が所置は怠慢にして夏季雨天の際などは頗る不潔の状態なるべきを豫想し得らるゝものあり。飼料として夏季専ら青草を食せしむるも、夏季以外は麥稈、粟殼、大豆殼、高粱殼、落花生莖及諸莖等を給す、濃厚飼料として麩、大豆を稀に給與す。

(八) 種類と體型

種類は主として所謂黃牛中山東牛と稱せらるゝもの多きも高密、諸城に於ては一割程度の河南牛型を認めたり。

河南牛寫眞



體型は大農に飼養するものは大型の優良牛多きも中農以下にては年齢若く又小型のものを好んで飼養する傾向あり、平度縣に於ける調査牛三一頭及高密縣調査牛一三二頭の體重を平均せば約三二〇斤なり、之平度、高密地方が人口稠密にして農耕多く、然も其農法集約的なれば一般に大なるものよりは小にして給飼少量なるものを好むが爲なり、又使役に便ならんとして體軀大なるものは生後十ヶ月乃至十二ヶ月小なるものは二才を以て交配せしめて後、去勢するを以て一、二才の未成牛が種牝牛の代用となり、之によりて増殖せられしものは勢ひ體軀小ならざるを得ざるなり、蓋し去勢前交配せしむるは去勢後の發育順調なりとの習慣に基くものなるが如し。

(二) 繁殖と移動並價格

從來魯東地區が繁殖地域に非ずして使役地帯なりと見做れしも、種牝牛極めて小數ながら飼育され、又假令妊娠率低きと雖も幼牛をして去勢前に交配せしむる習慣とより推して、相當數の繁殖あるを認められ、平度の戸別調査中生後幾何の日數も經過せざる

ものを見受け、又調査により約二割は知人其他にて繁殖せられしものを其儘飼育し、他の約八割は家畜市場にて交換或は購入せるを知るを得たり。

移動狀況は頗る多岐多様なり平度縣關底市場仲買人の區々の談を綜合するに、市場にて販賣或は交換さるゝ牝の相當數は山東省中河南省に隣接する地域より省内家畜市場を轉々として來れるもの(事變前と比較し減少の傾向あるが如し)と諸城縣附近より來れるもの及平度縣に於て生産されしもの若干を含むが如し。

平度縣にては殆ど河南型を見ずと雖も高密縣に於ては一割程度の河南型を飼養するを見、又亭口市場に在りては山東型と河南型の中間に屬する濟寧型(河南型より鬃甲稍低く山東型より四肢長し)とも稱すべきものを相當認めたるを以て、河南或は山東省黃河流域の南部より移動し來れるものも相當ある事を認めらるゝと共に、平度駐在の皇軍が萊陽平度間の道路偵察の途次平度縣より萊陽、掖縣方面に十數頭乃至二十數頭よりなる牛群の移動に際會せる事屢々なりとの言より考察するに、魯東地域中飼養頭數多き諸城縣、高密縣、平度縣附近より比較的飼養頭數少なき半島部に移動さるゝ事を認めせらるゝ、移動媒介をなすは専ら家畜市場なり。

牛價は需要並年齢、品質等に依り區々なりと雖も現價格(立値)平均一疋四角程度なり、從來の價格は昭和十二年三月一疋二角四分昭和十三年三月一疋二角二分昭和十四年三月一疋二角五分なりしと賣買に際しては斤(一六〇匁)を使用するも秤衡せずして専ら目算に依る。

平度縣高密縣に於ける家畜市場及其開期左の如し。  
平度縣市場

家畜家禽調查報告

市 集	開 期	市 集 狀 況
縣城東南城角	每 八日	魚肉、菜蔬、糧米、雜貨、雞及雞卵
東 埠	每三、八日	牲畜、糧草、菜蔬、落花生
七 理 河 子	每 一、六日	同 上
古 觀	每五、十日	糧食、菜蔬、雞肉、魚、鴨、生油、豆油、煙紙、雜貨
蘇 州	每 一、六日	同 上
香 店	每五、十日	糧食、菜蔬、雞、鴨、魚肉、豚、煙紙、雜貨
仲 莊	每三、八日	糧食、菜蔬、雞、魚肉、煙紙、雜貨
張 莊	每二、七日	牲畜、糧米、菜蔬、雞、鴨、魚肉、煙紙、雜貨
祝 溝	每四、九日	牲畜、糧米、菜蔬、雞、鴨、魚肉、落花生、木料
店 子	每二、七日	同 上
孟 莊	每三、八日	同 上
三 堤	每四、九日	同 上
呂 集	每五、十日	同 上
新 河	每二、七日	同 上
官 莊	每三、八日	同 上
門 莊	每 一、六日	同 上
辛 莊	每五、十日	同 上
嬌 莊	每三、八日	同 上
張 莊	每四、九日	同 上
張 莊	每四、九日	同 上
馬 莊	每四、九日	同 上

家畜家禽調查報告

高 哥	每五、十日	同 上
洪 莊	每三、八日	同 上
葛 莊	每四、九日	同 上
萬 莊	每四、九日	同 上
關 家	每 一、六日	同 上
唐 底	每三、八日	同 上
門 村	每五、十日	同 上
亭 口	每五、十日	同 上
城 子	每 一、六日	牲畜、五穀、菜蔬、雞、豚肉、魚
昌 里	每二、七日	同 上
灰 埠	每五、十日	同 上
遊 埠	每二、七日	同 上
長 樂	每 一、六日	同 上
高 山	每五、十日	牲畜、糧米、菜蔬、雞、鴨、魚、落花生、甜用草
徐 里	每三、八日	同 上
郭 家	每 一、六日	同 上
崔 台	每二、七日	同 上
興 莊	每四、九日	同 上
陶 莊	每三、八日	同 上
舊 店	每 一、六日	同 上
田 莊	每二、七日	同 上
白 格	每 一、六日	同 上
白 埠	每二、七日	同 上
白 埠	每三、八日	同 上
白 埠	每四、九日	同 上
白 埠	每五、十日	同 上

高密縣重要市場 (○印には家畜の出陳あるものとす)

區別	開期	出陳品
第一區	一・六日	東關南關
第二區	二・七日	○西關南關
第三區	三・八日	西關南關
第四區	四・九日	○和城張魯集
第五區	五・十日	穀物・木炭・雜貨・蔬菜・食料品・布疋類
第六區	一・六日	河灘
第七區	二・七日	張魯集
第八區	三・八日	同
第九區	四・九日	同
第十區	五・十日	同

高密縣重要市場 (山會) (會期は場所により一、二日又は三、四日間とす)

山會地	會期	出陳品
第一區南關	二月八日、十月十八日	牲畜・穀物・蔬菜・雜貨・布疋類・建築用材
第二區張魯	四月十八日、十月一日	同
第三區柏城	二月廿六日、十二月十六日	同
第四區距城河	四月八日、十月六日	同
第五區夏莊	二月十二日、十一月二日	同
第六區金寶山	三月三日、九月十九日	同
第七區尤泉集	三月十九日、九月十九日	同
第八區坊嶺	三月十九日、九月十九日	同
第九區呼泉莊	三月廿三日、十月十三日	同
第十區注溝	二月十四日、十一月十四日	同
第十一區雙羊店	四月十七日、九月十七日	同
第十二區井溝	四月廿四日、九月廿四日	同
第十三區城律	三月廿一日、十月十一日	同

各縣とも市場に於て牛を賣買せるもの双方より一元宛徴收することとなり居るも、高密縣に於ては未だ實施せず、平度縣にては治安關係其他により實施困難なるものあり、蓋し本稅は従前紅白稅と稱し、其の徴收には兎角の論議ありたるものにして、昭和七年十一月日本内地農村の疲弊に依る家畜の亂賣及爲替關係並支那側の輸出牛に對する課稅の増徴、其他に依り青島牛肉日本向輸出極度に不振に陥りたる際、其の打開策として青島生牛肉輸出同業組合が課稅の輕減撤廢方を舊山東省政府に交渉せる際、撤廢せられしものなれども、其の後縣に依りては復活徴收し來りた

るものにして、現下過渡的時期然も各縣の稅政確立せざる秋なれば之が徵收又止むを得ざるべし。

### 第三章 豚

#### (イ) 頭數及種類

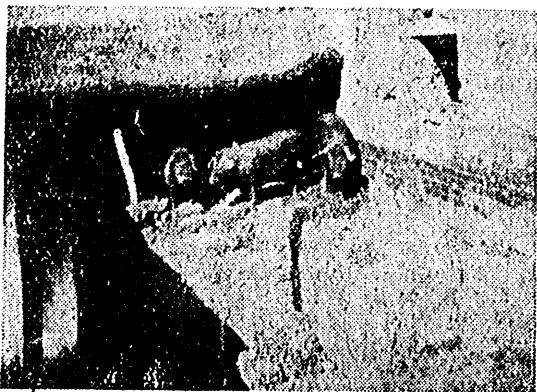
肉は支那人の食糧として重要なを以て飼養頭數相當多數なるべきを豫想せる處、平度縣に於ては戸數の五、五%飼養し、其の推定頭數二五、五〇〇高密縣は戸數の一、七%飼養し其の頭數三、八五五諸城縣は戸數の二二、九%飼養し頭數二四、一八五と推定せられ、意外に少數なるに一驚を喫したり、之現在農村の疲弊と小麦及雜穀類の騰貴に依り従來豚の飼料とせる諸の粟及其の莖等を下層農民が食物とする關係上頗る騰貴し、事變前乾燥諸葉一斤(一六〇匁)一分程度のもが現在六分乃至七分程度にて賣買さるゝ爲、一般に豚を飼養し得ざるものなるべし、故に之を飼養するは比較的富裕なる農家なり。

種類は在來種にして洋種或は雜種を見ず、農家にして飼養するものは一戸當二―三頭程度最も多く生後三―四ヶ月體重一五匁乃至二〇匁程度のもの(牡は既に去勢)を市場より購入するを普通とす。其の價格は地方により多少の高低あるも生體一疋約四角なり。

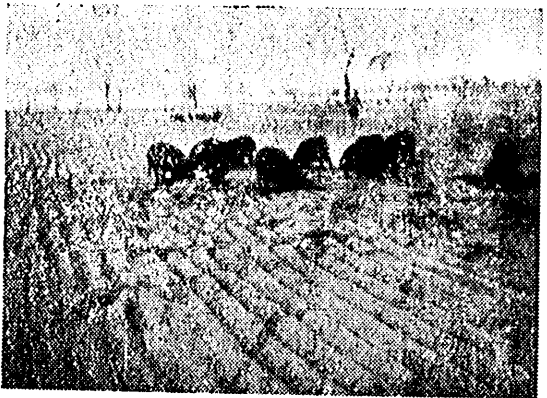
#### (ロ) 飼育と價格

豚舎は農家の墻壁内の一隅便所に隣接する所等に土壁を圍らし雨覆なきもの大部分を占め、糞尿の中に飼育し不潔を極む。

豚舎寫眞



平度の豚放飼寫眞



諸等の枯葉或は根莖等を食せしむる爲にして、飼主は何人の畠たるを問はず適當なる箇所に彼等を誘ひて移動す、豚は絶えず鼻頭を以て土を掘起し然も糞尿を垂れ多少畠に肥料を與ふるを以て、耕作者も自己の畠に入る事を意に介せざるもの如し、高密縣にても同様放飼をなすも同地方の調査が三月下旬にして既に小麦も相當に生長し、未播種の畠も稀なりし爲之を見るを得ざりき、放飼者の言を綜合す

るに之等の豚は昨年秋季末自己の豚舎に於て繁殖されしものにして、一腹乃至二腹のものなりと、依て彼等は頗る多産にして、一腹にて最も多きものは能く二〇頭以上を生むが如し、放飼は農閑季を利用し農民中の有經驗者が副業的に行

ふものにして約一ヶ年を経過したる後市場に於て之を販賣す。

生豚の價格は地方に依り多少の相違あるも六〇疋程度のもので單價五乃至六角なり。

飼料は諸葉、諸草、粟穀等を主とす、一般に給飼不足し其の量頗る區々なり、濃厚飼料の給與に至りては實に僅少なれば體軀瘦瘠せるもの多し平均體重八〇疋程度なり。

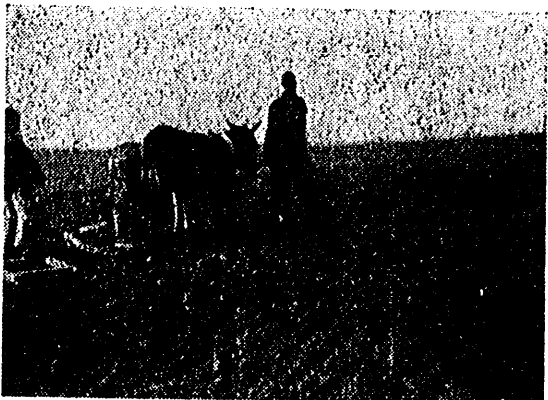
### 第四章 驢、騾、馬

#### (イ) 驢

平度縣に於ては農家の三五%高密縣にては三四%諸城縣三〇%を飼養し他の家畜に比し高率なり、之性柔順體質強健小型にして粗食に堪へ一時に大なる力量を要せざる仕事に對しては永續力ありて耕作、徒歩の速度比較的速く然も礦子(石臼)の周圍を機械的に廻る製粉能力に長じ、相當繁殖あるを以て牛驢に比し頗る廉價にて購入し得る長所あればなり。

驢のみを飼養する農家には特に厩舎を設くるもの少く、殆ど物置小屋の一隅を之に代用す、飼料は牛の夫れと略同様に於て青草なき季節には主として麥稈、高粱穀、粟穀其他を混合し、成驢に於ては一日九疋程度を給するも濃厚飼料の給與は牛に比し更に少し、平度縣店子調査に依れば成驢二〇頭の體型調査の結果平均體長一、〇五米、體高一、一〇米、胸圍一、一五米、管圍〇、一二米、推定體重二二〇疋にして其の能力は平坦地積載重一二〇疋、鞍引時間一二時間山岳地帯積載重六〇疋ならん。老齡使用に堪へざるものは屠殺せられ肉は農民の食糧となり一疋三角乃至四角にて賣買さる。

驢の農耕寫眞



て賣買さる。

驢は専ら市場に於て賣買され價格は年齡體格の外毛色の如何に依り大差ありて一頭一五元より最高一二〇元程度なり。

#### (ロ) 騾

平度縣に於ては農家の約六、一%高密縣にては約一、五%諸城縣一、一%を飼養す價格は一頭三〇元より二二〇元程度なり、之を飼育する農家は比較的富裕なり。

騾は頗る頑健なる體質にして粗食に堪へ、且使用年限永く滿二歳より二〇歳近くに及ぶ積載能力牛に劣るも、平坦地に於ける歩行及耕作速度は牛よりも速なる特質あり、肉及皮は牛の夫れに比し低廉なるに之を飼養するもの多きは専ら此の速度を尊ぶ爲にして、耕地が遠距離にある場合の如き特に騾を必要とするが如し、牡は牝より形體毛色馬に近きもの多し、平度高密諸城地方調査範圍内に於ては軍馬を除き馬を發見し得ざりしも農夫の曾に依れば平度高密兩縣とも若干の牝馬ありて騾を生産すと云ふも牝馬の頭數極めて少數なる爲騾も亦比較的少數にして高價なり。

厩舎は牛の夫れと同一にして多數の牛驢を飼養する豪農以外は牛驢を同一厩舎に繋飼す。

飼料は騾と大差なきも其の量に於て多少の相違あり。

平度縣蘭底に於て調査せる騾二〇頭の平均體型及體重は左の如し。

體長	體高	胸圍	管圍	推定體重	一日の飼料
一、四〇米	一、三五米	一、四九米	〇、二七米	三一〇斤	一〇、〇斤

農夫の言を以て其の能力を推定するに左の如し。

平地地積積載量	一日糶引時間	山岳地帯積載量
一五〇—二四〇斤	一一時間	二二〇斤—一五〇斤

(二) 馬

平度、高密、諸城各縣は從來馬産地に非ざれば其の頭數少なきは當然なるも、騾の飼養頭數より推して其の母系として若干の飼育あるは事實なりと雖も皇軍軍馬及平度中國守備隊の使用する「サラブレッド」及蒙古系の去勢馬以外農家にて飼養するを聞及せざりき、元來山東馬は性温順、體軀小にして粗放なる飼養管理に堪へ得ると雖も、諸種の能力の點に於て蒙古馬、海拉爾馬に及ばざること遠しと稱せらる、之専ら氣候風土の關係に依るべしと史料さるゝも、舊政府當事者が之が改良に意を致さず競馬を開催するも徒らに只博奕徵稅の具とせしこと等も其の一因なるべし。

魯東地區の馬産は皇軍の現地徵稅に利便の爲相當重要性あるも耕地多く牧野少き點及農家の經濟並習慣上より推して大なる期待はなし得ざるべし、青島に於ける競馬は馬事思想の普及並改良増殖の一助として適當なる機會に新事態に適應せる組織を以て舉行するを至當と史料す。

第五章 羊、山羊

(イ) 羊

一頭も自撃せざりしが平度縣高望山麓盤古庄調査に際し農民より隣接村に二—三百頭飼養するを聞けるも、治安頗る險惡なる北東部の山麓地帯なるを以て調査不能なりき、從て其の飼養狀況を詳述するを得ず、昭和十四年縣公署の調査に依れば飼養頭數平度縣三、五四四頭、高密縣二五〇頭、諸城縣五、〇〇〇頭と稱せらる。

(ロ) 山羊

調査地域には飼養頭數極めて少きも其の種類區々にして支那種は其の特徴として毛長く角灣曲せず多くは黒色にして稀に白色又は灰色のものあり、之に比し雜種其の數多きも何種に屬するや識別困難にして稀に在來種と英蘭種との雜種をも發見せり。

飼養目的は主として肉用なるも調査地域内に回教徒少きは飼養頭數僅少なる理由なるべし、皮は専ら敷物に利用す。

第六章 鶏

平度縣に於ては調査戸數の六七%飼養し縣の戸數、人口、耕作地等より算出せる縣内推定數は約二九七、一六六羽なり、高密縣は五八%にして推定羽數一四二、〇九五諸城縣は九九%推定羽數三〇三、三三三なり。純農部落に於ては毎戸平均二羽乃至三羽、半農部落に於ては毎戸平均一羽乃至二羽を飼養す、種類は在來種にして成雌一羽の體重一

胚半乃至二胚程度のもの最も多し、飼養目的は卵用、肉用と確然たる區別なく生産なき五六歳に至るまで飼養せば市場に於て賣却す。

飼養管理法極めて簡單にして家屋周囲に土壁を廻らせる爲、其の中に放飼し鶏舎の設置あるものを見ざるも殆ど各戸木製或は土製の巢箱を設け、飼料は殆ど給せず殊に目下農家の經濟困難せる爲此の傾向甚しく周囲の土壁に出入用の穴を穿ち自由出入せしめ昆虫雜草等を啄ましむ、雄少數にして雌のみ二、三羽飼養するもの多きも雄のみ二羽飼養するものも發見せり、之雌斃せるも之を補ひ得ざる爲其の儘となしつゝあるものなりと謂ふ、飼料極端に不足なれば産卵極度に尠く極端なるは一ヶ年三〇個と稱し或は四五個又は八〇個、一〇〇個と稱す、飼養者の言を綜合考察するに一ヶ年約八〇個を以て妥當と思料さる、一般農民は常時之を食する事なく貯藏し(特に貯藏法を講ぜず)仲買人を經或は市場に於て賣却す價格は一個五分乃至六分程度なり、卵は一律に黄殼にして卵黄頗る濃黄なり、兩底に於て購入せる百個を調査せるに重量平均一三匁八にして卵内容物は殼一〇、八%、卵黄三三、三%、卵白五五、九%にして土質の關係上飼料に炭酸石灰を多量に含む爲、卵殼比較的厚し、尙一般に卵黄は大なり。

雛は自家に於て孵化せしむる事稀にして、特定の營業者より購入す、之鶏自體就眞性に乏しきに起因するが如し、營業者の孵化方法は専ら温突式のものにして簡單なる操作を以て成功す、之在來種が性頗る強健なるが爲なり、雛の價格は一對(二羽)一角五分程度なり。

糞は鶏の出入自在なる爲利用を意欲する程度に集むるを得ざるも、自然に家畜の糞と混合し使用せらる、然し飼育者自體は虫の發生を慮れ之が利用を好まざるが如し。

青島より歐米へ輸出さるゝ鶏卵の量を事變前と事變後に區分し比較せば、事變後は左の如く平均約五三%の減少を示せり、之治安關係に依る集卵の不良と農家經濟の困難に依り産卵少きに依る處大なる爲なるも、更に家畜と異り土匪等の掠奪に便なる爲飼育数の減少を見たるは蔽ひ難き事實なり。

在來種は體質強く卵も比較的風味良く飼料の如何によりては其の特質たる卵黄の濃黄色を失はずして一羽一ヶ年一二〇個程度以上の産卵可能なりと思料す。

### 第七章 家畜の去勢法

牡牛は使役に便ならしめむが爲一才乃至二才にて、牡豚は肥育を目的として生後三、四ヶ月に於て去勢す、其の去勢法は實際に目撃し得ざりしも施術者の言に依れば何れも罌丸割去法を採用す、先づ陰囊を充分引出し其の皮膚を切り精系部を切斷し罌丸を摘出するが如し一般に特定の施術者ありて低廉なる手数料を徴して之を行ふも、畜主自身に施術する場合もあり、犛牛と稱し水中にて器具を以て罌丸精系を挫碎する方法は平度高密地方にては行はざるが如し。

### 第八章 屠畜状況

稀に自家用屠殺をなすも相當人口ある部落には屠場の設置ありて之を利用す、屠場には各家畜を屠殺するものと家畜別専用のものでありて何れも同一様式なり。

平度縣城内外の牛専用屠場二箇所豚専用屠場二〇箇所を見るに何れも個人經營にして、自己が販賣の用に供するも



のみを屠殺す、高密地方に於ては屠肉販賣業者が共同經營するもの多く、第一區南關屠宰場は業者一七名の共同經營なり、斯の如く牛豚の屠場は肉販賣業者の單獨經營と共同經營の二様あり、外部の依頼に對しては牛一頭に付三元、豚羊一頭に付一元二角程度を徴し、平度縣に於ては之より屠宰税として牛一頭一元、豚羊各二角を縣公署に納入す、高密縣に於ては屠宰税は主として請負制度にして前記の南關屠宰場の如きは豫め一定年額を納め（本年は二、四〇〇元）何頭屠殺するも其の額に増減なく、昨年中の屠畜頭數は豚二、三五三頭、牛三三〇頭を主とし計二、三六六頭なり。

平度縣城内外の屠場に於ける屠殺數は牛毎日一〇頭乃至一五頭（二ヶ所にて）程度、豚は一屠場に付二、三日毎に二乃至三頭の割合にして一ヶ月の總屠殺頭數五〇〇頭乃至六〇〇頭なりと、何れの縣にても夏季は屠殺多からず、特に牛は極めて少數なり。

平度、高密地方何れも治安關係全からざれば屠宰税の徴收は極めて一部に於てのみ施行せられ、平度の如きは只縣城内外にあるものに限らる、屠場の設備は頗る簡單にして民家の一部或は庭等僅かに五坪乃至一五坪程度の場所を之に宛て何れも床と稱すべきものなく直接土面にて屠殺を行ふ、從て非衛生的なるを免かれず。

屠殺方法は柄長の石槌にて打割し、直ちに鋭利なる刀刃を以て心臓部を穿刺放血せしめ牛は四つ割豚は二つ割とし剥皮するを普通とす、其の際ポンプ又は口にて皮下に空氣を送り之を容易ならしむる方法を講ずるをも見たり。

屠畜に際しては各縣共検査員を派し屠肉に検印を押捺するも平度縣に於ける検査員は獸醫師に非ず高密縣は省公署畜産管理局高密分局員（獸醫師）検査を施行す。

屠肉の價格は一斤（一六〇匁）牛四角豚六角程度なり。

### 第九章 畜産物

畜産物の利用は各家畜に付夫々獸皮、獸毛は勿論角、蹄、内臓、獸骨等殆ど一物も餘す所なく行はる。調査地區に於ける之等生産物の種類、數量、價格、品質其他に關し左に概況を述べん。

#### （イ）牛 皮

山東省に於ける獸皮中最も重要なものは牛皮にして、青島肉と共に北支に於ける主たる畜産物なり、然も滿蒙方面の共れと異り、皮質厚く且つ牛虻に依る被害なきを以て品質比較的優良にして平度縣戸別調査の實蹟に徴すれば左表の如く六歳以上のものと全頭數との割合は四割七分にして、更に其五割程度のもが毎年屠殺せらるゝことを識れり、依て平度縣の畜牛推定總頭數二八、〇八四より約六、五九九枚の牛皮の生産あるが如し、之を以てせば高密縣の二五、二八四頭より約五、九四一枚至城縣の三〇、三三二頭より約七、一二八枚計約一九、六六八枚程度の生産あるべし。

部 落	年 齢									
	一 歳	二 歳	三 歳	四 歳	五 歳	六 歳	七 歳	八 歳	九 歳	一〇 歳
河 頭 屯	一	三	二	一	一	一	二	一	一	一
邱 家 坡	二	二	一	一	一	三	一	一	一	一
門 店	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一
門 村	一	八	八	一	一	八	三	一	一	一



騰貴せり、猪鬃の採毛法は屠殺と同時に抜毛するものと、剃き取るものと及熱湯に浸して後引抜くもの等もあるも、刷子用としては屠殺直後抜毛せるものは光澤あり、且弾力に富むを以て各縣に於て此方法を採る。

雑毛は糞子と稱し肥料、椅子製造、建築用に供せられ価格は極めて低廉にして猪鬃の一割程度なり。

(ホ) 獸骨

磷酸及窒素の含有量大なれば肥料として利用され、特に骨粉とせるものは取扱簡便なる便宜あり、骨の一部は細工用にも供せらるゝも地方に於て加工せられず殆ど其儘青島に出廻り其用途に依り適當に處理せられ、本邦へも輸出さる。其量逐年増加の傾向あるも出廻り量多からず、之平度縣、諸城縣の如きは輸送機關あるも運賃高率なるを以て其地方にて消費せられ、甚しきは薪の代用とせるを目撃せり、価格は百斤(一斤一六〇匁)に付一〇元乃至一五元なり。

(ハ) 鶏卵

平度縣内の出廻り系統は縣内中部及北部のものは主として平度に、鐵路沿線地區のものは高密及藍村に集る、高密縣は高密、芝蘭莊、蔡家莊に諸城産のものは高密に出廻る、之等集散地には青島の各冷凍卵會社の出張所或は代理店の設置ありて、之を購入青島に輸送し過半数は冷凍卵として歐洲特に英國に輸出す、一ヶ年平均一日の集卵左の如し。

區分	集卵量	價格	區分	集卵量	價格
平度城	八〇箱	二、六〇〇元	芝蘭莊	一〇箱	五二〇元
高密城	六〇箱	三、二〇〇元	蔡家莊	二〇箱	一、〇四〇元
藍村	一〇箱	五二〇元			

備考 一箱は重量三三兩、平均五〇〇個入

青島より輸出する冷凍卵並殼付卵の數量大略左の如し。

區分	冷凍卵	殼付冷凍卵	區分	冷凍卵	殼付冷凍卵
昭和十一年	八、五〇〇噸	一五〇、〇〇〇箱	昭和十三年	七、〇〇〇噸	五〇、〇〇〇箱
昭和十二年	一三、五〇〇噸	七五、〇〇〇箱	昭和十四年	七、〇〇〇噸	三〇、〇〇〇箱

備考 一箱は三六〇個入

### 第十章 家畜糞の利用状況に就て

家畜の排泄物に人糞及土壤並麥稈等を加へ腐熟せしめたる所謂土糞が農家の主たる肥料なり、金肥は現時農家が其購買力を喪失せし爲殆ど使用せず、依て畜糞の農家にとり如何に重要なかは言を俟たざる所にして農民の路傍に於て糞筐を捨て畜糞を拾ひ集むるは其事實を語るものと謂ふべし。

各家畜に付排泄物の數量並に利用價値を表示せば左の如し。

畜別	平均生體量(斤)	生體量に對する一日の排泄率(斤)	排泄量(斤)	利用率(%)	利用せらるる量(斤)	一ヶ年總量及格(斤)	排泄量より算出せる施肥面積(畝)
牛	三三〇	七〇%	二二、四	八〇%	一七、九	六、五三四	五畝四
豚	八〇	八五%	七、〇	九〇%	六、三	二、二九七	一畝九
鶏	一二〇	四〇%	四、八	七〇%	三、四	一、二四一	一畝〇
騾	三二〇	五〇%	一五、五	七〇%	一〇、九	四、九七三	三畝三

備考 價額は一車(二四〇疋)に付三元として算出す  
施肥面積は一畝に付五車(一、二〇〇疋)として計算せり

各家畜の糞は一車(二四〇疋)三元程度にて賣買さるゝのみならず、小作料として地主に之を提供する農家も相當ありたり、土糞の混合割合は極めて區々にして糞六土四或は兩者半々又は糞四土六を普通の割合とす、然し貧農は之を求むるに困難なるを以て殆ど土のみの如きものを施肥す、畜糞は金肥と異り相當量富土に残り之を改造する特長あり。

### 第十一章 家畜傳染病と其他の疾病

山東省は家畜傳染病の常在地にして往々牛疫、口蹄疫の大流行を來し炭疽又常に發生す、之等の蔓延は黄河の氾濫と大なる關係ありと思料せらる、平度高密諸城の各縣に於ては此流域地方より病毒が傳播せらるゝが如し、平度縣蘭底の市場調査に際し驢一頭突然斃死せしを以て之を診斷せるに炭疽なることを認めたり、又昌樂に於て鶏の肉冠肉髯に大小不同の疣狀の突起あるを認め鶏痘の疑ありたるも護衛の皇軍進發開際に發見せるを以て詳細に診斷を下すを得ざりき、農夫の首に依れば平度縣内には屢々家禽傳染病流行し被害甚大なるものありと、其症狀より推して鶏コレラなるが如し、寄生虫としては脚疥癬に胃さるゝもの若干を發見せり。

山東の家畜家禽の之等病毒に對する抵抗力大なりと雖も大流行に際しては其被害甚だ大なり。

### 第十二章 家畜市場

物資の賣買交換の機關として古くより存在するものにして山間の一寒村に至るまで其地方の股賑策を兼ね、之を開設するもの多し(三縣下の市場名及取引物並開期に付ては牛の項参照)毎月一定の期間を定め開設するを集、年に數

蘭底市場の一部寫眞



蘭底市場の一部寫眞

回特に日を定めて盛大に賣買を行ふを山會と稱す、縣公署より特許を得たる者(主として所屬村長)市場を主催し、相當の收入あるを以て地方によりては特許人は更に他に請負はしむる場合もあり、市場に於ける賣買は自由にして通常閑散なる村落も市場開設の日は雜聞を極め家畜、農具、農作物、手藝品等雜然として路傍に溢る、平度縣調査中第七區蘭底市場の二月一日の山會に際會せるを以て其狀況を左に略記す。

蘭底は青島平度間のバス道路に面し附近は平野にして小清河に臨み水利よく地味豊にして人口二、〇〇〇と稱せられ皇軍の宜撫宣敷を得て村民平和を謳歌す。

蘭底市場は毎月一・六日に集を二月二日、四月八日、九月九日(陰曆)山會を開設す。

當日午前八時頃より百姓、露店商人等夫々物資を運搬し來り、午後二時最高潮に達し蝟集する者約一萬人牽付られし牛三八六頭、驢四三〇頭、騾二八頭、豚二六頭に達す、其他百姓が農閑季に家庭手藝として作製せる農具、家具、アンペラ、牛皮製の繩等路傍

に難然たり、區公署職員の説明に依れば其金額七〇萬圓程度にして毎月開催の集の共れば約一五萬圓程度なるべしと、  
 雜閣の内にも規律ありて農具、家具等は種類別に一定地域に集め、家畜中牛は東南門裏約四畝の地域に驢、騾は其隣  
 接地區に豚は小清河を距てし一定の地域に牽付く、家畜買買には仲介人仲介の勞を執り賣買成立に際しては賣買人双  
 方より牛一頭に付各一元五角の手數料を徴し其れより二元を縣に納入し(紅白税として牛の項に記載)驢、騾、豚は  
 双方より八角の手數料を徴し、其七割を縣の收入となすと、市場に牽付られし牛は戸別調査に依りて見しものと比較  
 し概して大型にして平均三六〇斤程度と史料さる。

當日取引成立せるもの牛六八頭、驢五頭、騾一一六頭、豚二六頭なり。

各市場は夫々其取引物に特長を有し數類雜貨のみにて家畜を取引せざるもの家畜のみのもの或は家畜、家禽、農作  
 物、農具、雜貨、家庭手藝品等に至るまで賣買を爲すもの等の區分あり。

高密、諸城方面の市場も平度縣の其れと略同様な制度なれど、家畜賣買成立に際しては目下税を徴收せざるが如  
 し。三縣下に於ける昭和十四年度市場取引状況を左に記載す。

平度縣家畜市場昭和十四年取引状況 (縣公署調査)

種別	月別												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
牛	13	15	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	200
出 場 頭 數	13	15	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	200
成 立 頭 數	13	15	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	200
高 值 (法幣元)	30	35	32	38	40	42	45	48	50	52	55	58	500
安 值 (右 同)	20	25	22	28	30	32	35	38	40	42	45	48	400

種別	月別												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
出 場 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
成 立 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
高 值 (法幣元)	10	12	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	150
安 值 (右 同)	8	10	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	120
騾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
出 場 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
成 立 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
高 值 (法幣元)	10	12	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	150
安 值 (右 同)	8	10	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	120
驢	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
出 場 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
成 立 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
高 值 (法幣元)	10	12	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	150
安 值 (右 同)	8	10	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	120
豚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
出 場 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
成 立 頭 數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
高 值 (法幣元)	10	12	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	150
安 值 (右 同)	8	10	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	120





調査区域内に於ては法幣及地方豪農が發行せる私幣並土匪が農民より法幣を掠奪し之と交換せる紙幣主として流通し、聯銀券は平度に於ては縣城内及其の附近並最も治安良好なる第七區附近其他北連交通パスの交通路附近に於て使用せられ、高密にありては城内及第一區並膠濟沿線約四軒諸城縣にては城内及高密より縣内を経て莒縣に貫通する華北交通パス街道約七軒の範圍にて其の流通額は兩縣共各一〇、〇〇〇元程度なりと謂ふ、平度縣公署に於ては昨年未聯銀券を法幣と交換せしむる目的を以て一〇、〇〇〇元を準備の上城内に辦事處を設置し、法幣一〇〇〇元に對し六〇元を以て強制交換を行ひ、本年三月初旬まで六、〇〇〇元を交換し、又平度皇軍守備隊の支拂月約四〇〇元、前記パスの乗車賃並其の釣銭の支拂等は一切聯銀券なるを以て、關係當局の指導と相俟て次第に其の流通範圍擴大し、其の額も漸次増加しつゝあるは事實なるも、平度城内に於てすら未だ之と法幣其他を混用する有様にて、其の流通實績は未だ遠く法幣に及ばざるものあり、之聯銀券所持者に對する土匪の壓迫と農民の法幣に對する因襲とに起因するものにして、現に平度縣第一區高望山々麓（兆金銘匪の本根據地帯）盤古庄調査に際し、其地にて糧食を購入せる際調査員の支拂はんとせる聯銀券の受領を頑強に拒みし事等は聯銀券所持者に對する土匪の壓迫を如實に物語るものにして、又聯銀券通用範圍内に於ても法幣と比較し通用價值は一般に約二割格安なり、然るに青島に出廻る畜牛、牛皮及鶏卵等は勿論聯銀券を以て購入しつゝある現狀にして、此通用價值の低廉は之等の買入に困難を來し出廻不良の一因となり、延ては之等の増殖増産に相當悪影響を與へつゝあるが如し。

## 第十四章 結 論

今回は從來實施し得ざりし戸別的調査を皇軍協力の下に施行し得たりと雖も、限りある日子を以て曠き地域を調査員自ら限なく踏破するは不可能事なれば小學兒童並少年團の利用を計畫せるも未だ開校せるもの極めて少數にして、僅に平度西關小學兒童二十名を使用せるに過ぎざりき、然も治安關係上兒童の獨歩は不能にして城外約半里の地點に赴かしむるにも學童二名に付縣警備隊員一乃至三名を護衛に附するの狀態なれば勿論其の勞は多とすべきも實績は見るべきものなかりき、調査班自體の戸別調査は平度縣に於ては概して良好に進捗し、掖縣の調査不能なりし爲其の調査日時を専ら平度調査に當てたるを以て比較的廣範圍の調査を爲し得たれば縣内家畜推定數の基準算出其他に相當正鵠を期し得たるも高密、諸城の兩縣に於ては治安其他の關係上調査意の如くならず、特に諸城は朝夕銃聲を聞く有様なれば戸別の調査は不可能にして止むを得ず治安比較的良好なる村落を選ひ村長或は村の有力者等より概略を聽取せるに過ぎざりき、三縣下の飼養家畜頭數中畜牛は平度縣豫想より多く高密縣は稍、少く、魯東地區中の畜産地として知られし諸城縣は意外に少數なりき、此三縣の現狀より推して魯東地區は其の飼養頭數一割五分程度の減少あるが如く、之が原因とする處は専ら戰禍に依り農家經濟の困憊其極に達せる爲と思料さる。

匪賊に依る農民の被害は平度縣店子調査によれば耕作地二〇畝に付小麥粉一日一斤の割合にて納入を強要せられ、更に薪炭等をも其の貧富の度に従ひ徴收せらるゝと聞けり、斯の如き實例は各地に於て枚擧に遑あらず従て衣食不足し、其の所有耕地を賣却して都會地に轉住するもの多く調査地區内全戸數の一割乃至二割の空家あるを見れば如何に多數農民が事變に依り打撃を蒙り居るやを識るを得べし。

匪賊の家畜徴發は之が過度に亘るときは農耕力の減少となり、農民の支援を失墜し延ては彼等の要求する小麥粉共



他食糧の徴發に影響するを慮れ、彼等と雖も此の點相當考慮するものの如く家畜の被害鶏の其れに比し僅少なるは此間の事情を物語るものと謂ふべし。

魯東地區延ては山東省畜産の主眼點は牛、羊の増殖改良にあり、山東は夙に本邦の食肉供給地として知られ、皮革は事變後軍需品として輸出を見、羊毛又相當の期待を懸けられつゝある現況にして將來も食肉が國民保健上皮革、羊毛が特に軍事上重要なるは論を俟たざる處なり。

斯く本邦にとりて必要不可欠なる畜牛は事變の影響による飼養頭數の減少大ならずとは略々推知し得たるも現狀の儘放置せんか畜牛の地位は驢、騾に奪取せらるゝ虞れなきにしもあらず、何となれば魯東地區は小農大多數を占め大なる耕作能力を有する牛を取て必要とせざるが如く尙驢騾に比し買入値段稍々高く飼料高價なれば經濟極度に困憊せる農家にとりては其の飼育は比較的困難なるべく、又牛は驢の如く製粉能力大ならざればなり。

元來畜牛は其の肉、内臟並皮革等の利用により終極的經濟價値は頗る大なる點に特質あり、故に利に敏き支那農民をして之に着眼せしむる方策を採らざるべからず、然るに轉近輸出屠牛の價格は軍需民需協定の上巧に騰貴を抑制し來り、昭和十三年四月當時の其れと現價格を比較するに僅二、三割程度の騰貴に過ぎるも他物貨は取縮り範圍大なると共に系統複雑なる爲關係當局の至大なる努力あるにも拘らず、其の價格の抑制徹底せざる恨ありて、昭和十三年四月當時の其れと現價と甚大なる相違あり、即ち牛價の騰貴率と他物貨の其れと相伴はざるを以て畜牛の出廻りを梗塞し牛飼養の終局的目的を疎ふこと甚しく、延ては之が増殖を阻害することとなるべし、故に他物貨の騰貴を抑制する良法なしと假定せば山東殖産株式會社をして軍需民需たるを問はず日本輸出屠牛を一手に買付しめ買付價格を他物價

の水準まで引上せしむる一方、特定の團體をして日本より綿糸綿布其他の諸物資を輸入せしめて此大なる利潤を以て屠牛買付による損失を補はしむるの策は現下の低物價政策に悖る處あらんも畜牛増殖の重大性より推して一考の要あるべし。

増殖の一助として省公署、市公署、縣公署、華北産業科學研究所等をして種牡牛を飼養せしめ無料にて分配に應ぜしむると共に、山東殖産株式會社其他をして種、幼牛を特定の條件の下に農家に一定年月貸付せしむる所謂貸付制度を設くるも一策にして更に山東殖産株式會社に日本仕向屠牛の内臟利用方法を講ぜしめ肉價の補償をなましむる事等も必要なるべし。

前記諸制度の巧なる運用と相俟て各關係機關をして家畜傳染病防退を徹底せしめば魯東否山東の畜牛數は現下の驢の地位を奪ひ得るものと史料す。

畜牛の改良方針に關しては種々の論あるも、山東牛は能く粗悪なる飼料簡易なる管理に堪へ、將亦一般傳染病に對する抵抗力は和牛、洋牛の比にあらず且性温順にして農耕に適し肉質も和牛に比し些たる遜色なきを以て其の型體小なる爲皮革用其他として若干難點あるも、濫りに他種による本地方飼育に不適當なるべき改良は嚴に避くべく、最も無難にして妥當なるは在來種を一定規格により改良するにあり、尙現下の狀勢よりせば改良は第二義にして専ら増殖を意とすべきなり。

本邦にとり畜牛に次ぎ重要なるは羊にして之從來大量羊毛を輸入せる濠洲との間に曩に關稅障壁の問題を惹起せしに端を發し、濠洲羊毛に代ふるに北支の羊毛を以てせんとして我國に於て種々計畫中なりし處事變突發の爲一時中斷

するに至りたるものなり。

抑々北支の羊毛は纖維粗にして品質良好ならず採毛量も洋種に比し頗る少く、之が改良の必要なるは論を俟たざるも家畜傳染病常在地たる北支に外來種の直接輸入は困難なれば之が對策とし内地、朝鮮より改良種を最初大連に移殖し、相當期間大陸の氣候風土に慣らしめたる後北支に輸入せんとする方針を採りつゝあるは首肯さるゝところなり。

調査地區に於て羊は一般に治安悪しき山麓地帯に偏在し、爲に直接調査出來ざりしも之等は在來種にして前述の如き北支種羊通有の缺陷を有するは勿論なり、平度縣内北東部の山麓地帯は目下治安安全からざるも、之が確立の上は廣き地域と飼料に富み現に相當数の在來種の飼養あるを以て、將來之が改良増殖は有望なるべし。

豚は支那人にとり食肉上必要缺くべからざる家畜なるも豚の項にて述べたるが如く飼料騰貴缺乏し爲に減少せるものか飼養頭數意外に少かりき、然れども食料必需品たる以上之が激減乃至絶滅は考慮外にして農家經濟復活と共に漸次増加するものと思料さる、在來種は粗食に堪へ且繁殖力強く毛は利用價值頗る大なれば豚の改良に當りては畜牛同様細心の注意を要するは當然にして、徒らに肉質改良、肉量増産のみに着目せば特に世界的に聲價高き猪鬃の生産に恐威を與ふるに至らん、驢の多數飼養さるる理由は大略前記の如くなれど、尙畜牛に比し驢と同様食用に供する事僅少なるその利用年限永き事等も之が一因なるべし、第一次歐洲大戰に際し驢は天津港より歐洲に向け努力補足の爲多數輸出され、外貨獲得に一役を演ぜし事ありしも、之は一時的現象にして本邦に於ける畜産物資源確保と併せて山東農民の恒久的經濟確立の見地より肉、皮革等終極的經濟價值大なる畜牛を前述の如き方策に依り驢騾に代へ得べくんば將來日支國策上大に益するところあらん。

鶏は現下産卵率少く輸出向鶏卵出廻不良なるも其の原因とする處は専ら農家の疲弊に依る飼料難にあるが如く、充分給飼せば年一二〇個以上の産卵能力を有すべく、然も體質強健にして其の卵は卵黃甚だ濃き特色あるを以て之亦改良より寧ろ増殖を意とすべし、鶏卵出廻不良の對策として鶏卵輸出關係會社及縣公署等より飼料代の貸付及集卵所の設置と共に一般農民に防疫處置並に合理的なる飼養管理法を傳習せしむる等適切なる方法を講せば現在の二、三倍の出廻を見るに至らん。

本調査の結果山東の畜産を各見地より述べ併せて將來の對策を樹立するには調査區域狭小且日時に限りありしを以て、確然たり得ず、更に他地方の調査に俟たざれば判然せざる點多々あるは勿論なり、總括的に山東畜産の振興には其の指導助長機關とし支那の風習に依る家畜市場様式を採り入れたる畜産組合の設立を將來に期待するものなり。

附録として「掖縣調査表(縣公署調)」「畜農家の家計調査」「内臟其他の利用」「土壤分析成績」「家畜家禽戸別調査表」を左に掲記す。

掖縣調査表(縣公署調)

區別	飼養頭數	飼養戸數	調査區
牛	三,三〇〇	三,三〇〇	第一・三・九・十區
豚	九五〇	六五〇	第二・三・九・十區
雞	一一,六三〇	一一,三三九	第一・二・三・八・九・十區
驢	一,三三五	一,三三五	第一・二・三・九・十區

家畜家畜調査報告

馬	一六	第一・二區
鶏	六、五五〇	第一・二・三・八・九・十區
家鴨	八〇〇	第一・三・十區

八六

備考 本表に關し調査班が被縣縣公署に赴き依頼せし作製様式を得ざりしは遺憾とする處なり、偶々調査員平度縣より被縣に至る同縣内バス公路に深ひ牛欄欄等相當多數農耕に従事するを自察せる事依り、前記區内飼養頭數は本表に記載せるものより多數なるべしと推定せらる。

有畜農家の家計調査

本調査は農民の申告によるものなれば必ずしも正鵠を期し得ず。

(一)平度縣河頭屯 御樹玉(五二歳) 自作農  
 家族 男四人、女二人、子供一人、計七人 雇傭人なし  
 耕作地 七畝 家畜 驢二頭、鶏三羽  
 農作物による収益 年一九九元五角

種別	作付耕地	畝當收量	總收量	單價	總額
種別	作付耕地	畝當收量	總收量	單價	總額
小麥	五畝	一二〇斤	六〇〇斤	〇、二〇元	一二〇、〇元
粟	一畝	一五〇斤	七五〇斤	〇、〇三三	二二、五
粟	二畝	二〇〇斤	四〇〇斤	〇、一二	四八、〇
粟	一畝	一五〇斤	三〇〇斤	〇、〇三	九、〇

家畜の糞に依る収益驢二頭にて年約三〇元

支出 不詳

(二)平度縣河頭屯 趙延令(四二歳) 自作農

家族 男四人、女四人、計八人 雇傭人なし  
 耕作地 一一畝 家畜 牛一頭、驢二頭、鶏五羽  
 農作物による収益 年四三二元五角

種別	作付耕地	畝當收量	總收量	單價	總額
種別	作付耕地	畝當收量	總收量	單價	總額
小麥	五畝	一二〇斤	六〇〇斤	〇、二〇元	一二〇、〇元
粟	一畝	一五〇斤	四五〇斤	〇、〇三三	一三、五
粟	四畝	二五〇斤	一〇〇〇斤	〇、一二	一一〇、〇
粟	一畝	二〇〇斤	六〇〇斤	〇、〇三三	一八、〇
高粱	二畝	二二〇斤	四四〇斤	〇、二〇	八八、〇
高粱	一畝	二〇〇斤	二〇〇斤	〇、〇三三	六六、〇
大豆	二畝	一〇〇斤	二〇〇斤	〇、二五	五〇、〇
甘藷	一畝	五〇〇斤	五〇〇斤	〇、一〇	五〇、〇

家畜の糞による収益牛一頭年約八〇元驢一頭年約五〇元計約一三〇元

支出 不詳

備考 豆類、甘藷は小麥の裏作を普通とす

家畜家畜調査報告

八七

(三)平度縣門村 干 建 珍 (六〇歳) 自作農並藥種商

家族 男八人、女五人、子供二人 計一五人 雇傭人一人  
耕作地 二七畝 家畜 牛一頭、豚三頭、驢二頭、騾二頭、鷄二羽  
農作物による収益 一、二五元八角

種別	作付耕地 畝	畝當收量	總收量	單價	總額
小麥	一〇畝	一〇〇斤	一〇〇〇斤	〇.二〇元	二〇〇.〇元
粟	一〇畝	一五〇斤	一五〇〇斤	〇.一五元	二二五.〇元
高粱	一畝	一〇〇斤	一〇〇斤	〇.〇三元	二八.八元
大豆	七畝	二〇〇斤	一四〇〇斤	〇.二〇元	一六八.〇元
甘藷	三畝	二〇〇斤	六〇〇斤	〇.三〇元	一八〇.〇元
總額					一四四.〇元

家畜の糞に依る収益は牛一頭約八〇元豚三頭九〇元驢二頭一〇〇元騾一頭一五元計約二八五元なり、藥種販賣に依る収益約二〇〇元にして以上總収益約一、六一〇元八角となる、支出は飼料代八〇元縣課税二五〇元雇人傭料三〇元家計費五〇元計約一、五八〇元

(四)高密縣鄭家莊 趙 雲 亭 (六二歳) 自作農

家族 男六人、女八人、子供三人 計一七人 雇傭人三人  
耕作地 一一〇畝 家畜 牛二頭、豚四頭、驢三頭、鷄七羽

農作物による収益 六、一三二元

種別	作付耕地 畝	畝當收量	總收量	單價	總額
小麥	七〇畝	一〇〇斤	七〇〇〇斤	〇.二三元	一五四〇.〇元
粟	一畝	一五〇斤	一五〇〇斤	〇.〇二元	二一〇.〇元
高粱	三〇畝	二〇〇斤	六〇〇〇斤	〇.一〇元	二六〇.〇元
豆類	七〇畝	一五〇斤	一〇五〇〇斤	〇.〇三元	一八〇.〇元
甘藷	一〇畝	二〇〇斤	二〇〇〇斤	〇.一三元	一七七一.〇元
甘藷	一〇畝	五〇〇斤	五〇〇〇斤	〇.〇二元	二八〇.〇元
高粱	一〇畝	一〇〇斤	一〇〇〇斤	〇.〇七元	三五〇.〇元
高粱	一〇畝	二〇〇斤	二〇〇〇斤	〇.〇二元	二〇〇.〇元
高粱	一〇畝	二〇〇斤	二〇〇〇斤	〇.一〇元	四二〇.〇元
高粱	一〇畝	二〇〇斤	二〇〇〇斤	〇.〇五元	一〇〇.〇元

家畜家禽糞による収益一、五〇〇元にして總収益約七、六三一元

支出は生活費及課税四、五六四元傭人給料六五元家畜家禽飼養費二、一四八元にして計六、七七七元

(五)高密縣鄭家莊 孫 錫 鑄 (五〇歳)

家族 男五人、女八人、子供一人 計一四人 雇傭人一人  
耕作地 四五畝 家畜 牛一頭、豚二頭、驢二頭、鷄八羽  
農作物に依る収益 二〇〇四元

内 譯

種 別	作付耕地 畝	畝當收量 斤	總收量 斤	單 價 元	總 額
小 麥	一九畝	一〇〇斤	一九〇〇斤	〇、二三元	四一八、〇〇元
粟	一七畝	二五〇斤	二五〇〇斤	〇、二〇元	五一〇、〇〇元
粟	一七畝	二〇〇斤	三三七〇斤	〇、二〇元	七一四、〇〇元
豆 類	一九畝	二〇〇斤	三四〇〇斤	〇、三〇元	一〇二、〇〇元
豆 類	一五畝	二〇〇斤	二八五〇斤	〇、二三元	二八〇、〇〇元
甘 藷	七畝	二〇〇斤	三八〇〇斤	〇、二〇元	七六〇、〇〇元
甘 藷	七畝	五〇〇斤	三五〇〇斤	〇、〇七元	二四五、〇〇元
高粱	二畝	一〇〇斤	七〇〇斤	〇、〇二元	一四〇、〇〇元
高粱	二畝	二〇〇斤	四二〇〇斤	〇、〇二元	八四〇、〇〇元
高粱	二畝	二〇〇斤	四〇〇〇斤	〇、〇五元	二〇〇、〇〇元

家畜家禽の糞に依る収益六〇〇元にして總収益二、六〇四元

支出は生活費及課税一、八二四元傭人給料五〇元家畜飼養費七〇六元にして計二、五八〇元

(六) 高密縣鄭家莊 葛 單 亭 (五三歲) 自作農

家 族 男二人、女三人、子供一人 計六人 雇傭人一人

耕作地 一三畝 家畜 牛一頭、驢一頭、雞四羽

農作物に依る収益 六四六元

内 譯

種 別	作付耕地 畝	畝當收量 斤	總收量 斤	單 價 元	總 額
小 麥	七畝	一〇〇斤	七〇〇斤	〇、二三元	一五四、〇〇元
粟	四畝	二〇〇斤	八〇〇斤	〇、二〇元	一六八、〇〇元
粟	四畝	二〇〇斤	八〇〇斤	〇、三〇元	二四〇、〇〇元
豆 類	七畝	一五〇斤	一〇五〇斤	〇、二三元	一七七、〇〇元
豆 類	七畝	二〇〇斤	一四〇〇斤	〇、二二元	二八〇、〇〇元
甘 藷	二畝	一〇〇斤	二〇〇斤	〇、〇七元	七〇、〇〇元
甘 藷	二畝	二〇〇斤	四〇〇斤	〇、〇二元	四〇、〇〇元

家畜家禽の糞に依る収益三〇〇元にして總収益九四六元なり

支出は生活費及課税四〇七元傭人給料五〇元家畜飼養費四七二元にして計九二九元なり

家畜家禽戸別調査表

平 度 縣

第一區 河頭屯

三月四日調査

種 別	飼 養 家 畜 禽 頭 羽 數	耕作地 畝	家 族 小 數
牛	一	一	二
豚	一	一	二
騾	一	一	二
驢	一	一	二
羊	一	一	二
山羊	一	一	二
雞	四	一	二
單 位	五	一	二
大 人	二	一	二
十 二 歲 以 上 女	二	一	二
十 二 歲 以 上 男	二	一	二
小 計	九	一	二
摘 要	一	一	二

家畜家禽調査報告

商 半

家畜家禽調査報告

Table with 10 columns and 10 rows of data points.

二四三二一一二二二二二五二二一七二五三二二三二四

|||二三一四三三五四五七四三二四七五四七六

一一一一三二二二四一二五一三六一一一五六三二三

一二||二一|二一二二一二四一一|二三三二一

九三

|二|||一三|||三|二六一二|||

二五一一二三五五二七五五八二五三二四七八一六四五

飲食店 酒造業 雜貨商 藥種業 綫頭製造販賣 麥稈竹製法 雜共同飼養

商 半

家畜家禽調査報告

Table with 10 columns and 10 rows of data points.

四五三一四二四五四六三五四三三二六三五三六四

二三一四三一三五四二二六四七三三七三四五四〇六

一一一三一一一四一二二二三二五二一一一三四二四一

一一一一一一一一二三四一二二一一一三一二二一

九二

|三|||二三四二八三三一二|二|四三二五三

二五二四二二四八六六三〇六八六二五二〇八六一五

牛共同飼養 雜共同飼養 牛共同飼養

第一區 宗家張庄

無職 僧 寺 工

家畜家禽調查報告

Table with 10 columns and 10 rows of data points for various categories.

九四

Table with 10 columns and 10 rows of data points, including labels like 理髮店, 優頭製造販賣, 旅館, 酒店, 麥稈製造具製, 僧侶, 苦力, 教員, 苦力, 被傭人, 乞食.

職業 農 牛 飼 養 家 畜 家 禽 頭 羽 數 耕 作 地 家 族 小 數 計 摘 要

Table with 10 columns and 10 rows of data points for various categories.

Table with 10 columns and 10 rows of data points, including labels like 小作農.

三月五日調查

家畜家禽調查報告

九五





























家畜家禽調査報告

.....  

四 一 一 一 | 一 二 二 一 | | 四 一 一 一 一 二 三 | 二 二 | |  
四 三 四 四 七 三 二 九 三 二 四 四 三 一 一 五 二 二 二 二 二 七 五 三  
二 二 一 二 二 一 四 三 四 一 一 二 二 | 一 二 一 一 一 二 二 一  
三 二 一 二 三 一 四 二 三 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 三 三 |  
一 | 三 二 一 二 一 五 二 一 三 | 一 三 | 一 二 三 | | 二 一 |  
六 四 五 六 六 四 九 〇 九 三 五 四 四 四 二 五 四 五 二 四 六 六 一

牛共同飼養  
雞共同飼養  
豬共同飼養

家畜家禽調査報告

.....  

五 二 四 四 二 三 六 二 三 一 | 一 一 一 一 | 一 | | | 一 | 一  
二 二 八 三 三 三 二 八 二 二 三 二 三 三 一 三 四 六 四 六 三 三  
二 二 六 二 一 二 一 二 一 一 一 一 二 二 | 一 一 二 一 二 一 一  
三 一 四 一 一 二 一 三 一 一 | 二 一 二 三 一 二 一 三 一 四 二 一  
一 一 一 二 | 一 三 一 二 一 | 一 二 一 一 一 三 二 一 一 | |  
六 四 一 五 二 五 五 六 四 三 一 四 四 五 六 二 四 五 七 三 七 三 二

雞共同飼養  
牛共同飼養









1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

二〇 | 六三二 | 二 | 一 二 一 一 一 二 一 三 二 一 | 一 二 二

八	八	〇	三	五	一	一	〇	〇	四	九	四	〇	五	三	二	四	七	六	二	七	三	三
五	一	二	二	三	二	一	三	二	五	二	二	二	四	一	二	四	三	二	三	一		
四	一	二	三	四	一	一	三	二	二	二	三	一	三	一	二	二	二	一	二	三	一	
三	五	一	一	二	二	一	二	一	一	一	四	一	一	二	三	一	一	一	一			
二	七	五	六	九	五	一	二	八	四	八	四	六	四	一	三	五	八	八	四	六	四	二

小作 小作

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

一 二 一 | 二 | 三 | 一 二 二 二 一 一 | 一 三 | 三

三	三	二	五	三	三	一	〇	六	〇	六	九	二	五	五	五	一	一	四	四	六	二	五
二	一	一	五	二	三	四	二	二	四	四	三	二	三	二	二	一	二	二	三	一	二	
一	一	一	二	一	二	一	一	二	一	六	二	二	二	三	二	一	一	二	二	二	一	
一	一	一	一	二	三	三	二	一	六	四	三	二	三	一	一	二	二	二	三	一	三	
四	二	二	八	四	七	八	六	六	六	九	七	七	八	五	二	四	六	七	五	六		

小作 小作 小作 共同飼養 小作







Table with multiple columns of data, likely representing counts or percentages for various categories. The columns are separated by vertical lines and contain numerical values.

Table with numerical data, possibly a continuation of the survey results. It includes labels like '小作' (small work) and '計' (total).

Large table with multiple columns and rows, containing detailed survey data. The columns include categories like '職業' (occupation), '第一區' (District 1), '飼養' (rearing), and '耕作地' (cultivated land). The rows list various types of livestock and family members.



1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1 1 1 2 2 2 2 3 1 3 3 6 5 3 4 6 3 1 2 2 5 4 4  
 八 五 三 〇 八 一 七 三 二 九 五 三 七 六 〇 〇 一 六 三 四 一 〇 二  
 二 一 二 一 一 三 三 二 三 二 三 四 四 一 五 七 二 一 一 一 二 一  
 一 一 二 一 二 二 二 一 三 二 二 二 二 一 六 二 一 一 一 四 三 三 一  
 二 一 一 一 三 二 二 二 四 二 二 五 九 一 一 一 五 一 一  
 五 三 五 三 六 七 七 三 八 四 九 八 六 四 六 八 三 二 三 六 九 五 二

牛共同飼養

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

三 一 一 1 2 2 1 1 1 1 二 一 三 1 1 四 二 二 二 四 九  
 四 四 八 二 五 八 八 八 三 八 二 九 五 〇 八 五 九 四 二 五 七 七 三  
 一 一 二 二 一 二 二 二 二 三 一 一 一 三 一 三 四 一 一 二 二 五  
 一 一 五 一 一 四 二 三 一 二 一 三 二 一 三 一 二 四 一 三 三 二 五  
 二 一 一 一 一 二 三 1 1 1 2 1 1 一 二 七 1 1 五 二 三  
 四 三 七 四 三 六 六 八 三 五 二 四 五 一 六 三 七 五 一 四 〇 六 三





家畜家禽調查報告

Table with 3 columns: 貨稼 (Livestock/Products), 商 (Merchant), and 雜貨店 (General Store). It contains numerical data for 24 households, with a total count of 142. The table also lists various types of labor such as 職工 (Worker), 苦力 (Coolie), and 驛員 (Postman).

一四二

第三區官庄

Table for the 第三區官庄 (District 3 Official Village) survey. It lists various agricultural and household items like 牛 (Cows), 豬 (Pigs), 雞 (Chickens), and 耕作地 (Cultivated Land). It includes counts for family members aged 12 and above, and a total count of 143. The table also lists labor types like 職工 (Worker) and 苦力 (Coolie).

一四三

共同飼養

家畜家禽調查報告









河北省に於ける礦産調査概況

一五〇

礦別	金(河)		石炭	火粘土	マンガン	タンクステン	鉛	鐵	石綿	銀	滑石	大理	磁土	總計
	畝	公												
房山	1	1												2
宛平	1	1												2
總計	2	2												4

河北省有照各礦區面積一覽表 (其の一) (官礦在內)

民國二十八年十二月一日 河北省公署建設廳礦電科製

縣別	金		石炭	火粘土	マンガン	タンクステン	鉛	鐵	石綿	銀	滑石	大理	磁土	總計
	畝	公												
房山	1	1												2
宛平	1	1												2
總計	2	2												4

河北省に於ける礦産調査概況

一五一

縣別	金		石炭	火粘土	マンガン	タンクステン	鉛	鐵	石綿	銀	滑石	大理	磁土	總計
	畝	公												
房山	1	1												2
宛平	1	1												2
總計	2	2												4

河北省有照各礦區面積一覽表 (其の二) (官礦在內)

河北省公署建設廳礦電科製 民國二十八年十二月一日

河北省に於ける礦産調査概況

一五二

礦別	鐵	石	銀	滑石	大理石	磁土	總計											
	公頃	公頃	公頃	公頃	公頃	公頃	公頃											
礦別	房山	宛平	磁縣	阜平	井陘	曲陽	易水	沙河	涞源	唐縣	臨城	深澤	遷安	昌黎	臨榆	懷柔	興	遼寧
面積	1,014,721	3,735,535	3,554,000	1,215,000	3,500,000	3,500,000	1,215,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000

一、說明  
 1. 臨榆縣金礦總面積の内探礦せるもの二百三十公頃八十二公頃七十九公頃  
 2. 遷安縣金礦總面積の内探礦せるもの三十二公頃五十五公頃六十七公頃  
 3. 房山縣煤礦總面積の内探礦せるもの二百二十七公頃七十二公頃六十一公頃  
 4. 本表は礦産類別表に據つて編製

二、礦業權設定申請に對する處置

民國二十八年中、各礦山業者にして新礦區を發見し新たに礦業權設定を申請せる者多數ありて、之等申請者の件數と前年度に於ける其の合計は一一四件に達せり。然れ共當時既に行政委員會より礦業權設定に關する申請は暫時停止する旨の指令ありたるを以て、この旨一般に公示し、之等の件案に對しては申請ありたる都度、僅に點檢を行ひたるのみにして、礦業權の設定は停止し、申請者に對し特にこの旨回答せり。  
 茲に申請件數及之が各礦物の種類別一覽表を示すに左の如し。

河北省公署の領收せる礦業權申請件數礦業統計表 自民國二十七年一月至二十八年十二月止 (建設廳礦科製)

縣別	礦案數	金	石	鉛	石炭	銀	雲母	水晶	弗石	銅	火精土	タンク	總計
遼寧	37												37
興	1												1

河北省に於ける礦産調査概況 一五三



河北省に於ける礦産調査概況

行	砂粒石	一、五〇〇	
唐	紅石膏、碎石、花燧石、白砂、砂石、礫石、砂碎石	三、四三、五五〇	
藁	砂粒、砂碎石	未詳	
磁	青紫石	未詳	
通	長石、礫石、白石、河沙、砂粒、青碎石、石灰石、青紫石	未詳	年産条石八千餘丈 上列噸數係指長石、礫石、砂粒三項而言 其餘因深度未詳無從計算
昌	青紫石	五、五八	
臨	青石	五〇〇	
唐山市公署	砂、粒砂、碎石	一〇〇、〇〇〇	
興隆辦事處	砂碎石	一〇〇	
總計		三、七三、五五〇	

五、門頭溝一帶に於ける石炭調査

本省宛平縣内門頭溝一帶には石炭礦埋藏は頗る多量にして、本省公署は民國二十八年三月實業部委員を帶道の下に該地一帶の土審（土法獨掘）煤棧（石炭間屋）其他の事項に關し調査せり。以下略述するに左の如し。

(一) 礦 區

門頭溝地帯は東西約二十餘支里南北約五支里に亘る地域にして、其間に中英、南同意、北同意、公益、同成、協成、明德等の礦區合計二三箇所あり。就中中英のみは礦區を自有し機械にて採掘しあるも、其他は土法獨掘によるもの多し。

(二) 土審概況

各礦區内に於ける土法獨掘によるものは合計一五九坑あり、現在稼行せるもの一〇四坑にして日産量合計一二

〇〇餘噸なり。

(三) 機械掘による各炭坑の概況

各礦區内に於て機械掘により稼行しあるものは中英、平興、川南の三公司にして、其の内中英公司のみは設備最も完備し、現在の日産量は約一、〇〇〇噸なり。平興公司の礦場は南同意礦區の一部に屬し現在日産量約一〇〇噸にして、川南公司の礦場も亦、南同意礦區の一部に屬し現在の日産量約二〇〇噸なり。

(四) 煤棧（石炭間屋）概況

各煤棧は各坑出炭の運搬販賣を専業となす。其の内煤業公會に屬するもの四九軒、煤業協會に屬するものは三四軒、更に日商に屬するもの四軒あり。

六、各縣に於ける礫土夏岩に關する調査

本省は實業部より礫土夏岩調査の命に接したるを以て、更に各縣に對し該礦の産地、面積、埋藏量等に關し調査することを命じ其の報告を得たり。蓋し此種礦物は現在省内に於て僅に藁縣、磁縣、井陘、臨榆等の四縣に産するのみなり。

茲に其調査一覽表を示すに左の如し。

河北省各縣所産礫土一覽表

民國二十八年十二月

縣 別	産 地	面 積	埋 藏 量	礦 業 者	備 考
藁 縣	1 常家溝半壁店附	1 六十餘畝	未 詳	興中公司	原礦權人劉浩然

河北省に於ける礦産調査概況

河北省に於ける礦産調査概況

縣	礦名	面積(公畝)	地質	備註
臨榆縣	1 歡喜嶺一帶	三十九公畝	詳	與中公司 原礦權人劉浩然
	2 沙鍋店湖水館	四十七公畝	上	北支礬土公司 原礦權人李星元
井陘縣	1 袁馬峪村西紅山	九十二公畝	上	同
	2 河東村	六十六公畝	上	同
	3 東嶺村南益々壩	五十二公畝	上	同
磁縣	4 莊老爺廟	七十八公畝	上	同
	5 石門寨西印寨	五十四公畝	上	同
	6 馮家溝村	同	上	同
	7 馮家溝村西南及東北	同	上	同
	8 馮家溝村	同	上	同

七、礦物標本の蒐集に就いて

本省の滑山地帯に於ては礦區密集し礦物の質量も亦異なるを以て、本廳は茲に礦質の良否を考查する爲特に辨

法を規定し、出產礦各縣に之を令行せしめ、各礦の見本の蒐集に努めたり。現在迄に本廳に送附し來りたる見本は石炭、黃銅、黑銅、白粘土、黑粘土、磁土鐵、金青石、缸土等の礦物にして、之等は既に工業試驗所に於て分析化學試験を爲せり。

八、本省礦産物分布情況の綜覽

本廳は全省に於ける礦産物の分布情況を明かにするため、曾て各礦の地質情況及礦區の位置等により礦産物の分布區域を査定せり。

茲に其一覽表を示すに左の如し。

區域	縣別	礦種	面積(公畝)	備註
長	遷安	金	三、八、五〇	本區は長城に近接し東遼安より西昌平に亘る全帯金礦集積の區域なり而してタンクステン、マンガンは本省の特産物なり
	化安	金	一、八、五〇	
城	薊	金	七、五、三三	本區は長城に近接し東遼安より西昌平に亘る全帯金礦集積の區域なり而してタンクステン、マンガンは本省の特産物なり
	興	金	一、八、五〇	
區	密雲	金	一、八、五〇	本區は長城に近接し東遼安より西昌平に亘る全帯金礦集積の區域なり而してタンクステン、マンガンは本省の特産物なり
	懷柔	金	一、八、五〇	
昌	平	マンガン	九、三、三三	本區は長城に近接し東遼安より西昌平に亘る全帯金礦集積の區域なり而してタンクステン、マンガンは本省の特産物なり
	石	マンガン	一〇、一、七	

河北省礦産物分布概況表

(民國二十八年十二月 河北省公署建設廳礦電科製)

每區礦産統計

本區特點

河北省に於ける礦産調査概況

區磁井				區宛房				區檢灤						
臨	磁	沙	井	唐	曲	阜	平	涿	宛	房	房	灤	撫	灤
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤	鉛	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								鉛	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤
								煤	煤	煤	煤	煤	煤	煤

註 一、礦産區域は地勢の不同及礦區聚集狀態を酌量して劃分したものである 二、礦區面積は公畝を以て單位となす

(昭和十五年八月華北連絡部調)

# 山東省棉花調查報告書

第一章 總 説	第二章 地方別生産額並栽培面積
第一節 一般的狀況	第一項 棉花の一畝當收穫量
第二項 土地面積及人口	第二項 棉花の品種及品質
第三項 地 勢	第三項 棉花の栽培法
第四項 氣 候	第四項 棉花の栽培法
第五項 農業の狀況	第五項 棉花の栽培法
第六項 耕地面積並農家戸數	第六項 棉花の栽培法
第七項 主要農作物の種類	第七項 棉花の栽培法
第八項 主要農作物の分布	第八項 棉花の栽培法
第九項 農作物作付面積及收穫高	第九項 棉花の栽培法
第十章 棉花生産の地位	第十項 棉花の栽培法
第十一章 棉花生産上本省の地位	第十項 棉花の栽培法
第十二章 棉花の生産地	第十項 棉花の栽培法
第十三項 生産地域	第十項 棉花の栽培法
第十四項 主要生産地	第十項 棉花の栽培法
第十五項 棉花の生産額並栽培面積	第十項 棉花の栽培法
第十六項 總生産額並栽培面積	第十項 棉花の栽培法
第十七項 代金支拂方法	第十項 棉花の栽培法

山東省棉花調查報告書



- 第三項 受渡方法
- 第四項 荷造方法並荷造費
- 第五項 運賃諸掛
- 第四節 棉花の輸移出入
  - 第一項 輸出入
  - 第二項 移出入
- 第四章 棉花の消費狀況
  - 第一節 紡績工場に於ける消費狀況
  - 第二節 紡績工場以外に於ける消費狀況

- 第五章 棉花の生産に關する施設
  - 第一節 概説
  - 第二節 官廳の施設
  - 第三節 官廳以外の施設
  - 第四節 植棉獎勵條令
  - 第六章 棉花生産の將來
    - 第一節 棉作地の擴張
    - 第二節 棉花栽培の改良
    - 第三節 棉花の改良

### 第一章 總 說

#### 第一節 一般的狀況

##### 第一項 土地面積及人口

本省の地積に付きては未だ精確を期したるもの無之が如し、民國二十一年中國農業概況統計によれば二三八、一二六千畝、民國二十三年中國實業誌によれば山東全省の總地積は七二五、九〇一、六平方支里、其の中平原は四五〇、六九七、七平方支里、山地は一九二、二六七、六平方支里にして、其他は河川道路等なり、又民國二十六年山東省公署教育廳の調査によれば青島及威海衛特別區を除く百五縣の總面積五六五、五〇〇平方支里なり、又天津日本商工會議所北支經濟事情によれば本省の土地面積は一五三、七一平方支里なりとす。

山東省總面積及耕地面積表(中國農業概況統計民國廿一年)

種別	山東省總面積及耕地面積表(中國農業概況統計民國廿一年)			
	河 北	山 東	山 西	總 數
總面積(千畝)	二二四、四九一	二三八、二二六	二七八、九二八	一、六〇〇
既耕地面積(千畝)	一〇三、四三三	一一〇、六六二	六〇、五六〇	二八五
總面積に對する%	四六、〇	四、六五	二二、七	七一〇
水田面積(千畝)	八、四六七	二、三九五	三、六二九	一、五〇〇
既耕地面積に對する%	八、二	二、二	六、〇	一、四八七
畑地面積(千畝)	九四、九六五	一〇八、二六七	五六、九三三	二、四〇〇
既耕地面積に對する%	九一、八	九七、八	九四、〇	五、〇〇〇

山東省各縣面積統計表(單位平方支里)(中國實業誌による)					
縣 名	平 原	山 區	水 區	道 路	總 數
青島市	一、六〇〇	二三八	三	四	一、六〇〇
威海衛特別區	五〇	二三八	三	四	二八五
濟南市	七二〇	三、五〇〇	三	四	七二〇
歷 城	六、六二五	一、六六〇	二、〇〇〇	三、七五	一二、五〇〇
章 邱	四、九八〇	一、六六〇	六六四	九九六	八、三〇〇
鄒 平	二、六〇〇	一、六六〇	六六四	九九六	二、六〇〇
淄 川	四、三〇〇	一、六六〇	六六四	九九六	四、三〇〇
長 山	一、一三三	一、六六〇	六六四	九九六	一、四八七
桓 臺	二、〇〇〇	一、六六〇	六六四	九九六	二、四〇〇
齊 河	四、五五〇	一、六六〇	六六四	九九六	五、〇〇〇





縣名	面積(市方里)	人口
肥城	六、八四〇	五、一六、七二四
濟陽	四、二三六	二、七九、九七七
臨邑	二、〇八八	一、四七、八〇七
德縣	一、九五〇	一、五一、二〇四
陵縣	四、二四八	二、六二、六八〇
德縣	三、〇九六	二、五三、六七七
商河	四、六三四	三、四六、七四三
齊東	一、九八四	一、三二、二二七
章邱	六、六三二	五、三〇、七二二
鄒平	二、一八四	一、四八、〇六五
青島	八、八八	五、八、八三七
惠民	四、五五三	三、三〇、六〇九
樂陵	三、七〇八	三、三〇、三〇二
陽信	三、〇〇四	二、四三、九四九
濱縣	三、八九二	二、五、九四九
蒲臺	一、九二二	一、二一、七三一
利津	一、七二八	一、六八、九三四
濰縣	八、〇〇八	一、六八、三四六
濰縣	八、一六	二、七、三三〇
無棣	一、七二二	一、七二、〇六三
計	四、二四〇	三〇六、一三一
西道	四、二四〇	三〇六、一三一
魯西道	四、二四〇	三〇六、一三一
山東省棉花調查報告書		

縣名	面積(市方里)	人口
博山	一、五七八	八三、七〇九
清平	二、一三六	二、二六、一七四
臨邑	二、七七〇	二、〇四、九二八
堂邑	一、八二二	二、二七、二〇八
柳林	三、〇五六	二、三三、六六九
冠縣	二、三五六	二、二一、四八五
莘縣	三、七七六	二、六四、一三九
冠縣	二、一八〇	一、七七、五五九
館陶	二、〇四四	一、六八、六五四
計	四、五〇、六九七、七	一、九二、二六七、六
日照	四、〇〇〇	四、四、四一、五
城邱	七、六〇〇	三、八、四六、八
安邱	二、五〇〇	二、一、〇〇〇
臨邑	一、五〇〇	一、五〇〇
昌樂	一、〇〇〇	一、〇〇〇
壽光	一、〇〇〇	一、〇〇〇
廣饒	一、〇〇〇	一、〇〇〇
臨淄	一、〇〇〇	一、〇〇〇
益都	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	四、五〇、六九七、七	一、九二、二六七、六
山東省各縣面積及人口表(山東省公署教育廳民國二十九年三月五日查填)		

金 鉅 縣	3,108	2,301,160	170	
濰 縣	5,161	3,521,517	3,830	2,332,261
定 陶 縣	5,130	3,362,115	3,238	3,301,295
城 武 縣	5,932	4,555,907	1,871	1,841,334
單 縣	2,596	1,601,603	1,795	1,855,142
曹 縣	3,160	1,711,998	1,950	1,603,263
計	5,620	4,233,518	1,497	1,537,743
魯 南	7,123	5,400,820	1,340	3,780,577
道	150,822	1,029,408	7,002	4,987,737
面積(市方里)	1,234	1,011,115	155,626	8,500,663
人 口	1,234	1,011,115	155,626	8,500,663
博 苑	3,216	2,340,091	698	720,141
廣 饒	7,992	3,059,934	5,494	3,189,119
濰 光 縣	9,304	5,520,778	2,104	4,009,968
昌 邑 縣	6,535	6,477,036	5,152	3,165,161
安 邱 縣	7,850	5,381,356	4,430	3,045,598
昌 樂 縣	6,748	5,259,948	3,152	2,199,988
臨 朐 縣	3,292	2,299,969	1,268	540,156
益 都 縣	8,412	4,076,654	1,074	460,457
濰 縣	6,244	4,139,920	4,704	229,795
臨 淄 縣	2,182	2,734,325	926	479,842
濰 縣	2,858	1,878,803	1,262	427,163
萊 陽 縣				
海 陽 縣				
榮 成 縣				
文 登 縣				
牟 平 縣				
福 山 縣				
棲 霞 縣				
萊 蕪 縣				
黃 縣 縣				
招 遠 縣				
掖 縣 縣				
計				
魯 東				
道				
面積(市方里)				
人 口				
青島特別市				
威海特別區				
計				

本省の人口は中國實業誌に依れば民國元年の三〇、九八七、八五三人、民國十年の三八、〇〇〇、〇〇〇人、民國十一年の三〇、八〇三、二四五人、民國十七年の一八、一四四、八九九人、民國十九年の三六、五〇二、六三六人、民國二十二年の三七、八二六、三四一人にして、現在はその正確なる数字を知るに術なく、但北支經濟事情によれば三〇、三三六、〇〇一人と推算せらる、今男女の各總數及其割合を見るに、民國十七年度に於ては男子九、七九六、四〇八人に對し女子八、三四八、四八一にして、男子の數遙かに多く、その百分比は男約五四女四六民國十九年に於ては一九、六二七、九四八、女子一六、八七四、六八八にして男五女四五の比率、民國二十二年度の調査に於ける男子二〇、四五三、五〇三人、女子一七、三七二、八三八にして、男女の比率約五五〇四五なり。

第二項 地 勢

本省は東經一一五度乃至一二三度、北緯三四度乃至三八度の間に位し、四隣の境は其の東部を海洋に突出する山東半島とし、北を渤海、南を黄海の二海に分ち、其西北境を河北省、西南境を河南及江蘇の兩省となす。

自然の地理的形狀は南北を劃線とする時、東部は概ね山岳地帯にして西部を平原地帯となす。地質學上本省形成の由來は所謂現在の山東山地が元勞山、泰山等の海島たり、古來幾多大黄河の遷流或は決潰氾濫及び黄河が齎したる黄土の堆積により、漸次其處に生じたる大三角洲と相連絡して生ぜざる陸繋島に他ならず、幾多の傾動地塊よりなる三角

状の山地、海岸山脈及びその間に存在する波状地帯及びこれらと大陸とを連絡したる沖積土壌堆積地帯所謂中原を形成し、此處に現今幾多の河川を貫流せしむ。

地質 本省の地質は大部分黄土を含む沖積土壌にして、地質時代の泰山の隆起は當時海中の一島嶼たりしが海水漸次滴漏し黄河泥土の流下し來りしもの堆積により連繋されしものなり、その表土は主として沖積土壌なりと雖も地質は泰山一帯の地層最古にして片麻岩、石灰岩又粘土の混合物よりなり、東北部の地層は花崗岩、砂岩、石灰岩最も多く又片麻岩よりなり、北部には玄武岩、斑岩あり、西部は概ね黄土の沖積したるものにして、河北平原と異なるところなし、所謂肥沃にして農耕に適する中原なり。

山脈 山東山脈は長白山脈の支脈にして、遼東半島より南下し來り斷續して海中に現はれ隕成、小欽、砬磯、長山、黒山の諸島を形成し、更に省境を南入し膠萊河の半島横斷により、之が二分せられて勞山及泰山山脈となる。

勞山山脈は登州岬より起り、宋家山をその中心點として山東半島に分脈を派生す、即宋家山より東走する分脈は牟平縣の東南に至りて崑崙山を聳立せしめ、更に延びて成山角に終り宋家山より西に走行せる分脈は膠萊河に達し、河を距てて泰山山脈を遙かに望ましむ。又宋家山より南走するものは五龍、大沽の兩河の中間に介在し、大方山及び即墨縣東南の海濱に至りて五峯、勞山（一名牟山）を聳立せしめ、その海拔三千七百餘尺あり。泰山山脈は本省中部に廣く亘る山脈にして、その主峯は歷城縣の東南、泰安縣の東北にあり、高さ四千六百尺の秀峯泰山にして華北の名山たり、東嶽と稱し又岱宗と稱せらる。

河川 本省を潤す大小の河川は其數頗る多しと雖も、今茲に主要なるものを舉れば左の十三河川とす、即黄河、

小清河、徒駭河、馬頰河、濰河、沂河、汶河、萬福河、洙水河、衛河、膠萊河、運河等にして、この内黄河、小清河、徒駭河、馬頰河は皆西より東へ斜走して渤海に入り、運河は南北を貫流す。衛河は西北部河北省南部より來り本省西北端に入りて運河に注ぎ、汶河、沂河は中部より南流して運河に注ぐ、濰河、淄河、は渤海に、萬福、洙水は南湯湖に、膠萊河は黄河、渤海の兩河に注げり、主なる河川を掲ぐれば次表の如し。

山東省主要河川表（黄澤蒼編、分省地誌、山東所載）

河名	長さ(公里)	幅(公尺)	災害状況	經過縣數	河口
黄河	四六六	五七六一七二八	氾濫	一五	渤海
小清河	二二二			一〇	渤海
徒駭河	四五七			一一	渤海
馬頰河	五一五			一四	渤海
萬福河	一一二	一六一 二九	氾濫	一	南陽湖
洙水河	一七八	一六一 二六	堤防なき爲黄河の氾濫に依る水災	五	南陽湖
沂河	一七五	一九一 三三〇	大雨に依る黄河決口による水災	六	運河
汶河	五〇〇	九一 六八〇	水災微少	三	運河
濰河	一七二	一九二 五七六	夏、秋水災	一三	運河
淄河	二五三	五七六	水災輕少	四	渤海
衛河	二二〇	三 五七六	水災輕少	四	渤海
膠萊河	一四三	三三 一二八	大害なし	五	運河
運河	六六七	三三 三三〇		一八	黄、渤海

湖沼 本省の湖沼もその數頗る多く特に運河南岸地區に多く、其主要なるものは馬場湖、蜀山湖、南旺湖、馬踏

湖、獨山湖、南陽湖、昭陽湖、微山湖、白雲湖、麻大湖等とす。

第三項 氣候

本省の氣候は支那大陸總體が所謂ムーンズーンの影響を蒙ると軌を一にし、夏季は南東よりの風を、冬は之に反する西北風の洗禮を受くるを以て、雨は夏季海洋より一時に多量を齎し、冬季は之に反して北風吹き荒む爲め、甚しき乾燥の制約下にあり。「クレッツシー」に従へば本省は河南山西各省と共に所謂北支那型にして十一月氣温は一〇度以下零度以上年平均温度は一〇度以上、且つ一ケ年の氣温較差は二五度乃至三十五度年降雨量は四〇〇耗内外にして雨量最多は七月、冬季は殆んど雨無く乾燥をなす、而してこの季節風(ムーンズーン)は温度の冷却作用をなすを以て同緯度の他地方より温度低き結果を齎せり。

本省は北支三省(河北、山東、山西)の中、半島の三方は海洋に臨み氣候最も良好と稱し得べく、次表に據れば濟南に於ては全年平均氣温は一四、六度、青島に於ては一、九度、最高氣温は年平均濟南に於ては一九、九度、青島に於ては一五、八度、最低氣温は濟南九、六度、青島に於ては八、九度なり。今之を河北、山西兩省に比較する時一月に於ては河北省天津、北京は夫々(一)四、一(一)五、七保定(一)六、七、山西省太原に於ては(一)六、八なるに山東の濟南、青島は夫々(一)一、九(一)一、〇又七月の氣温を比較する時は天津、北京、保定は夫々二七、四二五、八二七、五にして、山西省太原は二五、三之に比し山東の濟南、青島は夫々二八、七二三、七にして濟南の二八、七の高温度を除きては一般に各温度高く、青島方面は温度低く概して良好と稱し得べし。温度に就きては濟南に於ては一年を通じ最も高きは七、八、九の三ヶ月にして、低きは三、四、五月全年平均五七

%となり居り、青島に於ては最も高きは六、七、八月の三ヶ月、最も低きは十、十一、十二、一、二、三の六ヶ月なり年平均七、一%にして濟南に比し海洋に面す位置より考ふるも約一四%高し。

降水量を見るに濟南に於ける全年降雨量は過去十五ケ年間の平均は六四二、三耗棉作期間の降雨量平均は五四八、九耗青島に於ては過去二十ケ年間の平均は六二八、三耗にして、棉作期間降雨量は五五一、四耗なり。又青島市經濟月報所載の降水量を見るに棉作期間内に於ける降水量は、濟南は六一七、三耗、青島の五五六、四耗は河北省天津、北京、保定の夫々四九八、一五七九、〇五四五、八山西省太原の三七八、六に比し北京を除きては概して多し。

日照時數につき見るに濟南に於ては全年二、七一二、九時間、青島は二、六四七、九時間にして、河北省に比して甚しき差異なきが如きも、山西省太原にては二、二三八、九時間にして、本省に比し約四一五百時間少し、之を棉作期間(自四月至十月とす)に見るに、濟南に於ては一、七五八、八時間、青島に於ては一、六四三、六時間にして天津の一、七八三、一時間北京の一、五八四、二時間、保定の一、五七〇、五太原の一、四〇六、四西安の一、三二三、四に比し京漢線以西より多し。

北支各地氣象表

(一) 氣 温 (°C)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	観測年數
天津	(一)五、一	(一)一、一	五、五	一三、七	二〇、〇	二五、一	二七、五	二七、五	二四、〇	一八、一	(一)一、八	(一)五、一	(一九一〇—一九一四)
北京	(一)五、七	(一)二、二	五、五	一三、〇	一八、五	二〇、〇	二五、八	二四、五	一八、八	(一)一、二	(一)三、八	(一九一〇—一九一四)	

山東省棉花調査報告書

山東省棉花調查報告書

一七六

(二) 最高氣溫(°C)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	觀測年數
濟南	(1) 19.0	(1) 23.0	(1) 28.0	(1) 33.0	(1) 38.0	(1) 43.0	(1) 47.0	(1) 50.0	(1) 52.0	(1) 51.0	(1) 48.0	(1) 45.0	(1) 26—1935
青島	(1) 10.0	(1) 15.0	(1) 20.0	(1) 25.0	(1) 30.0	(1) 35.0	(1) 39.0	(1) 42.0	(1) 44.0	(1) 43.0	(1) 40.0	(1) 37.0	(1) 26—1935
保定	(1) 6.0	(1) 11.0	(1) 16.0	(1) 21.0	(1) 26.0	(1) 31.0	(1) 35.0	(1) 38.0	(1) 40.0	(1) 39.0	(1) 36.0	(1) 33.0	(1) 26—1935
太原	(1) 4.0	(1) 9.0	(1) 14.0	(1) 19.0	(1) 24.0	(1) 29.0	(1) 33.0	(1) 36.0	(1) 38.0	(1) 37.0	(1) 34.0	(1) 31.0	(1) 26—1935
西安	(1) 3.0	(1) 8.0	(1) 13.0	(1) 18.0	(1) 23.0	(1) 28.0	(1) 32.0	(1) 35.0	(1) 37.0	(1) 36.0	(1) 33.0	(1) 30.0	(1) 26—1935
龍巖	(1) 2.0	(1) 7.0	(1) 12.0	(1) 17.0	(1) 22.0	(1) 27.0	(1) 31.0	(1) 34.0	(1) 36.0	(1) 35.0	(1) 32.0	(1) 29.0	(1) 26—1935
木浦	(1) 1.0	(1) 6.0	(1) 11.0	(1) 16.0	(1) 21.0	(1) 26.0	(1) 30.0	(1) 33.0	(1) 35.0	(1) 34.0	(1) 31.0	(1) 28.0	(1) 26—1935

(三) 最低氣溫(°C)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	觀測年數
濟南	(1) 8.0	(1) 12.0	(1) 17.0	(1) 22.0	(1) 27.0	(1) 32.0	(1) 36.0	(1) 39.0	(1) 41.0	(1) 40.0	(1) 37.0	(1) 34.0	(1) 26—1935
青島	(1) 0.0	(1) 5.0	(1) 10.0	(1) 15.0	(1) 20.0	(1) 25.0	(1) 29.0	(1) 32.0	(1) 34.0	(1) 33.0	(1) 30.0	(1) 27.0	(1) 26—1935
保定	(1) -2.0	(1) 3.0	(1) 8.0	(1) 13.0	(1) 18.0	(1) 23.0	(1) 27.0	(1) 30.0	(1) 32.0	(1) 31.0	(1) 28.0	(1) 25.0	(1) 26—1935
太原	(1) -4.0	(1) 1.0	(1) 6.0	(1) 11.0	(1) 16.0	(1) 21.0	(1) 25.0	(1) 28.0	(1) 30.0	(1) 29.0	(1) 26.0	(1) 23.0	(1) 26—1935
西安	(1) -5.0	(1) 0.0	(1) 5.0	(1) 10.0	(1) 15.0	(1) 20.0	(1) 24.0	(1) 27.0	(1) 29.0	(1) 28.0	(1) 25.0	(1) 22.0	(1) 26—1935
龍巖	(1) -6.0	(1) -1.0	(1) 4.0	(1) 9.0	(1) 14.0	(1) 19.0	(1) 23.0	(1) 26.0	(1) 28.0	(1) 27.0	(1) 24.0	(1) 21.0	(1) 26—1935
木浦	(1) -7.0	(1) -2.0	(1) 3.0	(1) 8.0	(1) 13.0	(1) 18.0	(1) 22.0	(1) 25.0	(1) 27.0	(1) 26.0	(1) 23.0	(1) 20.0	(1) 26—1935

(四) 降水量(耗)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	觀測年數
濟南	(1) 18.0	(1) 26.0	(1) 35.0	(1) 45.0	(1) 55.0	(1) 65.0	(1) 75.0	(1) 85.0	(1) 95.0	(1) 105.0	(1) 115.0	(1) 125.0	(1) 26—1935
青島	(1) 15.0	(1) 22.0	(1) 30.0	(1) 40.0	(1) 50.0	(1) 60.0	(1) 70.0	(1) 80.0	(1) 90.0	(1) 100.0	(1) 110.0	(1) 120.0	(1) 26—1935
保定	(1) 12.0	(1) 18.0	(1) 25.0	(1) 35.0	(1) 45.0	(1) 55.0	(1) 65.0	(1) 75.0	(1) 85.0	(1) 95.0	(1) 105.0	(1) 115.0	(1) 26—1935
太原	(1) 10.0	(1) 15.0	(1) 20.0	(1) 30.0	(1) 40.0	(1) 50.0	(1) 60.0	(1) 70.0	(1) 80.0	(1) 90.0	(1) 100.0	(1) 110.0	(1) 26—1935
西安	(1) 8.0	(1) 12.0	(1) 16.0	(1) 25.0	(1) 35.0	(1) 45.0	(1) 55.0	(1) 65.0	(1) 75.0	(1) 85.0	(1) 95.0	(1) 105.0	(1) 26—1935
龍巖	(1) 7.0	(1) 10.0	(1) 13.0	(1) 22.0	(1) 32.0	(1) 42.0	(1) 52.0	(1) 62.0	(1) 72.0	(1) 82.0	(1) 92.0	(1) 102.0	(1) 26—1935
木浦	(1) 6.0	(1) 8.0	(1) 10.0	(1) 18.0	(1) 28.0	(1) 38.0	(1) 48.0	(1) 58.0	(1) 68.0	(1) 78.0	(1) 88.0	(1) 98.0	(1) 26—1935

山東省棉花調查報告書

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年	觀測年數
濟南	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
青島	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
保定	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
太原	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
西安	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
龍巖	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935
木浦	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	(1) 26—1935

一七七



(五) 蒸發量(耗)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
龍岳城	15.6	15.7	15.1	13.1	11.0	8.8	7.1	5.9	4.6	3.5	2.5	1.5	105.5
木浦	15.1	15.0	14.5	12.1	10.0	7.8	6.1	4.9	3.8	2.7	1.7	1.5	104.8

(六) 日照時數

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
天津	18.8	18.1	17.5	16.9	16.0	15.0	14.1	13.2	12.3	11.4	10.5	9.6	141.1
濟南	18.1	17.3	16.7	16.1	15.2	14.3	13.4	12.5	11.6	10.7	9.8	9.0	140.7
青島	17.4	16.6	16.0	15.4	14.5	13.6	12.7	11.8	10.9	10.0	9.1	8.2	139.6
太原	16.7	15.9	15.3	14.7	13.8	12.9	12.0	11.1	10.2	9.3	8.4	7.5	138.5
西安	16.0	15.2	14.6	14.0	13.1	12.2	11.3	10.4	9.5	8.6	7.7	6.8	137.4
龍岳城	15.3	14.5	13.9	13.3	12.4	11.5	10.6	9.7	8.8	7.9	7.0	6.1	136.3
木浦	14.6	13.8	13.2	12.6	11.7	10.8	9.9	9.0	8.1	7.2	6.3	5.4	135.2

(七) 初霜、終霜、無霜日數

地名	初霜	終霜	無霜日數
天津	11.2	11.9	207
北京	11.1	11.8	208
濟南	11.0	11.7	209
青島	10.9	11.6	210
保定	10.8	11.5	211
太原	10.7	11.4	212
西安	10.6	11.3	213
龍岳城	10.5	11.2	214
木浦	10.4	11.1	215

(八) 青島に於ける過去二十ヶ年間の氣象表

註(青島市經濟月報第四號所載による)

項目	平均	最高	最低	較差	湿度(%)	降水(mm)	蒸發(mm)	日照時數
一月	1.8	11.9	-11.1	23.0	86	10.9	25.5	137.1

山東省棉花調查報告書

一七九

山東省棉花調査報告書

(九) 濟南に於ける過去十五ヶ年間の氣象表

月別項目	氣温 (°C)			湿度 (%)	降水量 (mm)	備考
	平均	最高	最低			
一月	1.5	10.0	-11.7	71	8.8	180
二月	2.5	14.6	-11.1	75	17.1	192
三月	4.5	20.0	-6.8	77	31.3	205
四月	7.5	26.0	-3.8	77	48.8	219
五月	12.5	32.0	1.7	77	60.0	230
六月	18.8	38.0	7.7	73	70.0	237
七月	23.8	40.0	13.7	63	71.0	248
八月	25.7	39.9	18.0	50	72.3	261
九月	22.3	35.7	13.7	40	73.7	266
十月	15.7	29.9	7.7	33	70.0	281
十一月	8.8	23.8	1.7	28	62.3	294
十二月	2.5	17.1	-4.8	22	48.8	308
計又平均	11.9	25.8	8.9	67	66.3	248

附記 一、本表は自一九一六年至一九三五年統計にして青島氣象二十ヶ年報に於ける平均初霜日十一月十五日、平均晩霜日三月二十七日最早初霜十月三十日、最晩初霜日十二月四日なりき

(十) 青島及濟南に於ける最近四ヶ年間の氣象表

1. 平均氣温表 (°C)

月別項目	青島				濟南			
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
一月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
二月	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	1.7	1.7	1.7
三月	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
四月	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
五月	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
六月	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7
七月	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7
八月	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7
九月	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7
十月	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7
十一月	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
十二月	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
計又平均	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6

附記 一、本表は自一九二一年至一九三五年の十五ヶ年の統計なり  
二、民國二十七年年度山東省に於ける棉作状況並井氏に據る

山東省棉花調査報告書

月別項目	青島				濟南			
	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
一月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
二月	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	1.7	1.7	1.7
三月	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
四月	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
五月	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
六月	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7	21.7
七月	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7
八月	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7	31.7
九月	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7
十月	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7
十一月	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
十二月	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
計又平均	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6

山東省棉花調査報告書



山東省棉花調查報告書

2. 最高氣温表(°C)

附註 以下全部の表は民國二十七年度山東省に於ける棉作狀況を并氏による

月別	計又平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
青	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
島	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
濟	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
南	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

月別	計又平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
青	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
島	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
濟	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
南	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

3. 最低氣温表(°C)

月別	計又平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
青	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
島	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
濟	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
南	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

4. 降水量(耗)

月別	計又平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
青	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
島	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
濟	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
南	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

山東省 花 報告書

一九三五年 一九三六年 一九三七年 一九三八年

青 島 濟 南

一八三

日照時數(時)

項目	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
一月	21.1	25.8	25.2	27.2
二月	19.9	26.9	25.3	27.7
三月	26.5	26.6	25.0	26.6
四月	26.2	25.3	24.0	26.9
五月	24.2	25.3	24.0	26.9
六月	22.4	23.3	21.3	22.7
七月	20.5	20.1	18.7	20.1
八月	17.5	17.9	17.3	17.3
九月	13.1	14.2	13.3	13.3
十月	11.1	10.7	10.2	10.2
十一月	8.8	8.9	8.8	8.7
十二月	0.0	1.1	1.1	1.1
計又平均	22.9	22.3	21.4	21.4

項目	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
一月	35.8	30.9	25.0	30.7
二月	32.6	28.8	24.9	27.6
三月	34.8	30.7	27.7	30.9
四月	32.2	29.8	27.7	28.8
五月	30.0	28.9	24.7	26.9
六月	28.0	26.1	22.6	25.0
七月	26.0	24.7	20.6	23.0
八月	23.4	22.4	18.0	20.3
九月	20.0	19.9	15.0	17.3
十月	16.0	15.8	12.0	14.3
十一月	12.0	11.1	8.0	10.3
十二月	0.0	1.1	1.1	1.1
計又平均	25.9	23.8	20.0	22.3

第二節 農業の状況

第一項 耕地面積並農家戸數

本省耕地面積並に農家戸數等に就きては、今比較的信頼し得る數字を事變前に求むれば次の如し。

即中國農業概況估計(民國二十一年度)によれば、本省の總面積三三八、一二六、〇〇〇畝の内既耕地面積は一一〇、

六六二、〇〇〇畝にして、その總面積に對する百分率は四、六五%その内水田面積は二、三九五、〇〇〇畝、畑地面積は

一〇八、二六七、〇〇〇畝となり居り、既耕地面積に對する水田面積百分率は二、二%、既耕地面積に對する畑地面積の

百分率は九七、八%なり。又民國二十四年本省建設廳の數字に従へば全耕地面積は一一六、一五六、七三七畝にしてその

内田地としての面積は一一二、三九二、〇三八畝にして、その詳細は次表の如し。

山東全省農民戸數及耕地面積表

縣名	戸數	耕地面積	
		田	園
歷城	八三、九六四	七二六、五八二	八、〇〇七
共計(畝)		七二四、五八九	

鄒 邱 長 淄 桓 齊 濟 長 博 高 博 新 泰 萊 肥 惠 陽 無 濱 利 樂 鄒

邱 平 川 山 河 陽 東 濟 興 苑 山 安 泰 萊 城 民 信 棣 津 陵 化

一〇〇,三三七  
三一,九六五  
四九,五二五  
三九,七八〇  
四六,七二〇  
四七,七八四  
五五,七五五  
二六,〇三七  
八六,一九六  
三八,一三〇  
一六,二七九  
二五,四三三  
一五,九四七  
三七,七四七  
七六,八五五  
五九,八九六  
六五,三六六  
五〇,八四五  
五六,〇〇〇  
四七,六六〇  
三一,〇二九  
六四,七二〇  
二六,二七九

一,二五八,四六四  
五三六,七八二  
六七四,九一三  
六二四,四〇〇  
九七四,七二七  
九三〇,三四四  
五九五,八九二  
四〇九,〇二五  
五〇五,一〇〇  
二二四,二四〇  
五四二,二〇〇  
一〇五,五〇〇  
二,〇一五,七二一  
三八八,一六八  
七三四,八二二  
九二七,九二七  
八八一,〇九一  
八四,一三八  
七三三,五四九  
六五七,四四九  
二〇三,七二四  
二三四,二八六  
五四五,九〇〇

四,八三五  
二,九七七  
三,一二五  
六,四〇〇  
二,七三三  
二,三〇〇  
六,三七七  
九,七三三  
四,五〇一  
二五,七五〇  
二〇〇  
二,三〇〇  
四,八六六  
一,八八八  
六,二七〇  
二四,九四三  
一,二九二  
八,二〇五  
八,七三三  
三七六  
一,四三八  
九,二三四  
四八四

一,二六三,二九九  
五四九,七七九  
六七八,〇三八  
六三〇,八〇〇  
九七五,〇〇〇  
七七五,〇九四  
五九六,五三一  
五二四,六六〇  
五〇九,六〇一  
二四九,九九〇  
五四二,四〇〇  
一〇五,七三〇  
二,〇二〇,五八七  
三九〇,〇五六  
七四一,〇九二  
九五二,八七〇  
八八二,三三三  
九,三三四  
七四二,二八七  
六五七,八一六  
二〇五,一六二  
二四三,五二〇  
五四六,三八四

蒲 商 青 滋 曲 寧 鄒 滕 泗 汶 濟 金 嘉 魚 臨 鄭 費 蒙 莒 沂 荷 曹

濰 河 城 陽 阜 陽 縣 縣 水 上 縣 寧 鄉 詳 沂 城 縣 陰 水 澤 縣

二四,八一七  
五,九一〇  
二八,二二二  
三六,三九四  
四〇,二二〇  
三一,八三六  
七二,六五四  
六三,二六六  
三六,五四八  
五〇,七四四  
三三,九四五  
七〇,〇二〇  
三三,四〇〇  
二二,四一〇  
三一,七三三  
一二,五四七  
九一,三〇二  
七三,五八六  
二一,九一五  
一四四,七八二  
一二〇,〇〇〇  
八五,六六六  
八九,三四〇

三〇九,四七七  
六三二,九四〇  
三〇九,四七七  
三,八二五,六〇四  
一,五六〇,〇〇〇  
七二,八四〇  
二二,八二〇  
一,六八四,六〇七  
四三六,一四五  
一,六〇七,八五二  
八八九,五〇〇  
一,八九七,八七七  
八六一,四九〇  
四八八,三三三  
二,三三二,八七三  
一,四七三,〇〇〇  
九六二,九一〇  
二,五七三,三三六  
二,三三二,一〇〇  
一九,九六一,四一五  
一,八三三,七六〇  
一,三七,六五二  
二,二九六,六〇〇

七六四  
一,三九〇  
二六四  
一四,三九七  
八二,〇〇〇  
一八二,六二〇  
一,七〇五  
三四,七一五  
八,五五  
一九,四〇一  
二,七五,五〇〇  
五,二四七  
一,八九一  
一一,七八七  
二,八九二  
九二,〇〇〇  
一五,二四八  
一,三〇〇  
一,〇〇〇  
三五六,二四五  
一三八,二四〇  
一三,六〇〇  
一〇,一〇〇

三〇九,七四一  
六三四,三三〇  
三〇九,七四一  
三,八四〇,〇〇一  
一,六四二,〇〇〇  
八九五,四六〇  
二二九,九〇五  
一,七一,九三三  
四三七,〇〇〇  
一,六二七,六五三  
一,一〇七,〇〇〇  
一,九〇三,一二四  
八七三,三八一  
五〇一,一〇〇  
二,三五,七六五  
一,五六五,〇〇〇  
九七八,一五八  
二五八,五三三  
二,三三,一〇〇  
二〇,三一七,六六〇  
一,九七二,〇〇〇  
一六一,二五二  
二,三〇六,七〇〇

單城定領聊野陶武縣

單城定領聊野陶武縣

單	六,一五五六	一,九四〇,七四九	一〇,一八七	一,九五〇,九三六
城	三,七五七〇	八〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八,一〇〇,〇〇〇
定	三,七,八八〇	八,一四,三四二	八,七三〇	八,三三,〇七二
領	六,八,七一六	一,三五九,八七一	一,三六,一八七	一,三六,一八七
聊	八,二,二五六	一,五〇八,五五三	六,五〇〇	一,五,一〇,五三
野	二,四,一六二	八,六六,七一二	一,四,二八八	八,八一,〇〇〇
陶	三,五,九四一	八,七九,五四五	一,三,五四一	八,九三,〇八六
武	二,四,一九四	六,七九,四〇三	七,八一	六,八〇,一八四
縣	三,八,三八一	一,八〇八,〇九七	三,五,五四六	一,八四三,六四三
平	三,三,四七二	六,八一,四〇七	一,五,七三	六,八二,九八〇
平	二,四,八九〇	六,三三,一九五	一,七,九七	六,三四,九九二
平	三,三,一六四	九,七,九二五	七,八八七	一〇,五,八二二
平	二〇,〇〇八	九,四〇,七九〇	一,五,四九七	九,五六,二八七
館	三,九,八九一	一,一,一八九六	三,八一	六,八七,五六二
恩	四〇,一九〇	一,一五三,三一四	四,二,七五一	一,二五三,七八四
臨	五,四,六八〇	一,〇〇三,五〇〇	二,五〇〇	九,二六,七四七
武	二,六,五六〇	六,一五,六〇〇	四,四〇〇	六,二〇,〇〇〇
夏	三,九,六八七	七,一,三三六	一,一,四二二	六,六七,五一
邱	二,三,四五六	六,三三,一九五	一,七,九七	六,三四,九九二
德	四,一,七五八	一,五六,一七四	三,四,一六〇	一,二九四,六六七
德	三,二,八六〇	六,二九,九〇〇	八,〇五〇	六,三七,九三〇
平	四,三,七六四	五,四九,〇八五	五,八一	九,五〇,七〇四
原	二,六,四二六	三,二六,八四〇	三,九,〇七一	二,八三,四八四

臨東東平陽壽濰朝觀茫福濰黃棗招棗文榮海掖

臨東東平陽壽濰朝觀茫福濰黃棗招棗文榮海掖

臨	三,一,〇九二	五〇,一,五九五	一,八六五	五〇,三,二六〇
東	五,四,五六〇	八,二,一五〇	五,五〇	八,二,一七五〇
東	八,四,八九三	七〇三,四四七	三五四,一〇九	一,〇五七,六三六
平	五,九,八四三	八,六六,二二八	三,四七〇	八,六九,六九八
陽	三,三,八一四	四,一,二六三	一,四,一〇九	四,二六,七三九
壽	三,六,〇三二	八,七四,八〇〇	二,三三八〇	八,九七,一八〇
濰	四,四,四六九	五,六六,〇〇〇	五,〇五〇	五,六九,〇三〇
朝	一,八,〇五七	四,二〇,八〇〇	三,〇〇〇	四,二五,八〇〇
觀	五,三,二四七	八,五九,七八八	一,一,三五四	八,七一,一四二
茫	三,二,八二九	七,六二,六四〇	三,七九〇	七,六六,四三〇
福	一,一,九〇五	三,三,八,六三〇	二,五四三	二,四一,一七三
濰	二,四,五三四	五〇,六,五八二	一,〇九三	五〇,七,六七五
黃	二,六,七三〇	三,二四,三二七	七,五,〇七三	三〇〇,〇〇〇
棗	五,八,三六五	四,一三,四五〇	二,四〇〇	四,一五,八五〇
招	八,七,六三九	四,八六,〇〇五	九,八四八	四,九五,八五三
棗	五〇,八八一	六,九九,八八〇	一〇,四	七〇〇,〇〇〇
文	七,一,八九七	八,四五,三〇〇	一,四,七〇九	八,六〇,〇〇九
榮	一,五,七,五八二	一,二,七二,八六五	一,一〇,九八	一,二八三,九六三
海	八,九,一三三	四,一三,四五〇	三,四〇二	四,一五,八五〇
掖	七,四,七九四	一,五,八三,三七五	二,〇,四六	一,五,八五,四二一
縣	四,九,三九五	六,二七,七八六	八,二,二八	六,四一,〇一四
縣	七,二,九八二	八,四一,三四〇	八,二,二二	八,四九,五五二
縣	一,三,六,九一八	九,二六,七二〇	一,二,八〇	九,二八,〇〇〇

平度	一〇六〇四七	二四一七一〇三	五四一九六	二四七一、二九九
濰縣	九九八六〇	一四九二、八八五	一六、八九五	一、五〇九、七八〇
昌樂	三六〇〇〇	六二四、七五五	二五、二四五	六五〇、〇〇〇
膠縣	九六〇八一	八二五、八二六	二七、九三〇	八五三、七五六
高密	六一、九五〇	一一九〇、五九八	二、五九二	一一、二九三、一九〇
即墨	一、二四、三五二	七四四、二五二	一七、四三三	七六一、六八五
益都	五二、五〇〇	一一九、〇〇〇	四、五〇〇	一、三〇三、五〇〇
臨淄	二四、五九九	六八五、六八五	二、一六五	六八七、八五〇
廣饒	五九、三七四	一三六、〇八九	三七、九〇二	二七三、九九一
壽光	一四〇、六五	七一五、〇五七	四八、七六三	七六三、八二〇
昌樂	一〇八、二五六	一一三、三八、四三一	七四二、八九七	三、〇八一、三二八
臨朐	九〇、四八九	六六五、六六一	五五五、〇一九	一一、二七〇、六八〇
安丘	五八、五六〇	一、八四八、六九四	四、五五一	一、八五三、二四五
諸城	一一九、一七一	八二五、六一七	一、九六八	八一七、五八五
日照	八四、四五八	八九九、六〇三	六、六一四	九〇三、二二七
總計	六〇、四八、七一〇	一一二、三九二、〇三八	三、七六四、六九九	一一六、一五六、七三七

次に農家戸数を見るに國民政府主計處統計局(二十一年度)調査に依れば總戸数六、六五九、八五八戸(總人口三七、一九六、〇〇〇人)に對し農戸数は五、九一八、二八〇戸(農民人口三〇、七七五、〇〇〇人)にして、總戸數に對し農戸數は八八、九%を占め、殆んど本省の大部分の人口が農民を以て占めらるるを見る、而も自小作農を見るに民國二十三年度中國經濟年鑑によれば小作農九%自作農七二%半自作農一九%にして自作農最も多き過半數を占めたり。

山東省

人口數及農家戸數

國民政府主計處統計局(二十一年)	中國實業部統計(二十三年)	
總人口	三七、一九六、〇〇〇人	三六、三七〇、〇〇〇人
農民人口	三〇、七七五、〇〇〇人	二八、〇〇〇、〇〇〇人
總戸數	六、六五九、八五八戸	六、六三二、〇〇〇戸
農戸數	五、九一八、二八〇戸	五、三〇三、〇〇〇戸
總戸數對農戸數%	八八、九%	
每戸平均耕地	一九畝	

又民國二十四年の調査になる、山東省建設廳の數字によれば(既掲同耕地面積表)全農家戸數は六、〇四八、七一〇戸となれり。

第二項 主要農作物の種類

本省に栽培せらるる農作物の種類は甚だ多く、小麦、大麦、綠豆、芝麻白菜、葱、蒜、蘿蔔、地瓜、粟、高粱、大豆、玉蜀黍、棉花、落花生、烟草、甘藷、蕎麥、豌豆、豌豆、馬鈴薯、菠菜、芋、莞菜、韭菜、芸豆、茄子、南瓜、黄瓜、南瓜等枚舉に遑あらずと雖も、就中其の主要なるは、棉花、落花生、葉烟草、高粱、大豆、粟、大麦、小麦、玉蜀黍、黍、甘藷、茶種等とす。

第三項 主要農作物の分布

本省は北支に於ける主要なる小麦生産地にして、事變以前の生産縣は平度縣、膠縣、濰光縣、曹縣、單縣、鉅野縣、

滕縣、鄒城縣、萊蕪縣、莒縣、濰縣、高密縣、諸城縣、萊陽縣等とす、落花生亦本省主要農産物の一にして、從來その産額も多く濰光縣、德縣、泰安縣、鄒縣、滕縣、諸城縣、膠縣、昌邑縣、高密縣、海陽縣、章邱縣をその主要産地とす。高粱は濰光縣、益都縣、鄒縣、諸城縣、膠縣、歷城縣、泰安縣、即墨縣に多く、大豆は濰光縣、曹縣、滕縣、鄒城縣、淄川縣、濰縣、諸城縣、膠縣をその主要産地とす。粟は濰光縣、益都縣、萊蕪縣、高密縣、膠縣、萊陽縣、章邱縣、淄川縣、沂水縣、安邱縣、濰縣、臨淄縣、益都縣、濰光縣、甘諸は、滕縣、日照縣、莒縣、膠縣、萊陽縣、即墨縣、海陽縣、文登縣をその主要産地とす。この他果樹栽培盛んにして梨は萊陽、福山、海陽、文登、禹城、長清、高密の諸縣に多く、桃は福山、萊陽、海陽、肥城、招遠、即墨、長清諸縣に、林檎は煙臺、牟平、萊城、威海衛の諸縣及青島に産しその他柿は泰安、益都、福山、長清、招遠、棗園、高密に、棗は福山、昌樂、鄒平、德、禹城、長清の諸縣とし葡萄は福山、即墨、平度、諸城、掖の諸縣に及びその産額少なからず。

第四項 農作物作付面積及收穫高

本省に於ける主要作物作付面積及收穫高等は之を事變前の數字に求むれば民國二十六年（一九三七）「青島の現勢」によれば小麦、大豆、高粱、粟、棉花、菸葉等八作物の平均作付面積は小麦の四九、六八八千畝を筆頭とし大豆、高粱、粟等は夫々二九、九一〇千畝、二二、三三九千畝、粟二、一五六千畝にして之を並々に棉花四、六二一、二一〇千畝、落花生四、〇七六千畝、甘藷の二、〇五七千畝、菸葉の二、二六六千畝を以てす、又その平均收穫量を見るに小麦、大豆、高粱、粟は夫々、三五〇萬噸、二五〇萬噸、一三〇萬噸、二四〇萬噸、棉花、落花生、甘藷等は夫々、一四〇萬擔、七五萬噸、一五〇萬噸にして菸葉は四五萬擔となれり。

今民國二十三年度主要農作物の栽培面積及び收穫量を中國實業誌（山東省）によれば小麦、大豆、高粱、粟等の栽培面積最も大にして小麦は四〇、九四二、六二一畝、大豆、高粱、粟は夫々二六、七二四、九六七畝、一九、〇八八、五四九畝、二七、三三九、八二四畝、棉花、玉蜀黍、落花生等は夫々六、三三六、二三八畝、六、一五八、四七七畝、三、七五二、九五〇畝なり。

他の主要作物に對しては表示せらるゝ如し、尙之等主要作物の二十三年度の産量を見るに小麦は四八、九九一、二二二四擔、大豆三五、一八五、三〇九擔、高粱一一、〇一五、九九〇擔、粟三六、〇一七、一四四擔、棉花は實棉にて六、〇〇九、六五七擔、玉蜀黍は一一、〇一五、九九〇擔、落花生は一一、五九八、九四〇擔等なり。

山東省主要作物作付面積及收穫量（中國實業誌山東省による）

作物名稱	栽培面積	每畝產量	二十三年總收穫量
小麦	四〇、九四二、六二一	一一、〇〇	四八、九九一、二二四
大豆	一、三三八、一三七	一、五八	二、〇九七、一九三
高粱	一九、〇八八、五四九	一、八三	三四、九三二、七三〇
粟	六、一五八、四七七	一、七九	一一、〇一五、九九〇
玉蜀黍	二七、三三九、八二四	二、〇八	五六、〇一七、一四四
甘藷	二、九三三、三四七	一、三、八三	四一、四七二、一五四
粟	二、九三三、三四七	一、三、八三	四一、四七二、一五四
大豆	二六、七二四、九六七	一、三、二	三五、一八五、三〇九
綠豆	三、九二二、五〇七	〇、八七	三、四一〇、三二五
黍	一、〇七四、四九二	一、三六	一、四六一、一六一
米	四六、二七九	二、六五	三二、六六一

山東省棉花調查報告書





山東省棉花調查報告書

芝	三三四、三三〇	〇、六六	二八三、八三八
落	三、七五二、九五〇	二、八二	一〇、五九八、九四〇
籽	六、三三六、三三八	〇、九五	六、〇〇九、六五七
菸	四、一〇七、二二	三、一一	一、二七五、七二三
白	一、四六、二八五	三、一九七	四、六七六、〇〇〇
葱	一、八〇、八三三	一、四、二四	二、五八六、七五六
蒜	三〇、六一三	九、七一	二、九六、九七九
蘿蔔	六、七、六〇〇	二、五、五四	一、七二六、八三〇
共計	一三〇、八一八、六六一		二四二、一六〇、六一四

一九四

山東省主要農作物作付面積及收穫高 (北支經濟事情 昭和十四年三月)

作物名稱	作付面積	收穫高	每畝收量
小麥	五二、三三三	七六、四七〇	一四六、四
大麥	五、〇一八	七、六五二	一五二、五
高粱	一八、八四七	三九、四二四	二〇九、二
棉花	五、四六六	一、八五九	三四、〇
玉蜀黍	九、〇〇〇	一六、六八五	一八五、二
大豆	七四九	一、六一一	二二五、八
花生	一九、二四五	三四、二七一	一七八、一
落花生	三、一九二	四五、一九二	一、四一五、八
甘藷	四、四七一	一四、三三五	三一八、四
粟	一六、八六九	三七、六二六	二二三、〇
黍	三、五二四	五、六〇九	一五九、二

胡麻	二、二二八	二、二六五	一〇六、四
菜種	五八四	五三八	〇、九二

山東省主要農作物作付面積及收穫量 (青島の現勢)

作物名稱	平年作付面積	平年收穫量	昭和十年度	昭和十一年度
棉花	四、六二一	一四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
花生	四、〇七六	七、五〇〇	六、五〇〇	七、〇〇〇
落花生	二、二一六	四、五〇〇	五、〇〇〇	四、四〇〇
高粱	二二、三三九	三三、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇
粟	二二、一五六	二四、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
大豆	二九、九一〇	二五、〇〇〇	七〇	二〇〇
小麥	四九、六八八	三五〇	二四〇	二八〇
甘藷	二、〇五七	一五〇	一九〇	一五〇

山東省河北省 (農作物作付面積北支要覽昭和十二年)

(單位千市畝 一市畝=一、八五〇七畝=六七日本畝)

作物種類	項目	山東省	河北省
小麥	作付面積	五二、三三三	三四、三〇六
	對全耕地歩合	四七%	三三%
大麥	作付面積	五、〇一八	六、三三六
	對全耕地歩合	五%	六%
高粱	作付面積	一八、八四七	一三、六七五
	對全耕地歩合	一七%	一三%

山東省棉花調查報告書

一九五

棉	五、四六六	九、一九四
玉蜀黍	九、〇〇〇	一三、二五五
煙草	七、四九九	四八二
大豆	一九、二四五	五、二二〇
甘藷	三、一七二	二、六二七
落花生	四、四七一	三、八二六
粟	一六、八六九	一八、一六九
黍	三、五二四	四、四一〇
胡麻	二、二二八	三、一〇一
菜種	五、八四四	一、三八〇

### 第二章 棉花生産の状況

#### 第一節 棉花生産上本省の地位

本省は棉花栽培上、地理的自然的の諸條件を兼ね備へ、河北省と相並び、從來華北に於ける重要な棉産地たり、即氣候温暖にして土地乾燥、土質概して砂質壤土にして棉作に適し、又他の農作物に比しその棉作の収益率遙かに高

く、又黄河を始め大小河川を貫流せしめ地味肥沃なり、又その生産費を見るに百斤當り二九元二〇なるに對し、アメリカに於ては三六元なり、其始め本省生産の棉花は家内工業の域にあり、主として自家消費に充當せられたるものなるが、清朝光緒三十年の阿片栽培禁止以來棉作盛となり、國外の棉花需要、青島に於ける紡績業の勃興により愈々棉花生産地の地位を確保するに至れり。即大正三年世界大戰の影響を蒙り青島に内外紡績工場の設立を見、又濟南にも紡績工場設立せらるゝや、米棉種栽培増産が從來の中棉種に代り、その生産高多額に上るに至れり。今其生産額を見るに一九三二年に於ては全支棉産量九、七七四、二〇七擔中本省は實に一、三三二、三八七擔を生産し、その比率約一割五分を占む。その畝當收量を見るに平均二十六斤なるに對し全支平均量は二十二斤にして約二〇%の多産なり、この畝當二十六斤はエーカー當二二ポンドに該當し米國棉産地の二〇〇ポンド印度棉作地の二〇〇ポンドに比するも、その平均産額遙かに優越す。如上の事實より本省が北支に於ける棉作の最適地の一にして、將來適地適種の選出育成此種栽培設備の整備栽培技術の改良等に相俟たばその生産大いに期待せらるゝ所甚大なり。

#### 第二節 棉花の生産地

##### 第一項 生産地域

本省の棉花生産地域は先づ之を東半、西半の兩部に大別し得べく、就中主要棉産地域はその西半部即ち魯南、魯北、魯西の三道に互る。今之を慣行大別例に従ふ時は(1)魯西區、(2)魯北區、(3)魯南區、(4)魯東區及(5)半島地區とに分つことを得。即ち

- (1) 魯西區は魯西道の謂に非ずして津浦線以西黄河以北の各縣を包括す
- (2) 魯北區は魯北道の謂に非ずして津浦線以東黄河以北及小清河流域の各縣を包括す
- (3) 魯南區は魯南道の謂に非ずして黄河以南津浦線以西の各縣を包括す

第二項 主要生産地

以上の各區中最も重要且主要なる生産地區は(1)魯西區及(2)魯北區にしてその産額他區に比し遙かに高し。

- (1) 魯西區にありては恩縣、武城、夏津、高唐、清平、臨清、邱縣、館陶、冠縣、堂邑、博平、茌平、聊城、莘縣、朝城、陽穀、濮陽、壽張、范縣、齊河の諸縣にして就中その主要生産縣は臨清、夏津、高唐、恩縣、堂邑、冠縣、館陶、邱縣、清平等の諸縣にして元來の舊棉作地帯にして中棉の栽培多くその生産量は各區に冠たり。
- (2) 魯北區にありては齊東、青城、高苑、博興、蒲台、濱縣、利津、霑化、無棣、陽信、樂陵、德平、陵縣、德縣、商河、臨邑、平原、禹城、齊陽、鄒平、長山、桓台、廣饒、惠民、臨淄の各縣にして就中共の重要なるものは濱縣、惠民、商河、臨邑、陵縣、德縣、齊東、高苑、鄒平、博興、章邱、蒲台の各縣にしてこの内濱縣は舊棉區にしてその産棉に濱縣小花の稱あり。
- (3) 魯南區に於ける棉産縣は東河、長清、東平、汶上、魚台、金鄉、單縣、曹縣、城武、嘉祥、鉅野、鄆城、鄆城、荷澤、定陶、肥城平陰、甯陽にして就中曹縣、定陶、鉅縣を重要なるものとす。
- (4) 魯東地區に於ては滕縣、鄒縣、曲阜、滋陽、泰安、萊蕪、新泰、泗水、賓縣、臨沂、郯城、沂水、莒縣、日照、蒙陰、博山、淄川、益都、昌樂、安邱、嶧縣の諸縣あれども次の半島地區と共に從來はその栽培面積、年收穫量共に取るに足らざるが如し。

- (5) 半島地區に於ては高密、昌邑、濰縣、平度、牟平、招遠、文登、榮城、海陽、蓬萊の諸縣あれども之亦取るに足らず。

第三節 棉花の生産額並栽培面積

第一項 總生産額並栽培面積

中國棉産統計によれば左表の如し。

山東省棉作總栽培面積並皮棉生産量表(中國棉産統計)

年	栽培面積	皮棉生産量	備考
民國八年	三,二一八,〇〇〇	八九四,五五八	單位畝、擔
民國九年	四二八,三三〇	一二六,〇七〇	
民國十年	二,三三三,一九〇	二九五,〇七七	
民國十一年	三,五三四,七〇七	一,〇〇五,一三〇	
民國十二年	三,六六七,二七七	一,三八七,六六六	
民國十三年	二,九八四,三八五	九三七,二二四	

山東省棉花調查報告書

民國二十四年	三、〇九九、一九一	九九五、六〇三
民國二十五年	三、二八四、五五〇	五一八、二七九
民國二十六年	三、一七二、六三〇	七〇九、七五五
民國二十七年	三、三二七、二二〇	六二〇、四一三
民國二十八年	四、二三九、〇二〇	一、二一三、〇八〇
民國二十九年	六、五四四、二七六	二、一七〇、六五八
民國三十年	七、九七四、〇九四	二、一五四、八八二
民國三十一年	二、八四四、一六〇	一、七六九、三九四
民國三十二年	五、三五七、三三五	一、四六八、九三二
民國三十三年	五、四九三、三六一	一、三三四、〇五三
民國三十四年	一、八〇一、一三七	四〇七、二二五
民國三十五年	六、一一一、〇五四	一、七九〇、二二七
民國三十六年	六、〇四八、九二六	一、三六五、八七九

本表を通覽するに、栽培面積及び生産量の減少は天災其他諸種の減少因子の存するところなるが民國八年より民國

二十六年に至る十九年間の栽培面積は最少民國九年の四二八、三三〇畝、最大民國二十年の七、九七四、〇九四畝にして、當年を以て以上十九年間中の最大栽培面積を示せり。尙皮棉生産量を見るに民國九年の二二六、〇七〇擔を最少とし、民國十九年の二、一七〇、六五八擔を最大となす、其後事變迄は概して百萬擔以上を産出せり。

第二項 地方別生産額並栽培面積

民國二十三年山東省棉作改良場調査報告に依れば、本省棉産地區たる魯北、魯西、魯南、魯東、半島の諸地區別に就きその生産量を見るに魯北地區に於ける在來棉生産量は二二九、五九八擔、魯西地區に於ては三四二、五九二擔、魯南地區に於ては二二八、四三九擔、魯東地區に於ては一、六五〇擔、半島地區に於ては一五、四四四擔にして魯西、魯北、魯南、半島、魯東諸地區の産額順位にして就中前三地區の産量は最多なり。米棉の産額を見るに魯北區に於ては一四七、三二七擔、魯西區は四六〇、六九一擔、魯南區に於ては一、九九四擔、魯東區に於ては三、六七四擔、半島地區に於ては一、四一五擔にして魯西、魯北、魯南、魯東、半島地區の産額順位にして總生産量は一、三四二、八一四擔、米棉總生産量六一五、〇九一擔、中棉總生産量七二七、七二三擔に上れり。

中國棉産統計民國二十六年度に依れば生産量は魯北地區に於ては在來棉二〇一、二五九擔、米棉三五一、六三〇擔、魯西地區に於ては在來棉一五五、一五二擔、米棉六五〇、九七七擔、魯南地區に於ては在來棉一一六、五三二擔、米棉一八、七八四擔、魯東地區に於ては在來棉二四、二六七擔、米棉二〇、六七五擔、半島地區に於ては在來棉八、〇二二擔、米棉三四、九〇一擔にして在來棉生産量は魯北區第一位、魯西地區第二位、魯南、魯東、半島地區の順位なり。米棉に於ける生産量順位は魯西地區第一位、魯北地區第二位、半島地區第三位、魯東地區、魯南地區の順位なり。

以上二十六年に於ける魯北地區の總生産量は五五二、八八九擔、魯西地區は八〇六、二二九擔、魯南地區は一三五、三一六擔、魯東地區は四四、九四二擔、半島地區四二、九二二擔にして魯西地區第一位、魯北地區第二位更に魯南、魯東、半島地區の順位にして魯西、魯北、魯南の諸地區を最となす。次に本省の地方別による栽培面積を見るに山東省建設廳棉作改良場の報告に依れば民國二十三年に於ては在來棉、米棉の總栽培面積は魯北地區八七、三五九町歩、魯西地區は二一五、八一八町歩、魯南地區は三三、三八〇町歩、魯東地區は四、〇二〇町歩、半島地區に於ては四、二二三町歩にして、在來棉栽培面積は魯北地區五四、二四四町歩、魯西地區九〇、九一四町歩、魯南地區三二、九四〇町歩、魯東地區三、一二三町歩、半島地區三、八二七町歩にして全省一八五、〇四七町歩、米棉栽培面積は魯北地區、魯西地區、魯南地區、魯東地區、半島地區の順に夫々三三、一一五町歩、一二四、九〇四町歩、四四〇町歩、八九八町歩、三八六町歩にして合計一五九、七四三町歩となれり。又民國二十六年に於ける中國棉産統計に依れば總栽培面積は魯北地區、魯西地區、魯南地區、魯東地區、半島地區の順に夫々二、〇二六、二二六、二、五九九、九四四畝、四八二、一七八畝、一五九、四二八畝、一二四、七六四畝にして在來棉栽培面積は、七八九、三三三畝、五四九、七六二畝、四一九、九一〇畝、九〇、〇八一畝、二三、一八五畝、米棉栽培面積は夫々一、一八六、八八三畝、二、〇五〇、一八二畝、六二、二六八畝、六九、三四三畝、一〇一、五七九畝となり在來棉栽培面積最大の地區は魯北地區にして魯西、魯南、魯東、半島の諸地區の順に小なり。又米棉栽培面積に就ては魯西地區の二、〇五〇、一八二畝第一位にして魯北第二位、半島、魯東、魯南諸地區の順に小となる。

民國二十八年度華北棉産改進會の調査によれば當年は水災害の受害甚だしく廢田面積、生産量の減少ありたれども

魯西地區の推定生産量(十六縣)は中棉一二五、七五三擔、美棉一四二、三六三擔、合計二五八、一一六擔、その種植面積一、四七〇、三六〇畝なれども實際の收穫面積は中美棉夫々四〇五、八八一畝、六二二、七六三畝、合計一、〇二八、六四四畝なり、魯北地區に於ては其推定生産額(二十五縣)中棉、美棉夫々六四、八七〇擔、四八、四七〇擔、合計一、三、三四〇擔、收穫面積(種植面積は五七六、五一四畝)は中、美棉夫々二三〇、九一〇畝、二二〇、四六〇畝合計四五〇、三七九畝なり。魯南地區に於ては推定生産額(六縣)は中棉、美棉夫々三〇、一四七擔、三、六四七擔にして合計三三、七九四擔、收穫面積は中棉、美棉夫々一〇五、六二〇畝一三、三八〇畝合計一一九、〇〇〇畝(種植面積は同じ)なり。又魯東地區に於て見るにその推定生産額(九縣)は中棉、美棉夫々二〇、〇二六擔、三八、三一四擔にして合計五八、三三〇擔、收穫面積は中棉、美棉夫々五八、九三一畝、一〇四、九七九畝にして合計一六三、九一〇畝(種植面積二、三三二、一九四畝)にして其の生産額は推定なれども魯西區を以て第一位とし魯北地區第二位に、魯東、魯南の順位にして又栽培面積に付きては收穫せる面積は矢張り魯西區を第一位、魯北地區を第二位とし次いで魯東、魯南各地區の順位となれる現況なり。

山東省魯西地區棉田面積及棉産高表 民國二十六年度(中國棉産統計による)

縣名	區別			皮棉産額(擔)		
	中棉	美棉	共計	中棉	美棉	共計
臨沂	二五、三三	三、五二〇	三、五二〇	一、七七一	三、三三〇	一〇、八八〇
高唐	六、一〇〇	三、九二五	三、九二五	一、七七一	三、八八五	一〇、六三三



山東省棉花調查報告書

縣名	區別	棉田面積(市畝)	棉產額(市擔)	共計
濟陽	中	1,000,000	10,000	1,000,000
陵陽	中	1,000,000	10,000	1,000,000
德平	中	1,000,000	10,000	1,000,000
商河	中	1,000,000	10,000	1,000,000
海光	中	1,000,000	10,000	1,000,000
臨淄	中	1,000,000	10,000	1,000,000
惠民	中	1,000,000	10,000	1,000,000
陽信	中	1,000,000	10,000	1,000,000
無棣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
濱化	中	1,000,000	10,000	1,000,000
利縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
廣津	中	1,000,000	10,000	1,000,000
蒲台	中	1,000,000	10,000	1,000,000
博興	中	1,000,000	10,000	1,000,000
高苑	中	1,000,000	10,000	1,000,000
青島	中	1,000,000	10,000	1,000,000
桓台	中	1,000,000	10,000	1,000,000
長城	中	1,000,000	10,000	1,000,000
鄒平	中	1,000,000	10,000	1,000,000
齊東	中	1,000,000	10,000	1,000,000
章邱	中	1,000,000	10,000	1,000,000
共計		10,000,000	100,000	10,000,000

山東省棉花調查報告書

縣名	區別	棉田面積(市畝)	棉產額(市擔)	共計
夏津	中	1,000,000	10,000	1,000,000
武平	中	1,000,000	10,000	1,000,000
邱縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
館陶	中	1,000,000	10,000	1,000,000
冠縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
堂邑	中	1,000,000	10,000	1,000,000
莘縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
聊城	中	1,000,000	10,000	1,000,000
博平	中	1,000,000	10,000	1,000,000
齊河	中	1,000,000	10,000	1,000,000
平原	中	1,000,000	10,000	1,000,000
冠縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
德縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
滄縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
觀城	中	1,000,000	10,000	1,000,000
陽穀	中	1,000,000	10,000	1,000,000
濮縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
恩縣	中	1,000,000	10,000	1,000,000
共計		10,000,000	100,000	10,000,000

山東省棉花調查報告書

縣名	棉田面積(市畝)		皮棉產額(市擔)		共金計
	中	美	中	美	
安邱縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
諸城縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
莒縣縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
臨沂縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
費縣縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
蒙陰縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
沂水縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
臨川縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
樂都縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
泰安縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
陽谷縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
濟寧縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
泗水縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
共計	14,000	15,000	14,000	15,000	14,000

山東省魯東地區棉田及棉產高表  
民國二十六年度(中國棉產統計による)

山東省棉花調查報告書

縣名	棉田面積(市畝)		皮棉產額(市擔)		共金計
	中	美	中	美	
臨邑縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
德縣縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
平原縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
禹城縣	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
共計	3,000	3,200	3,000	3,200	3,000

山東省魯南地區棉田面積及棉產高表  
民國二十六年度(中國棉產統計による)

山東省半島地區棉田面積及皮棉產高表

民國二十六年年度(中國棉產統計による)

縣名	棉田面積		計	皮棉產額		計
	中	美		中	美	
高平	1,710	2,180	3,890	6,680	5,120	3,000
昌樂	1,100	3,150	4,250	8,600	7,310	7,600
共計	2,810	5,330	8,140	15,280	12,430	10,600

山東省各地方別縣別栽培面積及皮棉產額估計表

(華北棉產改進會民國二十八年十一月末調査)

縣名	收獲棉田面積		計	皮棉產額		計
	中	美		中	美	
恩縣	30,000	20,000	50,000	7,100	12,100	3,200
高唐	26,000	28,000	54,000	9,100	12,000	3,100
臨陶	25,000	28,000	53,000	10,200	10,200	3,200
堂邑	24,000	28,000	52,000	12,000	12,000	3,100
博平	23,000	28,000	51,000	11,100	11,100	3,100
武原	22,000	28,000	50,000	11,100	11,100	3,100
平原	21,000	28,000	49,000	11,100	11,100	3,100
夏津	20,000	28,000	48,000	11,100	11,100	3,100
清平	19,000	28,000	47,000	11,100	11,100	3,100
共計	181,000	210,000	391,000	68,800	88,800	26,800

縣名	項	目	收獲棉田面積	皮棉產額
冠縣	計	安	1,000	1,000
聊城	計	河	1,000	1,000
茌平	計	平	1,000	1,000
齊河	計	城	1,000	1,000
泰安	計	縣	1,000	1,000
共計	計	縣	5,000	5,000

縣名	項	目	收獲棉田面積		計	皮棉產額		計
			中	美		中	美	
高苑	計	城	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
廣饒	計	陽	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
博興	計	化	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
利津	計	民	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
濱州	計	縣	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
惠民	計	縣	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
濟寧	計	縣	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
青島	計	縣	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	
共計	計	縣	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	



魯南地區		中		皮	
縣名	項目	棉	面積 (市畝)	棉	產額 (市擔)
章邱	計	10,100	1,200	1,200	1,200
商河	計	3,200	400	400	400
齊東	計	1,200	150	150	150
德縣	計	1,200	150	150	150
樂陵	計	1,200	150	150	150
陽信	計	1,200	150	150	150
長山	計	1,200	150	150	150
桓臺	計	1,200	150	150	150
無棣	計	1,200	150	150	150
臨邑	計	1,200	150	150	150
濟南	計	1,200	150	150	150
魯南地區	計	30,000	3,600	3,600	3,600

魯東地區		中		皮	
縣名	項目	棉	面積 (市畝)	棉	產額 (市擔)
高密	計	10,000	1,200	1,200	1,200
昌樂	計	5,000	600	600	600
沂水	計	5,000	600	600	600
平安	計	5,000	600	600	600
諸城	計	5,000	600	600	600
膠縣	計	5,000	600	600	600
即墨	計	5,000	600	600	600
濰縣	計	5,000	600	600	600
總計	計	50,000	6,000	6,000	6,000

第三項 主要生產地に於ける生産額並栽培面積

從來本省各地區に於ける主要生産地は魯北區の齊東、鄒平、高苑、博興、廣饒、濱縣、蒲濰、利津、霑化、惠民、商河、德平、臨邑等とせられ、魯西地區に於ては臨清、高唐、夏津、清平、武城、恩縣、德縣、禹城、館陶、冠縣、邱縣、堂邑の諸縣となし魯南地區に於ては荷澤、鉅野、單縣、定陶、魚臺、城武、野城、鄆城、金鄉、汶上と稱せらる



ると雖も就中魯西區の生産量は最多を以て知られたり、各地區別に之が生産額及栽培面積を見んに中國棉産統計民國二十六年各各地區に於ける主要生産地の生産高に關し魯北地區に於ては中、美棉合計一萬擔以上の生産縣は章邱、齊東、鄒平、高苑、博興、蒲臺、廣德、濱縣、霑化、惠民、南河、樂陵、陵縣、臨邑、德縣、禹城等にして就中濱縣の九三、二八四擔を首位とし四萬擔以上の生産縣を鄒平（四七、六八一擔）蒲臺（四六、一三九擔）、南河（四三、六八四擔）、臨邑（四〇、六五一擔）、齊東（四〇、〇七四擔）等とす、尙以上各縣の栽培面積を舉げれば濱縣の三二五、九二〇畝を首位として群を抜き鄒平一五八、四九六畝、蒲臺一七三、〇四四畝、南河一四五、一〇〇畝、臨邑一四三、〇〇〇畝、齊東一二五、六〇〇畝とす。

魯西地區に於ては首位夏津の一五四、三四九擔が群を抜き臨清之に次ぎて一〇九、八九〇擔を生産し夏津と共に同地區の双壁たり。其他四萬ピルク以上生産の各縣に舉げれば高唐（九四、六一二擔）、邱縣（九〇、三三七擔）、清平（七八、四二四擔）、館陶（六〇、四八九擔）、堂邑（五〇、六四九擔）、冠城（四一、五九六擔）、武城（四〇、一六一擔）なり。尙萬擔以上生産縣及博平（二三、六〇七擔）及荏平（二二、七〇〇擔）となす。

今之等各縣の栽培面積を見るに夏津四二八、七九〇畝を首位となし臨清之に亞ぎて三四九、三七六畝、其他高唐、邱縣、清平、館陶、冠縣、武城等の各縣は夫々三〇五、六三三畝、三〇三、九九七畝、二六六、二九七、二三三、〇七二畝、一五七、八〇三畝、一三四、一九〇畝たり。

魯西區棉花生産縣表（民國二十六年度、中國棉産統計による）

縣別	項目	皮棉生産額	栽培面積
夏津		一五四、三四九	四二八、七九〇
臨清		一〇九、八九〇	三四九、三七六
高唐		九四、六一二	三〇五、六三三
邱縣		九〇、三三七	三〇三、九九七
清平		七八、四二四	二六六、二九七
館陶		六〇、四八九	二二三、〇七一
堂邑		五〇、六四九	一八二、四九九
冠縣		四一、五九六	一五七、八〇三
武城		四〇、一六一	一三四、一九〇
博平		二三、六〇七	七九、〇〇九
荏平		二二、七〇〇	七二、四三〇

次に魯南地區に於て之を見るに首位曹縣を五七、三四六擔とし、單縣、定陶之に亞ぎて略々相等しく、夫々二四、二二〇擔、二三、二八六擔、更に鉅野の一、〇一〇擔の他萬を超ゆるものなし、今之が栽培面積を見るに曹縣の二二四、七一〇畝を首位となし單縣、定陶夫々九三、二〇〇畝、六八、五九〇畝にして鉅野は四一、四九五畝なり。

以上三地區中當年度に於ける首位生産縣は産量のみを以てすれば夏津の一五四、三四九擔を首位となし、臨清の一〇九、八九〇擔之に亞ぎ高唐、濱縣、邱縣共に九萬餘擔を生産し清平、館陶は之よりも少く、蒲臺、南河、夏津、冠縣、臨邑、武城、齊東は夫々四萬餘擔を生産せり。

次に華北棉産改進會民國二十八年年度調査によれば生産高に就き之を見るに一萬擔以上の生産縣は臨清、夏津、高唐、

邱縣、恩縣、冠縣、館陶、清平、武城、堂邑、泰安等にして臨清の三二、九七三擔(栽培面積九九、九二〇畝)が首位二萬擔生産縣は夏津(二七、三九三擔)、高唐(二五、一九八擔)、邱縣(二三、九四〇擔)、恩縣(二三、四〇〇擔)、冠縣(二二、四三二擔)の順にして又一萬擔以上の生産縣は館陶(一八、一〇九擔)、清平(二七、八一九擔)、武城(一六、六三三擔)堂邑(一六、四二八擔)、泰安(一五、三〇九擔)と豫想せられたり。

以上各縣の栽培面積は恩縣最も多く二二〇、〇〇〇畝、冠縣之に亞ぎて一〇九、九〇〇畝次いで臨清の九九、九二〇畝となり、他生産縣の栽培面積は次の如し。

魯西地區主要棉産縣表(華北棉産改進會民國廿八年度調査)

縣別	項目	推定皮棉生産量	栽培面積	備	考
臨清		三二、九七三	九九、九二〇		
夏津		二七、三九三	九三、〇七八		
高唐		二五、一九八	九五、四四八		
邱縣		二三、九四〇	七六、〇〇〇		
恩縣		二三、四〇〇	二二〇、〇〇〇		
冠縣		二二、四三二	一〇九、九〇〇		
館陶		一八、一〇九	六七、〇七三		
清平		一七、八一九	八四、八五一		
武城		一六、六三三	五四、三五七		
堂邑		一六、四二八	二五、二〇〇		
泰安		一五、三〇九	六八、八五〇		

魯北區に於ける主要生産縣は次の如し、

魯北區棉花主要生産縣表(華北棉産改進會民國廿八年度調査)

縣別	項目	推定皮棉生産量	栽培面積	備	考
濱縣		二二、一九八	六八、九三九	單位擔、畝	
濰縣		一七、三三八	六八、八〇〇		
蒲臺		一三、八〇〇	五〇、〇〇〇		
廣饒		七、五七〇	三八、四〇〇		
禹城		六、四七一	三〇、一〇〇		
鄒平		六、〇九〇	二二、二〇〇		
博興		五、七一八	二五、六〇〇		
齊東		五、三六一	一六、九六六		
章邱					

濱縣は生産量二二、一九八擔、栽培面積は六八、九三九畝にして當地區内の第一位に位し、一萬餘擔の生産縣は蒲臺、廣饒となす。次に魯南地區を見るに曹縣の二〇、一六〇擔生産が當地區の首位を占め、萬臺の擔生産は常縣のみなり。

之に反し魯東地區に於ては高密の生産額五一、四七三擔にして其の首位にあり且栽培面積八八、三三二畝なり。

以上の各地區を總合するに民國二十八年に於ける本省各縣の主要産額は高密の五一、四七三擔を筆頭に臨清の三二、九七三擔之に亞ぎ、夏津(二七、三九三擔)、高唐(二五、一九八擔)、邱縣(二三、九四〇擔)、恩縣(二三、四〇〇擔)、濱縣(二二、一九八擔)、冠縣(二二、四三二擔)、曹縣(二〇、一六〇擔)の順に二萬餘擔を産し其他一萬擔以上を産するは館陶(一八、一〇九擔)、清平(一七、八一九擔)、蒲臺(一七、三三八擔)、清平(一七、八一九擔)、武城(一

六、六三三擔、堂邑（一六、四二八擔）泰安（一五、三〇九擔）、廣饒（一三、八〇〇擔）の順位となり。栽培面積は冠縣の一〇九、九〇〇畝を筆頭とし、恩縣之に次ぎ二二〇、〇〇〇畝、臨清、高唐、夏津の九萬餘畝が計上せらる。

第四節 棉花の畝當り收穫量

本省の畝當り收穫量は氣候、地方、其他の關係により自ら差異あるは論を俟たざる所なるが、之を概括的に見る時民國八年より最近十九年間に於ける畝當り皮棉收穫量を中國棉產統計に就きて見るに次表の如く民國十年度の一二、六斤を最少とし、民國十九年の三三、二斤を最高とし二五斤以上三〇斤を産する年度は十箇年間に亘れる之を他省と比較せしに、河北省に於ては民國二十六年の一四、九斤を最少とし、民國八年の四一、九斤を最高とし二五斤より三五斤を産出せし年度は十三ヶ年に及べり、河南省に於ては最少民國十八年度の一三、四斤、最高民國八年の三〇、二斤にして二〇斤乃至二五斤の産棉年度十ヶ年に及べり、又山西省を見るに最低は民國九年の一〇、六斤、最高民國八年度の四一、五斤にして從來は不均にして之等三省と本省との十九箇年平均畝當り收穫量を比較するときは河北の二九、三斤を首位とし、山東、山西の兩省は之に次ぎて殆んど相等しく河南省は二〇、八斤の遙か低位にあり、即ち本省の過去十九箇年に於ける平均畝當り收穫量は二五、五斤となれり。

華北四省歷年平均畝當り皮棉收穫量表（中國棉產統計による）

年次	山東	河北	河南	山西	備考
民國八年	二七、八	四一、九	三〇、二	四一、五	
民國九年	二九、四	二三、三	—	一〇、六	
民國十年	一一、六	三八、六	二五、六	三五、八	
民國十一年	二八、四	二九、八	一八、二	一九、六	
民國十二年	二七、七	二六、〇	二四、八	二六、三	
民國十三年	三一、四	二六、〇	二二、三	二六、二	
民國十四年	三一、一	三三、一	一八、二	二二、三	
民國十五年	一五、七	三三、四	一九、三	二七、〇	
民國十六年	二二、三	三〇、九	二〇、九	三八、六	
民國十七年	一八、一	三一、四	一三、七	三〇、四	
民國十八年	二八、六	三一、二	一三、四	一一、七	
民國十九年	三三、二	二八、二	一一、一	二二、七	
民國二十年	二七、〇	二八、六	二二、四	二二、四	
民國二十一年	二五、八	二四、九	一七、四	一七、九	
民國二十二年	二七、四	三三、六	二二、〇	三三、三	
民國二十三年	二二、五	三三、五	二四、九	三三、五	
民國二十四年	二二、七	三三、三	二二、二	一七、一	
民國二十五年	二九、三	二四、三	二二、五	二五、九	
民國二十六年	二二、六	一四、九	一六、二	二二、二	
平均	二五、五	二九、三	二〇、八	二五、八	

次に本省に於ける各棉産地別各縣の實棉平均畝當り收穫量を表示すれば次の如し。

山東省棉花調查報告書

長縣別收量  
 清  
 中  
 每畝收量  
 一棉  
 美  
 收量  
 八〇  
 棉  
 平縣別收量  
 陰  
 中  
 每畝收量  
 九〇  
 棉  
 美  
 收量  
 一〇〇  
 棉

民國二十六年度山東省魯南地區及半島地區每畝收量表(中國棉產統計による、單位擔)

縣別	收量	縣別	收量
沂蒙費郊臨莒諸安	一〇七五 七五 六三 七〇 六〇 七〇 一〇〇	泗滋泰濰益昌淄濰	八八〇 七〇 六五 七〇 七五 七五
水陰縣城沂縣城邱	二〇九〇 九〇 七〇 九五 八〇 八五 一〇〇	水陽安縣都樂川	九〇〇 一〇〇 八五 八五 八五 八〇

民國二十六年度山東省魯東地區每畝收量表(中國棉產統計による、單位擔)

縣別	收量	縣別	收量
齊博荏聊莘	八八七 八〇七 七五	濰陽觀范朝	七〇七 七〇七 六五〇
河平平城縣	九〇〇 〇〇 八〇〇	縣數城縣城	八八八 八七五 八〇

武清夏高臨縣  
 別  
 收量

縣別	收量	縣別	收量
武清夏高臨	八〇九 九〇八 九〇九	堂冠館邱恩	八七五 七〇〇 八〇〇
城平津唐清	一〇九五 一三〇〇 一〇〇〇	邑縣陶縣縣	九〇九 九〇〇 九〇〇

民國二十六年度山東省魯西地區每畝收量表(中國棉產統計による、單位擔)

縣別	收量	縣別	收量
蒲博高青桓長鄒齊章歷	七〇七 八〇〇 九〇九 九五九 九五九 九五九 九五九	商壽臨惠陽無濰濱利廣	九八八 八〇〇 八七五 七五九 八〇九 六二〇 七〇〇
濰興苑城系山平東邱城	一〇九五 九〇九 九五〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇	河光淄民信棗化縣津饒	一〇九五 八八五 九五〇 九五〇 七九〇 九〇〇 六九五
		禹平德臨濟陵樂德	七〇五 六八〇 七〇〇 七九〇 六〇〇 九五五 九五五
		城原縣邑陽縣陵平	一〇九〇 一〇〇〇 一〇〇〇 一〇九五 一〇〇〇

民國二十六年度山東省魯北地區每畝收量表(中國棉產統計による、單位擔)

山東省棉花調查報告書



東	肥	寧	汝	嘉	鉅	鄒	荷
河	城	陽	上	野	野	城	澤
九〇	九〇	九〇	一〇〇	八〇	八〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇五	一〇五
定	曹	城	單	金	高	平	昌
陶	縣	武	縣	鄉	密	度	邑
九五	八〇	八五	七〇	七〇	一〇〇	九五	九五
一〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八五	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第五節 棉花の品種及品質

本省に於て栽培せらるる品種には在來棉と外來棉との別あり、在來棉は所謂中棉にして從來當地に栽培せられ主として農家の自給自足に供せられ従つて練糸、土布、布圍棉等に供したるものなるが、當省に紡績工業擡頭するに至り外來棉、主として米棉の移植、増殖改良は急足の進歩を遂ぐるに至りしものなり。

次に米棉種の主なるものを擧ぐれば金氏棉(金字棉)、脱字棉、斯字棉等の如し。  
 脱字棉は即トライス種(Thloe)にして原種は一九〇七年米國テネッソー州(Tennessee)農事試験場のカイン(S. M. Cain)教授が農民のトライスなる者の早熟種棉田中より選出したるものを基礎とし、育成したる一新品種にして、四箇年の育種試験の結果育成せられしものなり。本種は早熟多産の短絨棉にして草丈は二尺乃至五尺に達し、徒長枝少く纖維は短く八分の七乃至一吋、練棉歩合は二八乃至三三%にして四二番手以上を紡出することを得。

脱里司三六號本種は民國十六年本省立第二棉作試験場に於て五箇年の純系分離試験工作の結果得られたる本省の氣候土質に好適の早熟多産品種なり。纖維純白にして細く、光澤を具へ、張力は強く寬度八〇、〇二〇二耗、纖維長は一吋、捻曲數多く毎吋一四二を有す。練棉率は三二%と稱せられ且霜害に對し割合に強く、毎畝收量は平年實棉にして一四〇斤と稱せられ四十二番手を紡出することを得るものなり。

金氏棉は短絨早熟棉にして米國種なれども朝鮮を経て北支に輸入されたるものち廣く栽培され居るものにして、成熟特に早きが故に北部棉作地帯に最も盛んに栽培されしものなり。

本種は一八九〇年米人 E. J. King 氏が北カリフォルナ州に於ける早熟陸地棉 Sugar Loaf の圃場より豊産個體を發見選種育成せられしものにして、King 或は King's improved と稱せらる、本種は米國に於て北部棉作地帯に栽培せらるるものなり、株體矮小花は本來淡クリーム色無限なり、萌は小さく四室に裂開し一朔實棉重量は四瓦内外纖維二、五糧、單纖維張力は四瓦強なり。練棉歩合はトライス種よりは稍高く三二乃至三四%なり。

ストーンピル、斯字棉と稱せらるる品種にして殊にストーンピル四號が最も優良なりと稱せらる、その分布は未だ本省の一部に栽培を見るに過ぎざれども將來有望なる栽培品種なり。

本種は米國ミシシッピ州ストーンピル地方産にしてロンスター一六五號(Tone Star No. 65)よりソラワン(H. E. Brown)氏により育成せられし新種なりと云はる、早熟、大萌、一朔實棉重量は約七瓦にして練棉歩合は三四%位なり、纖維長約二、七種なり。

其他デルフォス(Dellos 徳字棉)、ロンスター(Tone Star)「隆斯泰」或は「隆字棉」及びビッグポール(Big) 山東省棉花調査報告書

(B) 大蒔棉) 等の栽培せらるゝものありと稱せらる。

在來棉は中棉或は小花、木花等と稱す外來棉に比し、纖維短く且硬けれども繰棉率は米棉より稍、よく普通三三一三八位なれども品種極めて複雑し同種異名、異種同名のものありて頗る錯綜せり、その品種は大略左の如し。

大白棉、小白棉、大游棉、小游棉、游棉、長絨棉、短絨棉、細絨棉、絨花、長毛棉、短毛棉、青莖棉、紅莖、紫莖棉、紫樹、軟毛、細毛、絲棉、海棉、山棉、草棉、毛棉、白棉、紫棉、白花、山花、紫花、大花、小花、白子、大旁棉、獅子頭、硬毛兔、金鑽白、長絲棉、對棉、鷄脚棉、鐵子、最早熟、大苞棉、無敵等の四十餘種あり、又棉花の來源より命名せられしものには齊細棉、正大棉、西河花(西花)、河濱花等の別ありて、以上を通計するとき全省の中棉の名稱は五十種を下らざるべし。又之を産地に依りて分類するときは(イ)濟南物と(ロ)張店物(ハ)河南物(ニ)鄭州物とに分つことを得。

(イ) 濟南物 之を山東棉及山東初絨に分つ即米棉種は(脫里斯)、特別彭德米棉、彭德米棉、特別山東米棉(特別

夏津) 普通山東米棉にして在來種には吳橋粗絨、廣平粗絨、山東粗絨、南官粗絨を包含す

(ロ) 張店物

米棉種には脫里斯、特別田鎮米棉、普通田鎮米棉、特別及普通濱州棉在來種の濱州粗絨を指す

茲に各棉産區別にその在來棉品種を區別すれば次の如し。

魯西區

夏 津 絲棉、大棉、紫花、小白花

博 平 白棉、絲棉、最早熟、大苞棉、無敵  
 清 平 白棉、絲棉、大棉、毛棉、紫棉、百萬棉  
 冠 縣 白棉、絲棉、獅子頭、紫棉  
 館 陶 白棉、絲棉、小棉、紅莖棉、紫棉、柴棉  
 高 唐 大白棉、小白棉、大花、木花、長毛棉  
 臨 清 絲棉、獅子頭、硬毛兔、紫花  
 恩 縣 白棉、白花、絲棉

魯北區

齊 東 白棉、細毛、細絨、粗絨、硬毛、齊細棉  
 濱 縣 白棉、白毛、紫棉、紫花、濱花、山花、西花、細絨  
 利 津 小白棉、大白棉、小花、紫花  
 蒲 台 白棉、小棉、西花、山棉、草棉、海棉  
 霑 化 白棉  
 章 邱 白棉、小棉、細絨棉、粗絨棉  
 鄒 平 細絨棉  
 濟 陽 西花

博興 小花、細絨、濱花  
 高苑 白棉、白子、西花、濱花、細絨棉、粗絨棉  
 惠民 小白棉、大白棉、小棉、長毛、紫花、河西棉、短毛棉  
 廣饒 白花、細絨、濱花

魯南區  
 曹縣 白棉、大白棉、長絨棉、紫棉  
 單縣 大白棉、紫棉、長絨棉  
 城武 大白棉、紫棉、長絨棉  
 定陶 大白棉、絲棉、紫棉、濱棉、柴棉  
 荷澤 小白棉、大白棉、小花、紫棉、大柴棉、柴棉、大淤棉、鷄脚棉  
 鄆城 大花、紫花、鐵子

棉花纖維の品質は一つにその用途に依りても要求せらるる諸性質を異にするところなれども、此處には紡績用纖維の品質にして論ぜらるるは言を俟たざるところなるべし。本來紡績用纖維の品質はその品質栽培地方の土質、氣候、栽培方法等によりても自ら異なる影響あるところなり。即ち

(1) 氣候、土壤の性質、成分、棉の生育期間、開花の早晚、同株に於ける葉の上下等は品質に夫々不同の影響を及ぼす

(2) 收穫時期の相違即早天、雨天により收穫したる棉花は品質に少からざる影響あり、例へば雨天の雨水による棉纖維脂肪層の流出、光澤の喪失は纖維の品質を損ふ

(3) 降霜前後の收穫は品質に自ら相違を生ず

(4) 病蟲害を蒙りし棉纖維の影響もあり、即病棉は纖維の短且脆弱を招致す、又紅鈴蟲の如き或は蚜蟲の如き被害を蒙りしものは直接間接に品質を下落せしむ

(5) 收穫時の粗放と精密とは品質に非常なる影響を及ぼす

(6) 收穫時の粗雑なる操作より或は人工的に夾雜物の混入するは棉纖維品質に影響す、特に人工による夾雜物の混入例へば量目の不正行爲たる纖維の吸水、悪質纖維の混入は品質下落の原因となる。

茲に紡績上より棉花品質を云爲さるる諸點を擧げんに原棉の汚染、土砂、葉片、斷枝、蒴殼、軋斷、未熟纖維、布芒、及種子の混入、濕度等共に棉花品質決定の主要條件となるもの如し。

今本省に於ける棉花品質表を擧れば次の如し。

山東省各縣米棉品質表(青島市經濟月報第四號)

縣別	項目	纖維長度(耗)				粗細	纖維硬軟	纖維色澤	機棉率(%)	種籽短毛	種籽顏色
		最長	最短	平均	均						
章邱	最長	二〇、一四	一八、七一	一九、四三	粗	軟	潤白稍光	三三、四九	微薄	灰綠	
鄒平	最長	二五、六六	二三、四〇	二四、八四	同	同	同	三〇、二七	同	灰白	
齊東	最長	二五、八九	二三、六六	二五、〇〇	同	同	同	三〇、九七	同	同	

山東省棉花調查報告書



種別	項目	纖維長度		平均	纖維色澤	纖維率(%)	種子短毛	種子顏色
		最長	最短					
章邱白棉		一九,一三	一八,〇〇	一八,七一	中	三三,五〇	密	灰、灰綠
鄒平細絨		二二,九一	二〇,〇〇	二一,〇〇	中	二九,三九	同	灰
齊東細絨		二二,二六	二〇,〇九	二一,一〇	同	二四,七一	同	同
濟陽西花		一六,一四	一四,五七	一五,一九	同	四七,〇四	同	深灰
博興小花		二二,〇〇	二〇,〇〇	二一,一七	同	三四,九七	同	灰、灰黑

山東省棉花調查報告書

二二七

山東省各縣在來棉品質表(青島市經濟月報第四號)

縣名	纖維長度	平均	纖維色澤	纖維率(%)	種子短毛	種子顏色
恩縣	二四,三三	二一,〇〇	同	三〇,六八	同	淺灰
武城	二五,三三	二一,三三	同	二六,一五	同	灰
夏津	二四,〇〇	一九,六七	同	三一,六四	同	同
邱縣	二五,〇〇	一九,〇〇	同	三三,六五	同	同
德縣	二五,〇〇	一九,〇〇	同	三〇,〇三	同	同
平原	二四,六七	一九,八〇	同	二九,六〇	同	同
德縣	二六,〇〇	二一,八〇	同	三三,九四	略稀	深灰
平原	二五,〇〇	二一,五〇	同	二八,八四	同	同
臨邑	二五,〇〇	二一,五〇	同	二八,七四	同	同
東阿	二五,〇〇	二一,五〇	同	二八,四四	同	同
昌樂	二五,〇〇	二一,五〇	同	二九,六四	同	同
廣饒	二五,〇〇	二一,五〇	同	三〇,〇〇	同	同

縣名	纖維長度	平均	纖維色澤	纖維率(%)	種子短毛	種子顏色
博興	二一,六七	二〇,三三	同	三三,六二	同	深灰
田苑	二六,三〇	二一,七二	同	三一,三一	同	同
惠民	二四,三三	二一,三三	同	二九,四九	同	同
信民	二四,三三	二一,三三	同	三〇,九一	同	同
濱州	二六,〇〇	二〇,八七	同	三〇,二〇	同	同
利津	二六,〇〇	二〇,八七	同	三三,九四	同	同
濰縣	二四,六七	二一,六七	同	三一,七四	同	同
北平	二四,六七	二一,六七	同	三一,一六	同	同
商河	二四,六七	二一,六七	同	二八,八二	同	同
青島	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
曹州	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
單縣	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
鉅野	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
武寧	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
堂邑	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
冠縣	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同
高館	二四,六七	二一,六七	同	二八,四〇	同	同

山東省棉花調查報告書

二二六

館陶小棉	館陶紫絲棉	冠縣白絲棉	堂邑白棉	鉅野大毛	定陶白棉	城武白棉	單縣白棉	曹縣白棉	荷澤游花紫	魚臺白棉	商河長毛	蒲化白棉	利津中棉	濱縣西細花	陽信白棉	惠民西花	高苑西花
一六、六七	二九、六七	三三、〇〇	二〇、〇〇	二一、〇〇	一九、六七	二二、三三	二二、三三	一六、三三	二〇、六七	三三、三三	三三、三三	二二、〇〇	二二、〇〇	二二、〇〇	二二、〇〇	一九、三三	一九、三三
一五、三三	一九、六三	一八、〇〇	一三、三三	一七、三三	一五、六七	一七、六七	一七、三三	一四、六七	一八、三三	二二、三三	二二、三三	一九、六七	一九、三三	二二、三三	一九、〇〇	一五、三三	一九、三三
一五、九三	二九、一四	二〇、〇〇	一七、五三	一八、七四	一八、四〇	二〇、二〇	二〇、一三	一五、五三	一九、六七	二二、一六	二二、一六	二〇、六七	二二、四〇	一九、〇〇	一九、五三	一九、四六	一九、四六
粗	中細	中細	同	同	同	同	中粗	同	中粗	中粗	粗	粗	中粗	中粗	中粗	中粗	中粗
硬	中	軟	同	同	同	同	中硬	同	中硬	軟	硬	硬	中	軟	中	中	硬
白	同	雪	同	同	同	同	同	同	白	同	白	雪	同	同	白	雪	同
三六、八一	三二、六三	四一、四三	三六、六一	三四、一三	三九、三九	三四、八八	三四、二五	三七、五〇	三三、九二	二九、六二	三六、〇五	三二、七〇	三三、七〇	三五、八五	三八、〇六	三五、二九	三四、三三
密	薄	光	子	半	密	微	同	同	同	同	密	光	同	同	密	同	同
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
灰	灰	黑	深	淺	灰	深	灰	同	深	深	灰	灰	灰	淺	灰	灰	深
黑	灰	灰	黑	灰	綠	灰	灰	灰	灰	綠	綠	綠	微	微	白	深	深

第六節 棉花の栽培法

高倉大木花	恩縣白棉	臨清獅子頭	武城中棉	夏津柴花	邱縣白棉	德縣金鐘白	德平小花	平原木花	陵縣金鐘白	臨邑金鐘白	東阿日棉	鄧城土棉	昌樂小花	廣饒白花
二二、六七	三三、六七	二〇、六七	二二、三三	二二、〇〇	一八、三三	二二、六七	二二、六七	一九、六七	二二、〇〇	二二、〇〇	二二、三三	二二、三三	二二、三三	二二、三三
二七、四〇	一六、六七	一九、六七	一六、三三	一八、三三	一六、六七	一七、〇〇	一六、〇〇	一四、三三	一八、六七	一五、〇〇	一四、六七	一八、〇〇	二二、〇〇	一九、三三
二八、六七	二〇、〇七	二〇、七〇	一九、一三	一九、〇七	一七、三五	一八、一四	一八、八〇	一六、四〇	一九、二七	一七、六七	一九、一三	二〇、九二	二二、六〇	二〇、七三
中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
三三、八二	三六、一六	三九、七一	三七、二〇	四〇、五八	四一、〇八	三六、三六	二七、七五	三二、二八	四四、五〇	四三、七二	三一、三七	二七、三二	三一、二四	三五、二〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
灰	深	灰	深	深	灰	灰	灰	灰	深	深	灰	灰	灰	同
灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰	灰

本省の棉作は中棉、米棉共に概して一年一作にして播種期は地方的氣候の相違により必ずしも同一ならざれども、概して穀雨節前後となす。播種に當りては先づ耕土整地をなす。即土を犁にて鋤き之をならす。播種法は中棉は條播多く米棉は多く點播をなす。條播は種子を樓内に納め之を畜力或は人力によりて引き乍ら播種す。之に要する種子量

は點播に比し每畝七乃至八斤の多量を要すれども點播は先づ穴を掘り一穴約六、七粒を點下したる後覆土す。これに要する種子量は每畝當五乃至六斤なり。肥料は各縣同じからず家畜の飼養をなす者は厩肥を主とし、豆粕、棉實粕、人糞、灰肥等之に亞ぐ。

化學肥料を用ふるものは尠し。施肥量も土地の肥瘠により同一ならざれども普通土糞五百斤、豆粕五十斤を限度とす。基肥には土糞を用ひ發芽後豆粕、棉粕等を追肥す。播種後概して約一週間に於て發芽すれども播種當時及發芽後早天乾燥に過ぐれば灌溉をなし土壤を濕潤ならしめざればその生長を期待す可らず。次いで行ふは間引、除草、雨中耕、整株、摘心、去贅なれども間引の如きは留意せざる状態なり。

開花期は七月下旬、九月下旬に開裂し收穫期を迎ふるに至る。即九月下旬より十月月上旬に至る洋棉の成熟期は中棉より比較的遅き故自然中棉の收穫は米棉より約十日早く、中棉は四、五月毎に一回の割を以て三、四回之を行ひ米棉は六、七日毎に一回の割合に收穫するを普通とす。

山東省各縣棉作種植狀況

縣別	氣候土質	播種		收穫期	種類	肥法	次數	附註
		時期	方法					
鄒平	溫和、砂質	立夏節	條播	八月上旬至十一月	人糞、性畜糞、草木灰	追肥	一、二	(一)不用基肥(二)縣東北產棉
齊東	砂質、粘土	穀雨節	條播	霜降節	廐肥堆肥	基肥	一	棉區分布於小清河以南
博興	砂質、粘土	穀雨節	條播	霜降節	廐肥、人糞	追肥	二	(一)產棉區域在東北爲部縣性之砂質白壤土、土質較軟(二)產棉區域在東北爲部縣性之砂質白壤土、土質較軟

高苑	粘重土、壤	五月上旬	條播	九月中旬	廐肥、豆粕	追肥	一、二	(一)施肥法有二、一、以手撒於地面二、條播土中(二)土質多山黃河淤積而成低窪之處多粘重土壤較高處有砂性
惠民	白壤土、黑砂	穀雨節	條播	白露節	廐肥、堆肥	基肥	一	
濱縣	砂質壤土	穀雨節	條播	白露節	廐肥、豆餅	追肥	一、二	(一)縣西北爲壤土南爲砂質壤土皆可種植、惟城東係紅土、多礫石不宜植棉
利津	砂質壤土	穀雨節	條播	至霜降節	廐肥、豆餅	追肥	一、二	基肥廐肥追肥豆餅
濰化	砂土、鹹土	四月	條播	九、十月	廐肥、堆肥	追肥	二	
蒲濰	白壤土、砂質	四月中旬	條播	十月中旬	廐肥堆肥	基肥	一	棉區在南鄉及北鄉
商河	溫和、砂質	清明節	條播	白露節	廐肥、追肥	基肥	二	(一)土質稍帶礫性、西北多砂質壤土東南多黑土、粘土、全縣以北部爲最多
荷澤	溫和、砂質	穀雨節	條播	至霜降節	人糞、廐肥	基肥	二	於多耕前及播種時施肥兩次
曹縣	砂質壤土	穀雨節	條播	霜降節	廐肥、人糞	基肥	一	(一)縣地時施肥(二)棉產區域多在東南西北次之(三)土質大部含礫石無顯著之帶、亦則遍地雪白
單縣	砂質、粘土	穀雨節	條播	霜降節	人糞、尿、廐肥	追肥	一、二	城北爲砂土、乏生靈力、不宜植棉
城武	溫和、粘土	後穀雨節	條播	處暑至霜降節	人糞、廐肥	基肥	一	土中稍含礫質、且多粘土不宜棉
定陶	砂質、粘土	穀雨節	條播	立秋節後	廐肥、豆餅、草木灰	基肥	一	鹽棉地以城西、城東爲多
野鉅	砂土	立夏節	條播	霜降節	廐肥	追肥	一	(一)開花前施肥(二)地勢窪下土質多含礫石性

章邱	膠州	平度	堂邑	冠縣	館陶	高唐	恩縣	臨清	武城	夏津
砂質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土
四月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初
條播	條播	條播	條播	條播	條播	條播	條播	條播	條播	條播
八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至
廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥
基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥
(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保	(一)耕前使基肥(二)西北多砂質壤土宜棉東西保

邱縣	德縣	德縣	臨邑	禹城	廣饒
砂質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土	粘質壤土
四月初	五月初	五月初	五月初	五月初	五月初
條播	條播	條播	條播	條播	條播
八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至	八月底至
廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥	廐肥
基肥	基肥	基肥	基肥	基肥	基肥
(一)多季施肥	(一)多季施肥	(一)多季施肥	(一)多季施肥	(一)多季施肥	(一)多季施肥

第七節 棉作と氣候

棉花は元來熱帯性植物にして氣候概して乾燥、高温、日照を好む植物なり、されど之が栽培適否の氣象的因子は單獨に作用することは少く多くは聯關して作物に作用するものなるが故に、極めて複雑にして一概に之を論ずること不可能なりと雖も、第一に氣温に就きて考察せんか、棉作に適當する氣温は棉花の品種により多少の相違あれども概して理想的氣温と稱せらるるは播種及び幼苗期には攝氏一五乃至一八度生育期間中には攝氏一八度、開花期には二〇乃至二五度、成熟期には約一五度なり。今本省に於ける平均氣温を見るに濟南に於ては四、五兩月は夫々一五、七度、二二、五度、六、七兩月は二六、九度、八、九、十月は二六、二度、二二、三度及び一五、八度なり。又青島に於ては四乃至十月に於ける各



月平均温度は順次 九、五、一五、五、一九、八、二三、八、二五、三、二二、二、一五、七度なり、即米國北部棉作地帯たるオクラホマ州に近き緯度と温度とを示すを以て晩熟種は不適にして早熟種の棉作地たりと稱するを得べし。

降水量を見るに棉花は元來乾燥を好み日照多きを要する作物なりと雖も播種、發芽並に生育期に適度の降雨量を要するは實を俟たざる所なり。

本省の降水量は（既掲氣象表四参照）北支の他省と同様に年降雨量極めて少量にして且降水分布の不均一と年降水量の不定なる三大特徴を有す。今青島に於ける四、五、六、三ヶ月の降雨量は夫々三一、七、四三、二、六七、一耗、濟南に於ては二二、二、三五、二、七五、八耗にして之を米國オクラホマ州に見るとき四月の二二、四、二、五月の二〇、三、四、六月の一〇、九、七に比し極めて少く即本省に於ても北支他省と同様播種、發芽、生育の途上期間に於て雨量少く稍もすれば旱魃に遭ひ氣温は足るとも作物に必要な土壤水分の稀少に遭遇す、即斯る水分の不足は播種の不能、發芽不能、成育不能に陥り棉作上一大脅威たるは降水量の稀少分布の不均一にありとす。

されば雨期に於ける降水分布適當ならざる時は一時に多量の降雨量あるか或は連續的に過量の雨量を示すが故に山地に保水力を有せざる爲めと、河床の高き等の爲めに直ちに河川の氾濫となり、廣大なる地域に水害を蒙らしめ他作物と共に棉田の浸水被害頻に蒙るに至る、即本省に於ては黃河流域なる魯南、魯北區に於ける災害少なからずと云ふべし、蒸發量（既掲氣象表（五）参照）は高温、多照にして空氣乾燥せる時甚しきは論を俟ざるも、之に風を伴ふ時蒸發量は増加す。元來蒸發量大なるは植物生理上蒸散作用を旺盛なるしむるものなるが、降水量過少なる時は作物は旱害を蒙るに至る本省濟南に於ける年蒸發量は二、四一〇、七耗、青島に於ては一、四九九、一耗にして濟南に於ける蒸

發量の約半数なるは明らかに海洋氣象の影響を受け空氣が山東半島よりは陸地に於て温度低きが爲なり。今之に内地及朝鮮と比較するに木浦に於ては年蒸發量一、一八八、九耗、熊岳城に於ては一、三八九、五耗にして青島を除く濟南に於ける蒸發量の増加を示せり。

三月より四、五月の蒸發量を表に就きて見るに春季の大陸季節風の吹く三、四月頃より急激なる増加を示し濟南に於ては三月の二二、七耗四月の二八〇、七耗、五月の三八四、九耗を示せり、之には氣温の上昇、日照時数の増加等にもよれども季節風の影響も考慮せざる可らず。棉花播種期に當り蒸發量の大なることは降水分布の不良と共に概して土壤水分の乾燥を招來し旱害を惹起する原因となる、尙之等の表を觀察する時は本省に於ける棉作地帯は（山東地方を除く）概して土壤水分不足にして冬季及び棉花の播種、發芽、成熟期等に於て乾燥甚しと云ふことを得べし。

日照時數（既掲氣象表（六）参照）棉作上高温日照時間の多數は水分と共に棉作上必須の條件たり、今本省に於ける日照時數を見るに青島に於ける全年日照時數平均は二、六四七、九時間棉作期間日照時數は一、六四三、六又濟南に於ける全年平均日照時數は二、七二二、九時間にして、棉作期間日照時數は一、七五八、八之を米國各州に比較する時パシニヤ州（二五年間平均）に於ては全年日照時數二、六九三時間にして棉作期間の日照時數は一、八八〇時間、オクラホマ州に於ては全年日照時數二、八六三時間にして棉作期間の日照時數は一、九三〇時間北カロリナ州に於ては全年二、七二二時間棉作期間は、一、八二三時間、テンネッシー州に於ては全年日照時數二、四三二時間、棉作期間の日照時數は一、六八八時間にして本省も同様に日照時數は多く特に生育初期及び成熟收穫期には遜色なきが如し。但し七、八兩月即開花結実期に於て日照時數の少きは稍棉花生産條件に負號を負擔せしむと雖も、そは夏季降雨日數の他の月に比

して多きに因るものなり。

本省に於ける降霜期(既掲氣象表(七)参照)を見るに濟南に於ては初霜平均十一月一日、終霜平均三月十八日、青島に於ける初霜平均は十一月十五日、終霜は三月二十九日にして全年の無霜日数は前者に於ては二二七日後者に於ては二二〇日を示す、之を天津、北京、保定、太原等と比較する時は夫々二三四日、二二四日、一九八日、一六五日にして概して南部より北部へ又東部より内陸なる西部へ行くに従ひ無霜日数は減少するもの如し、棉作地に於ける降霜と棉作との關係も亦重要事の一にして早熟種は約一八〇日間の無霜日数を見れば安全視するを得ず、この點本省に於ては二〇〇日を越ゆるを以てその條件に適ふと雖も、温度高き地方にありては降霜前の寒害を招來する危険性を以て、本省に於ても北支他省と一般寒害に對する品種選擇上に注意を要すべし。

風、北支に於ける風は特に季節風の影響を考慮せざる可らざるは言を俟たざる所にして、棉花播種期に於ける南へ或は南東への風の猛威は往々不足勝なる土壤水分を奪去りて土地を乾燥せしめ、棉花の播種發芽困難或は幼苗の損傷を來すこと多し又六、七月の頃よりは大陸へ南方より襲來する季節風が雨を齎らし土壤に水分を供給するを以て、棉作上有利なれども偶々豪雨による河水の氾濫延いては水害を招來し、爲めに棉田に甚大なる被害を與へ棉花生産上に影響する所亦甚大なり、本省に斯る颶風の伴へる豪雨の訪れは一八九三年より一九二四年の三十一一年間に僅に十六回を數へ、七回の豪雨は水災を惹起せりと稱す、今本省に於ける風速、風向につき表示すれば次の如し。

地名	記録年數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
青島	風速	三〇(一九五—一九四)	五、三	五、二	五、七	五、七	五、五	五、二	五、〇	四、三	四、八	五、三	五、六
	風向	一一(二六六—二六八)	NW	NW	SE	SE	SE	SE	SE	N	N	NW	NW
濟南	風速	三〇(一九五—一九四)	二、〇	二、四	三、〇	三、三	二、九	二、六	二、一	一、五	一、八	二、〇	二、二
	風向	七(一九一—一九三)	SE	SE	SE	SW	SW	SE	SE	NE	SE	SW	SE

(註) 北支棉花經營による。

以上の氣象狀態より考察するに本省棉作上の氣候的條件の缺點と見る可きは山東半島に於ける夏氣の稍低溫なると日照時數稍少きと又内陸地方の雨期に於ける洪水、播種、發芽、生育期に於ける旱魃等の諸因子の外は棉花栽培上概して良好なる状態にありと云ふを得べし。

### 第八節 棉作と土質

本省の土壤は主として黄土沖積土壤及び山東風化土壤乃至はその沖積土壤よりなれども、棉花栽培地帯は黄土沖積土壤に分布せり。元來棉花はその熱帯性のため乾燥を好み陰濕を忌むものにして棉作諸條件同一の下にありては棉花生育は土壤種類の物理化學的性質と大いなる關係あり。その物理的性質の上よりは土壤の粘重なるを忌み、輕鬆なるを良好とせられ、砂質壤土が最適と稱せらる。

今其の栽培可能の土壤を物理的に見る時は砂質壤土、壤土、粘質壤土砂土等の中砂土は米棉には不適、粘質壤土は

中棉には不適にして本省の土壤は主として砂質壤土及び壤土なり。

次に山東土壤の物理的組成及黄土、沖積土の組成を示せば左表の如し。

黄土沖積土の物理的組成分表（北支棉花綜覽より）

區別	礫		粗砂及細砂		微砂		粘土	
	五耗以上	五耗以下	二〇〇五耗	〇五耗	〇五耗	〇五耗	〇五耗以下	〇五耗以上
第一群(六種平均)	—	—	三三、九〇	三三、九〇	四〇、〇三	三六、七二	—	—
第二群(四種平均)	—	—	三三、七八	三三、七八	三三、〇二	二九、二六	—	—
第三群(五種平均)	〇、七二	—	四八、八一	四八、八一	一七、三三	一七、五七	—	—
一五種平均	〇、二四	—	二七、七五	二七、七五	三三、〇〇	二八、三五	—	—

山東土壤の物理的組成と黄土及びその沖積土との比較表

區別	礫		粗砂及細砂		微砂		粘土	
	五耗以上	五耗以下	二〇〇五耗	〇五耗	〇五耗	〇五耗	〇五耗以下	〇五耗以上
山東風化土壤(八種平均)	—	—	四六、六〇	四六、六〇	一五、六一	一六、七一	—	—
山東沖積土壤(二六種平均)	—	—	六七、〇九	六七、〇九	一一、六八	一〇、三三	—	—
黄土沖積土壤(五種平均)	〇、二四	—	二七、七五	二七、七五	三三、〇〇	二八、三五	—	—
黄土(二種平均)	—	—	一四、〇四	一四、〇四	五〇、三六	三五、六〇	—	—

(北支棉花綜覽より)

山東風化土壤及沖積土の物理的組成と黄土及沖積土との比較表（北支經濟事情）

種別	礫(%)		粗砂及細砂(%)		微砂及粘土(%)		備考
	第一群(五種平均)	第二群(六種平均)	第一群(五種平均)	第二群(六種平均)	第一群(五種平均)	第二群(六種平均)	
山東風化土壤(八種平均)	—	—	四六、六〇	四六、六〇	三三、三五	三三、三五	
山東沖積土壤(二六種平均)	—	—	六七、〇〇	六七、〇〇	二二、〇〇	二二、〇〇	
黄土沖積土壤	—	—	五七、五六	五七、五六	三六、九一	三六、九一	
黄土	—	—	三三、九〇	三三、九〇	六一、二三	六一、二三	

次に棉作と土壤の化學的性質を見るに山東の土壤は北支の他省と同様にして窒素及磷酸の含有量少く加里、石灰比較的に多し、之等は棉花生育上必須の肥料成分なるを以て、磷酸或は窒素分を適當量施肥するを要す。

尙棉花は PH の上より論ずる時酸性土壤に頗る弱く、アルカリ性には可成の強度を示す、従つて黄土沖積土壤中に含有せらるるアルカリ性は本省に於ても有之と雖も、特に強烈なるアルカリ性を除きては栽培可能とせらるる即 PH 8.6 位迄は棉花栽培することを得べく、アルカリ土壤改良によりこの種土壤の利用は更に棉花栽培に寄與するところ大なるらん。

山東省土壤分析成績表（民國廿八年八月青島市經濟月報第四號）

地方別	窒素(%)	磷酸(%)	加里(%)	土性
山東農事試驗場(表土)	〇、〇四一	〇、〇八八	〇、〇六九	壤土
山東臨淄棉業試驗場	〇、〇五七	〇、一四〇	〇、〇一九	壤土
濟南曲堤鎮(表土)	〇、〇七四	〇、〇八六	〇、〇一〇	壤土
山東省棉花調查報告書				二二九

山東省棉花調查報告書

長青縣城南新莊(表土)	〇、〇八二	〇、〇九六	〇、〇一三	
歷城縣洪家園(表土)	〇、〇九五	〇、〇五七	〇、〇一八	
齊東縣官店(表土)	〇、〇九五	〇、〇一一	〇、〇二八	砂質壤土
肥城縣教場(表土)	〇、〇五五	〇、〇六三	〇、〇五二	〃
章邱縣沙埠莊(表土)	〇、〇七四	〇、〇三九	〇、〇二四	〃
濟寧縣賈莊(表土)	〇、〇三八	〇、〇二九	〇、〇二六	〃
齊河縣安城(表土)	〇、〇六七	〇、〇六三	〇、〇二二	壤土
曲阜縣五泉莊(表土)	〇、〇八六	〇、〇三七	〇、〇四四	砂質壤土
濟陽縣巨家(表土)	〇、〇六一	〇、〇二七	〇、〇九二	〃
東陽縣大吳家村(表土)	〇、〇一一	〇、〇一四	〇、〇一五	〃
濟寧縣南鹽(表土)	〇、〇一四	〇、〇三六	〇、〇一八	砂質壤土
平均	〇、〇八四	〇、〇一四	〇、〇二一	

第九節 棉作の發達したる理由

本省の棉花栽培が過去の歴史に見る如く、概して逐年發達の一路を辿り來りしは(途中今次の事變により一時全產量の減收を見たるは不得已ことながら)一にその自然的諸條件が棉作に好適せるに因るも、歷年當國官民日本側の棉作獎勵、工作助成も與つて力あるところなり。

本省に於ても他省他地方と同様に來棉は主として自國自給自足を軌道とし、農民は棉作によりて自給に供し、尙土布の製造によりて國內需要に應答したるものなるが、清國光緒三十年阿片栽培禁止以來米棉の輸入栽培の氣運を醸成し、當時工商務局は大量の米棉種子を輸入し之を農民に配布して該棉の栽培を試みたり、民國七年には農商部は米棉

脱字棉及び金字棉を山東に入れて農民に分配栽培せしめ、其後山東實業廳に於ては民國十一、十二、十三の三箇年連續之を購入し米棉栽培の獎勵に力を用ひたり、又、一方には臨清に棉業試驗場を設けてトライス種の選出育種試驗に着手し之が品種改良に意を用ひたり。

當時山東に入り居たる邦商和順泰は朝鮮産キングス種を入れて膠濟沿線に之を配布し、同種の普及に力むるあり一方民國十年には前天津全國棉業整理籌備所は山東に二、三箇所の委託棉廠を設置し、之に助成金を交付し脱字棉、金字棉の栽培を獎勵したり、延いて民國十五年には齊東棉作育種場の設立あり、在來棉の改良に力をつくすあり。

斯して米棉種の栽培普及せらるるに及び民國十九年には青島に青島商品檢驗局附設機關として米棉の馴育中棉の改良を研究すると同時に、濟南に棉花檢驗分所を設立し、棉花生産助成機關の整備せらるゝあり、二十年には青島輸出棉花檢驗の増設あり。

一方農商廳は北平より大量の米棉種子を購入するあり、之を本省各縣に約六十斤宛分配せり、斯くして本省内に於ける棉作の獎勵は米棉種の急速なる栽培面積を擴大し、之が必要なる紗廠の設立も民國二十一年には實業廳により四箇所の設立が計畫せられ、其の一は濰縣に、其の二は德縣に、其他は未定なりき。

次いで民間に於ける紗廠も民國二十三年には成通紗廠濟南に設立せらるるあり、民國二十三年には山東建設廳は第二棉場の米棉種を銀行と合作して民間に播種せり、又同年には青島工商學會植棉試驗場は朝鮮金氏棉を高密縣に配布し、青島華新紗廠及上海銀行と合作せしめたり。斯の如くして近年本省には農林合作事業が躍進的發展をとげ、本省今日の棉花栽培の發達となりたるもの如し。



第十節 棉及び對抗作物收支比較

本省が華北に於ける主要棉作地の動かす可らざる地位に立たしめられ、棉花生産増産の責務を責へる以上、生産者収益の問題は他作物の收支計算と比較して棉花増産上の重要且緊要なる問題なり。今従来の棉作収益と之が對抗作物との收支經濟を比較せしに齊東棉作改良場調査によれば民國十八年より同二十二年迄の五箇年間の數字は米棉、中棉は共に最低約一、七圓より一〇圓〇三の實益となり居り、之を他の小麥、大豆、高粱、粟と比較するに大豆の最低一、四五圓より最高四、六四圓の實益あるに比し小麥、高粱、粟共に損益安定ならず、即農作者の經濟不定なり。之によれば棉作は他作物に比して少からざる實益あるが故に、棉作の有利は一つに農村棉作の氣運を醸成する重大原因を作れり。民國二十八年度青島特別市公署社會局經濟科の半島部即魯東地方（塔耳堡、蔡家莊、丈嶺鎮）に於ける棉花並びに對抗作物の收支比較を見るに、塔耳堡に於ては棉花、高粱、粟、小麥、大豆の中高粱、小麥は夫々二圓七一五圓九九の損失となり。

棉花は五圓五二、粟は〇圓五六、大豆は二圓九五の棉花第一の實益を擧げ、蔡家莊に於て之を見るに小麥一一圓九の損失にして棉花八圓二〇、大豆三圓九〇、粟二圓一二の収益となり、棉花第一位に位す。丈嶺鎮に於ては小麥依然として六、圓九六の損失となり、棉花の二、圓〇七春甘藷の三圓二三、高粱の三圓〇七、大豆の二圓九三、粟の一圓九七の収益あり棉花第一位の實益あり。

即ち現今魯東地區に於ても主要作物を遙かに凌駕して棉作遙かに有利の状態にあり、之を北支各省に就きて見るに

棉作が他の作物に比して甚だ有利なるは棉花増産獎勵上好條件を農民に與ふるものなるが故に、現今棉花價格の統制が根本的に農民の實際の手取を多からしむる時は棉作の將來大いに期待し得べきなり。

山東省高密昌邑兩縣沿線地方主要農作物收支狀況調査

地名	作物名	收入之部	支出之部	差引殘高	附記
芝蘭莊	落花生	一七七〇〇	一一〇〇〇	六七〇〇〇	三六〇月一二、二八市畝
	麥子(小麥)	一五〇〇〇	一七六六	一六六	
	甘藷	一九〇〇〇	一七〇三	一九七	
	豆子(大豆)	一一七五	八二四	三五二	
塔耳堡	棉花	四七〇〇	四一四八	五五二	二六〇月一三、四二畝
	高粱(高粱)	二二六〇	二六三一	二七一	
	谷子(粟)	二九六〇	三〇一六	五六	
	麥子	二四〇〇	二九九九	五九九	
蔡家莊	棉花	七三〇〇	二〇〇五	二九九	五〇〇月一三、四二畝
	谷子	三二四〇	六四八〇	八二〇	
	豆子	一七〇〇	三〇二八	一一二	
	麥子	二四九〇	三七一〇	一二九	
丈嶺鎮	棉花	五三六〇	三二五三	二一〇七	三六〇月一二、四市畝
	高粱	二五五〇	二二四三	三〇七	
	谷子	一三三〇	二二五三	一九七	
	春地瓜(春甘藷)	二七九〇	二四六七	三二三	
豆	豆	一四四〇	一一四七	二九三	



同 廿一年	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.55	1.60	1.65	1.70	1.75	1.80	1.85	1.90	1.95	2.00	2.05	2.10	2.15	2.20	2.25	2.30	2.35	2.40	2.45	2.50	2.55	2.60	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.10	3.15	3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80	3.85	3.90	3.95	4.00	4.05	4.10	4.15	4.20	4.25	4.30	4.35	4.40	4.45	4.50	4.55	4.60	4.65	4.70	4.75	4.80	4.85	4.90	4.95	5.00	5.05	5.10	5.15	5.20	5.25	5.30	5.35	5.40	5.45	5.50	5.55	5.60	5.65	5.70	5.75	5.80	5.85	5.90	5.95	6.00	6.05	6.10	6.15	6.20	6.25	6.30	6.35	6.40	6.45	6.50	6.55	6.60	6.65	6.70	6.75	6.80	6.85	6.90	6.95	7.00	7.05	7.10	7.15	7.20	7.25	7.30	7.35	7.40	7.45	7.50	7.55	7.60	7.65	7.70	7.75	7.80	7.85	7.90	7.95	8.00	8.05	8.10	8.15	8.20	8.25	8.30	8.35	8.40	8.45	8.50	8.55	8.60	8.65	8.70	8.75	8.80	8.85	8.90	8.95	9.00	9.05	9.10	9.15	9.20	9.25	9.30	9.35	9.40	9.45	9.50	9.55	9.60	9.65	9.70	9.75	9.80	9.85	9.90	9.95	10.00
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

第十一節 棉花の改良問題

本省棉作上の改良問題として取上ぐ可き事項多々ありと雖も、茲にその主要なるは(1)品質の改良(2)取引機構の改善(3)価格の問題なりとす。

(1)品質改良の問題は今日初まりたる問題にあらずして従来よりの悪弊なり。棉花販賣取引に當り、不當の利益の獲得を企圖するか、或は品質粗悪なるものを良好なる品質のものに混淆し、量目或は品質を偽購せんとするの手段たり。即棉花に水分を故意に含ませしめ或は棉質、泥土、塵芥等の混入なり。この悪手段防止は政府施設として輸出品に對しては検査局の設置により、或は一般には棉花機水機雜取縮所の設置あり、之が防止と品質の向上に從來取締りたれども事變後の今日にても依然としてこの悪風後を絶たず、偶々棉花價格の統制に遭ひ、夾雜物、水分の含有率多き棉花の出廻りとなり、棉花商は之を知りつつ原棉の不足が之を收買せしめ中間悪棉花商の暴利を貪るに至らしむ、棉花價格の統制下にありて棉花出廻り少きを見越して故意に混棉或は夾雜物の混淆をなすものあり、棉花價格が他の作物等に比して低格にして採算とれざるが爲めに悪手段を弄するは、華北棉花將來の信用と聲價に暗雲を横はらしむ。之が暗雲一掃華北棉花の明朗化は販賣機構の改善合理化に有りその間不正手段の介入の餘地なからしむるを要すべし。

棉花統制價格の問題につきては一般民間の意見を綜合するに、棉花出廻りの促進、棉作耕地の増減農民經濟の危否

等を指摘す。左に聴取せる所を概説せんに、昨今棉花の出廻りの減少原因は現下の治安關係により奥地農民の鐵道沿線附近への搬出困難にあり、又昨二十八年度の水旱害にもありと雖も、又農民の手取り尠きに因すと云はる、即相當の奥地退蔵棉ありと雖も直接資金難を痛感せざる向きは棉花價格の現在よりの高値到來まで手離さぬ爲めなりと云はる、實際事變前までの農民の手取四十圓臺なるが現在にては二十五圓となり、諸物價騰貴に比して棉花價格のみ取殘されたる現状なり。華系棉花商側にありては營業成立せずとの理由にて、現在殆んど停業状態にして、又或は轉業の向きもあり。利潤の無きに因す、利潤多ければ多少の危険は冒すとも奥地出張買付の可能性大なるもの如し。されば中國棉花商の奥地よりの買付現況にも原因する所なり。

又の原因は價格統制により棉花業者採算とれざるに因すと云はる、即買値高の實値安に原因し豫め損失を見越して暗相場物を買付けて營業繼續せんとするは實際行はれざる所なり。従つて棉花業者の取引は停滯膠着の状態となり。農民にありては諸物價騰貴、食糧難により食用作物への轉作となり、棉作の不利は他作物栽培に關心を向け延いて棉田の減少は愈棉花生産高の減少を來し、又農民を愈窮迫ならしむるに至らんと云はる。

第三章 棉花の集散狀況

第一節 棉花の集散地

本省各縣各地區の生産棉花は一般に初級市場より終端市場へ順次中繼的經路を踏みて集貨せられしものなるが、其

の主要なる集散地を濟南、青島、張店となす。即、濟南に集貨せらるる棉花は從來河北、山東、河南三省の生産物にして、その集散経路により東路、西路に分つことを得、從來東路より當市場に集貨せらるる棉花は齊東、鄒平、濱縣等の張店市場に集貨せられしもの一部にして、膠濟線によりて當市場へ集貨せられ、西路は臨清、高唐、清平、夏津、恩縣等及び南宮、吳橋、清河、冀縣等の河北省の棉花が集貨せられ、又河南省彰德、臨漳、武安等のものが出廻りたり。張店は膠濟沿線の中間に位し、魯北地區即小清河流域及黄河以北濱縣蒲濰諸縣の棉花の集散地にして、青島は濟南と相並び最重要なる山東の二大棉花集散地なり、以前には日本棉花の出廻りし市場なり。

近年は全く其入貨なく、國産棉の集散地となれり、水路によりては天津、上海、海州より陸路は山東省産棉花が最も多く、濟南、張店にて集貨せられしものを集め、或は河南の彰德、臨漳、武安等の棉花及河北省吳橋、南宮、清河、威縣、廣平、陝西省の棉花等の一旦濟南に集りしものが更に當地へ集貨せられしものなり。

## 第二節 棉花の輸送

### 第一項 輸送先並輸送高

本省主要棉産地區たる魯北、魯西、魯南各地區の棉花輸送につき各區別に之を記述せんに、從來は魯北區に於て生産せられしものは張店に出づるか或は濟南に輸送せらるるものにして、張店に出でしものは主として青島に輸送せられしもの如し、張店に從來集貨せられしもの約十三萬俵に上り此處に集貨せられしものは日商により毎年青島に約一五〇貨車（一車は十五噸積）華商の手にて約五十貨車の輸送を見、之等日華兩商の棉花は青島の日商紗廠へ仕向ら

れ、其の中時には上海、漢口の日商紗廠へ輸送されし事ありしも濟南へは輸送せられざりき。

魯北地區の主なる棉花集散地は鄒平、濱、高苑、齊東、蒲濰、利津等にして此處に集貨せられし棉花の中黄河下流北岸一帯の生産の棉花は鄒平縣、孫家鎮に孫家鎮より張店へ輸送さるる濱縣のも重要集散地にして、こゝに集貨せられしものは濟南及び青島に輸送せられ年々五萬俵の取引行はれたり云ふ。

濟東棉産地區に生産せられしは集市に於て札花販の手によりて張店或は鄒平縣孫家鎮へ搬出さる。

蒲濰に於て生産せられしものは張店、周村等の花行の手を経て濟南、青島に輸送せらるる廣饒、博興に於ける棉花は濟南、青島、張店等に輸送せられ高苑の棉花も又張店、青島、濟南に送らる、之等は云ふ迄もなく濟南へ出廻るものは小清河の水運によりたるものにして、之を概括すれば魯北區上述の主要棉産地の棉花の中濟南の水路により輸送せらるるものは章邱、齊東、濱縣、霑化、蒲濰、商河等にして周村或は張店に出づるものは章邱、平郷、齊東、博興、高苑、濱縣、霑化、蒲濰、商河の諸縣産の棉花なり。

魯西區に於ては當區一帯の棉花の運送の中心地は臨清にして、隣接縣の棉花も多く本縣に集りし上、濟南及び天津へ輸送せらるる高唐縣の棉花は濟南へ直輸送せらるるか或は一旦禹城へ運びたる上更に汽車にて濟南に集る清平縣の棉花は縣城、康莊、胡里莊、段郝莊、孔官屯、沈莊、那莊、辛集等に集貨せられしものが一部は臨清及び天津へ輸送せらるる外は直接濟南へ輸送せらる、夏津に生産せられしものは縣城或は張官屯に集貨せられしものが天津及濟南へ輸送さるることとなる。以上の如き運輸経路をとる棉花は從來臨清より年々平均約二〇萬擔、清平高唐、夏津等の年積出高は各一〇餘萬擔堂邑、館陶等の數縣にての合計二〇萬擔を加へ年に天津、濟南に輸送せらるるもの毎年八五萬擔

に上れりと云ふ。

魯南區の棉花は河南、江蘇、徐州、上海方面へも輸送せられたるものにして、之等の棉花が奥地より輸送せらるゝ、經路を逃べんに、曹縣生産の棉花は徐州、濟寧へ定陶産のものも同様徐州、濟寧へ向けられ、單縣のものは其一小部分江蘇の豐縣、徐州等へ販賣せられたる外本棉産區の棉花は産額少き上、多くは地元消費に充てられし故、移出數量も少く、民國初年の毎年二〇萬擔に比し民國二十四年頃には一年約五六萬擔の輸送を見る状態なりき。

以上を總括するに當區の棉花は北部へ輸送販賣せらるることなく、一部分は濟寧經山津浦線方面へ、他の大部分は臨海線により徐州より上海或は河南に輸送せられたり。

以上の如く魯北區のものは一部濟南他は張店を経て青島へ、魯西區の棉花は天津或は濟南へ、而して魯南地區の棉花は主として南方徐州河南、上海等に輸送せられし實狀なりしかば、本省生産の棉花は主として濟南及青島の終端市場へ集貨せられたるなり。

從來本省に於ける棉花出廻數量を見るに、事變前後に於て明かなる増減あり、事變前民國二十四年度に於ては濟南、張店出廻りは一、二九七、〇〇〇擔、民國二十五年度に於ては濟南張店出廻り一、八二三、〇〇〇擔、民國二十六年即事變當年に於ては濟南、德縣、張店出廻六四七、〇〇〇擔となり、民國二十七年に於ては九八五、〇〇〇擔、内四〇〇、〇〇〇擔は天津へ出廻るゝにして民二十八年度東棉洋行調査豫想高は三二二、〇〇〇擔とさる、孰れにもせよ、事變後の治安地區に於ける生産棉花と奥地よりの運搬可能度の縮少による出廻高は著しく減少し、特に昨二十八年度に於ては旱水災の天災に加へ價格統制の影響によりて著しき減少を豫想せらる、昨二十八年の後半期に於ては張店出廻りは

停頓し比較的治安良好なる地區の突破によりて濟南に向けらるる等又奥地よりの搬出に甚だしき支障ありて、奥地退藏棉の出廻り不能となり居ると云ふは棉花需給双方の立場よりするも前途憂ふ可きものあり。治安の恢復と棉花適正價格の設定販賣機構の改善等により出廻促進の要望せらるゝこと切なるものありとす。次に本省主要棉花市場所在驛に於ける棉花發着數量を掲ぐれば次の如し。

昭和十三年度青島四驛棉花發送總數

膠濟線	高密	蔡家莊	塔耳堡	益都	博山	計
	三〇〇、〇	三〇〇、〇	五〇、〇	三〇〇、〇	三三〇、〇	一一八〇、〇
津浦線	濟南					一五〇、〇
	一五〇、〇					一四三〇、〇

昭和十三年度青島四驛棉花到着總數

膠濟線	藍村	膠縣	高密	康家莊	蔡家莊	濰縣	昌樂
	三三〇、〇	七〇、〇	一六〇、〇	三〇九、〇	三〇〇、〇	三、一五〇、〇	一〇〇、〇
	二六七〇	益都	辛店	張店	周村	棗園寺	龍山
	二六七〇	五五〇、〇	三〇〇、〇	八四四、〇	一、五三六、〇	一〇五、〇	三五六、〇
黃峯	北關	濟南	計				
	九五五、〇	八八五、〇	七、七七四、〇	一八、一七〇、四			

山東省棉花調查報告書

津浦線		德縣		天津		徐州		計	
六、九〇七、〇	三〇、〇	三〇、〇	六、九六七、〇	計	計	計	計	計	計
京漢線	四八、〇	計	四八、〇	計	計	計	計	計	計
彰德	四八、〇	計	四八、〇	計	計	計	計	計	計
計	四八、〇	計	四八、〇	計	計	計	計	計	計
自昭和十四年三月至同十五年一月青島四縣棉花發着表	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
青島驛 發着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
青島驛 到着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
迎嶺 泰安	一〇〇、〇	四五、〇	五五、〇	二〇、〇	四、二二〇	計	計	計	計
濟南 棗園寺	八九〇、〇	二二、〇	八〇八、〇	七五九、〇	六、九三七、〇	計	計	計	計
埠頭驛發着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
埠頭驛到着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
四方驛發着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
四方驛到着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
濟南 張店	一四五、〇	一、四四五、〇	一、三七一、〇	二、五三九、〇	計	計	計	計	計
滄口驛發着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
滄口驛到着噸數	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

年次	青島	天西	禹城	四方	德縣	平原	其他	計
昭和九年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十一年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十二年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			

濟南驛到着貨物發着別投數量表(濟南國際運輸調、單位噸)

年次	青島	天西	禹城	四方	德縣	平原	其他	計
昭和九年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十一年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			
昭和十二年	三〇	一六	三七〇	一〇一	四一六			

濟南驛發着貨物著驛別投棉花數量表(濟南國際運輸調、單位噸)

年次	青島	天西	禹城	四方	德縣	平原	其他	計
昭和七年	七六五、八〇〇							七六五、八〇〇
昭和八年	八、〇〇〇							八、〇〇〇
昭和九年	一七八							一七八
昭和十年	三〇							三〇
昭和十一年	三〇							三〇
昭和十二年	三〇							三〇

第二項 輸送方法並經路  
 本省に於て生産せられたる各棉産地より他地方への輸送經路は、大略前述せるところなるが、その輸送方法に就き

て見るに次の如し。

魯北區 生産の棉花は小集散市場を通じて済南或は張店經由青島に輸送される所なるが、奥地に於て繰棉せられしものは牛プレスによる軟依として取扱はれ、濱縣の北鎮より張店へは大車積載により、済南迄は黄河の民船により輸送せらる、蒲臺生産棉の大部は張店へ出廻りしものなるが焦鎮より張店周村迄は陸路大車による、高苑博興に至るには凡て牛、馬、驢、騾による大車によりて輸送さる、済南へ輸送せらるるには一旦陸路大車にて博興、高苑に至り、更に小清河或は黄河水運により運搬せられしものなり、概して陸路運搬より水路輸送の方が運賃低廉なるを以て棉花相場により陸路、水路の輸送経路は變更せられたり、齊東の棉花は陸路周村、張店に輸送せられしは大車により済南向けは小清水水運によりたり。

魯西區 本棉産地區より終端市場に出廻る経路も、既に前述したる所なるが、輸送方法を見るに本區一帯の棉花は臨清、夏津一部分の棉花が衛河利用による天津輸送以外は、凡て済南に出廻る、即臨清の棉花の済南輸送は大車或は自動車により天津向は水路民船による、清平より済南、臨清へは大車により、天津へは民船を利用し、高唐の棉花は直接済南輸送は大車により禹城經由済南向けは鐵路を利用す、夏利より済南へは大車にて、天津へは武城にて舟積にし衛河を利用せられたり。

魯南區 の棉花は河南、江蘇の兩省及び上海へ轉賣されしものなるが、その輸送方法は鐵路並に大車の二法による、即荷澤のものは河南へは隴海線に依り、鄭城、済南へは大車により、曹縣より河南へは隴海線、濟寧、商邱へは大車による。單縣より河南へは隴海線により、其他曹縣、金郷、魚臺へは大車により輸送せられ、城武より濟寧兗州

へは大車、定陶より河南へは隴海線により濟寧、兗州へは大車鉅野より金郷嘉祥へは凡て大車により輸送されしものなり。

以上の如く本省各産地の棉花は主要集散地済南、張店に集りしものは市内各紗廠消費の外は青島へは膠濟線により、上海へは津浦線により夫々輸送されたり、又張店へ出たるものは更に青島へ膠濟鐵道により輸送せられたり。

### 第三節 棉花の取引

#### 第一項 買入方法

本省に於ける主要なる棉花取引市場は済南及青島なるが、就中前者は最も取引盛なる市場なり、今當市場に於ける従來の取引を記すれば左の如し。

済南の如き終端市場へは奥地の各原始市場を経て済南に集貨せらるるが、一般にこの取引市場を構成する主要要素は經紀人花行洋行なり。經紀人は所謂棉花仲買業者にして棉花賣買兩者間の取引仲介斡旋をなし、貨物の受渡代金の決済につき責任を負ふを本來の職務とし、その報酬として手数料を徴収したるものなるが、この業務が更に敷衍せられ顧客に代りこの賣買をなすに至りしものなり。済南終端市場に於ける經紀業には所謂牙行と商行とあり。牙行は又牙紀とも稱せられ固定資本及固定店舗を所有せず、牙税と稱する一定額の税金を政府に納入し以て營業許可證を下附せられし經紀なり。之に反し商行は牙行の如き牙税を納めず營業總收入額に對する純然たる營業税を納め固定資本並に固定店舗を有す。顧客に代り賣買し又自ら取引をなすものなり。今此の商行に屬する經紀人を分類する時は花

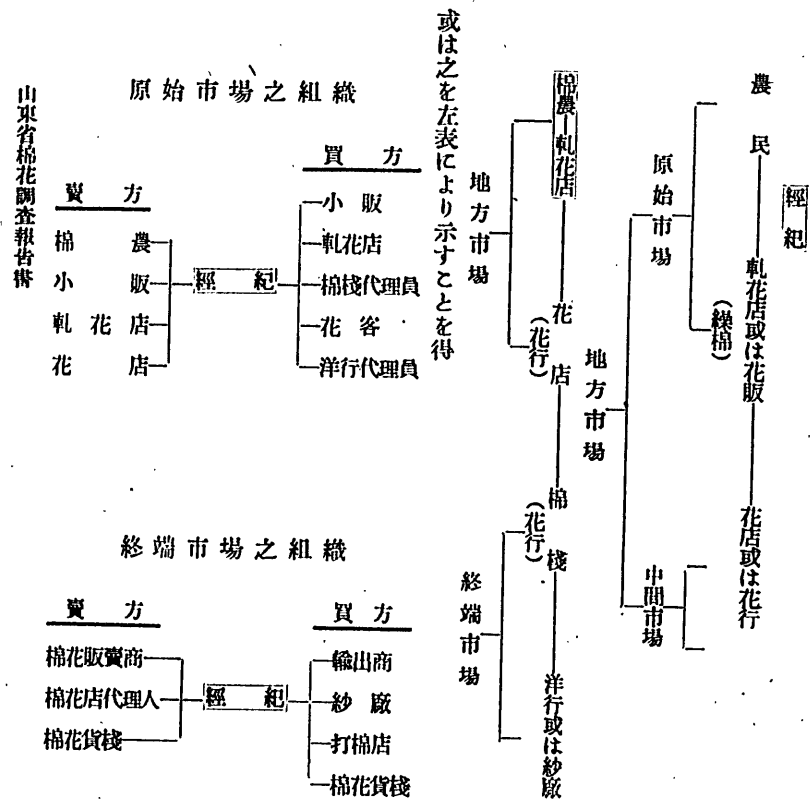
客、跑街、跑合の三種となる。

花客は花行、紗廠、洋行等に代り奥地より棉花の收買をなして手数料を取得し、又自ら棉花の收買販賣をなし花行、紗廠、洋行と直接の取引をなす。跑合は花行と洋行、洋行と紗廠、花行と紗廠間に於ける賣買の紹介斡旋をなし、手数料を取得するものなり。跑街は花行より毎月給料の支給を受ける外交員にして、花行の經紀たる役割を演ず、手行の外にあつて花行の棉花賣買の成立、取引の斡旋を一手に引受くるも別に手数料を徴取せず。

次に濟南終端市場取引の構成要素とも稱すべきは花行なり、花行は自ら棉花の買付販賣をなすとともに跑街者による經紀業をも営む外、奥地棉花濟南搬入に關する一切手續の代辦、花客に對する資金の融通をなす。今之を稍詳細に説明すれば次の如し。

花行は奥地棉花の濟南移入に關する鐵路局へ對する貨車の請求保險の手續、棉花の倉庫搬入、棉花檢驗局に對する檢驗の手續交渉等に當る。

花客が入庫したる棉花を直ちに販賣すること能はず、而も資金の急要に際しては之が依頼に應じ、花客の擔保による銀行よりの貸付の便宜を計る、但し借款額は在庫棉花の現在市價の七割を超ゆることを得ず、時には花行、花客の關係密接なるものありては花客の個人信用に對し無利息にて貸付することあり、棉花の代理販賣は、即花行内の跑街者のなす所にして、主なる取引先は濟南各紗廠青島の日華各紗廠なり。今地方市場に於ける取引經路を示せば左の如し。





今買方としての紗廠洋行花行貿易商他地方よりの派遣員が棉花買入をなすに當りては、紗廠は花行、花客、洋行等の手を経て買入るものなるが、青峰に於ける日商紗廠は直接中國棉花商と取引せず、濟南の日本洋行に紗廠の所要數量、價格、品種等を指示して、之が代理買付をなさしめ、洋行は中國棉花商との商談成立の上は取引契約書を訂立し、洋行係員は花行に於ける見本を見たる上三日間以内に過秤をなして收買す。又濟南市場に於ては早くより棉花業者間に俗に「路貨」或は「做空」と稱せらるる先物取引行はれ、民國十二年乃至民國十三年間に最も盛んとなり、取引方法頗る簡單にして一定の取引所並に正式に締結すべき契約様式もなく、業者相互間の任意取引行はれたり。然るに該取引法は賭博投機的なる性質を具備し、棉價格の變動常なく、棉作豫想が秋季收穫高と相反したる結果は、賣方が貨物入手難を口實に契約の履行を果さず、これが爲め市場の大混亂を惹起する等ありしため、實業廳命令を以て先物取引の禁止を受け、一時その跡を全く断ちしが革命軍の北伐が成功したる後、禁止令再び解かれて濟南市場に於ける先物取引は再び復活したり。

爾後棉商は暗々裏に先物取引を繼續せる有様なりき。花行の跑街者は棉花同業者の賣買動靜を調査し、その情報を隨時荷主に報告し然る後取引の成立を見る、棉價下落の際には花客は争つて棉花を手離すため取引は比較的迅速に進捗し、花客の決断によりて賣買成立を見る、賣買成立を見たる上は貨棧は直ちに貨物を引渡し、賣買兩者は立會の上過秤を監視し花行は責任を以て過秤を代辨し、棉花が花行の手に預けられたる上は花行は花客に代り紗廠、洋行及他市の棉花收買者と取引の折衝をなす、買方は自ら花行に至り見本を見或は花行の外交員即跑街者より見本の送付を受けて之を檢見したる上價格の協定を行ひこゝに取引の成立を見る。

第二項 代金支拂方法

終端市場たる濟南に於ける花行と洋行との間の取引に於ては洋行、花行間の契約成立の上直ちに現金を以てその代金を支拂ふ、原始市場に於ける即棉農が、經紀或は他の買方との間に行ふ取引法は現金取引にして、張店市場に於ては背後棉産地より棉農が當市場仲介業者へ運び來りしものを買付に來たる棉花店買付人が、仲介業者立會取引の結果その取引數量の多少により現金或は中國、交通、中央銀行の小切手を以て支拂ひたるも、多くは棉農の希望たる現金支拂方法を採りたり、又濟南市場を中心とする取引も棉農若くは花行より棉花買付の際も現金取引にして花行と花客との間の取引に於ては成立するや現金或は爲替手形を以て行はれたり。

第三項 受渡方法

終端市場に於ける棉花取引成立後の受渡方法は、花行は賣方なる花客と買方側なる紗廠或は洋行、他市の棉花收買者との間に於ける賣買轉施に介入し、賣買兩者間の取引成立する時は棉花倉庫より引渡されたる貨物を、跑街者は賣買兩者立會の現場にて過秤を行ひ、過秤したる上は直ちに現金を支拂ひ貨物引渡を完了する、青島に於ける紗廠は直接花行とは取引をなさず、濟南の日本洋行に代理買付をなさしむるを以て洋行は花行の轉施により取引をなす、即洋行は日本紗廠の所要數量、價格、品種等につき花行と商談する所なるが、兩者の折衝取纏りたる上は洋行にて取引契約書を訂立し、洋行の係員は花行に至りて現物見本を見たる上三日間以内に過秤をなし、現金を以て代金支拂を行ふ、但し契約成立の上は代金支拂の猶豫をゆるさざるが從來慣例なりしもの如し。

第四項 荷造方法並荷造費

繰棉せられたる棉花は輸送、取扱上之を荷造するものなるが、棉花の膨脹なるため、之が特殊荷造法を要す、即ち力或は機械力による打包即壓縮包装をなすものにして従來この方法に三種類あり。

1. 軟 依 農民が繰棉せる散貨を豫め木製枠の四隅に口を開けてかけ置きたる布袋の内部へ棉花を詰め込み、足を以て之を踏み堅め一杯になりたるとき其袋口を別の布を以て口縫し、繩を以て袋を從横に緊縛したるものなり、重量毎俵百斤前後あり、この包装はプレス機械の如く強く壓縮せられざるを以て荷造軟弱にして遠路、輸送には適せず、且又水、熱に對して貨物の損失をも招き易きものとす。
  2. 硬 依 (半縮依) 此の包装は人力により半縮機にかけて白布或は麻袋と麻繩によりて梱包するものなれば、軟依よりは遠路の輸送に適ひ、地方市場より終端市場に至る間に廣く用ひられ、且又この梱包法は軟依よりも鐵道運賃も低廉なれども粗毛の場合には強壓により品質を害することあり。
- 容積は高さ約三尺縦横約二尺の長方形にして重量は通常毎俵約百五、六十斤あり。之を外面より相縛するなり。

青島復成信東記によれば現地半縮俵百五十斤を一包とし、之を棉紗布(約九尺)にて包み之に繩又は鐵條(十六號又は十五號)にて結びその容積縦二尺横四尺高さ一、五尺とし之を横二條、縦三條の繩を以て緊縛するものもあり、此半縮荷造機の構造には最簡單なる木造手縮機より更に精巧なる半プレス機あり、簡單なるは四五人の力により多きは數十人の力を要す。プレス機一臺の梱包能力不定にして一時間に二、三俵より二、三十俵に及びその容積も各地區々なれども大略の見當は次の如し。

體積 約十七立方尺(十七才)

重量 二〇〇封度(一五〇斤)

一立方尺の密度 一二封度

8. 緊縮依(鐵卷、鐵締)

棉花の長距離輸送の場合用ひらるる梱包にして、現在の輸出棉花に對して執らるる方法なり、所謂本縮とも稱するものにして水壓利用による高度の壓縮をなし強靱なる麻布或は帶鐵を以て緊縛したるものにして重量、容積、共に齊一なり。詳細は後章に記載すべく茲にその體積及重量を示せば左の如し

體積 十一立方尺(十一才)

重量 五〇〇封度(三七五斤)

一立方尺の密度 四六封度

以上の荷造に要する經費は青島復成信東記に依れば事變前には紗布九尺、鐵條二磅、壓搾費合計一圓乃至一圓三十錢なりしも、現在に於ては四圓一四圓五十錢を要すと云ふ。

張店に於ては事變前青島行荷造費一包、人工一〇錢包皮と繩に一、〇〇を要したりしかば計一、一〇となり上海行には一包人工〇、一〇包皮と鐵線にて一、一〇錢を要し計一、二〇錢即鐵條を用ひし場合一〇錢高價となり居たるものなり。

濟南に於ける荷造費は事變前には一包につき人工三〇錢、包皮と繩にて四〇錢合計七〇錢を要したりしが、事變後

の現在にては人工五〇錢包皮と纏にて一、六〇錢合計二、一〇錢を要す。

第五項 運賃 諸掛

事變前民國二十四年頃の本省奥地より終端市場迄の運賃は張店出廻のものにつきて見るに魯北區濱縣、北鎮より張店迄は仲買人の手数料として管棉一、〇〇〇斤につき二元陸路大車にて一依一元二角なり、又蒲濠の舊鎮より陸路一二〇支里を大車運搬により一依七十錢、齊東物は大車により陸路一、〇〇〇斤に就き三元、高苑、博興よりは同様大車により前者は一依約一元後者は八角となり居れり。

濟南出廻りのものを見るに濱縣、北鎮より水路黄河の民船により一、〇〇〇斤につき一元五角章邱より濟南迄は小清河の民船による舟賃一艘につき二〇元、齊東よりは小清河運輸により一、〇〇〇斤につき一元五角を高苑よりは同様水路により一依につき三角の運賃を要す、又魯西區より濟南への搬出運賃を見るに陸路大車又は自動車により一依二元餘を要し、之に臨清に於ける仲買人の手数料は一〇〇斤につき三角なり、清平より濟南迄は大車にて一〇〇斤の運賃八角前後なり、高唐よりの運賃は大車により一〇〇斤につき八角前後なり夏津より濟南迄は一〇〇斤につき七、八角又恩縣よりは大車により一〇〇斤につき一元、武城よりは大車にて一、一〇〇文、堂邑よりは大車により一車につき二〇元、大車には八依乃至十依を積載し得るを以て一依二元乃至二元五角となる、館陶よりは大車にて一〇〇斤八角、冠縣よりは大車により一〇〇斤につき二元前後の運賃を要す、又魯西區の生産棉の内天津向けのものには鐵道或は水路によりしものなるが臨清より水路一擔につき四角前後、夏津より天津へ運出する棉花は武城にて舟積し、衛河により一〇〇斤につき三、四角なり恩縣よりは津浦鐵道により一擔約一元武城よりは水路衛河により一〇〇斤につき二、三〇〇

文、堂邑より天津へは民船により一〇〇斤一〇〇支里毎に二角、館陶よりは民船にて一〇〇斤につき一〇〇支里毎に二角、冠縣よりは民船により一〇〇斤一〇〇支里につき二角を要せり、又南魯區に於けるものを見るに津浦及臨海線に出づるものにして上海方面へは一依二元前後、河南へものは一依約五角前後なり。

以上の内天津及津浦、臨海兩鐵道により南方へ輸送せらるるもの以外は濟南紡績に消費せらるるが、その殘除は青島に出廻るものにして濟南青島間の運送は一五噸貨車一車につき運賃一三二元、保險料金九元貨物積卸貨一二元五角荷造費四二元包裝材料二元印紙代五角運輸會社手数料五〇元利息二〇元合計二九一元その他雜費三五元を要するを以て總計三三〇元の運賃諸掛を要す、又張店、青島間は鐵道運賃九元五角にして其斯の經費は濟南青島間と同様なるを以て一五噸貨車一車につき運賃諸掛約三三〇元を要したり、又上述の如く張店一集貨せらるる棉花は博興、高苑、濱縣、蒲濠、利津、霑化、齊東、廣饒、鄒平、章邱、惠民等の十一縣にてこれら諸縣の棉花は近縣のものは手押一輪車遠隔の地よりは半車によりて張店へ運搬せられたるものにして手押一輪車にては一〇〇斤につき一〇支里毎に一角二分の運賃を示せば左の如し

張店より各縣への距離及び運賃表

縣名	張店よりの距離	每百斤支里の大車運賃	備考
濰縣	一八〇支里	一、三五元	
濱縣	一五〇支里	一、三〇元	
濰縣	一四〇支里	一、二〇元	
廣饒	一六〇支里	一、三〇元	

利	一八〇支里	一、四〇元
鄒	九〇支里	〇、六〇元
章	八〇支里	〇、六〇元
惠	一七〇支里	一、四〇元
齊	一〇〇支里	一、〇〇元
博	八〇支里	〇、七〇元
高	八〇支里	〇、六五元

而して更に張店一集貨せられし貨物の青島或は濟南向への運賃は民國二十四年一月一日に頒布せられたる膠濟鐵路局規程によれば次の如し、即張店より青島四方迄は二九四杆にして四等品として計算する時は一噸につき六元四角九分、滄口迄は二八四杆にして四等品としての計算にては一噸に付六元四角となる、又積卸費は噸單位一角五分、花樓より驛迄は普通一輪車運搬にして一依につき五分を要したり、尙張店より上海迄の運輸には列車、汽船並に海關税を入れて約二百五十圓を要したり、最近の運賃を濟南を中心として見る時一ピルクの棉花を臨清より濟南迄トラック運搬をなすものとして荷造費共に約十圓（荷造費は一圓乃至一圓五十錢）臨清より德縣へは民船にて約二圓、魯東地區より濟南迄は一ピルク約六、七圓を要す。

### 第四節 棉花の輸移出入

#### 第一項 輸 出 入

北支に於ける外國貿易港は河北の天津秦皇島と本省に於ける龍口、芝罘、威海衛、青島の四港とを合せ六個の貿易

港を有するものなるが、其の輸出入總額の尤たるは天津、青島の二港となす、昭和十年（民國二十四年）より昭和十四年（民國二十八年）に至る青島港に於ける棉花の貿易狀況を見るに輸出國は悉く日本及びその版圖にして、今その輸出高を見るに逐年その輸出高の増加を見北支棉の供給が悉く日本の需要に應答せられ、而も事變以來の増加は輸出統計によりても明かなり、民國二十四年より民國二十八年に至る日本向輸出總額は一七〇、五八二公擔となれり。

次に輸入關係を見るに事變當時及直後の民國二十六、七年を除きては諸外國との取引は行はれ、その輸入先は米國英領印度、埃及、緬甸等にして事變後昨民國二十八年には日本及上記諸外國等よりの輸入棉花あり、民國二十四年より二十八年に至る最近五ヶ年間の總輸入高は一三九、四九七公擔なり、國內に於ける移出入棉花はその移出入先不明とされ居れども、その數量金額は表示の如く自民國二十四年至民國二十八年最近五ヶ年の移出高合計は九三、四四八公擔、移入高一二四五、八八四公擔に達せり。

青島港輸入棉花數量表（膠海關調查）

年 別	輸 入 先	數 量(公擔)	金 額(金單位)
二四(昭和一〇)	美 國	二〇、六五三	九六三、一五六
	英 領 印 度	一〇、七九八	三八七、四四五
	埃 及	二、〇五九	一四六、六二七
	緬 甸	三、一四〇	一一二、三七九
	計	三六、六五〇	一、六〇九、六〇八
二五(十一)	美 國	一、九三八	八九、八九七
	英 領 印 度	八、三八八	二八四、四五〇

山東省棉花調查報告書



山東省棉花調查報告書

二六六

年別	輸出先	數量	金額
二六(一)	埃及	八八	四、二二五
二七(一)	美國	一〇、三二六	三七八、五六二
二八(一)	日本	八六四	六〇、二四二
二六(二)	無	無	無
二七(二)	日本	一、〇三五	八八、一二四
二八(二)	美國	二、八九四	九一、二六五
	英領印度	六七、四五四	二、〇二五、一八六
	埃及	六六六	二六、四一一
	阿根庭	四四七	一三、八〇九
	巴西	一八、六七五	六〇九、八三三
	朝鮮	四八六	三九、四二〇
	總計	九一、六五七	二、八九四、〇四八
	計	一三九、四九七	四、九四二、四六〇

青島港輸出棉花數量表(膠海關調查)

年別	輸出先	數量(公擔)	金額
二五	日本	一五、二四五	一、三三八、〇四二
二六	日本	二九三	三七、八五七
	朝鮮	二二、三八二	一、八八〇、二三四
	總計	二〇	一、六〇〇
	日本	三七、九四〇	三、二五七、七三三
	朝鮮	五八八	五六、八八八
	總計	五九、七八三	四、九六一、八〇六

青島港移入棉花數量表(膠海關調查)

年別	移入先	數量	金額
二七	關東州	六〇、三七一	五、〇一八、六九四
二八	關東州	二四、九三五	三、四〇三、五一六
	日本	四二、〇四四	二、一九八、八二五
	總計	六六、九七九	五、六〇二、三四一
	關東州	五、二九二	六二二、七〇七
	日本	一七〇、五八二	一四、五〇〇、四七五
	總計	一七五、八七四	一六、一二二、一八二

青島港移出棉花數量表(膠海關調查)

年別	移出先	數量	金額
二四	日本	八、一七七	六四七、〇九八
二五	日本	二六、二二五	二、五〇〇、四一三
二六	日本	一六、六九五	一、六三九、四四七
二七	日本	二四、四五〇	二、〇五八、九六四
	總計	七五、七一一	六、八二六、九二二
	日本	四、七八七、二一六	三、三一五、一九四
	朝鮮	三、三一一、一五五	四、五八九、八五七
	總計	五七、九一五	五、七九二、三三四
	日本	六、九五二	六、六〇八、八三八
	朝鮮	五九、四九九	一九、八八〇、三三九
	總計	二四五、八八四	二六、四八九、一七二

二六七

山東省棉花調查報告書

二八	計	一七、九〇一	一、六七四、三九四
	第二項 移 出 入	九三、四四八	八、五二〇、三二六

青島港最近五ヶ年の移入高を見るに移入先を不明とするも恐らく上海海州方面のものなる可く、二十四年度の七五、七四公擔より二十五年、六年を経て七年には六、九五二に低下したれども二十八年度には再び五九、四七七の額に上昇し、移入額増加を示すに至れり、移出高は最近青島港五ヶ年の統計を見るに本省出廻棉花の内總計九三、四四八擔に上れり、之を移入高と比較せしに移出高は遙かに少く、其開きは一五二、四三六公擔の遙か多量に上れり、國內棉花の増産は原地に於ける紡績操業を活潑ならしむるとともに國外輸出移出をして益々活潑ならしむるを期待し得べし。

### 第四章 棉花の消費狀況

#### 第一節 紡績工場に於ける消費狀況

本省生産棉花の一部は地場消費となるが濟南、青島に出廻る棉花は従來濟南、青島の紡績に提供せらるゝか國內移出、國外輸出に充てられたり、されば本省内消費の重要なものは紡績工業なり。  
本省青島に紡績工業の設立せられしは民國五年の内外棉紗廠の出現を契機とし棉作契勸による棉花生産と相俟つて實に邦人八社、華人一社の九社を數ふるに至れり、然るに今次支那事變に遭遇し停業或は破壊せられし爲その操業一時停止の已むなきに至りしが治安の恢復と共に再び運轉開始の運びとなれり。

今事變前の紗廠、鍾數（一覽表参照）を見るに大日本紗廠、内外、日清、豐田、上海、國光、鐘淵、富士、同興諸廠の全鍾數は六一四、二〇四鍾に上り擴張後の鍾數は二八一、四五六鍾合計四九五、六六〇鍾の多數に上れり。  
而して事變前の在華紡青島工場に於ける原棉消費量を見るに昭和八年度に於ては九一九、四六八擔昭和九年度に於ては一、〇二一、一六三擔昭和十年には一、一八八、八〇〇擔、昭和十一年には一、二六四、三二八擔と順次原棉消費量は増加し紡績業の興隆を見たりしが昭和十二年に於ては事變勃發により上半期の七三七、二六三擔、昭和十三年度に於ては略下半年の操業已むを得ざる所なるが四八、〇一八擔に減少し、昨昭和十四年には五七三、三二三擔となり、現在に於ては約五〇%の操業を持續するに過ぎざる状態なり、之に治安、統制價格による地方棉の出廻不進に加へて更に水旱災の天災のため需給相入れざれば刻下の實狀已むを得ざりし所なりとせらる。  
昭和八年より昭和十四年に至る在華紡績同業會青島支部に於ける青島工場原棉消費量を示せば次の如し。

在華紡績青島工場原棉消費量（單位擔）

年度別	中 棉	米 棉	印 棉	其 他	合 計
昭和八年	七七〇、三二〇	一四九、〇二四	一一四	—	九一九、四六八
昭和九年	九〇〇、八一四	七五、二一四	四三、六五三	—	一、〇二一、一六三
昭和十年	一、二二一、五七八	四、六二〇、五五四	—	一、四八二	一、一八八、八〇〇
昭和十一年	一、二二九、六七八	二四、九三六	—	埃及棉	一、二六四、三二八
昭和十二年	七三三、〇〇五	四、二五八	—	—	七三七、二六三
昭和十三年	北支棉	—	其他棉	—	—
自五月至十二月	四〇、三四二	—	七、六七六	—	四八、〇一八
昭和十四年	二二三、八〇二	—	三四九、五二一	—	五七三、三二三
山東省棉花調查報告書					二六九

現在の青島紡績第一復興鐘數及び青島工場破壊前の設備を見るに次の如し。

青島紡績第一次復興鐘數

社名	鐘數	撚絲機鐘數	織機臺數	備考
大康	五四、九八〇	四、九五六	一、二〇〇	現在全紗廠を通じ約五〇%の操業率なり
内清	四九、二五二	五、八八〇	六〇〇	
日外	四四、〇〇〇	三、〇〇〇	五〇〇	
豊田	三八、五〇〇	三、六〇〇	六〇〇	
上紡	四三、九八四	三、九六〇	八〇〇	
國光	三三、〇〇〇	三、〇〇〇	四〇〇	
公大	五四、九八四	一、七〇〇	一、七〇〇	
富士	三二、七二〇	一、〇〇〇	六〇〇	
合同	三八、二四八	五、〇〇〇	七〇〇	
計	三八九、六六八	二九、三九六	七、一〇〇	

青島工場破壊前の鐘數織機臺數一覽表

破壊前に於ける設備

社名	鐘數	撚絲機鐘數	織機臺數	備考
大日本	一三七、五七二	一四、一三六	三、〇〇〇	工場擴張中なりしもの
内清	九八、八〇〇	一一、二〇〇	三〇、二八〇	
日外	四二、六六〇	六、八〇〇	四八、三二〇	
豊田	三七、九〇八	一、四〇〇	四六、八九二	
上紡	五四、八五六	四、四〇〇	一〇、八〇〇	
國光	一三、三三三	一、〇〇〇	六、一六一	
公大	三三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇八	
富士	三二、七二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
合同	三八、二四八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
計	六一四、二〇四	五三、〇一六	一、〇〇〇	

但日清紡績擴張計畫工事は事變前殆んど完了し内精紡機一八、三二〇鐘撚絲機六、四〇〇鐘、織機七三〇臺は運轉を開始し、精紡機三〇、〇〇〇鐘織機三三三臺は振付殆んど完了の状態なり。

濟南に於ける紡績は世界大戦當時戦時景氣の波に乗じ、民國八年魯豐紗廠の設立を見、一萬五千鐘の運轉開始を見たり、濟南は紡績經營の諸條件具備し、然も地理的條件に恵まれてゐる關係上特殊の存在として青島に抗し、その間大戦後の不況、技術拙劣等による經營難より一時操業停止したる事もありしが昭和七年俄に斯界に好況到來し漸次業績上り、民國二十二年（昭和八年）には成通、仁豐兩紗廠相前後して設立せられ、業界の整備を見たり、加ふるに昭和十年十一月の幣制改革に依る物價高は一段と活氣を呈し、各社競つて増産計畫を進めたるも支那事變勃發に一頓挫し昭和十二年暮に至しが皇軍濟南入城と同時に右三社の早急操業は治安工作に多大の効果を收むるものとして軍に於て經營すべく軍管理工場として魯豐紗廠を東洋紡績に、成通紗廠を豊田紡績に仁豐紗廠を鐘淵紡績に夫々經營委託となり、昭和十三年二月接收、魯豐は二月十五日より、成通、仁豐は三月一日より一齊操業を開始して今日に及べるものなり。その後全運轉をなし居たりしも昭和十四年二月より漸次操業短縮の已む無きに至り十五年二月には約三割の操業を續け居る次第なり、今濟南三社の設備を示せば次の如し。

國光	鐘淵	富士	合同	計
四六、八三二	一三三、四九六	三一、三六〇	三〇、七二〇	六一四、二〇四
五、六四〇	九、二四〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、五四四
一	四、四二二	四八、七六八	一、一五二	二八、一四五六
一	一	二一、〇〇〇	四四、三六〇	四四、三六〇
一	一	一、〇四〇	八六八	五、七七六



濟南紡績工場一覽表(昭和十五年二月調)

工場名	所在地	資本	前委託經營者	創設年月	精紡機數	織機數	加工機數	原動機	一ヶ年棉糸出來高	一ヶ年棉布出來高	一ヶ年棉花消費高	一ヶ年石炭消費高
魯豐紗廠	市外林家橋	二〇〇萬元	總經理 潘登航	民國八年	二六、〇一六	—	—	スチームエンジン 九五〇HP	三〇〇〇捆	—	—	一四、〇〇〇噸
成通紗廠	商埠新河莊	一五〇萬元	總經理 潘登航	民國二十二年	一九、六〇〇	—	—	ターボゼネレーター 一〇〇〇K	二一〇〇〇	—	—	—
仁豐紗廠	北鎮家樓莊	二〇〇萬元	總經理 潘登航	民國二十六年	一五、三八四	—	—	ターボゼネレーター 一〇〇〇K	一八〇〇〇	—	—	—
合 計					六三、〇〇〇	—	—	—	六一、〇〇〇	—	—	—

以上の三社が全運轉をなすと見て濟南に於ける一ヶ年棉花消費高は魯豐紗廠の一〇五、〇〇〇擔、成通紗廠の七四、〇〇〇擔、仁豐紗廠の五三、〇〇〇擔、合計二三二、〇〇〇擔と見らる。  
 尙從來の一ヶ年棉花紡績消費高を見るに民國二十四年度は一六〇、〇〇〇擔、民國二十五年度は一七五、〇〇〇擔、民國二十六年度は二〇〇、〇〇〇擔なるもの如し。

第二節 紡績工場以外の消費狀況

華北各地に生産せらるゝ生産棉花の内一部は農民の自家消費に充當せらるゝが其他の生産棉花は奥地退蔵となる。か、紡績消費以外の棉花は國外輸出となる、今その需給關係を見るに事變後最近の數字を見るに昭和十三年度に於ては北支棉花協會調査によれば本省産細毛昭和十三年度八月末持越高三八七千擔と昭和十三年九月生産高一、一七五千擔との合計一、五六二千擔の内奥地消費は二〇〇千擔にして昭和十五年度に於ける本省産細毛(東棉洋行調査)四九五千擔同年八月末持越高三七七千擔との合計八七二千擔の中奥地消費推定額は二〇〇千擔と見做さる。又民國二十四年(昭和十年)に於ては本省出廻高一、二九七千擔及前期繰越高合計一、四七二千擔の内本省内紡績消費高一、〇八三千擔を除き日本向輸出四二、〇〇〇擔、上海向移出二九七、〇〇〇擔の實情を示し、昭和十一年度に於ては前期繰越高五〇、〇〇〇擔と濟南張店出廻高一、八二三、〇〇〇擔の中本省紡績消費一、三九三千擔を除く四二七千擔は日本滿洲向輸出及上海向移出なり。

民國二十六年(昭和十二年)に於ける本省出廻高は六四七、〇〇〇擔にして前期繰越高五三、〇〇〇擔合計七〇〇、〇〇〇擔の中本省紡績消費一〇〇、〇〇〇擔の外は日本滿洲向輸出及天津上海向移出合計六〇〇、〇〇〇擔に上れり。

本省紡績以外の現況は斯の如き現狀にあり。

昭和十年(民國廿四年)山東省需給表(單位千擔)



山東省棉花調查報告書

供給  
濟南出廻 一〇一五  
張店出廻 二八二  
前期繰越市場在荷 一七五

合計 一、四七二

昭和十一年度(民國廿五年)山東棉需給表(單位千擔)

供給  
濟南出廻 一三〇五  
張店出廻 五一八  
前期繰越市場在荷 五〇

合計 一、八七三

昭和十二年度(民國廿六年度)山東棉需給表(單位千擔)

供給  
濟南出廻 一五六  
德縣出廻 四八五  
張店出廻 六  
前期繰越市場在荷 五三

合計 七〇〇

輸移出滿洲向 四五  
輸移出上海向 四五  
合計 七〇〇

十四年八月末	十四年九月末	十五年八月末	十五年九月末
持越高度	持越高度	持越高度	持越高度
三三七	四九五	八七二	二〇〇
合計	合計	合計	合計
三三七	四九五	八七二	二〇〇

天津東棉洋行調

一九三八—三九年度北支棉需給明細(單位擔)(北支棉花協會調)

省	種類	持越高	生産高	合計	奥地消費高	出廻高	出廻りざり	合計
河北	粗毛	1,500,000	1,500,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
山東	粗毛	1,500,000	1,500,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
河南	粗毛	1,500,000	1,500,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
山西	粗毛	1,500,000	1,500,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
合計		6,000,000	6,000,000	12,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	12,000,000

①内四〇〇,〇〇〇擔は天津へ出廻

山東省棉花調查報告書

九〇九三八、八〇一九三九  
粗毛 二、五五六、〇〇〇  
細毛 三、二一〇、〇〇〇

消 費 先 數 量	九〇九三九消費高	九〇九三九未各集散地
日本向	粗毛 一、二八五	河北省 粗毛 五五、〇〇〇
滿洲向	粗毛 三六、二一五	河南省 粗毛 三〇、〇〇〇
朝鮮向	粗毛 三四三、四七九	山東省 粗毛 三五、〇〇〇
第三國向、	粗毛 七、九七四	山西省 粗毛 一〇、〇〇〇
上海向	粗毛 一一三、四三三	
	粗毛 三三、五五八	
	粗毛 二四、八一六	
	粗毛 六一六	

紡績 自由買付細毛 九七三、二一八  
協會配給細毛 一七二、〇九〇  
山西省紡績並軍備 二〇〇、〇〇〇  
軍 備 粗毛 五〇四、三二四  
粗毛 二〇〇、〇〇〇  
計 粗毛 二、五五六、〇〇〇 二、八七七、〇〇〇 粗毛 二、四三六、二〇三 二、七二六、九〇八 粗毛 一、一〇、〇〇〇 一、三〇、〇〇〇 一、五〇、〇〇〇

### 第五章 棉花の生産に關する施設

#### 第一節 概 説

本省に於ける棉作は民國年代に至りて積極性を具ふるに至り、特に米棉栽培の獎勵に地方政府も意を用ひ、又民間にありても植棉獎勵に意を注ぐあり、その間棉花獎勵條例の發布を見、棉花改良生産に努力が拂はれたり。棉花生産施設として従來の地方廳の施設に關し試驗施設としては山東省立棉作改良場及その臨濟分場、山東省立農業實驗場及び各區農場、棉花生産上の取締の施設としては、山東省棉花獲雜取締所、青島商標檢驗局及濟南分局の設立施設あり、合作事業として山東省合作指導處の設置ありたり、又官民共同施設としては青島工商學會の設立を見たり又民間にありても棉花生産獎勵に銳意之當るあり、山東棉花改良協會の設立及び日商和順泰の棉花獎勵ありたるものにして植棉獎勵條例等に關しては植棉製糖牧羊獎勵條例の發布ありたり。然るに今事變勃發以來之等の業務は殆んど斷絶の已む無きに至りたるが、従來河北山西等にありたる棉産改進所なるものは河北省棉産改進會を接收改組刷新して華北棉産改進會の設立躍進となり、華北産業科學研究所、中央農事試驗場の設置に次ぎ、濟南、青島にその支場設立せられたり。

#### 第二節 本省に於ける官廳の施設

主なるものを擧ぐれば左の如し

##### 一、山東省立齊東棉作改良場

本改良場は元山東省立棉作育種場と呼稱せられ、民國十五年十月齊東に時の山東省農鑛廳の手により設立せられたるものなり、當時米棉トライス及中國在來棉の育種改良並に優良種子の配給に當り、山東棉花特に齊東に於ける植裁種トライス等の栽培試驗品種改良を行ひ居たりしが同十九年一月には山東省立第二棉業試驗場と改稱次いで民

國二十四年再び山東省立棉作改良場と改稱せられたるものなり。

本試験場の事業は常に品種の育種改良試験に止らず、推廣獎勵をもなしたり。示範棉田を經營して育成優良種の増殖を圖り合作社各農民に之を配給して之が推廣に力を注ぐの外栽培指導の獎勵棉産調査等にも及びたり。本場に於て育成選出せられしものに米棉種にはトライス三十六號及び五十七號在來棉種には齊東細絨四號等あり。この示範棉田は農民に委託栽培をなさしめしものにして、齊東鄒平に合計約二百八十畝を有し、その成績の優秀なるには獎勵金を與へ又生産棉花は市價の約二割高を以て買收したり、民國二十五年には特約示範棉田辦法を擬訂し惠民、邱縣に該示範棉田三十箇所を設置その一半は示範區とし優良種子の配給、栽培法の指導により、一畝當り肥料費二元補助金を支給し、他の一半は普通區との栽培成績の比較を行ひたり、從來本場の推廣用棉種は米棉を主とするの主旨より齊東細絨四號は推廣せらるるを見ざりき。

#### 二、山東省立棉作改良場臨清分場

本場は元山東省立棉業試驗場と稱し、民國八年省政府により設立を見たるものにして品種栽植試験は元より品種改良、優良種子の配給を行ひしが民國十九年一月山東省第二棉業試驗場に對し山東省第一棉業試驗場となり、更に同二十四年一月には齊東に於ける山東省立棉作改良場の分場となりしものなり、試験地圃齊東のものよりも狭少百十四畝を有し、優良品種トライス七十六號の選出をなしたり。

#### 三、山東省縣農場

從來本省には上述の棉作改良場の外各縣に農場を置き棉花及一般農作物の栽培試験を行ひ居たりしが、民國二十

四年その實績舉らざる爲め之を停止、更に全省を四區制とせる區農場を設置し、從來各縣農場の經費を以て之が經營に充當せしめたり、その區分は次の如し。

1. 山東省第一區農場 濟南黃臺
  2. 山東省第二區農場 惠民縣
  3. 山東省第三區農場 莒 縣
  4. 山東省第四區農場 萊陽縣
- #### 四、山東省合作指導處

本省には從來他省の如く棉産改進所の設置なかりしため本合作指導處が合作事業指導と共に本省に於ける棉花優良品種の農村配布を斡旋し、改進所の如き役割も兼行したり。本合作指導處は當時存在したる各種合作社の中央斡旋機關たり、就中棉業合作社の發展顯著なるものありて當時全六千六百八十七合作社中棉業合作社數約半數なるに千九百三十三社の多きに上り、特に鄒平縣、齊東縣の棉業合作社の活動華々しきものありき。

#### 五、山東省棉花機水機雜取縮役

本取縮所は山東省政府及全國經濟委員會棉業統制委員會とにより民國二十三年一月濟南に設立せられたるものにして、商品檢驗局が輸出棉花の検査を目的としたるに對し、省内出廻棉花の混水域は夾雜物混入に因する不正棉花の防止を目的としたるものなり。

従つて各主要棉産地に分所及び査驗處を設置し、尙棉商には登記をなさしめてその所在と責任を明かならしめ始

めて營業を許可することとなしたり。

登記を要する棉花商は花行、軋戸秤手、打包、運輸業者等となしたり、當取締所に於ける検査の方法は簡單なる肉眼検査を行ひ必要ある場合に機械検査を行ひたり。されば當所合格品は輸出向としては更に商品検査局の検査を要したり、之の設備は各現地に於ける検査に合格したものと雖も濟南に搬出された後、同地に於て泥水夾雜物の混入等ありて監督行届かざりしため、民國二十四年四月以來濟南に稽查處を置き濟南に搬入せらるる棉花の再検査を行ふに至れり。

#### 華北棉產改進會

本會は民國二十八年二月六日中國臨時政府實業部管轄の下に北支に於ける棉花の増產改良を目的とする推廣機關として北京に設立せられたるものにして、事變前に於ける河北省の棉作獎勵機關たりし河北省棉產改進會及び冀東政府管轄下の冀東植棉指導所を接收したる上改組をなし、河北、河南、山東、山西の華北四省に於ける棉花改良増產八ヶ年計畫の完成を目指し着々其の歩を進めつゝあり、本會は此の目的達成のため米國產斯字棉(ストンピル)を主とし脱字棉(トライス)金字棉(キングス)を栽植し其の面積第一年度たる民國二十八年には二三〇、三八〇畝に達し、其の間棉農の福利増進、金融斡旋、共同運銷の指導及運銷資金の斡旋は元より水利施設に對しては、鑿井資金の斡旋をなし合作社の組織及びこれが運營の指導に努力し、一方棉作技術員並に棉花分級員の養成、合作社員の講習會に棉花展覽會の開催及棉花品評會等の開催計畫の實行等鋭意棉花増產に萬全の努力が拂はれつつあり。

華北產業科學研究所

本研究所は從來日本外務省の對支文化事業部の資金により設立せられしものにして、民國二十七年十二月北京に新設せられたる中央農事試驗場を委託經營し濟南、青島、石家莊に支場を設置し、尙軍糧城農事試驗場を分業となし、棉花優良品種の育成栽培法改善に關する試驗研究のみならず、中央農事試驗機關として農、畜、林業に關する綜合的研究、試験を行ひ、棉花に關しては華北棉產改進會に對する獎勵優良品種の、原種圃たる立場にありて棉花増產技術上極めて密接なる關係に立ち、北支棉花改良増產八ヶ年計劃に基く優良品種の選出育成のため原々種圃及原種圃を試驗場に經營し華北棉產改進會推廣の原種育成に當らんとす。

#### 青島商品檢驗局

民國十八年七月設立せられたるものにして當時工商部に屬したりしが、民國二十二年一月、國民政府の商品檢驗法に基き實業部に移管せられたり。事變勃發後は青島治安維持會より青島特別市公署に移管せられ今日に至れるものなり。従來一般商品たる畜產品、豆類、油類、蜜蜂、蠶種、棉花、砂糖製品、葉煙草、肥料等の検査に當り、就中棉花は事變前に於ける青島港經山のもの悉く當局に於て検査を行ひたるも事變後の今日に於ては濟南棉花檢驗局に於て一般棉花の検査行はるるを以て、當局に於ては被検査の棉花なく、只僅かに民間商人等の希望により極少量の試験に應ずる状態なり。

民國二十七年及二十八年兩年度に於ける當局の検査を経たる棉花の量は次の如し。

民國二十七年

一八八、〇五五公斤

民國二十八年

四、一三七、九八五公斤

(青島商品檢驗局調査股)

山東省棉花調査報告書

二八一

濟南棉花檢驗局

青島商品檢驗局の分局として民國十九年一月に設置せられ翌二十年二月棉花檢驗室の増設により輸出檢驗を施行するに至る。本檢驗局の設立により従来の棉花の混水は米棉に多く夾雜物は中棉に多かりし事實判明し、嚴重なる取締を行ひし結果、棉花の含水量は一%前後となりしも夾雜物混入混水等の悪慣習はその儘にされ來りたる状態にて、今次事變となりしが皇軍入城治安の恢復とともに民國二十八年二月濟南棉花檢驗局の設立となり、從來青島檢驗局にて取扱はれたる棉花の檢驗は總て當分局に於て行はるるに至る、其の檢驗規格は左の如し。

一、細毛

區分

規格

毛足

摘

要

一等品	標準見本通	1'	
二等品	〃	15'	10'
三等品	〃	7'	8'
四等品	〃	13'	10'
五等品	〃	8'	4'

備考

1. 格は一階級の容積を認め得るも二階級以上を容積することを得ず、毛筋は規定通りにして容積を認めざるも格を考慮に入れ毛筋一等にして格三等のものは二等品とす、即格の二格落は毛足に於て一格落とす
2. 色合、夾雜物、強力、其他の關係により各等級を斟酌す
3. 水分は一〇%以下とす但し一三%迄は其超過水分を斤量に換算(斤迄とし以下四捨)し實量より控除す(一三%以上は採用せず)
4. 夾雜物は、二%以下とし二% (二%を含まず) 以上は採用せず
5. 其他總て標準見本に準據す

二、粗毛

區分

規格

一等品 純白なるもの

二等品 稍劣るもの

備考

1. 水分及夾雜物は細毛に準ず
- (註)本規格は主として河北、山東、河南(黄河以北)産棉花に適用し其他のものに在りては本規格に準じ取扱ふものとす

第三節 官廳以外の施設

打包廠

事變前には濟南に二廠、青島に一廠ありたり、濟南に於けるは中國打包公司にして民國二十一年資本金三拾萬元を以て銀行の創立したるものと、中新打包公司にして資本金拾八萬元を以て中新紗廠の設立に係るものとなり、前者は水壓機一臺、一二〇馬力の火力エンジン一基、を設備しその打包能力は一時間四五〇磅依二十五依にして、後者はその始め中新紗廠濟南辦事處の棉花梱包にのみ使用せられしが、後一般に開放せらるる、火力エンジン轉動の水壓プレス

機一臺を有し、毎日三〇〇磅依約二〇〇依打包の能力を有したり。

事變勃發後の現在は民國二十七年（昭和十三年）十二月より事業を開始したる山東棉花打包公司あり、設備は打包機二臺にして一つは中國棉花打包公司時代のもの一つは北支棉花會社の購入に係る。前者の打包能力は三百斤依一時間に付二十包、後者は三百七十五斤（五〇〇封度）依一時間に通常三十六依、最大能力四十二依なり。打包費は一擔當一元八角、本縮依は一依六元七角五分なり。

今本打包工場の概要を摘記すれば次の如し（昭和十四年六月現在）

名 稱	山東打包公司籌備處
代 表 者	長 澤 薫
所 在 地	濟南市緯六路
工 場 敷 地	六、五八四坪
建 坪	五、六一六坪
設 備	プレス機二基 毎時能力約十八依 一基 同 四十二依
ボ ン プ	ジョンショウ會社製及ビリンデマン製ゾリス型水壓二、〇八〇キロ（毎平方吋二、五噸） の二基
デイゼルエンジン	一三〇馬力及ドイツベリカト製タイプM三六〇、毎分回轉五〇〇の二基
燃料使用量	重油年六十噸（一日十時間回轉として）

従 業 員 日本人 十一名

中國人 百二十名

操 業 時 間 十時間

山東棉花改良協會

民國二十二年青島在華紡績同業會の發起に係り青島に於ける紡績及棉業者により設立せられ、朝鮮よりの米棉種子の輸入により、之を膠濟沿線各地に配布し、山東棉花の改良に盡力したりしが、事變勃發の爲め事業停止の已むなきに立到りたり。

本協會の規約は左の如し

山東棉花改良協會規約

第一條 本會ハ山東棉花改良協會ト稱ス

目 的

第二條 本會ハ山東棉花ノ改良ニ資スルヲ以テ目的トス

組 織

第三條 本會ハ青島紡績業者及棉花業者ヲ以テ組織シ其ノ會員ハ左ノ通トス

公大第五廠、富士紗廠、寶來紗廠、内外棉紗廠、大康紗廠、隆興紗廠、上海紗廠、豐田紡績廠、同興紗

山東省棉花調査報告書

廠、華新紗廠、東棉洋行、日本棉花、江商洋行、增幸洋行、瑞豐棉行、和順泰、東裕洋行、復成信、慶豐和

第四條 本會ノ事務所ハ本所ヲ青島在華日本紡績同業會ニ置き、分所を張店ニ置ク必要ニ應ジ各地ニ分所ヲ置クコトアルベシ

業 務

第五條 本會ハ毎年一定量ヲ見積リ朝鮮ヨリ該地産米棉種子ヲ取寄セ山東棉産地ニ於ケル在來棉種子トノ交換ヲナス

第六條 本會ハ右取寄種子ヲ會員協議ノ上張店分所及ビ其他ニ於テ棉農ヘ分給ス

第七條 本會ハ張店出廻リノ棉花ニ對シ其ノ品質並ニ水氣ノ検査ヲモナシ専ラ棉花ノ改良ニ資ス

第八條 本會ノ業務ハ本年度ヨリ開始シ向フ五箇年ノ繼續事業トス

經 費

第九條 本會ノ經費ハ左記ニヨリ納入セラレタル金額ヲ以テ支辨ス

- 一、張店産棉花ガ青島紡績工場ニテ使用セララルル場合ハ其受入ノ紡績工場ハ一車ニ付キ二元其取扱棉花商ハ一元ヲ本會ニ納入スベシ。但シ此ノ場合取扱棉花商ガ非會員タル時ハ右金額ノ納入ニ就キテハ其ノ受入紡績工場ニ於テ責任ヲ持ツベシ
- 二、張店産棉花ガ青島經山輪移出セララルル場合ハ張店積出人ハ一車ニ付キ一元、青島輪移出者ハ二元ヲ

負擔シ本會ニ納入スベシ

第十條 張店産棉花ノ受入紡績工場ハ其ノ入貨數量ヲ右取扱ヒ棉花商ハ其ノ出貨數量ヲ夫々毎月二十日ヲ締切リ本所ニ報告スベシ。但其ノ數量ハ受渡完了ノモノタルベシ

第十一條 本會所定ノ前記金額ノ納入ハ十一月一日以降張店棉花受渡完了ノモノヨリ實施ス

青島工商學會

民國二十二年青島市當局及び在青島華人紡たる華新紗廠の共同出資と之に市有力者の参加を得て設立されしものにして棉花の各種試験及び棉花の推廣事業を行ひたり總務、研究、調査、紹介、出版、講演、設計の七部より組織せられこの研究部に屬したる農林組に棉業改良委員會を置き同委員會の所屬機關として李村、高密、蔡家莊、安邱に棉作試験場を設置し以て棉花種植獎勵及試験に當りたるものなり。

第四節 植棉獎勵條例

民國三年四月には棉花の改良増産獎勵を目的としたる植棉製糖牧羊獎勵條例の公布あり本條例は棉花と同時に甘蔗、甜菜、綿羊等の獎勵條例でもありたり今本條例を掲ぐれば左の如し

植棉製糖牧羊獎勵條例(中華民國三年四月十一日公布)

第一條 農産牧畜ノ増産或ハ改良ヲナスモノハ本條例ニ依リ獎勵金支給ヲ申請スルコトヲ得

第二條 獎勵金ノ種類ハ左ノ如シ

山東省棉花調查報告書

- 第一類 凡ソ棉田ヲ擴張スル者ニ對シテハ一畝ニツキ獎勵銀二角ヲ給ス
- 第二類 凡ソ棉花ヲ改良スル者ニ對シテハ一畝ニツキ獎勵銀三角ヲ給ス
- 第三類 凡ソ製糖原料作物ヲ栽培スル者ニ對シテハ甘蔗畑一畝ニツキ、甘蔗苗費トシテ銀三角、肥料費トシテ銀六角ヲ補助シ、甜菜畑一畝ニツキ甜菜種子費トシテ銀一角、肥料費トシテ銀二角ヲ補助ス
- 第四類 凡ソ牧場ニシテ羊ノ品種改良ヲナス者ニ對シテハ百頭ニツキ獎勵銀三拾圓ヲ給ス
- 第三條 前條ニ列記セル棉田擴張、棉花改良、製糖原料作物栽培、羊ノ改良ハ左記ノ方法ヲ以テ標準トナス
  - 一、棉田ノ擴張ニハ細子末核及其他ノ優良棉種子ヲ選ブモノトス
  - 二、棉花ノ改良ニハ埃及棉或ハ米棉ヲ選ブモノトス
  - 三、甜菜ノ品種ハ獨逸種、甘蔗ノ品種ハ爪哇種ヲ採ルモノトス
  - 四、羊ノ品種ハメリノ種ヲ採用スルモノトス
- 第四條 第二條ノ規定ニヨリ獎勵金ノ支給ヲ受クル者ハ該管轄縣知事ヨリノ確實ナルコトヲ認め、該管轄官廳ヲ經テ農商部ニ申請シ農商部ハ審査ノ上之ヲ支給ス
- 第五條 既ニ獎勵金ヲ支給セラレタル者ニシテ引續キ農産、牧畜ノ増産或ハ改良ヲナス者ハ引續キ獎勵金支給ヲ申請スルコトヲ得。但シ既ニ支給セラレタル數額ハ算入スルヲ得
- 第六條 不正手段ヲ以テ獎勵金ヲ詐取セル者ヲ發見シタルトキハ獎勵金ヲ返納セシメル外、更ニ三倍ノ罰金ヲ徵シ之ヲ補助セル官吏ハ懲戒法ニ依リ懲戒ス

第七條 獎勵金ヲ欲セザル者ニ對シテハ之ニ代リ獎勵章ヲ支給スルコトヲ得  
 第八條 本條令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 第六章 棉花生産の將來

### 第一節 棉作地の擴張

今や日滿支經濟ブロック圏内に於ける棉花の需要益々急且切なるあり、之が増産計畫には既に北支棉花増産八箇年計畫の着手せらるるあり、之が實行に負荷せらるる實たるや重且大なる現狀にして、本省もその計畫への一參與者たるは言ふ迄もなし。従つて之が増産の秘鍵たるや近代科學の粹によるあらゆる角度よりの検討諸方面への改良下に歩を進むるは論を俟ざる所なり。今北支三省棉花理想作付面積と稱せらるるを見るに、本省の棉作面積は一一〇、六六二畝即十一萬畝にして該八箇年計畫遂行最後年の畝數に略々近しきなり。

省 別	耕地面積(畝)	理想棉産量(擔)
河 北 省	一〇三、四三三	六、二〇〇、〇〇〇
山 東 省	一一〇、六六二	六、六〇〇、〇〇〇
山 西 省	六六、五六〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	三八〇、六五〇	一四、八〇〇、〇〇〇

この作付面積に迄棉田擴張せらるるも、尙本省總耕地面積の約二〇%に過ぎざれば他作物の耕地面積に支障はあら  
 山東省棉花調查報告書



ざるべし、但今次事變勃發以來現地治安の關係上耕作可能の地積は狭少なる一部分に制限せられ居るを以て、可及的治安恢復の徹底化と新規開墾、干拓及鹹地の改良及び食糧作物生産上に支障を來さざる合理的方法をとらば、棉作地の擴張可能と云ふべく、本省棉田面積の擴張には期待すべき將來性あるところなり。

### 第二節 棉花栽培の改良

北支棉花増産八箇年計畫に基く棉花増産上よりするも、從來現地の慣習的栽培法に近代科學的基礎に立ちたる適當なる栽培法の指示と實施は棉花増産上の緊要事たり、棉花栽培法の改良問題はその決定せられたる計畫に立脚し棉花の適地適種の選出決定を前提とする、科學的栽培法の採用にあり、即耕種法の改良、施肥上の改良、病蟲害の防除等は先づ第一に眼を向くべき方向にして、目的とする品種に對する適期播種、栽培密度、摘心、管理の集約化、摘採の適切、慣行肥料の改善により畝當收穫量の増加を確保し、全總收量を増加せしむべき栽培上の改良問題は多しと云はざる可らず。

尙栽培法の諸改良問題と並行して施設整備せらる可きは水利施設なりとす。即棉作遂行上旱魃に對する灌漑水の豊富と均等なる分布及び雨期に於ける河川の氾濫に對する防水施設の整備問題あり、之等も棉花増産上將來に課せらるる緊急重大事たるは論なく、栽培法の改良と相俟つて之が施設の完備は棉花生産の將來を明朗化せしめむ。

### 第三節 棉花の改良

棉花増産を計らんに、棉田の擴張、栽培法の改善及栽培管理の適宜、畝當收量の増産企圖、病害蟲の防除、水利施設等々の計畫を進むるに當り、その根元は被栽培植物の優良品種に俟つ。本省に於ても地方により氣候、土質等を異にし又需要せらるる棉花の品種に即應する所謂適地適種の優良品種の選出、換育すれば棉花の改良を必要とす。

從來栽培せられたる棉花の品質にはその需要に應ぜざるあり、又米棉種の栽培せられたるありと雖も、著しく混種或は退化し、その生産品種不良なるあるを以て、之が技術的研究機關當局の研究に俟ち從來被栽培の棉花の純系分離を行い、又地方的適品種の育成分離により耐旱性、耐病蟲性、耐鹹性、耐風性等を夫々具備する等の各新品種の選出も華北棉花改良問題として課せらるる所なりと思考す。

かゝる品種の選出により之に立脚したる栽培法を樹立し、あらゆる科學的技術の採用によりて棉花の増産は將來に期待せらるべし。

昭和十五年九月華北連絡部調

### 江蘇省蘇北地方棉花調査

#### 目次

- 第一章 總説
  - 第一節 一般的狀況
  - 第二項 土地面積及人口
  - 第三項 地勢
  - 第三項 氣候
  - 第二節 農業の狀況
    - 第一項 耕地面積並に農家戸數
    - 第二項 主要農作物の種類
    - 第三項 主要農作物の分布狀況
    - 第四項 農作物作付面積及收穫高
  - 第二章 棉花生産の狀況
    - 第一節 棉花生産上本地區の地位
    - 第二節 棉花の生産地
      - 第一項 生産地域
      - 第二項 主要生産地
      - 第三節 棉花生産額並栽培面積
      - 第一項 總生産額並栽培面積
  - 第二項 地方別生産額並栽培面積
    - 第三項 主要生産地に於ける生産額並栽培面積
    - 第四節 棉花の一畝當收穫量
    - 第五節 棉花の豐凶並其の消長
    - 第六節 棉の品種
    - 第七節 棉の品質
    - 第八節 棉の水氣
    - 第九節 棉の栽培法
    - 第十節 繰棉狀況並繰棉歩合
    - 第十一節 棉作と氣候
    - 第十二節 棉作と土質
    - 第十三節 棉作の發達したる理由
    - 第十四節 棉及對抗作物收支比較
    - 第十五節 棉花の改良問題
  - 第三章 棉花の集散狀況
    - 第一節 棉花の集散地
    - 第二節 棉花の輸送
      - 第一項 輸送先並輸送高

- 第二項 輸送方法並経路
  - 第三節 棉花の取引
    - 第一項 買入方法
    - 第二項 代金支拂方法
    - 第三項 受渡方法
    - 第四項 荷造方法並荷造費
    - 第五項 運賃諸掛
  - 第四節 棉花の輸移出届
    - 第一項 輸出入
    - 第二項 移出入
- 第四章 棉花の消費狀況
  - 第一節 概説
  - 第五章 棉花生産に関する施設其他
    - 第一節 概説
    - 第二節 海州鹽墾區土地改良方策草案
    - 第六章 棉產地雜觀
    - 第七章 棉花生産の將來
      - 第一節 棉作地の擴張
      - 第二節 棉栽培の改良
      - 第三節 棉花の改良

#### 第一章 總説

##### 第一節 一般的狀況

蘇北は北支の東南部に位し北境は山東に接し、西部は河南安徽の兩省に境を接す、東は黃海に面する江蘇北部の十七縣によりなる。

###### 第一項 土地面積及人口

蘇北に於ける最近の統計なき爲、中國實業誌及民國二十三年度中報年鑑に依つて觀ると蘇北十七縣の總面積は四一、三七五、二四平方杆にして人口九、三八三、三三五人を有す、其の密度は一平方杆平均約二二六、七九人弱にして江蘇南

部に比し遙に稀薄である。  
之を各縣別に示せば次の如し。

縣別	土地面積(平方呎)	人口(人)	密度(一平方呎當)
銅山	三、六九九、一七	九八六、五三六	二六八、八七
蕭縣	二、三六六、五〇	五〇九、六四四	二一五、三六
泗陽	二、二七一、〇〇	二九二、三五四	一三〇、〇二
豐縣	一、三三八、五〇	三〇四、四八〇	二〇五、八五
沛縣	一、三八二、七五	三四六、五九三	二五〇、六五
邳縣	一、三七八、七五	五八四、九〇四	二四五、八九
宿遷	一、三六七、五八	六七〇、九四一	二八三、二七
睢寧	一、八〇四、〇〇	五四七、八四八	二〇三、六九
東海	二、六八六、〇〇	三七二、七三九	一三八、七七
灌雲	二、七八〇、七五	五八一、八五五	二〇九、二四
贛榆	一、七五五、二五	三九九、三二六	二二四、九四
淮陰	二、三四七、七五	五五五、七六〇	一三四、五九
阜寧	二、一〇二、二五	七三〇、七三四	三三六、三〇
淮安	五、六五一、九九	一、〇〇一、九〇九	一七三、七四
淮陰	二、二一八、二五	四二六、七六五	一九二、五九
泗陽	二、七三七、〇〇	五四七、三四五	一九九、九九
泗水	二、三三九、七五	五三三、六〇二	二二〇、〇二

第二項 地 勢

(中國實業誌(江蘇省)及民國二十三年度申報年鑑に依る)

本地區は海州附近に屹立せる南北雲臺山錦屏山等の往古島嶼たる丘陵及徐州東南部一帯に存する雲臺山、水安山、大郝山、黒山、狼山等の小山を除きては廣汎なる平原にして、舊黄河中南部を東西に横貫し淮河、淤黄河、射陽河等の各河川は西方の低分水界より黄河に注ぎ運鹽河南北に走つて北部黄海に至る、尙中央部に駱馬湖あり、西部山東省境に微山湖の大湖ありて、安徽省境にある白馬湖は寶應湖の一部を形成す。

第三項 氣 候

本地方は北支の南部に位置する關係上寒暑の差北支に比し、少きも七八月の盛夏に至りては相當高温を示すもの如し、其の氣温の詳細に互りては氣象に關する統計なき爲不詳なるも、雨期は北支一般の棉作地と異り、八―九月なりと稱せられ海州特務機關の調査資料に依ると無霜期間は

終 霜	平 年	三 月 下 旬
初 霜	〃	十 月 下 旬

にして二一〇日内外で河南省の北部地方と大差なしと稱せられてゐる。  
民國二十三年全國經濟委員會水利處の發表統計に依る、本地區主要棉産地に於ける雨量降雨日數及平均温度等を見るに次の如くである。

縣 別	平均降雨量(呎)	降雨日數	全年平均温度(℃)
阜 寧	一、〇二二、一	八七	不 詳
豐 縣	九四七、三	四五	〃
睢 寧	〃	〃	〃

江蘇省蘇北地方棉花調査







江蘇省蘇北地方棉花調查

第一項 總生產額並栽培面積

三〇〇

民國二十四年度以降の蘇北に於ける生産額並に栽培面積を示せば次の如くである。

年 度 別	栽培面積(畝)	生産額(擔)
民國二十四年(一九三五)	八八六、三九〇	二四〇、七三三
二十五年度(一九三六)	九六七、〇五一	二四九、五三六
二十六年度(一九三七)	一、七八八、六八四	三〇九、七四七
二十七年度(一九三八)	一、一〇五、六三五	三二〇、一五二
二十八年度(一九三九)	八五〇、四八五	二二四、八四八

備考(1) 民國二十四年より二十六年迄の生産額並栽培面積は中國棉產統計數字に依る。  
 (2) 民國二十七年及二十八年の數字は華北交通株式會社資料局調查資料に依り換算せるものなり。  
 尙産量は實收量を發表しありたるを以て繰歩合三〇%として換算せり

而して左の表中民國二十四年度の栽培面積並生産額共に少きは、徐州附近及西部一帯の棉作地が當時棉作振はざると、阜寧に於ける一部水害を被り廢田となりたる結果なるものゝ如し、二十五年は阜寧附近が旱害に依り二〇餘萬廢田となりたるものと稱してゐる、尙二十七年以降は大體事變の餘産に依る影響大なるものゝ如し。

第二項 地方別生産額並栽培面積

本地區の棉産地を地方別に區分すれば阜寧を中心とする東部海濱地帯及西部隴海鐵道沿線一帯(邳縣を含む)中南部舊黃河流域(濰縣を含む)一帯の三地區に分かる、其の生産額並に栽培面積を自民國二十四年至二十六年の三箇年分を年度別に示せば左の如し、

地方別	民國二十四年(一九三五)		民國二十五年(一九三六)		民國二十六年(一九三七)	
	栽培面積(畝)	生産額(擔)	栽培面積(畝)	生産額(擔)	栽培面積(畝)	生産額(擔)
東部海濱地帯	七五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
西部隴海鐵道沿線	一三,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
舊黃河流域一帯	一三,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇

備考(1) 右數字は中國棉產統計に依る。  
 (2) 二十七年以降は地方別統計なき爲省略せり

第三項 主要生産地に於ける生産額並に栽培面積

生産地別	民國二十四年(一九三五)		民國二十五年(一九三六)		民國二十六年(一九三七)	
	栽培面積(畝)	生産額(擔)	栽培面積(畝)	生産額(擔)	栽培面積(畝)	生産額(擔)
阜寧	七五〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇
豐縣	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
蕭縣	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
隴山	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
銅山	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
沛縣	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
邳縣	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
泗陽	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
宿遷	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇
連水	一八,〇〇〇	一五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇

江蘇省蘇北地方棉花調查

淮陰 一、二五

三、四三

備考 (1) 主要生産地別生産額並栽培面積に就ては最近の統計なき爲民國二十四、五、六年の三箇年の數字を表したり  
(2) 右表の數字は中國棉產統計數字に依る

第四節 棉花の一畝當收穫量

棉花の畝當收穫量は氣象の推移土質の良否、栽培方法等に依つて左右せらるゝものにして、各地方及其の年に依りて異なるを以て各地方別に二箇年間の平均數字を以つて示せば次の如くなり

産地別	中棉(斤)	米棉(斤)	摘	要
阜寧	六二、五	五二、五		
蕭縣	五六、五	九〇、〇		
豐縣	八九、五	一一三、五		
睢寧	六三、〇	七八、〇		中棉は二十六年一箇年の收量とす
銅山	五九、〇	九三、〇		
沛縣	五二、〇	六五、〇		
泗陽	四六、〇	八六、〇		二十六年一箇年收量なり
泗縣	四六、〇	一一七、〇		
宿遷	三九、〇	五八、〇		右同
鹽水	五七、〇	六〇、〇		右同
備考 (1)	右の收量は實收量とす			
(2)	右收量は中國棉產統計中二十五年及二十六年の平均數字なり			

第五章 棉作の豊凶並に其の消長

當地方に於ける棉作の起原は比較的新しく、民國三年頃阜寧合興鎮附近に大綱公司設立せられ、東部鹽田地區を開墾し植棉事業を興してより始まりたるものと謂れ、當時は外に個人的に栽培せるものなり、従つて其の栽培面積も狭少なりしものゝ如く、其の後該公司の成績良好なりし結果、民國七年頃より開墾公司を設立するもの相次いで起り、漸次植棉事業普及せられたりと稱せられてゐる。而して民國二十四年度に至りては其の栽培面積も當地のみにして七十餘萬畝に達したり。

尙當地の植棉の發達と相俟つて民國二十三年徐州に中央棉產改進所、徐州植棉指導所設立せられ、西部豐縣、蕭縣徐州附近及睢寧、邳縣方面に棉作普及せられ、二十四年度に於ては全地區に於て九十餘萬畝の栽培面積に達したるものゝ如くなるも、阜寧附近の一部水害を蒙り廢田となりたるものありし爲、栽培面積も稍々減少し八十八萬六千餘畝となりたりと云ふ。

二十五年は二十四年度に比し稍々廣く九十六萬七千餘畝となりたるも、同年は阜寧に於ける阜通公司の棉田旱害に依り二十萬畝が廢田となりたるものゝ如く、又一般的も旱魃の爲收量減少せるものゝ如し。

而して民國二十六年は當地方の栽培面積に於て最高記録を示し百七十八萬八千餘畝となつてゐるが、同年は事變の影響を蒙り約三十一萬餘内外の收量を見たるに過ぎず、二十七年は治安稍々回復せると謂へども、未だ事變の餘孽所々にありて、復活するに至らず、栽培面積も一般的に減少してゐる模様で二十六年に比し遙に狭少であるが、收量は三十一萬餘畝を産し前年より稍々多い。二十八年は栽培面積收量共に二十四年度以降五箇年間に於て最も減少

なるは云ふまでもなく稀有の旱水等の災害に依るものと思慮せらる。

第六節 棉の品種

従来當地方に栽培せられつゝある品種は各地に依り異なるも、大體に於て米棉種約五五%在來種四五%程度にし、之を地方別栽培品種並に栽培歩合を示せば次の如し、

阜寧附近

山東 棉(キングス系)

六〇%

米 棉(ストーンビル系)

二〇%

鐵字 棉(南通鷄脚棉)

一五%

小洋花(在來白種)

五%

舊黃河流域附近

山東 棉(キングス系種)

三〇%

米 棉(ストーンビル系)

一五%

トライス系種

一〇%

鐵字 棉(南通鷄脚棉)

二五%

小洋 棉(在來白種)

二〇%

徐州附近及以西部

米 棉(トライス系)

二〇%

中大鄒平(トライス系混合種)

二〇%

在來 棉(陝西種及南通鷄脚棉)

六〇%

因に山東省とは曾つて朝鮮より(キングス系種)を山東省に輸入栽培せられたる其の種子を、當地方に移入し山東棉と稱し栽培せるもの如し。

尙トライス系種は中央棉産改進所、徐州植棉指導所設立せられてより普及せられたるものと云ふ。

第七節 棉花の品質

當地方に於ける生産棉花中品質の優良なるものはトライス系種にして、本品種は江蘇省麥作試験場にて育成し徐州植棉指導所に於て奨勵、普及せられた品種にして纖維細く長度は一吋内外と稱せられ、上海長興花行の曾に依れば三十二番手―四十二番手、紡出原料に使用せられてゐると云ふ。山東棉は朝鮮より輸入せられたるキングス系種と稱せらるゝも、殆ど退化し纖維稍と粗綱にして其の長度も十六分の十一乃至十六分の十三吋程度と言はれ、二十番手―二十五番手紡出原料に其の他混合種及在來種は纖維粗綱にして短く、従来各地に栽培せられつゝある在來種と大差なしと稱せられてゐる。

第八節 棉花の水氣

普通一般棉農より直接搬出せらるゝ棉花は、比較的水氣少きも綿棉業者並仲買業者等の手を経て出廻るものは故意に過分の水氣を加へたるものあり、之等水氣の多きものは一八%内外と稱せられ普通は一〇―一五%程度の含有率で

江蘇省蘇北地方棉花調査



あると云はれてゐる。

第九節 棉の栽培法

棉花の栽培法は各地に依つて多少異なるものゝ如くであるが、其の栽培法は極めて粗放的にして原始的農法の域を脱せず、栽培法に就いて阜寧附近に於ける方法を示せば次の如し。

(イ) 整地

一部秋耕せるものもあるも、殆ど春期播種の際耕鋤するを普通とす

(ロ) 施肥及施肥期

肥料は堆肥又は雑草の腐敗せるものを極めて少量施す所あるも、殆ど大部分は無肥料であると云はれ、施肥するものは播種直後施すを普通とせられてゐる。

(ハ) 種子の豫措及消毒

種子の豫措及消毒は行はず

(ニ) 播種量

一畝當り六斤内外と稱せらる

(ホ) 播種期

四月下旬より六年中旬迄に終了するも多くは四月下旬より五月下旬に行ふ

(ヘ) 播種法

播種法は撒播を普通とし稀に條播せるものあり

覆土は極めて薄く鎮壓を行はず

(ト) 間引

米棉種及山東棉は一五尺―二尺

鐵字棉は 一尺内外

在來棉は七―八寸程度の間隔を以て間引し其の時期は一定してゐない

(チ) 除草

除草は四回―六回を普通とす

(リ) 中耕培土

本作業は行はず

(ヌ) 摘芯

生育旺盛なるものみに就き八月頃之を行ふ

(ル) 除糞芽及摘梢

本作業は行はず

(ラ) 收穫

八月中旬より收穫を開始し十一月末に終る

(7) 拔 莖

收穫終了後十一月末頃より莖拔を始め十二月に終る

(カ) 病蟲害驅除

病害は極めて少き模様で蟲害として蚜蟲、葉卷蟲、赤ダニ等あるも驅除法を知らざるものゝ如し

第十節 繰棉狀況並に繰棉歩合

當地方の棉花は繰棉を以て取引せらるるもの多く各棉農は足踏式繰棉機を所有し各戸に於て殆ど繰棉してゐると謂れ、故に繰棉を専業とするものは少く、合興鎮に動力繰棉工場あるも極めて小規模にして繰棉機十二臺を設置しあるものゝ如し。

其の能力は足踏式一臺一日を以て實棉二百斤内外動力繰棉機にて九百斤内外を繰棉すると稱せられてゐる。其の繰棉歩合は

山東省(キングス系)	三一—三二%
トライス系	三二—三三%
ストンピル系	三二—三三%
鐵字棉	三〇—三一%
小洋棉(在來)	三一—三三%

程度なりと稱せらる

第十一節 棉作と氣候

本地區は北支の南部に位置する關係上、寒暑の差少く七、八月の盛夏に於ては相當高温を示すものゝ如く、従つて棉花の生育に適し旺盛なる發育をなすものゝ如くなるも、降雨期が北支一般棉作地と異り八、九月頃にして開花及開絮に影響すると謂れてゐる。

第十二節 棉作と土質

土質は概ね砂質壤土にして、壤土粘土之に次ぎ舊黃河流域は沖積壤土にて地味概ね肥沃にして棉作に適す。

第十三節 棉作の發達したる理由

本地區に於ける棉作の發達せる起原は西歷一九〇一年(光緒二十七年)即ち今より三十九年前南通の紡績王(一九一六年北京政府農商總長)張謇氏が時の江蘇總督張之洞及劉坤一氏の援助を得、南通紡績原料の自給を企て通海墾牧公司を設立し、江蘇省海濱地帯を開墾して植棉事業を興せり、之に倣ひて南通を中心に該地方一帯に幾多の墾殖公司設立せられたるが、逐年本植棉事業は北部へと進展し、民國三年には阜寧縣合興鎮に張謇氏資本に依り大綱公司設立せられ、舊鹽田を開墾して植棉事業を計りてより現在既に二十數社に達せりと、かかる経路に依り南部より普及せられたるものにして阜寧を中心とする一帯の棉作の發達は之に起因するもので、尙民國二十三年中央棉產改進所、徐州植棉指導所設置せられ、其後二十五年に至り銅山、蕭縣、豐縣、邳縣等に植棉指導所九箇所を設定し品種の改良を計ると共に植棉獎勵に當りたる結果なりと稱せられてゐる。

第十四節 棉及對抗作物收支比較

事變前に於ては衆知の如く棉花の収益は他の作物に比し絶對的優利なるものとして認められて來たが、其後事變の形響其他諸種の關係上、諸種の食料物價は騰貴の一途を辿り、最近棉作の優利性は絶對的と云ひ難く、之が收支は當地方の主要作物たる小麦、大麦及大豆等に付き調査せるに次の如くで山東棉と在來棉共に他の作物に比し却つて不利である。

作物別	摘	要	收入	支出	收益
棉花(山東棉)	綫棉收量 三〇〇斤		二、一〇〇圓		一圓
年一毛作	棉實收量 七〇斤		三、五〇〇		
	棉實收量 三〇〇斤		二、四〇〇		
	棉實收量 三〇〇斤			五、〇〇〇	
	小作			一、〇〇〇	
	公			〇、六〇〇	
	種			四、〇〇〇	
	肥料運搬及施設			一、〇〇〇	
	整地耕鋤			一、六〇〇	
	播			〇、七〇〇	
	間			〇、五〇〇	
	除			一、五〇〇	
	摘			〇、二五〇	
	收			一、五〇〇	
	雜			〇、六〇〇	
	棉			一、五〇〇	
	取			一、五〇〇	
	費			一、九、四〇〇	
	雜			一、九、四〇〇	
	取			一、五〇〇	
	費			一、九、四〇〇	
	收			二、〇〇〇	
	支			二、〇〇〇	
	出			一、五〇〇	
	收			〇、二五〇	
	益			一、五〇〇	

作物別	摘	要	收入	支出	收益
棉花(在來棉)	綫棉收量 三〇〇斤		二、一〇〇圓		一圓
年一毛作	棉實收量 六〇斤		三、〇〇〇		
	棉實收量 三〇〇斤		二、四〇〇		
	小作			五、〇〇〇	
	公			一、〇〇〇	
	種			〇、六〇〇	
	肥料運搬及施設			四、〇〇〇	
	整地及耕鋤			一、〇〇〇	
	播			一、〇〇〇	
	間			〇、七〇〇	
	除			一、五〇〇	
	摘			〇、二五〇	
	收			一、五〇〇	
	雜			〇、六〇〇	
	棉			一、五〇〇	
	取			一、五〇〇	
	費			一、九、四〇〇	
	雜			一、九、四〇〇	
	取			一、五〇〇	
	費			一、九、四〇〇	
	收			二、〇〇〇	
	支			二、〇〇〇	
	出			一、五〇〇	
	收			〇、二五〇	
	益			一、五〇〇	

江蘇省蘇北地方棉花調查

作物別

作物別	摘要	收入	支出	收益
小麥(混作)	小麥收量 一三〇斤	一五、六〇		
	大豆收量 一〇〇斤	一〇、〇〇		
	小麥收量 一五〇斤	一、二〇		
	大豆收量 六〇斤	四、八〇		
小作	料		四、〇〇	
公	子		一、〇〇	
種	料		一、五〇	
肥	料		四、五〇	
肥料運搬及施肥			一、〇〇	
整地及耕鋤			〇、八〇	
播種			〇、八〇	
鎮壓			〇、三〇	
除草			〇、八〇	
中耕			〇、五〇	
收穫			〇、二〇	
運搬			〇、八〇	
脫皮			一、三〇	
雜費			〇、五〇	
合計		二七、二八	一八、九五	八、三三

三一三

作物別

作物別	摘要	收入	支出	收益
大麥(混作)	大麥收量 一三〇斤	一四、三〇		
	大豆收量 九五斤	九、五〇		
	大麥收量 二〇〇斤	一、六〇		
	大豆收量 六〇斤	〇、四八		
小作	料		四、〇〇	
公	子		一、〇〇	
種	料		一、四〇	
肥	料		四、五〇	
肥料運搬及施肥			一、〇〇	
整地			〇、八〇	
播種			〇、八〇	
鎮壓			〇、二五	
除草			〇、八〇	
中耕			〇、五〇	
收穫			〇、二〇	
運搬			〇、八〇	
脫皮			一、三〇	
雜費			〇、五〇	
合計		二五、八八	一八、八五	七、〇三

江蘇省蘇北地方棉花調查

第十五節 棉花改良問題

三一三

本地方に從來栽培せられつゝある棉花は、前記の如く其の大部分が退化せる山東棉(キングス系)にして又在來棉及其他の雜品種等と混淆せらるもの多く、斯字棉(ストンビル系)種及脫字棉(トライス系)種等も栽培せられてゐると謂ふも極めて少く、且大部分が退化し雜品種の混入せるもの、如し、而して海州陸軍特務機關に於て阜寧附近にて調査せられたる棉種子鑑定書を見るに次の如し。

品 種 別	種子粒數	混淆歩合%
山東棉	一三五	四二
斯字棉	八八	一七
鐵字棉	一〇二	一九
小洋棉	一〇六	二〇
脫字棉	一一	二
計	五三二	一〇〇

(註) (1) 右表の調査は民國二十八年阜寧六合與鎮に於ける某仲買人の所有せる棉實を檢せられたるものなり  
(2) 右鑑定は粒數五三二粒に就き行はれたるものなり

因に之を此儘にして繼續し栽培せらるゝ時は品質の低下は勿論收量も益々減少の一途を辿るものと思慮せらる。而して當地方に適應する優良品種を選定改良するに於ては、從來當地方にありて、試験せられたる結果なきを以つて、試験研究機關を設け適當なる優良品種を選出し育成を行ひ、之が増殖及配給の目的を達せしむる爲には原種圃及採種圃の組織を確立し、之等採種圃を中心に栽培法の改善を計ると共に、漸次從來栽培品種との更新改良を計る外なきものと思慮す。

### 第三章 棉花の集散狀況

#### 第一節 棉花の集散地

蘇北の東部地方に於ける主要なる棉花の集散地は合興鎮、响水口、通洋口等にして一部海州方面へ帆船を利用し搬出せらるゝものあり。尙西部沛縣、豐縣、蕭縣方面の生産棉花は殆ど大部分が黃口、敬安集に集り、銅山縣附近の棉花は大部分徐州に出廻るが、其の量は極少量に過ぎない。睢寧及宿遷方面の集散地は高作にして民國二十六年度當地に集散せられたる棉花は約七十餘萬斤と稱せられてゐる。

#### 第二節 棉花の輸送

##### 第一項 輸送先並輸送高

西部方面の集散地たる黃口、敬安集及中南部睢寧方面の集散地高作等に集りたる棉花は、大部分徐州を経て濟南青島方面に向け輸送せられたるもの、如く、其の確數は不明であるが北支棉花株式會社徐州出張所の豫想に依れば今時事變前即ち、民國二十六年度迄は約五萬擔内外なりと、其の後は軍に於て討伐の際棉花買付班を組織し直接買付をなしつゝある爲最近輸送せらるゝものはないとこのことである。

尙阜寧附近の生産棉花は民國二十六年度頃迄は主として上海及南通方面へ輸送せられ、其の數量は十八萬擔内外にして青島へ輸送せらるゝものは上海向の約一割一萬八千擔程度と稱せられてゐる。

##### 第二項 輸送方法並經路

江蘇省蘇北地方棉花調査

黄口、敬安集、高作等に集りたる棉花は前述の如く徐州を経て済南、青島方面へ鐵道を以て輸送せられ、合興鎮、响水口、通洋港方面に出廻りたるものは射陽河、灌河、運鹽河等の河川を利用し、帆船又は汽船を以て上海、青島へ直接輸送せらるゝものあり、又一部右の河川を利用し帆船にて海州連雲港等に搬出せられ、海州及連雲港より汽船を以て上海、青島に輸送せられたりと謂ふ。

### 第三節 棉花の取引

#### 第一項 買入方法

阜寧附近に於て生産せられたる棉花は、從來收穫期に至りて上海、南通、海門、無錫、蘇州方面より棉花商入り來りて之が收買に當つてゐると、而して黄口、敬安集、徐州、高作方面の買入は済南、青島及前記の南方より入り來りて買付たるものゝ如くなるも、事變後に於ては治安其他諸種の關係上棉花商の出張買入をなすもの殆どなく、現在では徐州方面の駐屯部隊に於て棉花買付班を組織し討伐の際現地に出張し繰棉を以て買入れつゝあり、之が買付に北支棉花株式會社員が當つてゐると云ふ。

#### 第二項 代金支拂方法

北支棉花株式會社に於て軍需棉の買付をなすつゝある代金の支拂は、現品受渡と同時に其の代金の支拂をなすもの如し、其他阜寧附近に於ける仲買人の代金支拂方法も大體現品の受渡と同時に即日支拂はるゝを常とす。

#### 第三項 受渡方法

受渡は通例賣買人雙方立會の下に於て行はれ、秤秤完了を以つて受渡完了とせられてゐる。

尙當地方に於て目下行はれてゐる軍に於て直接買付けせられてゐる農民又は地方仲買人との受渡は、前述の如き方法の如くなりしも、之が北支棉花株式會社との受渡は買付地より徐州城内迄は軍買付班の責任とし、徐州搬入と同時に北支棉花株式會社の所有となり且つ責任となるものゝ如し。

#### 第四項 荷造方法並に荷造費

當地方に於ける荷造は殆んど全部半締梱包にして、綿布に麻繩を以つて荷造せられ二〇斤—二五〇斤締を普通とす。

尙之が梱包料は材料被委託者持とし一梱包三圓を普通なりと稱せられてゐる。

#### 第五項 運賃諸掛

運賃諸掛りは發送地及送付先に依り異なるも海州汽船組合に於て調査せるに海州より汽船を以つて青島へ輸送する運賃諸掛りは大體適當六圓（積込及其の他の經費を含む）見當なり。而して徐州方面よりの貨車輸送は調査時に於て未だなかりし爲不明なり。

### 第四節 棉花の輸移出入

#### 第一項 輸出入

本項に該當するものなきものゝ如し。

#### 第二項 移出

當地方生産棉の移出は上海、青島、済南、南通、無錫等にして、第二節に示したる如く阜寧方面産棉の大部分は上

海に向け移出せらるゝものにして、其の一部を青島方面に向け移出せられてゐるものゝ如し、其の移出額を年次別に示せば次の如し。

(イ) 上海

民國二十四年 約十八萬七千擔

民國二十五年 約十七萬五千擔

民國二十六年 約十五萬八千擔

以降不明なり

(ロ) 青島

民國二十四年 約一萬六千擔

民國二十五年 三千擔

民國二十六年 一萬二千擔

民國二十七年 一萬八千擔

民國二十八年(八月末迄) 一萬七千擔

(註) 右數字は東洋棉花青島支店調査に依る

而して徐州方面より濟南、青島方面へ移出せられたる棉花移出量に就ては數字的に不明なり。尙移入に關しては不明なるも皆無の如し。

### 第四章 棉花の消費狀況

#### 第一節 概説

本地方に於ては紡績工場なく、従つて現地に於て消費せらるゝものは農民が自家用として極めて少量を消費せらるゝに過ぎず、其の數量不詳なるも生産量の約二〇程度なりと稱せられてゐる。

### 第五章 棉花生産に關する施設其他

#### 第一節 概説

事變前に於ては中央棉産改進所に於て民國二十三年徐州に植棉指導所を設置せられてより棉花試作場及原種圃を設け品種の改良、優良種子の生産等を計り、植棉の奨励指導に當りたるものゝ如くなるも、事變後は之等に關する施設なく、本年度より海州陸軍特務機關に於て棉花試作場を兼ね約三百畝の採種圃の設置及徐州駐屯軍警津部隊に於て鹽海鐵道沿線に模範棉田設置せらるゝ豫定あるのみにして他に生産に關する施設等なきものゝ如し、而して未だ具體化されたるものに非ざるも海州陸軍特務機關に於て次項の如き目的及要領を以つて海州鹽墾地區の土地改良を行ひ植棉事業を起さるゝ計畫あり。

#### 第二節 海州鹽墾區土地改良方策草案

##### 一、方針

江蘇省蘇北地方棉花調査

海州地區産業開發並に農村經營の振興を計り、併せて現下提唱せらるゝ物動計畫に呼應し、吾國紡績原棉増産の爲海州海岸區域大半の官有鹽地並に開拓地約七十二萬畝（四萬三千餘町歩）を開墾植棉せんとするものなり。

二、要 領

- (1) 海州地區鹽墾區は除鹽植棉を以つて本義となすも、含鹽量の程度利水狀況に依り普通作（水稻）牧草等に互りても慎重考究し、綜合的見地に立脚し根本對策の樹立及實施を計るものとす。
- (2) 海州鹽墾區に於ける植棉は一つに「アフリカ地」の除鹽利水の如何に左右せらるゝ特殊事情下にあるに鑑み利水、治水、水運に對しては全面的に其の關聯を密ならしむるを要するものにして利水、治水、水運事業の統制は計畫及實施に當るべき機關は其れが實施を適應するの組織たらしむるものとす。
- (3) 舊政權下に於て計畫進行せられたる開拓植棉公司は一應新政府に接收し適當なる邦人企業團體をして事業内容の改廢整備を行はしむるものとす。
- (4) 鹽墾區植棉増産は殊に土地改良に俟つべきもの多く、之が爲には運河利流水の利用に依る灌水は重要なるものにして、既往の水運計畫を考究する要あるものとす。
- (5) 鹽墾の開拓は治水と密接不離の關係にあるものなれば治水計畫の樹立に當りては之の點に留意し、放淤に依る鹽區開拓降水利用に依る灌水等に關しては豫め考慮し、最も效果的ならしむるものとす。
- (6) 當面の問題としては舊政權時代の江北江南鹽墾區植棉助成機關の試驗資料に就き參照考究すべきものとす。
- (7) 根本的植棉事業と別途に考慮し得る水稻牧草計畫に對しては計畫的に開發計畫を樹立し、微含鹽地區開發促進に努むるものとす。

(7) 鹽地の開墾及改良事業の實施灌水施設の施行等の促進を計るが爲邦人鹽墾地開發會社を設置し、官と相呼應し其の成果の擴充に努むるものとす。

(8) 鹽地の開墾造成水稻牧草事業は許可制度とす。

(9) 前項の開墾事業許可制と共に更に進んで暫定的に土地所有に關する法規を設け將來開墾事業に支障なからしめんとす。

（註） 以上は海州陸軍特務機關の海州鹽墾區土地改良方策案中の方針及要領を參考途に其儘記載したるものなり

第六章 棉產地雜觀

本地方に於て從來棉產地として特記すべきは阜寧縣のみにして、其の他の地は未だ棉產地としての歴史も新しく目下猶衰微せる状態にあるを以つて阜寧に就き簡単に述べん。

阜寧縣附近の棉作は北支の各棉作地の棉作と比し特殊性を有するものにして、民國三年前迄は現在の棉作地帯は鹽田にして其の頃當地に大綱公司創設せられ、之を開墾植棉事業を企圖せられてより當地に於ける植棉事業が起りたるものにして、大部分は會社組織の事業なり。

其の栽培面積は民國二十四年及二十五年頃に於て百餘萬畝にして約二十萬擔内外の生産をなしてゐる。而して當地に栽培せられつゝある品種中陸地棉は山東棉（キングス系）及斯宇棉（ストンビル系）の退化棉にして



僅に脱字棉(トライス系)の栽植せらるゝものあり、在來棉は鐵字棉、小洋棉等であるが之も極めて少く大部分は山東棉にして栽培面積の約六〇%を占め、斯字棉二〇%、在來棉兩種を以つて二〇%内外なりと稱せられてゐる。

尙當地は鹽田を開墾せる地と謂も概ね地味肥沃にして棉作に適するものゝ如くなるも、栽培法前述の如く極めて粗放的なるを以つて品種の改良と相俟つて栽培法の改善を計るときは相當増收を計り得るものと思慮せらる。

## 第七章 棉花生産の將來

### 第一節 棉作地の擴張

本地方の棉作は其の歴史未だ新しく、民國二十四年頃迄は餘り發達してゐなく、阜寧附近に栽植せられたる以外は銅山、豐縣、睢寧方面に一部栽植せられたるのみにして、其面積も極めて狭少にして十三萬六千餘畝に過ぎず。

而して民國二十六年度に至り、殆ど各縣に普及分布せられ百七十八萬八千餘畝の作付を見從來の最高記録を示してゐるが、其の大部分は阜寧縣の百十四萬二千餘畝にして全作付面積の六三%以上を占めてゐる。尙之を當地方の總耕地面積に比して見るに作付面積の最大たる二十六年度に於て五、七六%なるも其の大部分を占める阜寧を除きて約二、四四%に過ぎず。

之れより推察するも未だ當地方が他作物の轉作に依る棉作地の擴張と、海州陸軍特務機關に於て企圖せられつゝある海州鹽墾地區の開墾に依る植棉事業の實現化されたる際にありては、此後當地方に於て百萬畝以上の擴張は充分可能性を有するものと推慮せらる。

### 第二節 棉栽培の改良

當地方の棉花栽培は極めて粗放的にして原始的農法の域を脱せざる感あり、而して當地方に於て一般的に行はれつつある前記栽培方法に就き改良すべき點を簡単に記述して見よう。

#### (1) 起耕及整地

一般當地方は春耕のみを行ひ、冬耕起を行はざるものゝ如くなるも、秋耕又は冬耕を行ふ場合は雜草を埋め、且寒氣に曝して土地の風化を助け、越冬性を有する害虫の防除にも又効果あるを以つて收穫後必ず耕鋤するを可とす。

#### (2) 肥料

殆ど無肥料にて栽培せる所多く施肥せらるゝと謂へども、少量の堆肥及腐敗せる雜草等施す程度なりと稱せられてゐるが、假例土壤肥沃なりと謂へども同作物連作せる時は主成分の不足に依り充分發育をなし得ず、收量の減少は免れず。尙施肥少きに失する時は地力の利用を完ふし得ずして固有の性能を發揮し難きを以つて肥料は適當に施すを可とす。

#### (3) 播種

##### (イ) 種子の豫措

當地方大部分種子の豫措を行はざるものゝ如くであるが、本作業を行ふときは發芽を促進せしめ、發育を良好ならしむるを以て適當なる方法を以つて行くを可と思慮す。

##### (ロ) 播種法

當地方に別に畦立を行はず、撒播し鎮壓を行はれざる所多しと謂はれてゐるが、條播又は點播をなし播下したる後は種子と土壤を密著せしむると共に種子の乾燥を防ぐ爲、鎮壓を行ふを可とす。

鎮壓を行はざる時は、播下せる種子の乾燥枯死することあると共に發芽を不良ならしむること多し。

(4) 間引

阜寧附近に於ては間引を一尺—一尺五寸程度に成長してより普通行はれてゐると稱せられてゐるが、棉花栽培の作業上除草と間引は最も肝要なり、而して當地方の如く一尺以上に成長せる迄で一回の間引も行はず放置せる時は棉作の豊凶に影響すること至大にして、發育を害するのみならず、草丈徒長し莖細く軟弱にして、病蟲等に浸され易きを以つて、稚苗の際に行ひ幹長一尺に達する迄に少なくとも二回—三回を行ふべし然らざれば収量減少は免れざるものなり。

(5) 除草

普通除草は四回—五回行はれてゐるものゝ如くであるが、一般に棉花の幼苗の際行はれるもの少く、且其除草も極めて粗雑なりと謂はれてゐるが、前述の如く本作業棉花の栽培作業上最も重要な作業にして、其の精粗は収量多大の影響あるものにして、殊に初期稚苗の際に於て然りとす。

何となれば棉苗は元來其の性質軟弱なるが故に粗剛なる雜草と競争する力なく、動もすれば之に壓倒せられて發育を害するのみならず、甚しきに至りては衰弱して枯死するに至る。

然らざるも稚苗の際一度發育を妨げらるゝときは、後日如何に注意するも到底普通の生育を遂げ得ざるなり。

(6) 中耕培土

即ち早く之を除くときは常に棉苗を害せざるのみならず、作業速にして棉苗の發育を促進せしむ。當地方に於ては大部分本作業を行はれざるが、本作業は雜草を倒し、排水を良好ならしめ、且肥料の效驗を全からしむると共に棉莖の倒腐を防ぎ、風害を防ぐ等の効果あるものなれば、特に粘土地又は排水不良の地に於ては本作業を必要とするものなり。

(7) 摘芯除莖芽及摘梢

摘芯は行はれても除莖芽及摘梢は行はれざるものゝ如し、又地方に依りては如何に繁茂せるも、摘芯すら行はれざる所ありと謂はれてゐるが、本作業は棉莖の過度の伸長を抑制し適當の結莢をなましむるのみならず、其の成熟を促し完全の棉花と豐熟なる收穫を得んが爲行ふものにして、除莖芽摘梢の如きも徒なる繁茂に依り營養分を浪費し、落蕾を招き既に結莢せるものも成熟機能を遅らしめるを以つて、之を防ぎ多收を得んが爲の作業なれば適當に之を行ふは棉花栽培上かくべからざる一作業なり。

(8) 病蟲害の豫防驅除

病蟲害の豫防驅除は北支一般棉作地に於ても行はれてゐない様であるが、炭疽病立枯病角點病等の如きは相當被害甚しきものゝ如く、尙害蟲にありても蚜蟲赤ダニ等ありて一般棉花に相當影響を與へてゐるものゝ如く、之等の發生甚しき年に於ては棉苗の發育に支障を來し其の収量半減することあり。

而して之が豫防驅除は充分に行ひ增收を計るは棉農として栽培作業の一に偏入し置くべきであらう。

第三節 棉花の改良

當地方は河北、山東省に比し氣象的にも棉作に適しながら其の收量の比較的少きは粗放的なる栽培法の影響及土質等の關係もあるものと考へられるが、在來棉割合に少く退化せるものとは謂へ其大部分は陸地棉にして、山東棉（キングス系）が六〇%以上を占めてゐるにも拘らず、收量の充分なきは一に本品種が當地方と氣候に相應からぬ點ありやを疑はざるを得ず、然れども之を如何なる品種に改良すべきかは當地方に從來試驗機關なく、其の成績なき爲如何とも述べ難きも、徐州植棉指導所に於て試作せられたる結果脱字棉九九號が從來當地方に栽培せられつゝありたる品種に比し品質良好にして收量多かりし結果同指導所に於ても之を獎勵せられたるものゝ如くなるが、北支の河北、山東省等の狀況より見るも當地方の氣象状態より推測するも脱字棉種の如く山東棉（キングス系）に比し稍と成熟遅きものか又は斯字棉種の如く、尙稍と晩熟性のものを栽培するを可と思慮す。

（昭和十五年七月華北連新部調）

中支紡績業立地條件調査中間報告

目次

- 一、中支紡績業概況
  - イ 事變前概況
  - ロ 事變後現況
- 二、中支紡績發展過程の特質
  - (1) 労働力關係
  - (2) 原棉關係
  - (3) 市場關係
  - (4) 立地條件より觀たる各地區紡績業の特色
- 三、中支紡績業の立地條件

一、中支紡績業概況

中支に於ける紡績業の地理的分布状況を大別すると、所謂中支棉作地帯及武漢地帯の二つの地區に劃することが出来るのであるが、武漢地帯に關しては事變前後の資料の整理が未だ充分行はれて居らず、且立地的觀點からする調査が、實行されてゐない爲之を除外して、茲には前者に就てのみ其の概略を考察することとする。

中支棉作地帯紡績業が全支紡績業の中に於て占むる地位を觀れば次の如くである。

工場	全	中	全支に對する中支の割合
工場 數	一四八	八八	六〇%
錠 數	五・一〇三千錠	三・二八三千錠	六四%

備考 一 民國二十六年華商紗廠聯合會發表一覽表に依る  
 二 錠數中には捻絲錠數を含まず

中支紡績業立地條件調査中間報告

即ち右表に依れば中支は全支に對して六〇%以上を占めてゐて、支那紡績業全體の中に於ける重要性を知る事が出来る。

イ 事變前概況

事變前に於ける中支紡績業を國籍別に觀れば左表の通りである。

工場	支那側		日本側		英國側		合計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
工場數	九四	六一%	三〇	三四%	四	五%	八八	一〇〇%
鐘數	一、七二〇	五二%	一、三三三	四〇%	二二	八%	三、〇八三	一〇〇%
労働者數	九四、七二九	六〇%	四九、八四二	三三%	二二、三三二	八%	一五六、七九二	一〇〇%

備考 前掲華商紗廠聯合會發表の一覽表により作成

右表によれば英國側の勢力は殆ど問題にするに足らず、専ら日支兩國が其の中心を占めてゐる。支那側は工場數、労働者數に於て多數を占めてはゐるが、鐘數に於て日本側と略々接近し大差ない状態から、其の勢力關係は兩者が相對抗してゐる事を了知し得よう。

而して日本側も英國側も共に其の工場は上海に存在して居るが、支那側は單に上海のみならず、棉作地帯内各地に工場が分散して居る。

支那側工場の地理的分布状況を示せば左の通りである。

地上		江南北		江南北		地	
上海	南通	海門	崇明	蘇州	無錫	嘉州	嘉定
工場數	三一	二	一	一	一	一	一
鐘數	一、四〇〇	一一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
計	六	二	一	一	一	一	一
	一、三三三、〇〇〇	三六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

江南北		江南北		地	
蘇州	無錫	嘉州	嘉定	錫州	無錫
工場數	七	一	一	一	一
鐘數	二、三八〇	五、〇〇〇	二、七〇〇	一、三〇〇	四、九〇〇
計	一七	一	一	一	一
	四〇七、〇〇〇	一、二〇〇	一、七〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇

即ち中支に於ける紡績業に於て上海の日、支、英の各工場を合計すれば六五工場、二、六六七、〇〇〇鐘となり、中支全體に對して六々七四%八一%を示し、上海が一大中心地帯であることが明瞭であらう。而して爾余の各地に於ける二三工場は總て支那側工場であつて、而も上海を取圍んで其の周圍に衛星の如く分散して居る状態を知るのである。

事變前右の如き狀況を示した紡績業は、中支が戦禍によつて受けた影響が大きい丈に其の被害も左の如く大である。

(1) 日本側紡績工場の損害

在上海日本側紡績九社、二九工場は事變勃發と同時に一齊に工場を閉鎖し、操業を中止するの已むなきに至つた。殊に楊樹浦方面の工場は大なり小なり可成りの損害を被り、浦東にある日華紡工場、滬西地區の豐田紡工場は全滅した。

日本人工場全體に關する工場生産設備の被害状況を表示すれば左の如くである。

設備名稱	事變前設備實數	事變による被害設備實數	被害設備の割合
精紡機	一、四二〇、一九六	一二七、五五六	一六%
捻絲機	三六二、六八八	四〇、九二〇	一一・二%
織機	一九、五四一	四、二四一	二二・二%

右は生産設備だけの被害状況であるが機械のみならず建物、原料及従業員引揚等に要した費用を合算して之を示せば總計二一、五五七千圓の損害額に達してゐる。

(2) 支那側紡績工場の損害

日本人紡績の損害に較べて支那人紡績の損害は更に甚しく、上海三一工場中は八工場は全壊し、五工場は半壊し、全體の四二%に相當し、錠數の損害は四二三、三九四で全體の三四%、織機は二七%に夫々相當してゐる。上海を除く其他の中支に存在する各工場の損害は、工場數は詳かにするを得ないが、精紡錠數で二四〇、二一四、織機は二・五二臺の損害があり、各二三%、三三%に相當してゐる。

従つて次に事變後に於ける現況を見れば日、支、英紡績の勢力關係は左の通りである。而して事變によつて破損を見た工場も、其の後復舊され、其の他の工場に就ても増設、新設を見たものがあつて、必ずしも事變後の現況は事變前現在のものから損害額を差引いたものとはならない事に留意されたい。

工場數	支那側	日本側	英人側	計
錠數	一、二五二	一、三〇五	二五五	二、八一二

労働者數

不

明

五六、五九〇

一四、一六一

七〇、七五一

併し乍ら日本軍地域内の支那人紡績工場の殆ど全部即ち三五工場、六一千錠が日本側紡績によつて委任經營されてゐるから、純粹に支那人經營のものは上海租界内にある一六工場、六〇餘萬錠に過ぎず、事變後に於ける日支紡績業の地位は、日本側が壓倒的であると言ひ得よう。而して日本側に於て委任經營を行ひつつある支那人紡績工場には、機械代金の未拂により外國資本の擔保となつて外國籍に轉じたもの、或は事變が始ると共に日本側により利用を避ける爲に故意に外國籍に変更したもの等があつて、今後の國籍關係に於て可成り複雑な問題を殘してゐるものがある。

二、中支紡績業發展過程の特質

前述した通り、中支に於ける紡績業の中心は上海であり、中支に於ては日本資本と支那民族資本とが、相互に對抗的關係に立つてゐる。

支那に於ける紡績業の發展過程は方顯庭氏に依れば、一八九〇—一九〇四年を形成の時期、一九〇五—一九一三年を漸次的發展の時期、一九一四—一九二五年を急速發展期、一九二六年以降を停滯の時期と夫々規定されてゐるが、中支特に上海に於て顯著に此の傾向が現はれてゐる。

支那に於ける紡績業は一八九〇年に李鴻章に依つて上海に設立された、上海洋布局を以て嚆矢とし、次で無錫の業勤紗廠及蘇州の蘇綢紡織廠が夫々光緒二十二年に設立されたのを初めとして、上海及其他の棉作地帯内に支那民族

資本に依る紡績工場が設立された。

支那に於ける紡績業の端緒は軍閥官僚群の提唱によるものであるが、一八九五年日清戦争後に於ける馬關條約に依りて開市場に於ける外國人の企業が許可されるに及び外國資本特に日本資本の進出があり、却つて之に刺戟され、之が觸媒となつて支那民族資本の發展を招來し、更に一九一四年の歐洲大戦による外國資本の一時の後退を契機として、當時から勃然として湧き起つた支那民族意識の自覺、高揚により拍車を掛けられ支那各地に多くの民族資本工場の設立があり、茲に急速な發展を見たのである。

支那民族紡績業よりも急速に而も盛大に發達した、日本紡績業資本にとつては、その狭隘なる國內市場だけでは充分に消化し賄ふを得ない、生産品を産み出す尨大な生産組織を保有するが故に、四億の民が生活必需品として綿絲布を莫大に消費する支那は、販路市場として優位であつたが、支那に於ける民族資本工場の發達と一九二九年（民國十八年）の支那關稅自主權獲得以後に於ける十數回に亘る關稅改正の爲に、日本紡績業資本にとつては、商品輸出の爲の販路市場としての支那のもつ性格に非常な影響を受け、資本輸出地として轉換せざるを得なくなり、支那に於ける低廉労働と低廉原料とに基礎付けられ、開市場である上海に進出した。即ち一九一四年（民國三年）迄に於ては支那に日本資本工場が三つしかなかつたが、大戦による英國資本の後退に伴ひ、之に替つて一層進出が活潑となり、民國一二年以後可成り多くの工場が設立され、特に關稅改正後に於て、資本輸出の體制確立され現在の如き状態となつた。

茲に至つて今迄日本國內のみに局限して單に商品を通じて支那紡績資本と競争して來た日本紡績資本は、支那市場制覇の目的の爲直接支那に於て工場形態を以て支那民族資本と對立することとなつたのである。日本の持つ經濟的貧

弱さは宿命的に已むに已まれぬ勢を以つて、支那及滿洲に足場を求めて自己の存立、發展を圖らねばならない。滿洲に於ける滿鐵と並んで、支那に於ける日本の紡績投資は對支經濟進出の二大ルートとなしてゐる。

支那に於ても紡績工業の根幹をなし、民族ブルジョアジと其の政權國民政府の存立基礎をなしてゐる。

従つて支那に於ける日本紡と民族紡との對立は、單なる私經濟的問題ではなく、又紡績資本部門のみのものである。日本總資本體系と民族體系との對立の姿であり、之が紡績部門に於て競争の激しい政治抗争に油を注いでゐるのである。

列強勢力の工場形態に於ける進出の觸媒作用に依りて生み出され、それと對抗すべく打出され、更に列強勢力の一時退潮に乗じて伸暢した、支那に於ける民族工業は「資本主義の子」であると同時に「民族の子」でもある。生れながらにして外國勢力に對して反抗的であり、民族の盛衰は即ちその盛衰を意味してゐる。民族工業が獨立的な發展の途をとれば、とるだけ列強勢力の壓力はそれだけ切實に感ぜられたし、列強中、特に日本との衝突が直接的、中心的なものとなつた。蓋し從來列強勢力をリードして來た、英國資本の支那經濟進出の方式が、戦後特に最近に於て著しく貸付資本を通じての間接的迂回的操縦の方式に轉換した。即ち幣制改革を通じて、經濟進出の形が國民政府の經濟建設コースと直接に衝突しないところが、寧ろ之を支持する結果となつてゐる。之に反して日本の對支進出は平直的であり、且急迫的であつて、支那産業の内部に喰ひ込み原料資源の確保に邁進した爲、民族産業をその根底から掘り崩した。

之が爲支那に於ける排外國争を抗日運動に結集せしむることとなつた。即ち一九〇五年に米支通商條約による米國

ボイコットに初する、支那の排外運動は一九三二年迄に一〇回を數へるが、その中一回は英國に對するものであつて、他の九回は總て日本を相手するものであつた。

一九一五年の二一箇條による排日貨と一九一九年の五四運動に續く排日貨によつて、支那人紡績は勃興の契機を與へられた事實に徴しても、排日貨、反日同盟罷工繼續の期待こそ、民族資本にとつて經濟的最大の利潤を收める事になるのである。

支那紡績が元來經營の内部に於て、資本の不足、商業資本が經營の合理性、健全性を考慮せざること、及び工場管理の腐敗寄食性に基く缺陷を有し、其の基礎が薄弱である爲に、資本的力量の大きい、而も勞働生産性の優秀な日本紡績に對抗する爲には、より苛酷な勞働力の酷使、より劣悪な勞働条件のみが競争の對抗手段であるにも不拘、民族運動の容體的主義的要素により、支那人工場に向つて民族的同情と支持とが送られ、この支援のみが支那人工場にとつて、外國の巨大な資本力に對抗する基本的基礎となつたのである。

斯の如く中支に於ける紡績業は常に日支兩資本の對立、競争の下に生成發展を續けて居るのであつて、此の兩者が存在する限り、而もそれが大きな勢力として已に根強く地盤を礎いて居る限り、其處には常に對立が生じ、それによつて發生する諸問題は經濟問題を遙かに遠く乗り越へて、直ちに政治問題としての形を取つて來る所に、中支に於ける紡績業の主要な特質が看取されるのである。

(註) 本項の記述に關しては名和教授の御指教による所が多い

### 三、中支紡績業の立地条件

中支棉作地帯に於ける紡績業は、其の地理的、經濟的關係から上海を中心とするプロック及之を取巻く外延棉作地帯内の一群と大別することが出来るが、後者を更に揚子江によつて江北地區と江南地區とに分けて考察する事が可能であらう。即ち江北地區は所謂通州棉の産地であり、江南地區は所謂太倉棉、南北市棉の産地であつて、江北、江南、の兩棉作地區に於ける農業關係の相違によつて、夫れより生ずる餘剩勞働力の紡績業に吸収される過程が違ふ形態を取る爲に、特に著しく紡績業の持つ性格が異つてゐる。以下主要立地条件に關し其の概略を述べることとする。

#### (1) 勞働力關係

##### (イ) 能 率

(A) 機械當り勞働者數(片番) (上海の例、七省華商紗廠調査報告による)

粗紡工程(百錠當り) 〇・六—一・五人

精紡工程(同) 〇・六人

織布工程(一臺當り) 〇・四人

(B) 一錠當り二〇番手棉糸一日出來高(二十四時間)

〇・七五—一・一七磅

(C) 貸銀(昭和十四年十二月現在、上紡第三工場の場合) 精紡工程

中支紡績業立地条件調査中間報告

男 〇・五八元—一・二八元  
女 〇・五七元—一・一八元

右金額中には男一九仙、女一八仙の米價手當を含む

(ハ) 實物給與(公大第一廠の例)

(A) 宿 舎 總て組込みて家賃一戸一—一・五元

(B) 食 事 食事は各地方別に賄ひ會社にて食費月額六—七元と規定す

(ニ) 需 給

(A) 各地とも職工の入手に困難を生ずることなき狀況であるが、江南地區の紡績工場に於ては其の労働者が農村の家計補助的なものであり、純粹の工場労働者でない爲、農繁期に於て多少入手困難なることあるも操業に影響を與へるが如きことはなし。

(B) 男女工比率

男工 一七一—二五%

女工 七五一—八三%

(C) 出身地

上海地區のものは多く江北人を使用し、江北地區は江北人、江南地區のものは附近農村の家計補助的労働者である。但し江南地區も太倉、嘉定の如き地にあるものは江北人を使用する。

(D) 殆ど大部分の工場に於て、親方制度を採用し、職工の所要數の調達、職工の食事の賄ひ等を擔任して居る。

親方は其の出身地から農村の婦女子に幾何かの前渡金を手交して工場に連れ來ることに依て職工の身柄を拘束してゐる。

(E) 移動率

公大工場の例によれば平均一年三、四箇月を以て交替してゐるが労働者の創出態様の相違による労働者の性質は江北地區と江南地區に於て異つてゐる。

即ち江北地區は太平天國の亂によつて影響を受けなかつた爲に、支那舊來の土地制度が其の儘に存続し、茲には大地主對農業労働者の存在が生じてゐる。加之江北地區の通州棉の産地と謂ふのは淮河と揚子江間の地域を稱するのであり、清末迄は所謂鹽墾地區であつて、普通農作物の成長を見ない所であつたが、光緒の末年に時の先覺者張謇は棉鐵主義の提唱に基いて、此の地區に土地會社を設立して棉作を行つたのが端緒となつて、一つの棉作地帯を形成したのである。其の後此の地方には南通其他の江北地帯及崇明の地主、資本家に依て八〇の土地會社が設立され、安徽、山東の労働者を使用して棉作が盛んに行はれたが、間もなく經營に失敗した爲に、之等の土地を農民に分小作せしめた様なこともあり、江北地帯には土地からはみ出した、離村餘剩労働者が多く存在し、之等が純粹な都市に於ける工業—紡織—工業—に集中してゐるのであつて南通、啓東、海門、崇明の各工場は勿論、上海、太倉、嘉定方面の工場に迄進出して來てゐる狀況である。

江南地區は太平天國の亂によつて影響を受け、舊來の土地制度は變革され、一時地主の存在がなくなり、土地が細



分化された爲に、全般的に自小作農が多く見られる。従つて多數の農民は一應土地による生活が可能であるが、所謂分頭相續制度の爲に所有土地面積は更に狭小となり、其の土地から丈けの収入では一家を支へ得ない貧農が極めて多い、爲に農家の家計補助的労働者が發生してゐる。即ち江南地區にあつては紡績の如き大工業のみならず絹織、織布、製紙等のマニユファクチュア形態の工業が多く見られるのは、斯かる性質の労働者が再編成せられ得るからであらうと思はれる。

江北地區と江南地區とに於ける労働者の性質の相違が、夫々の紡績業に與へてゐる影響に關しては、今後の研究によつて詳細を明することとする。

(2) 原棉關係

中支に於ける紡績業の發生、發展の根據をなす主たる條件は原棉獲得の容易な棉作地帯が附近に存することにある。事變前に於ける中支紡績業の一箇年所要棉花量は「華南紗廠一覽表（民國二十六年現在）」によれば左の通りである。

日本人紡	二二九萬擔
支那人紡	三三五〇
上海	一九五〇
其の他	一四〇〇
英人紡	二二〇
合計	五八六〇

事變後（昭和十三年現在）に於ては綿子布の需要旺盛による好況に恵まれて、上海の日、支、英紡績は活潑な動きを見せ、五七一萬擔の棉花を需要したが、奥地紡績は事變により損害を受け、且日本側による支那人紡の委任經營工場も運轉を開始したもの多くなり、従つて所要量も僅か三〇萬擔に過ぎなかつたが、兩者を合計すると六〇〇萬擔となり、事變前の所要量よりも増加を示してゐる。

之に對して中支産棉花の平年産額は四五〇萬擔で、其の内二〇〇萬擔が上海に出廻り、他は奥地紡績に消費されて居て、當然中支に於て所要する棉花の量には不足を來してゐるので北支棉、外棉の輸入が存在してゐた。事變前にあつては上海に於て七〇%迄が、支那棉（殆ど北支棉）で他の三%を外棉に仰いできた。元來中支棉は纖維が太く短く爲に三二番手以上の高番手を紡出する場合には、品質が不適當であつて、上海の如き地方では僅に混棉の際の補助用に使はれて居るに過ぎず、主として奥地紡績の二〇番手以下の太番手を紡出するもので需要されてゐるのである。

事變後に於ては事變の影響を受けて、昭和十四年度に於ては僅に、一八六萬擔の收穫が豫想されてゐるに過ぎず、且中支に於ける棉花の買付に關し昭和十三年八月以降日本人商人を指定して協會を作らしめ、上海への搬入を計つてゐるが、買付機構、買付價格等の關係で、思ふ様には出廻らず、且北支棉が北支の棉花統制に依つて移入を杜絶した爲、上海を中心とする中支紡績業は勢ひ、外棉に供給を仰ぐ事となり、昭和十三年度に於て三八〇萬擔の輸入があつた。之等の外棉は米棉、印棉が多數を占めてゐるが、ブラジル棉、アフリカ棉も輸入されてゐる、上海の邦人紡に於ては事變後の使用棉花の比率が外棉七〇%、支那棉三〇%と變化を示してゐる。

(3) 市場關係

數量的な報告をなす資料を持たぬ爲に、概況に就て述べれば、上海を中心とする中支紡績業の製品は、滿洲事變前は滿洲を主要市場としてゐたが、其の以後に於ては北支、長江筋、南支、南洋方面に主要販賣路を有して居り、特に上海の日本人紡績にあつては八〇%迄が北支向で、残りの二〇%は長江筋に仕向けられて居た。

事變後に於ては日本人は取引に制限を受けて居る爲、北支に對する販路を持たぬが、支那商人は何等の制限もない爲に、日本紡績製品を輸入し、北支或は南支、非占領地區方面に販賣されてゐる。

中支紡績業に取つて原棉及製品の二つながらに就て大きな市場は上海であり、上海の紡績業は勿論、外延地區の紡績業も程度の差こそあれ上海市場を通じて取引が行はれる。上海には支那唯一とも稱すべき「上海華商紗布交易所」及「上海證券物品交易所」の如き、近代的取引所があつて棉花、綿糸、綿布の取扱がなされて居り、且之等を取扱ふ各國の商人が多數存在してゐて、完全に此處を通じて世界市場との關聯を保つてゐる。外延地區の紡績工場所在地には地方的な市場が形成されてゐて、揚子江、運河による水運の便によつて自由に連繫されてゐる點にも市場条件の有利性が認められる。

江南地區に於ける蘇州、無錫、常州、杭州等の如き市場は直接棉作地帯にはないけれども、古くから米、棉花其の他の農産物、土産品の取引が、夫々の市場圈内に於て行はれて居て、當然棉作地帯の各地との流通機構が確立して居る事から、大きな範圍では棉作地帯の一部を形成してゐると看做して差支へなからう。而して夫れ等の市場の附近には農村家内工業としての織物業及マニファクチュアによる染織業が、數多く存在してゐる爲に、其處に於ける紡績業は製品たる綿糸を、既に形成された流通機構を通じて、之に販賣することが可能であり、斯かる市場条件からも

之等の地に紡績業が發達し得るものと謂ひ得よう。

従つて外延地區に存在する民族資本工場は綿糸のみの生産を行つて居るものが多く、奥地方面に其の販路を有してゐるのである。

(4) 立地条件より觀た各地區紡績業の特色

既に述べた如く、中支に於ける紡績業は日本紡績資本と支那民族資本との對立に依て展開されてゐるが、之を以上概略述べた立地的觀點から上海地區、江北地區、江南地區の三つに分けて、其の特色を考察すれば左の通りである。

上海地區―租界と謂ふ特殊地帯が、支那の他の如何なる地域よりも安全性あり、且經濟的な各條件が極めて優位性を占めて居ること、茲には日、支、英紡績資本の對立が鋭く現はれてゐる。

江北地區―棉作地帯であつて、原棉豊富、且大地主制下に於ける貧農及農業労働者再編成による低廉労働力が豊富であること。

江南地區―市場關係の有利性及染色業に對する原料糸供給原品としての紡績業、農家生計補助的低廉労働力が豊富であること。

(附 記)

更に附帶的諸條件として動力、荷運費、生産費構成及中支紡績業に關する、今後の諸問題等に関し論及すべき筈であつたが、時日の關係で觸れる事が出来なかつたので、何れ年度末に整理報告をなすこととし、以上を以て中間報告とする。

(昭和十五年九月華中連絡部中支那調査機關聯合會工業分科會調)

### 華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

はしがき

本調査は華北連絡部松井囑託外四名の囑託が昭和十五年二月二十五日より三月三十日に至る三十五日間に、天津、唐山、山海關、烟臺、青島、濟南、石門並保定に於ける華人側銀號及當舖業に付調査したるものなり。

#### 目次

(一) 銀號業	7 保 定
1 天 津	(二) 當舖業
(イ) 日本租界	1 天 津
(ロ) 華 街	(イ) 當舖業
(ハ) 伊太利租界	(ロ) 質 業
(ニ) 英佛租界	2 唐 山
2 山 海 關	(イ) 裕民股份有限公司
3 芝罘(烟臺)	(ロ) 當舖業
4 青 島	3 山 海 關
5 濟 南	4 烟臺(芝罘)
6 石 家 莊	5 青 島
	6 濟 南
	7 石 家 莊

#### 8 保 定

#### 結 言

- 一、錢業銀莊業兌換業監督暫行條例
- 二、天津市錢商工會章程
- 三、天津市當舖業同業公會規則

華北主要都市に於ける華人庶民金融機關たる銀號並當舖業の基礎調査を目的とし、調査表に依り同業公會を通し施行せしめ、業者の秘密主義と期間の短時日なりしたため、多少の疑問點あり、殊に天津英佛租界内工部局下に於ける調査は容易ならずして後日に譲りたるものあり。  
尙書中に掲出せる調査表は凡べて銀號は昭和十四年十二月末現在を當舖業は昭和十四年度一箇年間の營業狀況を示したるものなり。  
爲念附記す。

### 一、銀 號 業

○天 津

天津銀號業の繁榮は往時華街を中心とせるも、商業中心が租界に移ると共に、英佛租界へ移動し、大半は英佛租界に集中せる状態にて、外に日本、伊太利兩租界並に華街に分散し、其の詳細は後述するも、全天津市に於ける現在斯業店舗数は百三十四店(外に英佛租界工部局下に組合外のもの有り、右に付きては不詳なるも少數の如し)内十六店は英佛租界内に有り、今回調査洩となり、以て百十八店に付調査せり。其組織別内譯は合資五十七、株式三、獨資五十九にして七百十萬元、副本總額四十七萬六千元兩者合して七百五十七萬六千元に達し、其従事員数は實に二千六百  
華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

華北主要都市に於ける銀號並當業調査

九拾八名に及べり。

然して地方間に依り分類すれば左の如し。

天津銀號の地方間

一、天津	五二店	四四・〇七
二、冀州	一九	一六・一〇
三、山東	三	二・五四
四、山西	四	三・三九
五、其他	四〇	三三・九〇
計	一一八	一〇〇・〇〇

次に預金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
當座預金	九厘	一厘
定期預金	一分	五厘
特別當座預金	一分二厘	四厘
通知預金	四厘(平均)	

(B) 貸付利率(月利)

種別	最高	最低
當座貸越	一分六厘	三厘
信用貸付	一分五厘	三厘
擔保貸付	一分五厘	八厘

昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し

預金總額	六三、六七二、三七一、一一
當座預金	四三、三三五、四六三、三一
定期預金	一四、四〇七、八一六、一三
特別當座預金	二七三、三〇一、八二
通知預金	一三九、〇〇〇、〇〇
其他預金	五、五一六、七八九、八五
貸出總額	六一、四一六、六三二、五三
當座貸越	三三、三〇三、二〇二、四九
信用貸付	二三、五〇六、八七六、八七
擔保貸付	三、一八〇、四三四、一三

華北主要都市に於ける銀號並當業調査

手形割引

三二七、三三一、一五

其他貸付金(同業者)

一、〇九八、七八七、八九

然して貸付總額の資本金副本並に預金額總計に對する平均貸付率は八割六分を示せり。

次に十二月未決算に於ては純益總額の資本金並に副本總額に對する平均利潤率は三割一分五厘を擧ぐ。

(イ) 日本租界

日本租界に於ける店舗數は七店に過ぎず。民國二年設立せるもの最も古く昭和十四年中に開業のもの二店有り。其組織別内譯は合資に依るもの四、獨資に依るもの三、然して資本金は最高八萬元最低二萬元平均四萬元總額に於て二十八萬元にて、副本(副本を有するもの二店)合して三十九萬元となり、其出資者は總べて河北省出身なり。従業員數は最多三十一名あり、最少十二名を擁し、平均二十四人を使用し總數百六十五名従業員居れり。預金並に貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
常座預金	四厘	一厘
定期預金	一分	六厘

(B) 貸付利率(月利)

種別	最高	最低
常座貸越	一分六厘	八厘
信用貸付	一分二厘	八厘

昭和十四年十二月未現在に於ける預金並に貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

常座預金	七、三六二、三一〇、七九
定期預金	六、一一四、八九三、六四
特別常座預金	四〇七、五四七、八七
其他預金(同業者より)	一六八、七四五、〇五
一店當預金額	六七一、一二四、二三

種別	最高	最低	平均
一店當預金額	一、四一〇、〇二一、八六	四二八、〇八九、一六	一、〇五一、七五八、六八

(B) 貸付總額

常座貸越	六、七四四、〇八七、四五
信用貸付	二、四〇三、四〇九、三五
信用貸付	三、四〇〇、二〇二、八一

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

擔保貸付 二六、一九四、六七  
其他貸付金(同業者へ) 九一四、二八〇、六二

一店當り貸付額  
最 高 一、四九二、七九七、八〇  
最 低 一二二、七四三、七五

平均 九六三、四四一、〇六

然して貸付總額の資本金副本並に預金額總計に對する平均貸付率は八割七分なり。

次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く、營業成績に付きては

純益總額(七店) 二六一、六五五、二九  
一店當り(七店)  
最 高 五九、九〇三、九二  
最 低 一六、〇〇〇、〇〇  
平均 三七、三七九、三三

にして純益總額の資本金並に副本總額に對する平均利潤率は六割七分の高率を擧ぐ。

日本租界

天津銀號業

(△印……缺損)

店名	所在地(民國)	設立年月	組織	資本金及副本	營業者姓名	出身地	店員人數	預金額	貸付額	租稅負擔額	一年間の純益金額
志遠銀號	日界旭街	三、三	個人	五〇,〇〇〇.〇〇	馮樂亭	鹽山	三	四六,〇〇〇.〇〇	四四,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇
老恒利銀號	扶桑街	三、三	個人	五〇,〇〇〇.〇〇	根文波	冀縣	一	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
信德銀號	秋山街	三、一〇	合資	一〇〇,〇〇〇.〇〇	袁景星	深縣	三	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
聚源成銀號	〃	三、三	合資	一〇〇,〇〇〇.〇〇	王國璋	武強	三	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
和性銀號	〃	三、三	合資	一〇〇,〇〇〇.〇〇	李星輝	〃	三	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
錦記興銀號	〃	三、三	合資	一〇〇,〇〇〇.〇〇	馬世五	河間	三	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
惠豐銀號	〃	三、三	合資	一〇〇,〇〇〇.〇〇	曹雅齋	東鹿	三	一,一〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
計	(七)			一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇				一,一〇〇,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇	一〇〇,〇〇〇.〇〇

(B) 華街

華街には銀號店舖數七、宣統元年設立のもの最も古く、昭和十四年中に新開業のもの五店有り。其の組織別内譯は合資に依るもの二、獨資に依るもの五にして其の出資者は總べて天津地場出身者なり。而して資本金は最高十萬元最低一萬元平均三萬五千七百元其の總額に於て二十五萬元外に副本を有するもの三、兩者合して三十四萬元なり。従業員數は最多三十人より最少七人平均十七人を使用し居り、總數百二十二名従業員し居れり。次に預金並に貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

種別	最高	最低
當座預金	九厘	三厘
定期預金	一分	七厘
特別當座預金	六厘	五厘

(B) 貸付利率(月利)

種別	最高	最低
當座貸越	一分五厘	七厘
信用貸付	一分五厘	六厘
擔保貸付	一分五厘	一分

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並に貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金	二、八一三、九八八、一五
定期預金	二六三、八七〇、三五
特別當座預金	一〇、七一四、五二
其他預金	九六二、八二
一店當り預金額	

最高	一、一〇八、八一八、二七
最低	九三、七八三、二六
平均	四四一、三六二、二六

(B) 貸付總額

當座貸越	一、九四七、八五八、八〇
信用貸付	五三三、七五二、二九
擔保貸付	一、一九三、二四三、八二
其他貸付金	三六、三五五、四二
一店當り貸付額	一八四、五〇七、二七

最高	四五〇、二七三、〇九
最低	八一、七四五、〇〇
平均	二七八、二六五、五四

然して貸付總額の資本金副本並に預金總計に對する平均貸付率は五割七分の健實を示せり。次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く營業成績は左の如し。

純益總額	二九、二四〇、七〇
(七店)一店當り	一四、〇〇〇、〇〇

最 低 な し  
平均 四、八七三、四五

然して純益總額の資本金並に副本總額に對する平均利潤率は一割一分を擧ぐる。

天津銀號業(華街)

店名	所在地	設立年月	組織	資本及副本	營業者氏名	出身地	店員人數	預金	額貸付	額租稅負擔	一年間の純益金額
福豫銀號	針市街	元、二個人	王煥章	深縣	〇	李庭武	天津	〇	〇	〇	〇
和生銀號	宮南大街	元、六〇	李庭武	天津	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
餘昌銀號	宮北大街	元、二〇	魏長明	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
天興銀號	河北大街	〇	合資	張奎一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
義成銀號	北門外大街	宣統元、三個人	楊相伯	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
和通銀號	河西大口	元、八〇	崔際甫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
益隆銀號	北馬路	元、九合資	劉文藻	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計											

(ハ) 伊太利租界

伊太利租界に於ける銀號店舗數は十一にして、民國二十六年設立のもの最も古く昭和十四年開業のもの十店を算へり、其の組織別内譯は合資に依るもの七、獨資のもの五なり。出資者は總て河北省出身者にして資本金は最高十

萬元より最低二萬元、平均三萬九千一百元、其の總額四十七萬元なり従業員數は最多三十三人より最少八人、平均十六人を使用し總數百九十一名従業し居れり、次に預金並に貸付利率を擧ぐれば左の如し、

(A) 預金利率(月利)

種 別	最高	最低
當座預金	四厘	一厘
定期預金	一分	七厘
特別當座預金	六厘(平均)	
通知預金	四厘(〇)	

(B) 貸付利率(月利)

種 別	最高	最低
當座貸越	一分五厘	七厘
信用貸付	一分五厘	七厘

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並に貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金	二、七八九、六三七・一〇
定期預金	七、七、二五六・八二

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査



通知預金 六〇、〇〇〇・〇〇  
 其他預金 一一二、三一九・五五  
 一店當り預金額

最 高 六〇一、二〇八・一六  
 最 低 七五、二七二・四八  
 平 均 二五四、一〇一・二二

(B) 貸付總額

當座貸越 一、四六六、〇二二・八五  
 信用貸付 八二二、一七二・〇〇  
 擔保貸付 二七三、八〇〇・〇〇

然して貸付總額の資本金並に預金額總計に對する平均貸付率は七割三分を示し其貸付先職業別は商業へ六三・四  
 %工業へ二九・二%其他(同業者へ融資)七・四%なり。(調査店數三)

次に十二月末決算に於ては缺損せるもの一店(外に未決算並に北京本店計算各一)のみにて營業成績は左の如し、

純益總額(九店) 六三、一八一・〇九  
 一店當り 一七、七七八・四五  
 最 高 一四、二三

平均(純益總額より缺損  
 總額を控除せる) 五、二三五・九二

缺損總額(一店) 三五〇・〇〇

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金總額に對する平均利潤率は一割五分を擧ぐ。

天津銀號業(伊太利租界)

第一表

店名	所在地	設立年月 (民國)	組織	資本金	營業者 氏名 出身地	店員 人數	預金額	貸付額
啓泰銀號	伊界二馬路	三、三	支店	三〇,〇〇〇・〇〇	高清如 深縣	八	三三,〇〇〇・〇〇	三六,一六〇・〇〇
宏興銀號	三馬路	三、三	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	胡梅波 東鹿	三	三三,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
志華銀號	三馬路	三、三	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	劉芳如 冀縣	二	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
益泰銀號	三馬路	三、七	個人	三〇,〇〇〇・〇〇	項子天 天津	二	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
本立永銀號	四馬路	三、〇	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	劉耀唐 深縣	三	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
惠昌銀號	四馬路	三、四	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	候幼林 天津	六	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
德成銀號	五馬路	三、二	個人	三〇,〇〇〇・〇〇	龐守誠 天津	三	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
維章銀號	六馬路	三、二	個人	三〇,〇〇〇・〇〇	李滄南 宮	九	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
志通銀號	六馬路	三、二	個人	三〇,〇〇〇・〇〇	崔慶生 冀縣	六	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
原生銀號	東馬路	三、二	個人	三〇,〇〇〇・〇〇	杜慶年 南宮	三	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
信豐銀號	西馬路	三、九	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	蕭顯琪 天津	二	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
鼎豐銀號	西馬路	三、五	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	任深甫 冀縣	六	三〇,〇〇〇・〇〇	三〇,〇〇〇・〇〇
計				三〇〇,〇〇〇・〇〇		三二	三〇〇,〇〇〇・〇〇	三〇〇,〇〇〇・〇〇

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

第二表

店名	振替		租税負擔金額	一年間の純益金
	振	替		
啓泰銀號	1,000.00		1,000.00	北京本店にて計算
宏興銀號	2,000.00		2,000.00	7,500.00
志華銀號	2,000.00		2,000.00	△4,000.00
益泰銀號	2,000.00		2,000.00	△1,000.00
本立永銀號	1,000.00		1,000.00	1,000.00
惠昌銀號	3,500.00		3,500.00	15,000.00
德成銀號	3,000.00		3,000.00	8,000.00
維章銀號	2,000.00		2,000.00	12,000.00
志通銀號	2,000.00		2,000.00	未決
原生銀號	2,000.00		2,000.00	未決
信豐銀號	2,000.00		2,000.00	未決
鼎豐銀號	2,000.00		2,000.00	未決
計	25,500.00	25,500.00	25,500.00	△1,000.00

(ニ) 英佛租界

英佛租界に於ける銀號業者中調査せるもの同業公會員九十二店（外に組合員十六軒あり、又組合員外は不詳なるも少數の如し）なり。然して設立は最も古きは咸豐三年に設立せられたるもの有り、昭和十四年中に十七店の新設有り、其組織別内譯は合資に依るもの四十四、獨資のもの四拾六外に株式組織のもの二有り。出資者出身地は天津

地場四拾二店を筆頭に、殆んど河北省出身者にして八十四店を占め、次いで山西省四店、山東省三店、浙江省一店なり。資本金は最高二十萬元より最低二萬元平均六萬六千三百元總額に於て六百拾萬元の多額に當り、外に副本を有するもの六、右を合して總計六百三十七萬六千元に達せり、従業員數は最高四十八名より最少七名平均二十四名を使用し總數二千二百二十名従業員居れり。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
當座預金	九厘	二厘
定期預金	一分	五厘
特別當座預金	一分二厘	四厘

(B) 貸付利率(月利)

種別	最高	最低
當座貸越	一分五厘	三厘
信用貸付	一分五厘	三厘
擔保貸付	一分二厘	八厘

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し。

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

(A) 預金總額

預金總額	五〇、一七一、三二一・〇一
當座預金	三一、六一六、九四四・四二
定期預金	一三、六五九、一四一・〇九
特別當座預金	九三、八四二・二五
通知預金	七九、〇〇〇・〇〇
其他預金 (同業者間預金)	四、七三二、三八三・二五
一店當り預金額	
最 高	一、六二三、九四二・〇〇
最 低	三九、一四一・三三
平 均	五四五、三四〇・三四

(B) 貸付總額

貸付總額	五〇、一六三、六九一・四三
當座貸越	二八、九〇〇、〇一八・〇〇
信用貸付	一八、〇九二、二五八・二四
擔保貸付	二、八四四、〇八四・〇四
手形割引	三二七、三三一・一五
一店當り貸付額	
最 高	一、六四五、八〇一・〇〇
最 低	三七、〇一九・二〇
平 均	五四五、二五七・五二

然して貸付總額資本金並預金額總計に對する平均貸付率は八割九分を示せり。  
次に十二月決算に於ては缺損せるもの無く(不明一店)營業成績は左の如し。

純益總額(九一店)一店當り

最 高	一、九六〇、二一五・五四
最 低	七八、一六九・六八
平 均	一〇〇、〇〇
平 均	二一、五四〇・八三

然して純益總額の資本金並副本總額に對する平均利潤率は三割一分を舉ぐ

天津銀號業(英佛租界)

店名	所在地	設立年月	組織	資本	營業者	店員	預金額	替(振出)	租稅負擔	純益	年間金備考
裕昌厚銀號	英界十四號路	民國	合資	一〇〇、〇〇〇	李竹坡	三	八〇〇、〇〇〇	一	三、五〇〇	三、〇〇〇・〇〇	
同善銀號	廣東路	元	合資	一〇〇、〇〇〇	趙福亭	六	一、〇〇〇、〇〇〇	一	三、八〇〇	五〇〇・〇〇	
建華銀號	遠文波路	元	合資	一〇〇、〇〇〇	古罕之	三	一、〇〇〇、〇〇〇	一	三、〇〇〇	二、三三三・三三	

華北主要都市に於ける銀號當當舖業調査

○錢業公會員



華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

○餘大亨銀號	六號路	元	〇	王治安	三	五五,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
○和豐銀號	六號路	元	〇	尚雲書	六	三九,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
○中和銀號	〇	〇	〇	李石川	前	二〇,〇〇〇	三六二	三,〇〇〇.〇〇
益豐銀號	〇	〇	〇	李起雲	〇	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
鴻記銀號	〇	〇	個人	燕恩世	〇	一〇,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
木立源	〇	〇	〇	李敬忠	八	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
○瑞源水銀號	八號路	元	〇	王心山	〇	九,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
○教昌銀號	〇	〇	光緒	王靜軒	〇	九,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
福順銀號	〇	〇	民國	陳運東	〇	九,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
益生銀號	〇	〇	〇	陳錫三	〇	九,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
聚生銀號	廿一號路	元	〇	介同軒	〇	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
扶聚銀號	二十號路	元	〇	王丹亭	〇	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
○華豐銀號	〇	〇	〇	李開臣	〇	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇
德豐銀號	〇	〇	〇	韓智齋	〇	八,〇〇〇	三六二	五,〇〇〇.〇〇

致興銀號	〇	〇	〇	劉錫基	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
會和銀號	十四號路	元	〇	王連科	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
福泰恒銀號	〇	〇	〇	高芳圃	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
生生銀號	〇	〇	〇	馮福三	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
致遠銀號	廿三號路	元	〇	曹煥文	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
○祥瑞銀號	〇	〇	宣統	劉長牧	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
○謙義銀號	〇	〇	民國	賈步雲	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
啓明新記	〇	〇	〇	杜洛源	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
泰興銀號	〇	〇	〇	張益孫	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
聚華昌銀號	〇	〇	〇	劉國光	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
裕民銀號	〇	〇	〇	楊福孫	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
○廣餘銀號	佛界廿四號路	元	〇	孫恩慶	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
太和記銀號	〇	〇	〇	同榮光	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇
○福東仁銀號	〇	〇	〇	王松臣	〇	五,〇〇〇	三六三	五,〇〇〇.〇〇

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査



華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

銀號名	資本額	預金額	貸付額
酒源水銀號	25,000.00	3,300.00	1,000.00
元一銀號	2,000.00	2,000.00	1,000.00
○宏康銀號	5,000.00	5,000.00	1,000.00
○義恒銀號	3,000.00	3,000.00	1,000.00
○元泰銀號	2,000.00	2,000.00	1,000.00
計	27,000.00	20,300.00	5,000.00

山海關

當市に於ける斯業店舗數四光緒三十四年設立のもの最も古く昭和十四年中に設立無し、組織別内譯は合資に依るもの二、獨資に依るもの二、出資者は總べて河北省出身にして資本金は最高一萬元最低一千五百元平均四千一百元總額に於て一萬五千六百元なり、副本を有するもの一兩者合して二萬五百元なり、従業員數は最多拾人より最少六人平均八人總數三拾二名なり。

次に預金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

種別	最高	最低
(A) 預金利率(月利)	一分五厘	一分
當座預金	一分五厘	一分

定期預金 一分二厘(平均)

種別	最高	最低
(B) 貸付利率(月利)	二分四厘	一分八厘
當座貸越	二分四厘	一分八厘
信用貸付	二分四厘	二分

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額	金額
當座預金	四六、〇〇〇
定期預金	三六、〇〇〇
一店當預金額	一〇、〇〇〇
最高	三〇、〇〇〇
最低	七、〇〇〇
平均	一五、三三三
(B) 貸付總額	金額
當座貸越	四八、五〇〇
信用貸付	二〇、〇〇〇
合計	二〇、五〇〇

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

擔保貸付

八、〇〇〇

然して貸付總額の資本金並預金額總計に對する平均貸付率は七割六分なり。

又昭和十四年一ヶ年間に於ける爲替尻を示せば左の如し。

振出額 (三店) 一、四一〇、〇〇〇・〇〇

爲替手數料は百元に付二元乃至一元主なる仕出地は天津なり。

次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く營業成績に付きては

純益總額(四店) 二一、一七五・二八

一店當り 五、八七五・二八

最 高 五、〇〇〇・〇〇

最 低 五、〇〇〇・〇〇

平 均 五、二九三・〇〇

然して純益總額の資本金並預金額に對する平均利潤率は十割三厘なり。

山海關銀號業

店名	所在地	設立年月	組織	資本金	營業者	店員	預金額	貸付額	振	替	一年間の純益金
德祥銀號	南關中街	民國三、一、	五合資	一、〇〇〇・〇〇	趙子岐	昌黎	九、九〇〇・〇〇	一〇、五〇〇・〇〇	五〇〇,〇〇〇・〇〇	出	五,〇〇〇・〇〇
泰豫銀號	南關	三、二、	三、〇〇〇・〇〇	張澄波	撫寧	六、不	明	不明	三〇〇,〇〇〇・〇〇	出	五,〇〇〇・〇〇
會川	號南關大街	光緒三、一	個人	三、〇〇〇・〇〇	劉向春	深縣	七、七〇〇・〇〇	一三、〇〇〇・〇〇	五〇,〇〇〇・〇〇	出	五、〇〇五・六
水聚隆銀號	〃	民國三、一、	〃	一〇,〇〇〇・〇〇	馬耀宗	河北省	一〇,〇〇〇・〇〇	五,〇〇〇・〇〇	—	出	五,〇〇〇・〇〇
計				六、五〇〇・〇〇			三、三、〇〇〇・〇〇	八、五〇〇・〇〇	一、一、〇〇〇・〇〇		一三、一五五・六

烟 臺

當市に於ける斯業店舖數三十七にして(内一店現在停業中)最も古きは光緒二八年の設立有り昭和十四年中には開業四店有り其の組織別内譯は合資に依るもの三十、獨資に依るもの六、出資者は總べて山東省出身者なり、資本金は最高七萬二千元より最低五千元平均二萬四千元其總額八十七萬二千七百五十元従業員數は最高四十五名より最低六名平均十七人總數六百二名從業し居れり。

次に預金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種 別	最 高	最 低
當座預金	三厘五毛	二厘一毛
定期預金	一分二厘	三厘
特別當座預金	五厘	三厘

(B) 貸付利率(月利)

種 別	最 高	最 低
華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査		



華北主要都市に於ける銀錢並當舖業調査

當座貸越 一分五厘 四厘五毛  
 信用貸付 一分五厘 五厘  
 擔保貸付 一分二厘 八厘

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金 九、七五五、三三七・六七  
 定期預金 六、六七八、七五八・一九  
 特別當座預金 一、九八九、四〇六・二三  
 其他預金(同業者より) 一八六、三九九・五九

一店當預金額

最高 八七七、九三六・五五  
 最低 三一、九五四・四三  
 平均 二七〇、九八一・六〇

(B) 貸付總額

當座貸越 九、一一二、〇四〇・七一  
 信用貸付 六、五〇三、三一四・三七  
 擔保貸付 一、九〇六、八一〇・〇八

擔保貸付 三七一、〇八七・九八  
 其他貸付金(同業者へ) 三三〇、八二八・二八  
 一店當貸付額

最高 六七六、四〇六・八四  
 最低 三二六、八九〇・〇六  
 平均 二五三、一一二・二四

然して貸付總額の資本金並預金總額に對する平均貸付率は八割六分を示し其貸付先職業別は商業へ八二%工業へ五%其他(同業者へ融資)一七、五%なり(調査店數拾四)。

又昭和十四年一ヶ年間に於ける爲替取組高並内譯を示せば左の如し。

取組高(二四店) 四二、二九四、四九八・一一  
 振出額 二〇、六五六、八九八・九七  
 拂戻額 二一、六三七、六九九・一四  
 差引(受取勘定) 九八〇、八〇〇・一七

爲替手數料は一千元に付一元なり主なる仕向地天津、青島並上海亦被仕向地は天津、青島、上海並滿洲各地なり。次に十二月末決算に於ては缺損せるもの五店營業成績は左の如し。

純益總額(三一店) 五九五、〇六七・五一  
 一店當り

華北主要都市に於ける銀錢並當舖業調査

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

城	高	二〇一、六九〇・〇〇
城	低	一六三、八七
平均	(純益總額より缺損總額を控除せる)	一五、九二・一七
缺損總額(五店)		三三、三三九・三〇

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金總額に對する平均利潤率は六割六分の最高率を擧ぐ。

烟葉銀號業

店名所在地	地年設立	組織資本	金	營業者	店員	預付金額	爲替(振)	出金	稅負額	純一年間の
天和興小海陽街	民國	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	史福堂	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
恒聚棧南鴻街	二	〃	五〇,〇〇〇・〇〇	高程九	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
〇鼎泰號中央署致遠街	三	個人	八〇,〇〇〇・〇〇	于子勳	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
〇鼎元號估水街	三	合資	三〇,〇〇〇・〇〇	周景福	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
隆順號北大街	三	〃	四〇,〇〇〇・〇〇	張仲山	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
大昌永	三	個人	一〇,〇〇〇・〇〇	王茂祥	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
鎮豐銀號	三	合資	五〇,〇〇〇・〇〇	張仲山	三	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	三,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇

〇東城水記	慶記銀莊	福順德	永成福	〇福成和	〇裕康號	永義祥	德盛水	隆盛號	〇隆豐號	〇同	德盛仁	協泰	義順
元、四、〇〇〇・〇〇	六、三、〇〇〇・〇〇	三、八、〇〇〇・〇〇	八、二、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇	六、三、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇	元、二、〇〇〇・〇〇	六、三、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇	六、八、〇〇〇・〇〇	三、〇、〇〇〇・〇〇
姜子明	王仙舟	鄭含香	李順軒	張仲山	劉文輝	任利榮	王沐堂	王沐堂	王君志	于觀豐	谷秀軒	曹海南	曹海南
五	二	三	三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三
一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇
五、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査



華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

三七四

協裕北大街	三〇〇〇〇〇〇	林寶堂	三〇〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇
和成	三〇〇〇〇〇〇	通品三	三〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇
裕豐恒	三〇〇〇〇〇〇	李然熙	三〇〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇
福大成	一〇〇〇〇〇〇	王逸亭	一〇〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇
福聚盛	五〇〇〇〇〇〇	王志遠	一〇〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇
協豐號	五〇〇〇〇〇〇	劉紹唐	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
永聚恒	一〇〇〇〇〇〇	賈居五	三〇〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇
恒記太平胡同	一〇〇〇〇〇〇	于澤春	三〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇
敏增昌臨營街	一〇〇〇〇〇〇	張俊生	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
源豐昌利通街	三〇〇〇〇〇〇	王仙州	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
吉祥樓南陽街	九〇〇〇〇〇	王鴻標	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
裕順源記瀋州街	三〇〇〇〇〇〇	孫允吉	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
同泰利桃花街	三〇〇〇〇〇〇	王烈卿	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
協昌盛興隆街	三〇〇〇〇〇〇	初寶山	三〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

公和利會英街 三〇一個人 三〇〇〇〇〇〇 陳仲宣 九 三〇〇〇〇〇 九 三〇〇〇〇〇  
 (德生南記)北門外西街 (九九)合資 (三〇〇〇〇〇〇)張敬唐 (三) 九 九〇〇〇〇〇 三 三〇〇〇〇〇 三 三〇〇〇〇〇  
 計 (共) 三〇〇〇〇〇〇〇 九 三〇〇〇〇〇〇 三 三〇〇〇〇〇 三 三〇〇〇〇〇 三 三〇〇〇〇〇  
 民國二十年六月停業

青島

當市に於ける斯業店舗数は九、民國六年開業の者最も古く民國二十五年即ち一九三六年を止りとし其後新設者無く其組織別内譯は合資四、獨資三、株式並合名各一出資者總べて山東省出身者にして資本金は最高二十萬元、最低一千元平均八萬五千六百元資本金總額七十七萬一千元、従業員數は最多四十五名より最少三名平均二十人を使用總數百八十三名従業し居れり。

次に元金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
常座預金	二厘一毛	一厘二毛
定期預金	一分	五厘
特別常座預金	六厘	二厘一毛

(B) 貸付利率(月利)

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

三七五

種別	最高	最低
當座貸越	一分三厘五毛	七厘五毛
信用貸付	一分五厘	一厘二毛
擔保貸付	一分三厘五毛	七厘五毛

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金	七、三三八、二二三・七三
定期預金	四、七三六、二六〇・六九
特別當座預金	四七六、八六七・一六
其他預金	六七四、四〇二・七八
一店當り預金額	一、四三〇、六九三・一〇

一店當り預金額

最高	一、七三〇、〇〇〇・〇〇
最低	一一、九四二・〇六
平均	七二五、三五八・一九

(B) 貸付總額

當座貸越	四、〇二三、七八四・六八
信用貸付	二、一二八、一七一・二七

信用貸付	一、二九三、四八四・九一
擔保貸付	六〇二、一二八・五〇
一店當り貸付額	
最高	一、〇一七、八〇六・四九
最低	七、〇八九・〇五
平均	四四七、〇八七・一九

然して貸付總額の資本金並預金額總計に對する平均貸付率は四割九分六厘の華北斯業中最低率を示し其貸付先職業別は商業へ七九、三%工業へ四、九%其他(同業者へ融資)一五、八%なり(調査店數六)。

又昭和十四年一ヶ年間に於ける爲替取組高並内譯を示せば次の如し。

取組高(三店)	一一、二二七、一六八・〇〇
振出額	二、一二二、九五〇・〇〇
拂戻額	一〇、〇九四、二一八・〇〇
差引(支拂勘定)	七、九七一、二六八・〇〇

爲替手数料百元に付五角主なる仕向地は烟臺、天津又主なる被仕向地は天津、濟南並滿洲國各地なり。次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く營業成績は左の如し。

純益總額(九店) 三〇〇、一一一・三三

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

一店當り

最高 九六、〇〇〇・〇〇  
最低 一、七〇〇・七八  
平均 三三、三四五・六九

然して純益總額の資本總額に對する平均利潤率は三割九分を擧ぐ。

青島銀號業

店名	所在地	設立年月	組織	資本	營業者姓名	店員數	預付金額	爲替(掛)	川租	負擔金額	純益	一年間の利益
福興	詳海泊路	民國六年	合資	200,000.00	鄭道臣 蓬萊縣	30	200,000.00	5,200.00	1	9,500.00	2,000.00	2,000.00
烟葉天和興支店	河南路				封屏武 萊陽縣	10	100,000.00	5,000.00	1	5,000.00	1,000.00	1,000.00
福聚	和保定路			300,000.00	王振六 掖縣	30	300,000.00	8,000.00	1	10,000.00	2,500.00	2,500.00
立誠	號北京路		合名	100,000.00	王壽山 即墨	8	100,000.00	5,000.00	1	5,000.00	1,000.00	1,000.00
青島商業銀號	河南路		株式	200,000.00	紀毅臣 青島	20	200,000.00	8,000.00	1	10,000.00	2,500.00	2,500.00
烟葉福順德支店	天津路		合資	100,000.00	李視農 招遠縣	10	100,000.00	5,000.00	1	5,000.00	1,000.00	1,000.00
義成錢莊	山東路		個人	100,000.00	王百南 即墨	3	100,000.00	3,000.00	1	3,000.00	700.00	700.00

義聚合々	裕昌銀號	計
100,000.00	100,000.00	200,000.00
王升三 掖縣	劉松如 黃縣	
1,300,000.00	500,000.00	1,800,000.00
7,300.00	2,000.00	9,300.00
1,300,000.00	500,000.00	1,800,000.00
7,300.00	2,000.00	9,300.00
1,300,000.00	500,000.00	1,800,000.00
7,300.00	2,000.00	9,300.00
1,300,000.00	500,000.00	1,800,000.00
7,300.00	2,000.00	9,300.00

濟南

當市に於ける斯業店舗數は二拾五光緒十九年設立のもの最も古く昭和十四年中に開業なし共組織別内譯は合資拾一、獨資拾二、合名一、株式一にして、出資者出身地は殆んど山東省にして其内特に章邱出身は過半數の一三、店を占め一特色にして外に山西省出身二店有り。資本金は最高三萬二千元より最低一萬元平均一萬七千八百元、總額に於て四拾四萬六千元なり。従業員數は最多拾六人より最少四名平均九名使用し居り總數二百二拾五名なり。

次に預金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
當座預金	五厘	一厘二毛
定期預金	一分五厘	三厘
特別當座預金	一分二厘五毛(平均)	

(B) 貸付利率(月利)

華北主要都市に於ける銀號並當業調査

種別 最高 最低

當座貸越 三分 三厘

信用貸付 三分 五厘

擔保貸付 二分一厘 八厘

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金 五,五八〇,八八三・三五

定期預金 二,八八五,九一九・九二

特別當座預金 一,五五二,五〇八・〇三

其他預金(同業者より) 一〇五,四九九・一一

一店當預金額 一,〇三六,九五六・二九

最高 五九四,三三三・六五

最低 三四,三五五・〇〇

平均 二二三,二三五・三三

(B) 貸付總額

當座貸越 四,九〇七,三八一・七五

二,九〇〇,二八六・一四

信用貸付 一,四一九,四七五・〇八

擔保貸付 一四三,六六九・七九

其他貸付金(同業者へ) 四四三,九五〇・七四

然して貸付總額の資本金並預金總額に對する平均貸付率は八割二厘を示し、其貸付先職業別は商業へ八四、三%  
工業へ〇、四%、其他(同業者へ融資)一五、三%の割合なり。

又昭和十四年一々年間に於ける爲替取組高並内譯を示せば左の如し。

取組高(一〇)

振出額 一八,一七四,八九九・三八

振戻額 九,六〇一,〇一〇・六九

拂戻額 八,五七三,八八八・六九

差引(支拂勘定) 一,〇二七,一二二・〇〇

爲替手數料は一千元に付二元乃至三元にして主なる爲替仕向地は天津、北京、青島、上海、烟臺、周村、被仕向地は滿洲國、天津、青島北京なり。

次に十二月末決算に於ては缺損せるもの四店に過ぎず營業成績に付きては

純益總額(一一)

一店當り 一二二,四二一・八七

最高 一八,四一五・七二

最低 七四九・八八

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

平均(純益總額より缺損總額を控除せる)

五、三五二・九五

缺損總額(四店)三九〇・一五、(外に不詳三店)

然して純益總額(缺損額を控除せるもの)の資本金總額に對する平均利潤は二割九分八厘なり。

濟南銀號業

店名	所在地	設立年月	組織	資本金	營業者氏名	出身地	店員人數	預付金額	爲替振出金額	租稅負擔金額	純一年間の利益
德源銀號	院西大街	民國	個人	10,000.00	蘇福臣	歷城	七	(三三,六二五)	—	七〇	二,五九〇・三
信昌銀號	運署街	元、一	合資	10,000.00	劉壽山	—	七	(六,七〇五)	—	—	七五〇・〇
運利銀號	南門裏大街	元、三	—	10,000.00	郭介臣	章邱	五	(七,九七〇)	—	—	缺損
泰源銀號	西關鐵塔街	光緒	個人	10,000.00	景印堂	歷城	六	(六,八〇〇)	—	—	二,〇〇〇
萬福恒	普利街	民國	合資	15,000.00	鄭瑞軒	長清	四	(七,七〇〇)	—	—	△五〇・五
福益合	西關竹巷	元、一	—	10,000.00	趙言五	章邱	八	(四,四〇〇)	—	—	二,一〇〇
公慶號	商埠經三路	元、六	—	10,000.00	袁少謙	—	六	(五,九〇〇)	—	—	缺損〇
元康銀號	西關普利街	元、三	個人	10,000.00	董殿讓	—	三	(三,九〇〇)	—	—	六,〇〇〇
錦豐	商埠二大馬路	元、三	合資	15,000.00	段秀峰	清源	九	(四,九〇〇)	—	—	七,九〇〇

店名	所在地	設立年月	組織	資本金	營業者氏名	出身地	店員人數	預付金額	爲替振出金額	租稅負擔金額	純一年間の利益
慶泰昌銀號	西關普利街	元、三	個人	10,000.00	牛敬之	章邱	二	(三,四〇〇)	—	—	三,七〇〇
聚興銀號	緯五路	元、二	—	10,000.00	陳有章	濰縣	〇	(二,八〇〇)	—	—	二,九〇〇
三合恒銀號	城裡將軍街	光緒	—	10,000.00	高鏡軒	章邱	九	(七,二〇〇)	—	—	二,五〇〇
通益銀號	經三路	民國	合資	10,000.00	張仁山	—	四	(三,四〇〇)	—	—	二,〇〇〇
元泰銀號	緯五路	元、七	—	10,000.00	張開波	—	五	(五,三〇〇)	—	—	一,一〇〇
德慶銀號	商埠緯五路	元、三	合資	10,000.00	張三	鄒平	二	(二,九〇〇)	—	—	一,一〇〇
鴻記銀號	—	元、三	個人	10,000.00	李鴻章	長山	八	(六,九〇〇)	—	—	五,〇〇〇
厚記銀號	經二路緯五路	元、三	—	10,000.00	郭世勳	章邱	八	(六,八〇〇)	—	—	二,〇〇〇
和盛公	經三路泰康里	元、六	合資	10,000.00	孫源東	廣饒	五	(三,八〇〇)	—	—	一,〇〇〇
大德通	館驛街	光緒	個人	10,000.00	戴正卿	鄒縣	四	(五,五〇〇)	—	—	缺損〇
元亨銀號	西關估衣街	民國	合資	10,000.00	元康	歷城	八	(三,七〇〇)	—	—	一,〇〇〇
慶泰昌	西關估衣街	光緒	個人	10,000.00	尹韶九	章邱	九	(三,四〇〇)	—	—	六,〇〇〇
啓明新記	城內美蓉街	民國	株式	10,000.00	李鴻鈞	—	七	(三,三〇〇)	—	—	二,三〇〇
福順德支店	商埠經三路	元、三	個人	10,000.00	魏恩普	福山	二	(三,九〇〇)	—	—	三,〇〇〇

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

三益 太西關蔡前巷	民國	10,000.00	柴子珊 草邱	三	一六、三三〇・七五	(三六、二五〇・〇〇)	七〇・〇〇	二、五〇・七六
鴻泰 永經四路	民國	5,000.00	尹慶齋	一六	(三五、七〇・三三)	—	三〇・〇〇	七、三三・五五
計	(三五)	四、〇〇〇・〇〇		三五	(四、〇〇〇・〇〇)	(九、三三〇・〇〇)	四、〇〇〇・〇〇	二、三三二・八五

石家莊

當市に於ける斯業店舗数は拾四民國二十二年設立のもの最も古く昭和十四年中に拾軒の開業有り其の組織別内譯は合資七合名一、獨資六にして出資者は山西省出身多く拾四店中拾店を占め、河北省出身四店なり、資本金は最高三萬元より最低二千元平均九千二百元總額に於て拾二萬九千五百元なり、従業員数は最多二拾五人より最少五人平均十四人を使用し居り總數百九拾三従業員居れり。

次に預金利率は定期預金にて月利一分二厘又貸付利率は當座貸越信用貸付共に日歩最高六錢より最低四錢の如きなり。

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸出の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額	一、四八五、三三五・一五
當座預金	一、四八四、三三五・一五
定期預金	一、〇〇〇・〇〇
一店當り預金額	

最 高	三、一四、五二一・二六
最 低	八、一九一・七六
平 均	一〇六、〇九五・三四
(B) 貸付總額	九九一、九五六・九一
當座貸越	九四一、〇〇六・九一
信用貸付	五〇、九五〇・〇〇
一店當り貸付額	

最 高	二五七、七五七・〇四
最 低	六、七一六・七三
平 均	七〇、八五四・〇七

然して貸付總額の資本金並預金額總計に對する平均貸付率は六割一分を示し其の貸付先は總べて商業融資なり。又昭和十四年一ヶ年間に於ける爲替取組高並内譯を示せば左の如し。

取 組 高	二五、五九八、五〇四・〇〇
振 出 額	一四、〇九八、七八九・六二
拂 戻 額	一一、四九九、七一四・三八
差引(支拂勘定)	二、五九九、〇七五・二四

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査



主要爲替取組地は天津、北京、太原並保定なり。

次に十二月末決算に於て缺損せるもの四店營業成績左の如し。

純益總額(一〇店)	三八、〇八三・八二一
一店當り	九、八六二・一五
最 高	一、一三八・一八
最 低	二、三三三・六七
平均(純益總額より缺損總額を控除せる)	四、八五二・四八

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金總額に對する平均利潤率は二割七分を舉ぐ。

石家莊銀號業

店名	所在地	設立年月	組織	資本	氏名	出身地	店員數	預付金額	爲替(振)	田租	負擔金額	純一年間の利益
冀生號	共榮街	民國	合資	三〇,〇〇〇	李步文	獲鹿縣	九	(三,七七一・一)	七,〇〇〇	(三,〇〇〇)	三,〇〇〇	三,〇〇〇
義生號	明德街	民國	合資	五〇,〇〇〇	馬金福	〃	三	(三,九〇〇・〇)	〇	(三,〇〇〇)	〇	〇
建源號	同安里	民國	合資	五〇,〇〇〇	成良	文水縣	四	(四,〇〇〇・〇)	〇	(三,〇〇〇)	〇	〇
同牲號	小市街	民國	個人	五〇,〇〇〇	耿幸民	東鹿縣	三	(三,〇〇〇・〇)	〇	(三,〇〇〇)	〇	〇
秋祥號	同樂東胡同	民國	合資	三〇,〇〇〇	靳嘉樹	磁石縣	五	(三,七七一・一)	七,〇〇〇	(三,〇〇〇)	三,〇〇〇	三,〇〇〇

中誠銀號	親善街	民國	個人	一〇,〇〇〇	川榮	〃	五	(一〇,〇〇〇・〇)	一〇,〇〇〇	(一〇,〇〇〇)	〇	〇
華成銀號	共榮街	民國	合資	一〇,〇〇〇	李榮山	〃	六	(三,〇〇〇・〇)	〇	(三,〇〇〇)	〇	〇
信益	恒	〃	〃	三,〇〇〇	張從田	平定縣	〇	(三,〇〇〇・〇)	〇	(三,〇〇〇)	〇	〇
謙義恒	明德街	民國	個人	五,〇〇〇	趙鳴岐	祁縣	四	(五,〇〇〇・〇)	〇	(五,〇〇〇)	〇	〇
合益	南大街	〃	〃	八,〇〇〇	黃榮淵	平定縣	六	(八,〇〇〇・〇)	〇	(八,〇〇〇)	〇	〇
益	恒昌共榮街	〃	〃	一〇,〇〇〇	張恩浦	靈石縣	三	(一〇,〇〇〇・〇)	〇	(一〇,〇〇〇)	〇	〇
恒順	中華胡同	〃	合資	五,〇〇〇	姜瀾川	陽泉縣	五	(五,〇〇〇・〇)	〇	(五,〇〇〇)	〇	〇
爭大	中華胡同	〃	〃	一〇,〇〇〇	張鏡海	靈石縣	三	(一〇,〇〇〇・〇)	〇	(一〇,〇〇〇)	〇	〇
大翔	至善街	民國	個人	五,〇〇〇	高翔雲	獲鹿縣	五	(五,〇〇〇・〇)	〇	(五,〇〇〇)	〇	〇
計				三三,〇〇〇			一五	(三三,〇〇〇・〇)	〇	(三三,〇〇〇)	〇	〇

保定

當市に於ける斯業店舗數は七、光緒三二年設立のもの最も古く、昭和十四年中に新設二有り、其の組織別内譯は獨資に依るもの多く五、合資に依るもの二、出資者は矢張り山西省出身多く七店中五店を占め河北省出身二店なり、資本金は最高二萬元より最低一千二百元平均一萬二千元總額に於て七萬一千七百元なり、従業員數は最多拾五人より最少六人平均拾人、總數六拾九名從業し居れり。

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

華北主要都市に於ける銀號並當鋪業調査

次に預金並貸付利率を擧ぐれば左の如し。

(A) 預金利率(月利)

種別	最高	最低
當座預金	九厘	八厘

(B) 貸付利率(月利)

種別	最高	最低
當座貸越	一分四厘	一分二厘
信用貸付	一分五厘	一分三厘

次に昭和十四年十二月末現在に於ける預金並貸付の内譯を示せば左の如し。

(A) 預金總額

當座預金	四二一、五二二・五三
定期預金	一三七、〇二九・七三
一店當り預金額	

最高	一七七、五三九・〇七
最低	九、五〇〇・〇〇
平均	九四、〇七八・八九

(B) 貸付總額

當座貸越	四六五、一七八・五一
信用貸付	三一〇、八〇七・八〇
一店當り貸付額	一五四、三七〇・七一

最高	一〇七、二八〇・〇〇
最低	一〇、九〇六・〇〇
平均	六六、四五四・〇七

然して貸付總額の資本金並預金總額に對する平均貸付率は六割三分を示し、其貸付先職業別は商業へ九八・九% 農工業へは無く、其他(同業者へ融資)一・一%なり(調査店數五)。

又昭和十四年一ヶ年間に於ける爲替取組高並内譯を示せば左の如し。

取組高(七店)	二〇、六五六、〇〇〇・〇〇
振出額	一一、九八四、〇〇〇・〇〇
拂戻額	八、六七二、〇〇〇・〇〇
差引(支拂勘定)	三、三二二、〇〇〇・〇〇

爲替手数料は一千元に付一元前後然して主なる取組地は天津、北京並石家莊なり。次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く營業成績は左の如し。

華北主要都市に於ける銀號並當鋪業調査

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

純益總額(七店)  
店當り

最高	二八、四九一・六七
最低	一二、二七三・四六
平均	二九・五六
均	四、〇七〇・二四

然して純益總額の資本金總額に對する平均利潤率は三割九分七厘を擧ぐ。

保 定 銀 號 業

店名	所在地	設立年月	組織資本	資本金	店員數	預付金額	貸付金額	振替(掛)	出展	租稅金額	一年間の純益金額
駐保木主源城星廟街	天津	民國	個人	三〇,〇〇〇	六	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
積德恒西街	天津	民國	個人	八,〇〇〇	二	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
葛順樂北大街	天津	光緒	合資	一〇,〇〇〇	二	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
永興號西大街	天津	民國	個人	一〇,〇〇〇	二	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
裕源祥	天津	元	個人	三,〇〇〇	八	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
益恒星西大街秀水胡同	天津	三	個人	一〇,〇〇〇	五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
益豐厚南街	天津	三	合資	三〇,〇〇〇	九	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇

計

七、七〇〇・〇〇

六、〇〇〇・〇〇 (算入) 二、〇〇〇・〇〇 (算入) 八、〇〇〇・〇〇 (算入) 一、三三三・〇〇 (算入) 六、九三三・〇〇 (算入)

二、當 舖 業

天 津

當市に於ける當舖業は(英佛租界内に於ける當舖業は除く)華街に當業二十四店、質業十店、及日本租界内に質業十一店、合計四十五店あり、其の内容に付ては當舖業に區分後述するも前記四十五店中出資者は當市銀號業の河北省出身多きに比し、逆に山西省出身多く三十一店を占め、河北省出身十四店なり、資本金總額は百九十萬元、副本總額は二百三萬五千八百十九元、其の兩者總計三百九十三萬五千八百十九元に及べり、従業員總數は一千三十名従業員居り。

次に昭和十四年一ヶ月間に於ける營業狀況を示せば左の如し(四五店)

貸出件數	三、七五三、四九三件
貸出金額	九、九四五、四一一元
回收件數	三、一五六、六一五件
回收金額	八、六二二、九八〇元
流質件數	一八一、〇七三件

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

流質金額 三五二、二四五元  
流質品賣却額 六一三、〇五五元

然して一件當り平均貸付額は二・六五元、又昭和十四年末現在當市華人戸數二五五、九九九戸より華人一戸當りに付平均年十五回の利用と見らる可。

尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し(四五店)

件數 三、七四三、二九三件  
金額 九、八六五、四〇八元

(イ) 當業

當市に於ける當業數は(英佛租界に於ける當業は除く)華街に二十四店有り、咸豐四年設立のもの最も古く昭和十四年中には一店も新設無し、然して其の組織別内譯は合資に依るもの十六、獨資に依るもの八なり、其の出資者は二十四店中山西省出身十七店を占め、河北省出身七店なり、資本金は最高十萬元、最低二萬元、平均四萬八千五百元、總額に於て百十六萬四千元、又總て副本を有し最高十五萬八千三百元、最低二萬元、平均七萬九千七百元、總額百九十一萬二千八百九十九元、兩者合して實に三百七萬六千八百九十九元に達せり、従業員數は最多三十八名より最少十五名、平均二十七名を使用し、總數六百三十八名従業員し居れり。

次に貸付月利は二分三厘(利率一分五厘並保管料八厘)にして流質期限は十八ヶ月なり、入質物件は衣類八五%、九〇%、其他雜品一〇%—一五%の割合にて其標準評價率は總して時價の七〇%なり、入質最盛月は二月、三月

並四月なり。

次に昭和十四年一ヶ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し(二四店)

貸出件數 二、九一七、八九九件  
貸出金額 六、九六九、六一八元  
回收件數 二、四四七、四〇四件  
回收金額 六、一二五、七三七元  
流質件數 一二四、九五三件  
流質金額 二二二、三四三元  
流質品賣却額(未處分品の評價額を含む) 三八七、七七八元

然して一件當り平均貸付額は二・四元、貸付期間は平均六ヶ月弱なり。

次に流質品賣却(未處分品の評價額を含む)に依る収益は流質金額に對し七割四分の増益率を擧ぐ。  
次に十二月末決算に於ては缺損せるもの無く營業成績を示せば左の如し。

純益總額(二四店) 二八七、五三一元  
一店當り 二五、二〇〇元



(福源當)	三、九	封靜庵	一、八、五〇〇	二、八、四〇〇	四、八、三〇〇	一、六、五〇〇	三、七、七〇〇	三、七、七〇〇
(萬成當)	六、九	温榮旋	一、四、〇〇〇	二、五、九〇〇	九、三〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
(同福當)	三、六	梁子輝	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
(源祥當)	三、二	王華忱	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
(西北城角)	三、二	北志	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇	一、五、〇〇〇
計	一、九、三、八、九		六、九、七、〇〇	一、四、四、〇〇	一、四、四、〇〇	一、四、四、〇〇	一、四、四、〇〇	一、四、四、〇〇

(ロ) 質 業

當市に於ける質業数は二拾一店にして光緒三十二年設立のもの最も古く、昭和十四年中に開業のもの一店有り、然して其組織別内譯は、合資に依るもの拾三、獨資に依るもの八なり、出資者は二拾一店中山西省出身拾四店を占め、河北省出身七店なり、資本金は最高拾六萬元最低五十萬元平均、三萬五千元總額に於て七拾三萬六千元、副本を有するもの六店其額拾貳萬三千元、兩者合して八拾五萬九千元なり、従業員数は最多四拾名より最少八名平均拾九名を使用し總數三百九十二名従業し居れり。

次に貸付月利は二分八厘(利率二分五厘並保管料三厘)にして流質期間は當地營業同様拾八ヶ月なり、入資物件は衣類七〇—八五%其他雜品一五—三十%の割合て其標準評價率は最高七〇%最低四〇%平均六五%にして營業に比し矢張り概して低率なり、入質最盛月は二月及三月なり。

次に昭和十四年一ヶ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し(二一名)

貸出件數	八三五、五九四件
貸出金額	二、九七五、七九三元
回收件數	七〇九、二二一件
回收金額	二、四九七、二四三元
流質件數	五六、一二〇件
流質金額	一、二八、九〇二元
流質品賣却額 (未處分品の評價額を含む)	二二五、二七七元

然して一件當り平均貸付額は三、五元、貸付期間は平均六ヶ月間なり。

次に流質品賣却(未處分品の評價額を含む)に依る収益は流質金額に對し八割七分を擧ぐ。次に十二月末決算に於ては缺損せるもの一店に過ぎず、營業成績を示せば左の如し。

純益總額(二〇店)	一三七、六八六元
一店當り	
最 高	三〇、四〇〇
最 低	二、〇〇〇
平 均 (純益總額より缺損總額を控除せる)	

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

缺損總額(一店)

二、七〇〇

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金並副本總額に對する平均利率は一割六分を示せり。

尙昭和十四年十二月末現在に於ける貸出は左の如し(二一店)。

件數 八二四、五九四件  
金額 二、八九五、七九三元

天津當舖業

店名	設立年月	組織	資本金	資本	經營者	職貸出件數	回收件數	流質件數	流質品	昭和十四年末現在貸出件數	利息收入	租稅
(永茂當舖)	民國五年	合資	八,000,000	八,000,000	郭松圃	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
(利和當舖)	民國五年	合資	3,000,000	3,000,000	李華安	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(聚興當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	陳青甫	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(大同當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	王幹臣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(桐昌當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	王幹臣	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(福聚當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	胡式德	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(泰昌當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	王勳亭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(美源當舖)	民國五年	合資	2,000,000	2,000,000	王勳亭	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

店名	設立年月	組織	資本金	資本	經營者	職貸出件數	回收件數	流質件數	流質品	昭和十四年末現在貸出件數	利息收入	租稅
(恒裕當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	耿貽庭	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(慶昌當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	郭海山	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(大昌當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	郭海山	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(裕豐當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	郭海山	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(聚源當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	郭海山	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(同升當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	魏雨江	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(特一區當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	郭海山	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(公茂當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	王子壽	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(同義當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	劉鳴岐	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(天德當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	劉鳴岐	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(特四區當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	林士朋	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(特三區當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	文質港	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(同聚東當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	文質港	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(聚順質當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	王翰堂	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(永聚質當舖)	民國五年	合資	10,000,000	10,000,000	陳厚齋	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査





従業員数は最多二十人、最少九人、平均十二人を使用し總數百十四名従業し居れり。  
次に貸付月利は二分七厘（利率一分五厘保管料一分二厘）にして流質期間一三ヶ月なり、入質物件は衣類八五%、  
九〇%、首飾一五%—一〇%の割合にして其の標準評價率は總じて時價の六〇%—七〇%なり、貸出最盛期は二、  
三、四、五月なり。

次に昭和十四年に於ける營業狀況を示せば左の如し（一〇店）。

貸出件数	三三三、三五八件
貸出金額	八〇一、七六四元
回収件数	二五〇、五七三件
回収金額	六九〇、九七二元
流質件数	一一、四五四件
流質金額	二五、二六〇元
流質品賣却額（未處分品は評價額）	四八、八四〇元

然して一件當平均貸付額は二、五元、貸付期間は平均八ヶ月強にして亦昭和十四年末現在當市華人戸數二三、三、  
三六戸より華人一戸當り年一四回弱平均の利用と見らる可。

次に流質品賣却（未處分品の評價額を含む）に依る収益は流質金額に對し九割三分の増益率を擧ぐ。  
次に十二月末決算に於て缺損せるもの無く營業成績を示せば左の如し。

純益總額（一〇店）	二七、五〇〇元
一店當り	
最 高	三、〇〇〇
最 低	一、六〇〇
平 均	二、七五〇

然して純益總額の資本金並副本總額に對する平均利潤率は四分三厘の低率にて右は裕民公司の有力なる資金的バ  
ツクを有するに反し資金難と共に低金利並流質期間の優利等の爲裕民公司の利用者多く、爲に漸次營業成績は低下  
せるもの、如し。

尙昭和十四年末、現在に於ける貸出は左の如し（一〇店）

件 數	一五五、一九一件
金 額	三〇八、六九一元

唐山當舖業

(商店名) 設立組織	及 資本金經營者職員貸出件數	回収件數	流質件數	流質品	昭和十四年(利息) 租 稅
營 業 所 年 月 性 質	及 資本 氏 姓名 本 用 身 地 人 數 (金 額)	(金 額)	(金 額)	總 價 額 (金 額)	現 在 (收入) 及 負 債 額
(永義堂) 民國 合 資 三、〇〇〇 李 長 代 三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
狀 元 三 號 三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

華北主要都市に於ける銀錢並當舖業調査



最 低 二、九六五・〇〇  
平均 二、〇四六・五一

然して純益總額の資本金總額に對する平均利潤率三割一分の高率を擧ぐ。  
尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し(三店)。

件 數 二一、三八八件  
金 額 五四、四五七元

山海關當舖業

(商店名) 設立組織	資本金	經營者	職	貸出件數	回收件數	流質件數	流質品	昭和十四年末現在(利及)	租稅
營業所 年月 性質 業種	及	及	及	及	及	及	及	及	及
(公裕和當) 民國合資	10,000.00	王煥章	元	3,243	3,243	2,853	3,243.00	3,243.00	100.00
柴本市 一典當	30,000.00	周子瑜	元	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	100.00
(世興當) 〓 〓 〓	10,000.00	趙炳文	元	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	100.00
西衛 〓 〓 〓	10,000.00	〓 〓 〓	元	〓 〓 〓	〓 〓 〓	〓 〓 〓	〓 〓 〓	〓 〓 〓	〓 〓 〓
計	40,000.00			5,243	5,243	4,653	5,243.00	5,243.00	300.00

當市に於ける當舖業數は八店(當)民國二十年設立のもの最も古く昭和十四年中に開業のもの二店有り、然して其

組織別内譯は合資に依るもの七、獨資に依るもの一なり。

資本金は最高四萬六千元より最低三萬元平均三萬五千六百元、總額に於て二拾八萬五千五百元なり、共出資者は山西省福山縣出身者最も多く八店中七店を占め山東省黃縣出身一店なり、従業員數は最多十四人、最少十人、平均十三人を使用し總數九十五名従業員し居れり。

次に貸付月利は三分(利率二分並保管料一分)にして流質期限は十三ヶ月なり、入質物件は衣類八〇%、首飾二〇%の割合にて一、二、三並四月が一年を通じ貸付最盛月なり。

次に昭和十四年一ヶ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し(八店)。

貸出件數	二四六、五四九件
貸出金額	九五、七三五〇元
回收件數	二〇二、九三八件
回收金額	七四三、八五三元
流質件數	二二、二一一件
流質金額	五〇、七〇〇元
流質品賣却額(未處分品の評價額を含む)	八三、〇九七元

然して一件當り平均貸付額は三、九元、貸付期間は平均五ヶ月強にして亦昭和十四年末現在當市華人戸數三四、五五〇戸より華人一戸當りに付平均年七回の利用と見らる可。

華北主要都市に於ける銀錢並當舖業調査

次に流質品賣却(未處分品の評價額を含む)に依る収益は流質金額に對し六割四厘の増益率を擧ぐ。次に十二月末決算に於ける營業成績を示せば左の如し。

純益總額(六店)

六九、五四一元

一店當り

最高

一七、〇一四

最低

七、〇九五

平均(純益總額より缺損總額を控除せる) 七、五八八

缺損總額(二店)

八、八三二

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金總額に對する平均利潤率は二割一分を擧ぐ。

尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し(八店)

件數	一〇一、六八二件
金額	四二二、三三一元

● 烟臺當舖業

商店名	設立組織	資本金	經營者姓名	職貸出件數	回收件數	流質件數	流質品	昭和十四年(利息)及(利息)租稅
(永昌當舖)	民國合資	三、〇〇〇	安東川	一	一	一	一	一、八八三
(西門當舖)	民國合資	三、〇〇〇	吳	一	一	一	一	一、八八三

(同業當舖)	孫易三	三、〇〇〇	元、四、〇〇〇	八、〇〇〇	三、二二五	二、五、〇〇〇	六〇
(利通當舖)	初芝石	二、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
(鉅康當舖)	車學占	二、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
(德利當舖)	初夢修	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
(裕濟當舖)	王開庭	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
(大和當舖)	張茂堂	二、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
(恒源當舖)	車幼五	三、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇
計		三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

● 青島

當市に於ける當舖業數は拾四店にして民國十七年設立のもの最も古く昭和十四年中に開業のもの一店有り、然して其組織別内譯は合資に依るもの殆んどにて拾三、獨資に依るもの一に過ぎず、出資者は總べて山東省出身なり、資本金は最高九萬元より最低一萬元、平均二萬七百元、總額に於て二拾九萬元、副本を有するもの二兩者合して三拾三萬八千元なり。

従業員數は最多八人、最少三人、平均五人、總數七拾名從業し居れり。次に貸付月利は三分(利率二分並保費料一分)にして流質期限は拾三ヶ月なり、入質物件は衣類五〇%、首飾三〇%、華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

※其他雜品二〇%の割合にて其標準評價率は總じて時價の五〇%なる如し、一年を通じ最盛入質月は二月、三月の兩月なり。

次に昭和十四年一ケ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し(一四)

貸出件數	二四七、九一一件
貸出金額	八〇五、〇一四元
回收件數	二一〇、八一九件
回收金額	六五二、六五六元
流質件數	一一、三〇四件
流質金額	二五、五八一元
流質品賣却額(未處分品の評價額を含む)	四三、九二六元

然して一件當り平均貸付額は三、二五元、貸付期間は平均五ケ月弱にして又昭和十四年末現在當市華人戸數九七、六六八戸より華人一戸當りに付平均年三回弱の利用と見らる可。

次に流質品賣却未賣却(未處分品の評價額を含む)に依る収益は流質金額に對し七割二分の増益率を擧ぐ。次に十二月末決算に於て缺損せるもの四店(外に本店計算四店)營業成績を示せば左の如し。

純益總額(六店)	二一、七九〇元
一店當り	

最 高 七、五〇〇元

最 低 一、三〇〇元

平 均 (純益總額より缺損總額を控除せる)

一、三六〇元

四、一〇〇元

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金並副本總額に對する平均利潤率は五分六厘の低率なり。

尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し(一四店)。

件數	六九、〇三〇件
金額	二四九、〇〇〇元

青島當舖業

商 店 名	設立及組織	資本金	經營者	兼貸出件數	回收件數	流質件數	流質品總價額	昭和十四年末現在(利息收入額)	租稅負擔額
營 業 所	年月	性質	資本	本 身	數	額	額	總 額	額
(成) 雲南路	民國	合資	成始之	數	額	額	額	總 額	額
(永) 永興	八	常 押	李志遠	數	額	額	額	總 額	額
(益) 益隆	二	常 押	華香庭	數	額	額	額	總 額	額
(晉) 晉源	二	常 押	孫香圃	數	額	額	額	總 額	額
(威) 威海	二	常 押	孫香圃	數	額	額	額	總 額	額

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

華北主要都市に於ける銀號及當舖業調査

支店	資本	預金	貸付	負債	純利益	備付金	その他
晉豐支店	10,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
華益支店	5,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
益都支店	3,000,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
雲南路	2,000,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
東路	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
河南路	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
德盛	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
奉天路	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
長安路	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
瑞豐	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
保定路	1,000,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
計	30,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

濟南

山東省裕民當株式會社本公司は當市特務機關、領事館、省公署協議の下に昭和十四年七月二十七日設立せられたるものにして内容は日支合辦に依る中國法人にて資本金は二拾五萬圓（一萬株）にて日本側五千株、中國側五千株を引

受け然して裕魯當の建築物を以て支那側の現物出資に充つ（評價七萬圓）尙現在ある當補拾七軒（日本側拾六、支那側一）は本公司の分營業所とし向ふ五ヶ年を限り自己の獨立計算を以て經營し本公司は之に關係なきも五ヶ年後は一

律無條件に本公司に合併するものとす。  
貸付利率は月利三分にして入質物件は衣類最も多く八〇%を占め布團類一五%、其他五%の割合なり。  
一年を通じ貸出最盛月は十二月、一月、二月、九月の順にて右四ヶ月最も多し、營業狀況を示せば左の如し（自昭和十四年八月至昭和十五年二月末）

濟南當舖業

商號	營業所	設立年月	組織	資本	營業性質	職員人數	流質件數	流質金額	昭和十四年末現在貸出件數	利息總額	純利益	租稅
裕民當	按察司街	民國十年	日華合辦	2,500,000	當	20	1,000	1,000,000	1,000	100,000	10,000	200,000

石門

當市に於ける當舖業は二店（質）に過ぎず、共に合資組織にて資本金總額一萬三千元なり、出資者は總べて山西省出身なり、次に貸出月利は三分にして流質期限は六ヶ月なり、入質物品は衣類八〇%、其他二〇%の割合にて標準評價率は時價の六〇%にして一年を通じ最盛貸出月は二、三、四、四月なり。  
次に昭和十四年一ヶ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し。

貸出件數

四二、九三四件

華北主要都市に於ける銀號及當舖業調査

貸出金額	一〇九、七一七元
回収件数	三八、四六四件
回収金額	九三、九二七元
流質件数	二、二四六件
流質金額	三、二二五元
流質品賣却額 (未處分品は評價額)	六、六三三元

然して一件當り平均貸付額は四、五元、貸付期間は平均三ヶ月弱にして又利用状況に付きては昭和十四年末現在當市華人戸數一五、〇八〇戸より華人一戸當りに付年平均三回弱の利用と見らる可。

次に流質品賣却 (未處分品の評價額を含む) に依る収益は流質額に對し拾割六分の増益率を示す。次に十二月末決算に於ける營業成績を示せば左の如し。

純益總額 (二店)	一、一四七元
一店當平均	五七三
然して純益總額の資本金總額に對する平均利潤率は七分八厘を擧ぐ。	
尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し (二店)。	
件数	九、九一六件
金額	二四、三〇〇元

石門當舖業

(商店名)	設立組織	資本經營者	貸出	回収	流質	現存	昭和十四年末	利息	純益	租稅
營業所	年月	姓名	件數	金額	件數	金額	件數	金額	金額	金額
(大成當舖)	民國八年	張廷芳	八七	一、三〇〇	三三	九、八一	七〇	一、八一	二、三〇	三三〇
中華胡同	民國八年	張廷芳	三三	一、三〇〇	三三	九、八一	七〇	一、八一	二、三〇	三三〇
(信順當舖)	民國八年	張廷芳	三三	一、三〇〇	三三	九、八一	七〇	一、八一	二、三〇	三三〇
南大街	民國八年	張廷芳	三三	一、三〇〇	三三	九、八一	七〇	一、八一	二、三〇	三三〇
保	定									

當市當舖業數は六店にして (質) 民國八年設立のもの最も古く昭和十四年中に開業一店有り、その組織別内譯は合資に依るもの五、獨資のもの一なり、資本金は最高二萬元、最低三千元、平均八千一百元總額に於て四萬九千元なり、共出資者は六店中山西省嶺石出身三店河北省出身三店なり、従業員數は最多拾四人、最少七人、平均拾人を使用し總數六拾名従業員居れり。

次に貸付月利は三分にして流質期限は拾ヶ月なり、入質物件は衣服八〇%其他二〇%にて評價標準率は總じて時價の六〇%にして最盛貸出月は二月並三月なり。

次に昭和十四年一ヶ年間に於ける營業狀況を示せば左の如し (六店)。

貸出件數	一八六、五三〇件
貸出金額	三〇六、四二〇元

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

回収件数	一一八、九五〇件
回収金額	一九五、八九〇元
流質件数	三、五三一件
流質金額	五、四二四元
流質品賣却額(未處分品は評價額)	九、六七〇元

然して一件當り平均貸付金額は一、六元、貸付期間は平均六ヶ月弱にして又昭和十四年末現在當市華人口數五一、九二五戸より華人一戸當りに付平均年四回弱の利用と見らる可。

次に流質品賣却(未處分品の評價額を含む)に依る収益は流質金額に對し七割八分を擧ぐ。

次に十二月末決算に於て缺損せるもの一店にして營業成績を示せば左の如し。

純益總額(五店)	三、七一〇元
一店當り	
最高	一、四〇〇
最低	一〇〇
平均(純益總額より缺損總額を控除せる)	二八五
缺損總額(一店)	一一、〇〇〇

然して純益總額(缺損總額を控除)の資本金總額に對する平均利潤率は三分五厘の低率に過ぎず。

尙昭和十四年末現在に於ける貸出は左の如し(六店)

件数	六二、九九〇件
金額	一〇四、八七〇元

保定當舖業

(商號)設立組織資本金	營業經營者姓名	職人員數	貸出件數	回収件數	流質件數	流質品未現存	昭和十四年利息收入額	純益金額	租稅負擔額
(義和堂)民國合資一〇、〇〇〇	何幼岩	三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(天和成)八、〇〇〇	張石	七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(玉豐)五、〇〇〇	山代南	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(福順)三、〇〇〇	史惠前	八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(源生當餘肥)三、〇〇〇	張石	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(源生當選肥)三、〇〇〇	張石	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(新長南街)三、〇〇〇	張石	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(二) 銀號業

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査



華北主要都市に於ける銀號業に付今回調査せるもの二百拾三店にして其組織別内譯は合資百拾三店、獨資九拾三店、株式四店、合名三店にして經營者出身地は河北省出身最も多く百二拾店、山東省出身七拾一店、山西省二拾一店、浙江省一店なり、如斯獨資に依るもの總體の約四割四分を占むるは經濟的に立脚せるより郷土信用を基底とせる斯業の一特色とも見られ加ふるに取引の簡易化は益々商業融資機關（農業者へ直接融資は無し）としての地盤を強固に其處に貸出は活潑に行はれ平均貸付率も（資本金別預金總額に對する）最高天津の八割六分より青島の五割を最低に平均八割二分を示せり、然して最近即昭和十四年中に開業のもの五拾店を算ふるは治安の恢復と共に商業の隆盛は斯業の好調を示す一面とも見らるゝ、純益額の資本金（副本を含む）に對する平均利潤率も山海關の拾割三分を最高に天津、華街の二割一分を最低に、平均三割五分の高率を擧ぐ。

然し乍ら預金並貸付利率（別表（一）参照）より考察する時、平均三割五分の利廻りは首肯し難く投資殊に思惑に依る収益大なるによるものと見る、投資關係に付きては短期間なる爲具體的な數字は知り得ざりしも銀號自身相當に「スペキュレーション」を行ひ居るもの如く、或は投機資金の貸出を爲せる如きなり。

現今華北物資、物價問題が重要視せらるる時、此點看過すべからざる處なり、昭和十四年末現在に於ける預金並貸付總額（別表（二）参照）は預金に於て八千八百萬元、貸付に於て八千萬元共に大約一億元近くに當り、其の殆んどが商業資金として融資さるゝ性質上銀號の經營方針並動向が物價に影響する處少からず、隨而銀號を物價對策協力に導く可は喫緊の要事なるは論なきも其預金高利に對し適當なる上級機關乃至調整機關を有せざるのみならず適切な投資對象も無く、法的の制肘無き現今に於て郷土的信用を基底とせる根強き購買力抑制の温床たらしむるか換物

思惑の温床たらしむるかの岐路に立ち、要は金利關係即ち前資本主義的乃至植民地的機構に於ける高金利の是正なるべからず、金利の一定の低準化は金融制度の確立即聯銀の中央銀行たる機能の確立より外なきものと思ふ、然る後に銀號の良き面は生かし其上にて彼等の淘汰は爲さる可ものと思はる。

### （二）當舖業

華北主要都市に於ける華人側當舖業に付今回調査せるは（天津英佛租界内は除く）九拾店にして其組織別内譯は合資六拾六店、獨資二拾五店、株式二店なり、然して經營者出身地は山西省出身最も多く、四拾三店を占め河北省出身三拾三店にて銀號業の河北省出身多きに比し山西省出身反對に多し（別表（三）参照）

次に貸付月利は天津當舖の二分三厘を最低とし概して三分多く、流質期限は最長拾八ヶ月より最短六ヶ月（有門）拾三ヶ月最も多し、入質物件は衣類最も多く八〇%—九〇%を占め其標準評價率は時價の七五%—五〇%にして平均六五%なり、一年を通し入質最盛月は二月、三月並四月の三ヶ月なり。

次に一件當り平均貸付額は最高石門の四、五元より最低保定の一、六元にて平均三元なり、然して一戸當り年平均利用回数は天津の一五回弱を最高に最低山海關の二回弱にして平均七回弱となり農、庶民經濟生活に於ける其の重要性を示すものなり。

次に營業成績に付きては事變直後物資不足により顧客減少せるも昨今諸物價の昂騰に伴ふ流質品賣却増益に依り漸次好況に向へる如きなり。

昭和十四年十二月末決算に於ける平均利潤率は山海關の三割一分を最高に最低保定の三分五厘にて平均一割八厘

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査  
 なり、蓋し華北に於ては高率とは云ひ難く右は昭和十四年中に開業せるもの僅か六店に過ぎず、此の點を裏書せるものなり。

華北主要都市に於ける銀號業經營者出身地及金利一覽表 (1)

調査地名	店數	組織別數		河	北	省	者	計	山	西	省	地	別	數
		個人	合名株式											
天津(日)	七													
天津(華)	七													
天津(伊)	三													
天津(英佛)	三													
天津(計)	二八													
青島	九													
石家莊	二													
保定	七													
山海關	四													
濟南	五													
總計	三三													

(2)

調査地名	當座預金	定期預金	各種預金利率の最高並最低		當座貸越	信用貸付	擔保貸付
			最高	最低			
天津(日)	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
天津(華)	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
天津(伊)	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
天津(英佛)	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
天津(計)	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
青島	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
石家莊	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
保定	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
山海關	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
濟南	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分
總計	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分	月利一分

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

別表(二)

華北主要都市に於ける銀號業各種預金及貸付金一覽(昭和拾四年拾貳月末現在)(1)

調査地名	店数	預金					計
		本座預金	定期預金	特別當座預金	通知預金	其他の預金	
天津(日)	七	10,000,000	6,124,834	47,458,618	26,742,055	0	7,555,301,607
天津(華)	七	2,000,000	2,233,968	3,865,455	0	0	3,000,559,878
天津(伊)	三	1,000,000	0	7,358,432	0	0	3,000,559,878
天津(佛)	三	1,000,000	0	0	0	0	3,000,559,878
天津(計)	二六	2,000,000	6,124,834	47,458,618	26,742,055	0	7,555,301,607
烟台	九	0	0	0	0	0	0
青島	九	0	0	0	0	0	0
石門	二	0	0	0	0	0	0
保定	七	0	0	0	0	0	0
山海關	二	0	0	0	0	0	0
濟南	二	0	0	0	0	0	0
總計	九九	4,000,000	6,124,834	47,458,618	26,742,055	0	7,555,301,607

別表(三)

華北主要都市に於ける銀號並當業調査

別表(三)

調査地名	店数	貸付					計
		當座貸越	信用貸付	擔保貸付	手形割引	其他の貸付金	
天津(日)	七	2,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	6,000,000
天津(華)	七	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	3,000,000
天津(伊)	三	0	0	0	0	0	0
天津(佛)	三	0	0	0	0	0	0
天津(計)	二六	3,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	11,000,000
烟台	九	0	0	0	0	0	0
青島	九	0	0	0	0	0	0
石門	二	0	0	0	0	0	0
保定	七	0	0	0	0	0	0
山海關	二	0	0	0	0	0	0
濟南	二	0	0	0	0	0	0
總計	九九	3,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	11,000,000

調査地名	店数	組織別数	省別										平均月利			
			京	津	天	青	滬	魯	豫	冀	察	綏				
天津(當)	三	八	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
天津(質)	三	八	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
青島(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
青島(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
烟台(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
烟台(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
石家莊(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
保定(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
唐山(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
唐山(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
裕民公司(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
裕民公司(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
濟南(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
濟南(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
山海關(當)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
山海關(質)	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03
總計	三	八	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	0.03

附表

錢業帳莊業兌換業監督暫行條例

臨字一八一號 二十八年五月二十五日

第一條 左ノ業務ノ一ヲ營ム錢業帳莊業或ハ兌換業等ノ金融事業者(以下之ヲ錢業者ト總稱ス)ハ悉ク本條例ノ規定ニ依リ之ヲ監督スヘシ

一、預金貸付、若クハ手形割引ヲ兼營スルモノ

二、爲替及兌換業務ヲ取扱フモノ

第二條 前條ノ各種錢業ヲ設立セントスルモノハ設立前ニ左記事項ヲ明記シ、保證人ノ「サイン」ヲ取得シテカラ直接財政部ニ願出シ、或ハ地方官署ヲ經テ財政部ニ願出シ許可ヲ受クヘシ

一、商號名稱

二、組織

三、營業種類

四、出資者及支配人ノ姓名、年齢、本籍、經歷、住所

五、資本總額(合資ノ場合ハ各出資者ノ出資額ヲ明記スヘシ)

六、營業所詳細地點

七、所在地本業公會ノ擔保(本業公會ナキ場合ニ於テハ同業者三店ノ聯名擔保或ハ商會カラノ擔保ヲ要ス)

第三條 前條ノ規定ニ依リ設立ヲ願出スル錢業者ハ財政部カ之ヲ許可シ、且ツ人員ヲ派シ若クハ所在地々方官署或ハ中國聯合準備銀行ノ検査ヲ經テノノ堅實ナルヲ認メ、且ツ保證シタルニ非サレハ開業スルヲ得ス

第四條 各錢業者ハ財政部ノ許可ヲ得ルニ非サレハ第一條以外ノ業務ヲ兼營スルヲ得ス

第五條 錢業者ノ名稱、組織、資本總額等ニ變更カアリ、或ハ合併及支店ヲ設ケタル場合直接財政部ニ願出シ或ハ該管地方官署ヲ經テ財政部ニ願出シ許可ヲ受クヘシ、其ノ資本額増加スル場合財政部ハ第三條ノ所定ニ依リ之ヲ検査シ

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

其ノ確實ヲ證明スルヲ要ス

第六條 本條例ノ施行前ニ已ニ開業シタル錢業者ト雖モ本條例ノ施行後三ヶ月内ニ於テ第二條ノ規定ニ依リ許可ヲ願  
出スヘシ、其ノ本條例施行前ニ已ニ他種業務ヲ兼營スルモノモ亦同シ

第七條 各錢業者ハ一年ヲ三期ニ分ケ三、六、九各月末ノ營業狀況ヲ左ノ各款ニ依リ、次期ノ第一月十日迄ニ直接財  
政部ニ届出テ或ハ該管ノ地方官署ヲ經テ財政部ニ送り審査ヲ受クヘシ、但シ財政部カ必要ト認メタル場合ハ毎月報  
告表ノ調製ヲ爲サシムルトキアルヘシ

一、負債表(表式参照)

二、資産表( )

第八條 各錢業者ハ各營業年度決算期ニナレハ左ノ各款ニ依リ報告表ヲ作り次年度第一月末日迄ニ直接若クハ該管地  
方官署ヲ經テ財政部ニ提出シ審査ヲ受クヘシ

一、負債表(表式参照)

二、資産表( )

三、損益表( )

第九條 財政部カ必要アリト認メタル場合ニハ各錢業者ニ隨時營業ニ關スル詳細報告ヲ爲サシメ、或ハ文書若クハ帳  
簿ノ提出ヲ命スルコトヲ得、但シ文書及帳簿ヲ審査スル時ト雖モ技術的ニ其ノ營業ヲ妨ケサルヲ原則トス

第十條 錢業者ニシテ左ノ各款事情ノ一ニ當ルモノハ財政部ハ人員ヲ派シ或ハ所在地地方官署若クハ中國聯合準備銀

行ニ委託シ營業狀態並ヒニ財産狀況ヲ検査サセルコトヲ得

一、營業カ損失ヲ來シ爲ニ公益ヲ妨碍スル虞レノアルモノ

二、前三條ノ規定ニ依リ報告表若クハ文書並ヒニ帳簿類ヲ提出セサルモノ

三、前三條ノ規定ニ依リ提出サレタル報告表及文書帳簿等ハ其ノ記載確實ナラス若クハ記載サルヘキ事項ヲ書キ落  
シ、其ノ修正ヲ命セラレタルニ拘ラス遵行セサルモノ

第十一條 錢業者ノ許可ナシニ開業シ、若クハ他種業務ヲ兼營スルモノハ財政部カ三千圓以下ノ罰金ヲ課スルコトヲ  
得

第十二條 錢業者カ第十條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケラレタル時文書若クハ帳簿ヲ隠シ或ハ虚偽ヲ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ  
他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨碍シ若クハ拒絕シタル場合財政部ハ五百圓以下ノ罰金ヲ課スルコトヲ得

第十三條 本條例ハ公布スル日ヨリ之ヲ施行ス

負債報告表 年 月分

種 類	目 數	金 額	備 考
資 本			
機 關 預 金			
個 人 預 金			
商 號 預 金			
	當定座期	當定座期	月計
	月計	月計	月計

華北主要都市に於ける銀號並當業調査



同業預金	
其他	
合計	

差額計

店名  
支配人

捺印  
記名捺印

中華民國 年 月 日

説明

- 一、各種預金は表式通り種類別に記入すべし、例へば資本金額は資本項下の金額欄に記入する等であり、其他も亦同し
- 二、預金者数は戸數欄内に其の金額は金額欄内に夫々記入すべし若し定期、當座の別あらは備考欄内に之を分記すべし
- 三、預金者が「堂名」或は「某記」を用ひたる場合は個人預金の項下に記入すべし
- 四、表内項目以外の預金は其の他の項下に記入し或は預金の性質に依り種類別に空白欄内に記すべし
- 五、資産及負債の合計額を比較して其の差即ち差額にして斯かる差額は利息の收入支出及其他の營業收益と支出等を

含むのみで之等の收入支出が相殺して猶剩餘ある場合は本表差額の項下に記入し以て資産及負債額のバランスを示す

六、商號と商號の支配人は分けて之を署名捺印すべし

七、負債報告表の下にある「年月分」は報告する月を表すものにして表末にある年月日は報告表作製の時分を示すものなり

資産報告表 年 月分

種類	戸數	金額	備考
機關へ貸付			抵當品の有スルモノ 無キモノ
商號へ貸付			抵當品の有スルモノ 無キモノ
個人へ貸付			抵當品の有スルモノ 無キモノ
同業へ貸付			内銀行へ貸付 戸計
債券			公債計 株券計
其他ノ財産			
其他ノ貸付			
合計			

合計

差額計

中華民國 年 月 日

說明

商號  
支配人

捺印  
署名捺印

- 一、各種貸付金は表式通り種類別に記入し、例へば機關への貸付は其の貸付總額を機關へ貸付項下の金額欄に記入すべし
- 二、各借金者戸数は戸數欄内に其の金額は金額欄内に夫々記入し抵當品の有するものは備考欄に其の金額を別々記入すべし
- 三、借金者が「堂名」或は「某記」を使用する場合は其の金額を悉く個人へ貸付の項下に記入すべし
- 四、表内外の各種貸付は其他の貸付の項下に記入し、或は其の性質に依り種類別に空白欄内に記入すべし
- 五、債券欄の金額は買入當時の實際支拂額を記入すべし
- 六、店の現存する銀行券及現金等は其の金額を現金項下に記入すべし
- 七、資産及負債の合計額を比較して其の差即ち差額は利息の收入支出及其他の營業收入と支出等を含むのみで之等の收入支出が相殺して猶借りがある場合、本表差額の項下に記入し、以て資産及負債額のバランスを示す
- 八、商號と商號の支配人は分けて之を署名捺印すべし

九、資産報告表の下にある「年月分」は報告する月を表すものにして表末にある年月日は報告表作製の時分を示すものなり

負債報告表 年分

種類	金額	備考	合計	
			戸數	金額
資本				
機關預金				
個人預金		定期 戶計		
同業預金		定期 戶計		
商號預金		內銀行預金 戶計		
其他ノ預金				
本年積立金				

中華民國 年 月 日

說明

商號  
支配人

捺印  
署名捺印

- 一、各種預金は表式通り種類別に記入すべし、例へば資本金額は資本項下の金額欄に記入する等であり其他も亦同じ
- 二、預金者数は戸數欄内に其の金額内に夫々記入すべし
- 三、預金者が「堂名」或は「某記」で用ひたる場合は個人預金の項下に記入すべし
- 四、表内項目以外の預金は其他の項下に記入し或は預金の性質に依り種類別に空白欄内に記入すべし
- 五、損益報告表内純益合計額は本年積立金額下に記入し以て資産負債兩表の合計額を等しくす
- 六、商號と商號の支配人は分けて之を署名捺印すべし
- 七、負債報告表の下にある「年分」は報告する年分を表すものにして表末の年月日は報告表作製の時分を示すものなり

資産報告 年分

種 類	類 別	戸 數	金 額	抵當品種類	備 考
機關へ貸付					
商號へ貸付					
個人へ貸付					
同業へ貸付					
債 券					公債、株券、其他ノ證券
其他ノ財産					
其他ノ貸付					

現 金					
合 計					

商 號  
支 配 人  
捺 印  
署 名 捺 印

中華民國 年 月 日

說 明

- 一、各種貸付金は表式通り種類別に記入し例へば機關への貸付は其の貸付總額を機關へ貸付項下の金額欄に記入すべし
- 二、借金者数は戸數欄内に種類別に記入すべし
- 三、借金者が「堂名」或は「某記」を使用する場合は其の金額を悉く個人へ貸付の項下に記入すべし
- 四、各種貸付中抵當品ある場合、其の種類及數で抵當品種類欄に記入し或は備考欄内に詳細に記入すべし
- 五、表内以外の各種貸付は其他の貸付の項下に記入し或は貸付性質に依り種類別に空白欄内に記入すべし
- 六、債券欄の金額は買入當時の實際支拂額を記入し、且つ備考欄内に其の種類を明記すべし
- 七、店の現存する銀行券及現金等は其の金額を現金項下に記入すべし
- 八、商號及商號の支配人は分けて之を署名捺印すべし



九、資産報告表の下にある「年分」は報告する年分を表すものにして表末にある年月日は報告表作製の時分を示すものなり

損益報告表

種類	金額		備考
	収入	支出	
一般費用			
利息			
兌換損益			
債券損益 (現金ニ換ル場合)			
其他ノ損益			
合計			

純益合計

商號  
支配人

捺印  
署名捺印

中華民國 年 月 日

説明

一、各項は表式通り種類別に之を記入すべし、例へば一般費用の金額は一般費用項下金額の支出欄に記入する等其他も亦同じ

- 二、兌換損益及債券損益は其の損及益に依り夫々金額の支出及收入欄に記入すべし
- 三、表内以外の損益は其他の損益項下に記入し、或は其の性質に依り種類別に空白欄内に記入すべし
- 四、金額欄内の収入及支出は分けて之を合計し合計項下に記入すべし
- 五、合計項下の収入より支出を差引き其の餘りたる収入を純益合計項下に記入し、本年度積立金になる
- 六、各項に特殊事情ありたる場合備考欄に之を明記すべし
- 七、商號と商號の支配人は分けて之を署名捺印すべし
- 八、損益報告表の下にある「年分」は報告する年分を書入れるところにして表末にある年月日は報告表作製の時分を示すものなり

新章程は目下天津社會局に許可申請中なる爲新章程の許可迄本舊章程を準用し居れり

天津錢商公會章程

第一章 名 稱

第一條 本公會ハ在天津ノ錢商ヲ以テ組織シ天津錢商公會ト定名ス

第二章

第二條 本公會ノ事務所ハ天津北門内大街百十四號ニ設ク(現佛租界新華大樓ニアリ)

第三章 宗 旨

第三條 本公會ハ同業ノ利益ヲ維持シ、同業ノ積弊ヲ剔除スルヲ以テ宗旨トシ感情ヲ連絡シ團結ヲ堅固ニシ、管業ヲ

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査

華北主要都市に於ける銀號並當舖業調査  
シテ發展ノ希望アラシムモノトス

第四章 職 務

第四條 本公會ハ同業ヲ擁護スル義務ヲ有ス

同業ニシテ商事行爲ニ因リ必要ノ請求有リタル時ハ商會ニ照會ヲ官憲ニ陳請シ或ハ各埠ノ商會ニ移牒シテ充分ナル支持ヲ與フルモノトス

但シ營業範圍外ノ行爲ハ本公會ニテ擁護ノ責ヲ負ハス

第五條 本公會ハ金融ノ流通及取引ノ安全竝ニ公共ノ信用ヲ鞏固ニスルヲ以テ目的トス、最小範圍ニ就キテ言ハハルノノ同業者カ日々ノ電報爲替ノ取引及銀元並有價證券等賣買ノ各相場ハ何レモ公會内附設市場ニテ辦理シ以テ誰ヘヲ期シ分岐ヲ免カレルモノトス

第六條 凡ソ他業者或ハ客邦ニシテ我同業者ト我同業者ト電報爲替接收及銀元竝ニ有價證券ノ賣買ヲ行フ時ハ均シク手数料及計帳費ヲ納付ス可シ若シ規程ヲ破壞スル者有ル時ハ董事會ヨリ全體會員ヲ召集シ密接ニ規程ノ遵奉ヲ勸導ス依然服従セサル時ハ公會ヨリ退却セシメ以テ會務ヲ維持スルモノトス(本條ハ街市情形ヲ調査ノ上實行スルモノトス)

第七條 本公會附設市場ニ於ケル本公會章程第五條規定ノ各種營業ニ關シテハ會員タル同業者ニ於テ規定ヲ協定スルモノトス、會員ハ會外同業者ノ用務ヲ市場内ニ於テ代辦スルコトヲ許サス若シ之ヲ代辦スル者アル時ハ該會員ヲ會場外ニ放逐シ爾後永久ニ會内ニ於テ事務處理ヲ許ササルモノトス

第八條 同業者カ商事行爲ニ依リ争執有ル時ハ本公會董事ニヨリテ之カ仲裁ヲ爲ス事ヲ得

第五章 職 員

第九條 本公會ノ職員及其推舉竝ニ執行ノ權限ハ左記各項ニ依リ處理ス

- (一) 黨事制ヲ採用シ黨事九名ヲ設ケ何レモ名譽職トス(總商會ニ附屬セルヲ以テ會長副會長ヲ設ケス)
- (二) 黨事ハ會員中ヨリ推定シタル後ハ口實ヲ設ケテ辭退スル事ヲ得サルモノトス
- (三) 黨事ハ二年ヲ以テ一任期トス、中途補充セル者有ル時ハ前任者ノ任期ニ依リ計算ス
- (四) 黨事ハ内ニ對シテハ議決理事ノ權ヲ有シ外ニ對シテハ全體ヲ代理スルノ權ヲ有ス
- (五) 黨事ハ任期滿了後引續キ推舉サレル時ハ連任スル事ヲ得
- (六) 黨事カ議決シテ執行スル事項ハ全體會員之ニ服従シテ辦理スルヲ要シ、事故ニ藉口シテ争執スヘカラス若シ表決ノ事項ニシテ會員中單獨ノ不利益アル時ハ理由ヲ呈出シテ更メテ討論スルコトヲ得
- (七) 會内ノ同業者ニシテ業務上資金ノ運轉困難ノ場合ニ於テハ本公會ニ報告スルコトヲ得本公會ハ該店ノ帳簿ヲ調査シ若シ實際ニ缺損無ク一時的運轉ノ困難ナル時ハ全體會員ノ議決ヲ經テ確實ナル保證ヲ取りタル後、全體會員ヨリ等級ニ比例シテ分擔シ以テ維持ニ努メ爾後償還ス可キ元利ハ該店ヨリ相違無ク返済ス可シ本辦法ニ關シテハ全體黨事之カ責任ヲ負擔スヘキモノトス
- (八) 黨事ハ事故ノ爲メ會ニ出席シ能ハサル時ハ確實ナル者ニ代辦セシムル權ヲ有スルモノトス、但シ代人ノ完全ナル責任ヲ負ヒ、黨事本人ト異ル事無キモノトス

(九) 毎開會時ニ際シ、董事或ハ委員ノ代理人ハ、連続三回ノ缺席ヲ爲シ、職責ヲ曠スルモノトス

(十) 交渉事件有ル際ニハ、全體董事ヨリ數名ヲ選定シテ、辨理シ以テ其責ニ任セシムルモノトス

第六章 會 議

第十條 本公會ノ會議ハ分ケテ三種トス

(一) 年會、毎年舊曆正月二十日會員全體ヲ召集シテ之ヲ行フ

(二) 常會、董事會議、毎月二回トシ、二日、十六日ヲ開期トス

(三) 特會、定期無ク、董事ヨリ必要ト認ムル時、董事會ヲ開キ或ハ全體會員會ヲ開ク

第十一條 本公會會議ハ過半數ノ列席ヲ要シ、列席者ノ過半數ヲ以テ決議ヲ爲シ得ルモノトス

第十二條 本公會會員ニシテ提議事項有ル時ハ、董事會ニ開會討論ヲ請求スル事ヲ得、董事會ニテ解決シ能ハサル時ハ、董事ヨリ全體會員ヲ召集シテ開會議決スルモノトス

第七章 入 會

第十三條 凡ソ確實ナル同業者ニシテ本會ニ入會セントスル者ハ、資本ノ總額株主ノ姓名所在地及所有株額並ニ支那人ノ姓名住所ヲ記載シ、會員二名以上ノ紹介ニ依リ本會ノ規定ヲ遵守スヘキ旨ヲ聲明シ且等級ヲ認定シ爾後如何ナル義務有ルモ該等級ニ照シテ處理スヘキ旨ヲ替フ志願書ヲ提出シ本公會全體董事ノ審査ヲ經テ合格シ始メテ本公會々員タルノ權利ヲ享受スルモノトス

第十四條 同業ノ商家ニシテ本會ノ入會者ハ其經理人ヲ會員トシ選舉被選舉權ヲ有シ均シク本公會ノ維持責任ヲ負擔ス可キモノトス

ス可キモノトス

第八章 脫 會

第十五條 會員ニシテ左記各項ノ犯行有ル時ハ脫會セシムルモノトス

(一) 本公會ノ名譽信用ヲ妨害シ及本公會ニ服從セザルモノ

(二) 國家ノ法律ニ干渉シ公益事項ヲ破壊スル者

第十六條 會員ハ脫會ニ際シ入會時納付ノ入會金ハ之ヲ返還セサルモノトス

第九章 經 費

第十七條 本公會ノ經費ハ會員全體ニ依リテ擔任ス入會費ハ甲等貳百元乙等壹百五十拾元丙等壹百元トシ毎月ノ經營費ハ甲等四元乙等參元丙等貳元トス

第十八條 本公會支出ノ經常費ハ全體董事會カ列入ノ豫算ニヨリテ會内ノ各收入金ヨリ酌量支出シ、毎年開會時ニ收支決算ヲ全體會員ニ報告シ以テ大信ヲ明ニスヘキモノトス

第十九條 會内ノ經費ハ全體董事ヨリ管理シ豫算表ノ金額ヨリ超過スルヲ得ス若シ特別ノ必要ニヨリ會内ノ經費カ不足スル時ハ全體會員ヲ召集シ之カ負擔法ヲ商談ス可キモノナリ

第十章 附 則

第二十條 本章程ハ全體會員決議後天津總商會ニ届出テ實行スルモノトス、若シ改修ヲ要スル處有ル時ハ全體會員會議ヲ召集シ本章程第十一條ノ程序ニ依リテ決議改修ス

天津市當質業同業公會規則

第一章 總 則

第一條 本規則ハ工商同業公會法及同施行細則ニ基キ之ヲ定メタリ

第二條 本會ハ天津市當(質)業同業公會ヲ以テ命名トス

第三條 本會ハ同業者共同利益ノ維持増進並ニ營業弊害ノ矯正ヲ以テ旨トス

第四條 本會ハ天津市行政區域ヲ以テ區域ト爲シ、事務所ハ鍋店街山西會館内ニ置ク

第二章 任 務

第五條 本會ノ取扱フヘキ事務ハ左ノ如シ

- 一、主管官署及商會ノ委託ニ關スル事項
- 二、同業ノ調査研究整理並ニ建設ニ關スル事項
- 三、同業ノ勞工教育及公益事業ノ創辦ニ關スル事項
- 四、會員營業上ニ於ケル弊害ノ矯正ニ關スル事項
- 五、會員營業上必要時ニ於ケル支持ニ關スル事項
- 六、第三條ノ主旨ニ合致スル其他ノ事項ヲ取扱フコト

第三章 會 員

第六條 本區域内ニ質業ヲ經營スル商業ハ悉ク本會會員タルヘシ

前項會員ノ選定シタル代表ハ本會之ヲ會員代表ト稱ス

第七條 本會會員代表ハ各會員カラ之ヲ選定スヘシ、其ノ數一人乃至二人ヲ限度トシ、支配人或ハ其他ノ主體人ニ限ル、但シ其ノ最近一年間ノ平均店員數カ十人ヲ超過スル毎ニ一人ノ代表ヲ増選スヘシ、之ハ當該商店々員ノ相互選定ニ依ルモノトシ、但シ多クトモ三人ヲ超エルヲ得ス

第八條 左ノ各款事情ノ一ニ該當スルモノハ本會會員代表トナリ得ス

- 一、公權ヲ奪ハレタルモノ
- 二、反革命行爲ヲ有スルモノ
- 三、破産ノ宣告ヲ受ケ、未タ復權セサルモノ
- 四、行爲能力無キモノ

第九條 會員ノ享クヘキ權利ハ左ノ如シ

- 一、發言權、表決權、選舉權及被選舉權ヲ有ス
- 二、本會各項事業ノ利用

第十條 會員ノ盡スヘキ義務ハ左ノ如シ

- 一、本會會則ヲ遵行スルコト
- 二、本會ノ議決案ヲ服従スルコト
- 三、會費ヲ遅レスニ納メルコト

四、同業間ノ營業ヲ侵害セサルコト

五、本會ノ各事業上ノ義務ヲ盡スコト

第十一條 會員ニシテ本會ノ規則並ヒニ決議ヲ遵行セス或ハ其他本會ヲ破壊スル行爲ヲ爲シ若クハ會費ヲ納メサルモノハ會員大會ヨリ警告ヲ發シ或ハ其ノ享クヘキ權利ヲ停止シ、若クハ除名等ノ處分ヲ與ヘルコトアルヘシ

第十二條 會員ノ入會手續ハ左ノ如シ

一、入會願書及調書ヲ提出スルコト

二、會員證明書ヲ受取ルコト

第十三條 會員ハ理由無シニ退會スルコトヲ得ス其ノ質屋ノ解散或ハ本區域外ニ移轉シ、若クハ閉店等ノ原因ニ依リ退會ノ已ムナキヲ生シタル場合ニ於テハ理由ヲ聲明シ、退會願書ヲ本會ニ提出シテ許可ヲ受クヘシ

第十四條 會員カ代表ヲ推撰スル時委託書ヲ與ヘ且ツ本會ニ通知スヘシ、代表ヲ變更スル時モ亦同シ、但已ニ本會職員トシテ選ハレタルモノハ合法的解任事由無クハ之ヲ變更スルヲ得ス

第十五條 會員代表ニシテ不都合ナ行爲アリ、爲ニ本會ノ名譽及信用ニ惡影響ヲ及セルモノハ會員大會ノ議決ヲ以テ之ヲ除名シ、且ツ原推選ノ會員ニ通知スルコトアルヘシ

第十六條 除名處分ヲ受ケタル會員代表ハ除名セラレタ日ヨリ三ケ年以内會員代表ト爲リ得ス

第四章 組織及職權

第十七條 本會ハ執行委員九人ヲ設ケ、會員大會カ代表中ヨリ無記名選舉法ヲ用ヒテ之ヲ選任シ、其ノ最モ多ク投票

ヲ獲得シタモノヲ以テ當選者ト爲ス

前項ノ執行委員ヲ選舉スル時ニ當ツテハ別ニ候補執行委員三人ヲ選舉スヘシ

第十八條 本會當務委員五人ハ執行委員カ執行中ヨリ相互ニ之ヲ選舉シ其ノ最モ多ク投票ヲ獲得シタルモノヲ以テ當選者ト爲ス

當務委員中ヨリ主席一人ヲ選任スヘシ

第十九條 執行委員及當務委員ハ各々委員會ヲ組織シ以テ職權ヲ行使スヘシ

第二十條 執行委員會ノ職權ハ左ノ如シ

一、會員大會ノ議決案ヲ執行スルコト

二、會員大會ヲ召集スルコト

三、第二章ノ列舉セル各事務ヲ決議スルコト

第二十一條 當務委員會ノ職權ハ左ノ如シ

一、執行委員會ノ議決案ヲ執行スルコト

二、日常事務ヲ處理スルコト

第二十二條 執行委員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ其ノ半數ヲ改選シ、且ツ連任ハ許サ、ルコトトス、第一回改選スル時ニ於テハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム但シ委員數ハ奇數ナル場合留任者數カ改選者ヨリ一人多クナルヲ得ヘシ

第二十三條 執行委員ニ缺員アリタル場合候補委員ヨリ順番ニ之ヲ代リ其ノ任期ハ前任任期未滿ノ分ヲ補足スル迄ト

ス

第二十四條 候補執行委員ハ其ノ未就任前ニハ會議ニ列席スルヲ得ス

第二十五條 本會會員ニ左ノ事情ノ一ヲ有スルモノハ須ク解任スヘシ

一、已ムヲ得サル事故ニ因リ會員大會ノ議決ヲ經テ退職ヲ許可サレタルモノ

二、職務ヲ怠リ會員大會ノ議決ヲ經テ退職ヲ命セラレタルモノ

三、職務上ニ於テ會則ヲ違行セス法令ヲ違背シ私利ヲ營ミ、弊害ヲ爲シ或ハ其他重大ナ不都合ナ事柄カアリ會員大會ノ議決ヲ經テ退職ヲ命セラレ或ハ實業部及地方最高行政官署ニ退職ヲ命セラレタルモノ

四、第八條各款事情ノ一ヲ生シタルモノ

第二十六條 委員ハ凡テ名譽職ナリ、但シ會務ヲ取扱フ關係ニ因リ本會ハ實際ヲ調査シタ上公費ヲ支給ス

第二十七條 本會ハ必要ニ應ジ事務員若干名ヲ採用ス

第五章 會 議

第二十八條 本會會員大會ハ定期會議及臨時會議ノ二種トシ兩種何レモ執行委員會カラ之ヲ召集スルコト、ス、定期會議ハ年ニ一回トシ臨時會議ハ執行委員會カ必要ト認メ或ハ會員代表十分ノ一以上ノ召集請求アリタル場合ニ之ヲ召集スルコト、ス

第二十九條 會員大會ヲ召集スル時ニハ十五日前ニ之ヲ通知スヘシ但シ緊急事情ニ依リ臨時會議ヲ召集スル時ハ此ノ限リニ在ラス

第三十條 本會執行委員會議ハ月二回トス

第三十一條 本會常務委員會議ハ毎週一回トス

第三十二條 會員大會ノ開會スル時ニ於テハ常務委員ニ依リ主席團ヲ組織スルコト、ス

第三十三條 本會會員大會ノ議決ハ會員代表半數以上ノ出席、出席代表半數以上ノ同意ヲ以テ之ヲ行フヲ要シ出席代表ノ半數以上未滿ノ場合ニ於テハ假決議ヲ行ヒ其ノ結果ヲ各代表ニ通知シ一週間後二週間内ニ會員大會ノ再召集ヲ爲シ出席代表ノ半數以上ノ同意ヲ以テ假決議ニ附シ其ノ決議ヲ行フコトヲ得

第三十四條 左ノ各款ニ關スル決議ハ會員代表三分ノ二以上ノ出席、出席代表三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ行フヲ要シ出席代表ノ半數ヲ過クルモ三分ノ二未滿ノ場合ニ於テハ出席代表三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ假決議ヲ爲シ其ノ結果ヲ各代表ニ通知シ、一週間二週間内ニ會員大會ノ再召集ヲ行ヒ出席代表三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ假決議ニ附シ其ノ決議ヲ行フコトヲ得

一、規則ノ變更

二、會員或ハ會員代表ノ除名

三、職員ノ退職

四、清算人ノ選任及清算事項ニ關スル決議

第三十五條 執行委員會ノ開會スル時ニ於テハ委員半數以上ノ出席、出席委員半數以上ノ同意ヲ以テ決議スルヲ要シ、其ノ可否同數ナ場合ニ於テハ主席ニ依リ之ヲ決定スヘシ

第六章 經費及會計

第三十六條 本會ノ經費ハ左ノ二種アリ

一、事務費ハ各質號カラ架本（貸出金額）ノ多寡ニ依リ平均的ニ之ヲ分納シ等級ノ別無シ

二、事業費ハ會員大會ノ決議ニ依リ之ヲ調達ス

第三十七條 會員ノ退會スル時ト雖モ會費ヲ返還セス

第三十八條 會計年度ハ毎年七月一日始リ翌年六月三十日迄トス

第三十九條 本會經費ニ付キ豫算ノ成立及決算ノ審計ハ會員大會ヲ經テ之ヲ決議スルヲ要ス

第四十條 本會ノ豫算及決算ニ關シテハ毎年報告ヲ編輯公布シ、且ツ地方主管官署ヲ經テ實業部ニ願出シ登錄セシム

ヘシ

第七章 附 則

第四十一條 本規則ニ規定シ居ラサル事項ハ悉ク工商同業公會法及同施行細則ニ依リ之ヲ規定シ處理スヘシ

第四十二條 本規則ニ不適當ナ箇所アラハ會員大會ノ決議ニ依リ天津市社會局及天津市政府ヲ經テ實業部ニ提出シ登錄セシメ之ヲ修正スヘシ

第四十三條 本規則ハ天津市社會局ヲ經テ天津市政府ニ願出シ、更ニ實業部ニ轉報セシメ登錄ヲ爲スヘシ

南京市内諸會社工場調査

目 次

- 一、日支合辦會社
- 二、南京邦人營利會社
- 三、南京市内支那側商社
- 四、南京邦人經營製造工場  
（附南京勞働賃銀並指數表）
- 五、南京市支那側製造工場
- 六、第三國關係會社

一、日支合辦會社

南京に於ける日支合辦會社は何れも上海に本社を有するもの支社にして、總計十五社を算するもその二三を除きては總べて出張所としての業務を取扱ひ居ると雖も、他の民間會社に率先して常に活潑なる營業狀態を示し居れり。

南京日支合辦會社の概様左の如し。

(イ)華中水産株式會社南京出張所

事業 製氷業、冷蔵業、魚市場經營

種 別	入荷數	賣上金額	手 數 料	賣上金額月對増減
淡 水 魚	三四、三三三斤	二、二六九、二五	四八六、七四	一、三三八、〇七 増
南京市内諸會社工場調査				四四七

(八月分取扱高)

南京市内諸會社工場調査

鹽干魚	九、一七五斤	四、六一五二〇	一八四、六一	一、三〇二、五五	減
計	四三、四〇八斤	一六、七八四、四五	六七一、三五	六四、四八	ク

註(元立相場ナルタメ賣上額ハ元單位ナリ)

淡水魚の部

夏季に於ける減少時期過ぎたれば漸次入荷増の傾向見ゆるも本年は一般に雨量乏しく、各産地共に河川減水漁獲量減少の模様なり。

八月南京出張所取扱ひの集荷経路は主として土地物にして南寧、海南、津浦各線に依る搬入は極く少量に過ぎず。魚類相場左の如し。

(單位一〇〇斤十六貫)

魚種	高値	安値	魚種	高値	安値	魚種	高値	安値
鱈	四二〇〇	七、〇〇	蝦子	二五、〇〇	一〇、〇〇	白魚	八四、〇〇	三〇、〇〇
青魚	七二〇〇	八、〇〇	桂魚	一一、五〇	三〇、〇〇	干魚	四八、〇〇	一四、〇〇
鯉魚	六六〇〇	二四、〇〇	鱖魚	六八、〇〇	二二、〇〇	花魚	一〇〇、〇〇	四、〇〇
鱒魚	四八〇〇	八、〇〇	水魚	三六、〇〇	二四、〇〇	鱈魚	二二〇、〇〇	一〇、〇〇
鱈魚	四八〇〇	三三、〇〇	回魚	三八、〇〇	一八、〇〇	占魚	三三、〇〇	一九、〇〇
烏魚	三六〇〇	二〇、〇〇						

鹽干魚の部

一般需要漸減に依り入荷又激減せり、出荷地は上海を第一とし揚州之れに次ぐ。魚類相場左の如し。

魚種	相場	魚種	相場	魚種	相場
花干魚	四五、〇〇	魚皮	四〇、〇〇	魚種	相場
小毛干魚	三〇、〇〇	海魚	三三、〇〇	魚種	相場
淡菜	一一〇、〇〇	魚皮	三三、〇〇	魚種	相場

現在、製氷及冷蔵装置計劃施設中にして十月竣工の豫定なれば、十一月よりは日本産魚類等の冷凍貯蔵をなし、南京市場に上す筈なり。

(P) 通源鹽業公司

日支合辦匿名組合(資本金二一〇〇萬圓、日本側一五〇萬圓、支那側一五〇萬圓)民國二十八年六月設立し、德源實業公司と稱したるも、その後通源公司に参加し現在に至る。

資本の系統

蘇五屬鹽商會、淮鹽運川公司、淮北義成鹽業  
南京地方よりは別表の如く、南京分公司に於て配給地區を定め、食鹽配給の圓滑を計りつつあり。

分銷地並に店名左の如し(但し日本資本關係なし)。

所在地	店名	資本金額	事務員	粗鹽	考
南京市	協興	二〇、〇〇〇、〇〇	一五		
燕子磯	福和	一一、〇〇〇、〇〇	八		
上新河	合記	三、〇〇〇、〇〇	五		
	同和	八、〇〇〇、〇〇	七		

南京市内諸會社工場調査



南京市内陸會社工場調査

下關	同	豐	六〇〇〇〇〇	七
中華門外	同	和	三〇〇〇〇〇	五
水西門外	同	大	八〇〇〇〇〇	七
市三、四區	同	和	四〇〇〇〇〇	五
孝陵區	同	大	三〇〇〇〇〇	五
江浦六合	浦	方	一五〇〇〇〇〇	一〇
句容溧水	同	豐	一五〇〇〇〇〇	一〇
江寧	同	盛	一〇〇〇〇〇〇	八
高淳	同	興	八〇〇〇〇〇〇	六

粗製 未設置

四五〇

(ハ)華中蠶絲股份有限公司南京分司

乾繭の購入のみを取扱ひ居り製造工場を持たず。

春繭買付一三〇〇擔(一擔一〇〇斤)一六貫八百匁

(イ)上海内河輪船股份有限公司南京支店

南京地區にありては京津、京揚、京通、水西門、浦口間等の客貨物輸送に當る。運輸賃銀左の如し。

種別	南京→揚州	南京→通江	南京→浦口	備考
旅客	一・六〇	四・〇〇	一・一五	
貨物	平均噸當り	一・五〇		

南京支店三ヶ月間營業成績

¥ 32,136.86	¥ 44,295.48	¥ 37,234.03 (電票收入)
元 32,338.75	元 27,283.91	元 10,905.79 (法幣收入)

(六月分)

(七月分)

(八月分)

(ホ)華中市自動車株式會社南京支社

新街口—下關、新街口—夫子廟、下關—中華門

右三路線の外南京附近及市内遊覽パスの運行をなし、乗客の需要に比し、車臺不足の感なしとせざる程利用され居り、八月中に於ては約一萬圓の黒字を出せり。

(ニ)華中水電南京支店電廠

販賣電量七四九、九三〇K.W.H  
電燈戸數一〇九〇一戸

(ト)華中水電南京支店水廠

月産 三八、〇〇〇立方米  
一口數 二、八六二口  
販賣數量 四二〇、二九七立方米

(チ)永禮化學工業株式會社

南京市内陸會社工場調査

四五一

南京市内諸會社工場調査

四五二

昭和十四年五月八日設立し、昭和十四年十一月事業を開始すると共に硫酸アンモニア製造を主とするも、副産物として液體アンモニア、硫酸等を産す。

月産額一九二六噸（九月末調）上下の製造能力を有すれども事業開始後日淺きため確實なる數字を得るに至らず。

南京所在日支合辦會社支社一覽表左の如し。

日支合辦會社南京支社調査表（昭和十五年九月）

會社名	代表者	所在地	營業品目	資本金	設立年月日	備考
華中電影公司	川喜多長政	中山路一八七	映畫製作配給	一〇〇〇	昭和十四年六月三十日	日滿支合辦
華中市自動車株式會社	藤井一雄	建鄴路二	乗合自動車	三〇〇	十三年十一月五日	
華中水産株式會社	柳村市之丞	下關惠民河	魚市場經營製氷冷蔵	五〇〇	十四年八月二十五日	
華中水電電廠有限公司	前田 市治	下 關	發電	四、三〇〇	十三年六月三十日	
華中印刷局株式會社	松尾 金治	太平路四一六	教科書、各種圖書	三〇〇	十五年四月九日	
華中蠶絲股份有限公司	小關憲三郎	江蘇路一三	乾繭購入	一、〇〇〇	十三年八月十日	
中華航空株式會社	兒玉 常雄	新街口二	航空事業	五、〇〇〇	十四年十二月十五日	
華中水電水廠	前田 市治	老 北 圩	水道淨水	四、三〇〇	十三年六月三十日	
上海内河輪船股份有限公司	千葉讓三郎	下關江邊路	貨客輸送	二〇〇	八月六日	四分ノ三拂込済
華中鑛業股份有限公司	中島 靖友	赤壁路十四號	鑛石鑛山	二、〇〇〇	四月八日	

通源鹽業公司	陸 海 峯	朱 雀 路	食鹽配給	三〇〇	〃	四月
華中鐵道	太田 金盛	下 關 驛	中支鐵道經營	五、〇〇〇	〃	十四年五月一日
三通書局	伊東 勳	太平路七	日華書籍販賣	一〇〇	〃	一月八日
華中電氣通信株式會社	山本 俊人	太平路二二	電話 電信	一、五〇〇	〃	十三年四月二十日
永禮化學工業株式會社	高城 笑	中山路一五一	化學工業	一、五〇〇	〃	十四年五月八日

〔別ニ日支合辦區名組合アリ〕

二、南京邦人營利會社

皇軍南京を占據するや、軍需方面に關係する會社の進出を見たるも、假事務所の如き暫定的のものなりしが、昭和十三年初めには早くも百貨店の物品を販賣する白木實業公司の設立ありて、一般の需要にも應ずるに至れり。其後邦人の未曾有の激増に伴ひて之を對照とする會社或ひは戦後復興に要する資材並に運輸關係に應ずる諸種の會社陸續として設立され、昭和十五年に至りては約百數十社に達せり。

何れも南京市中心街に集團せる形にして太平路、中山東路、新街口方面に事務所を設くるもの多く、その大半は上海又は内地に本社を有するもの支社又は支店なり。

現在南京にある商社にして資本金五千圓以上のものにつき調査せるに、七〇商社中資本三億圓の三井洋行を頭に相當有力なる内地資本の進出があるが、之れを種類別に看るときは、貿易關係二七、土木建築一三、交通運輸六、電氣器械關係六、工業製品關係五、煙草販賣二、藥種關係二、皮革二、その他二の割合なり。

尙南京に於ける邦人營利會社は大小資本を合し、其の總公稱資本額は約六億七千二百萬圓（内地本社資本を含む）

南京市内諸會社工場調査

の多額に達し、局部的な支那側資本との差甚だ大なるものあるに鑑み、戦後に於ける支那側資本の動向は注目し値ひする處なるべし。

營利會社一覽表左の如し。

南京邦人營利會社調査表(昭和十五年九月)

會社名	代表者	所在地	營業品目	資本金	設立年月日	備考
東洋製糖株式會社南京出張所	池田 清一	中山東路一〇六	マリンヤルオイル、ツクスコンパス等	10,000	昭和十三年十二月三十日	三井生命の資本系
三井洋行南京出張所	平野 郡司	江蘇路四五	物品販賣、問屋代理	30,000	三月十日	本社資本
株式會社發合社	齋藤忠之丞	成賢街九四	土木建築、勞力供給	3,000	七月	合資會社を株式に変更(七月)
上海復興材料株式會社南京出張所	羽月 敏雄	中山路三七三	木材、ペイント、建築材料	400	五月	資本系統内地及上海
臺灣青果株式會社南京出張所	中谷士岐男	中山路一一三	青果並ニ罐詰販賣	1,500	七月八日	資本は本社額
日本物産會社南京出張所	野村種太郎	中山路三五〇	建築材料、雜貨、自動車	300	昭和十五年二月二日	現地資本
三河興業株式會社南京出張所	小林 安雄	朱雀路四四	運輸、地金、雜穀	100	昭和十三年十月三日	南京支社資本金
株式會社葛公司	志垣 智晴	中山路三五八	建築材料販賣	300	昭和十四年一月	本社上海
南京出張所	藤枝 哲三	下關江邊路	貨客運輸及倉庫業	5,000	九月一日	本社資本金
東亞海運株式會社南京出張所	島田 清作	中山路二〇二	軍納入、石油	2,500	未出願	
石油聯合株式會社南京出張所						

會社名	代表者	所在地	營業品目	資本金	設立年月日	備考
日本通運株式會社南京支店	中村 良吉	中山北路九二三	鐵道貨物、運送、通關代理、回漕	5,000	昭和十三年八月一日	
三菱商事株式會社南京支店		鼓樓車站一四	貿易(石油、地石)	5,000	昭和十四年二月	本社資本金
池田電機洋行	池田 忠二	中山東路三二二	水道氣施	300	昭和十三年十二月十七日	現地資金
揚子洋行	井川 敬藏	銅銀巷一二號	貿易	300	昭和十五年九月十一日	
國榮洋行	美馬 國一	中山東路三三〇	貿易	200	昭和十四年四月廿四日	
三養洋行	井上一郎	鄧府巷同慶里	貿易	500	五月十六日	
高島屋	森下 胤晴	中山路三四六	百貨店	12,000	昭和十三年十一月二日	
白木實業公司	大山山、喜三郎	太平路一四	百貨店	250	一月十一日	
華中百貨店	松原榮太郎	太平路一七	百貨店	100	昭和十四年四月廿一日	
大九百貨店	馬場 四	中山路六九	百貨店	1,000	二月四日	
合名會社中山産業公司	菅澤 新作	中山東路二二	貿易	500	八月十八日	
日照公司	小串 長廣	維新路一三〇	貿易	250	昭和十三年七月廿一日	
興亞皮革公司	西野 外吉	太平路文昌里二	皮革	100	昭和十四年一月二日	
上海購買組合南京支店	今村 啓次	太平路一〇	雜貨	500	一月二日	

南京市內諸會社工場調査

合資會社南京產 業公司	九山 紫	中山東路五六	建築材料	〇	昭和十四年 八月七日
瀨華洋行	矢崎 宗節	太平路一九二	易商	〇〇	昭和十三年 七月廿三日
合資會社篠原洋 行南京出張所	篠原 寶三	中山路一六七	貨商	〇〇	十一月廿一日
株式會社福昌公 司南京出張所	奥田 進	中山東路六四	易商	〇〇〇	十二月廿二日
露船貿易商會南 京支店	中川 章輔	中山東路二四八	貨商	〇〇〇	昭和十四年 五月十三日
合資會社	若林曾八郎	中山東路三一〇	貨商	五	五月卅一日
三篠商事株式會 社南京支店	岡本與茂一	白下路一一一	文具類	五	昭和十五年 四月八日
日本タイプ株式 會社南京支店	片瀬 進一	中山東路五五	タイプライター機械	五	昭和十四年 四月四日
株式會社林業商 店南京出張所	中部茂一郎	中山路三六二	水産物買賣	五〇〇〇	昭和十五年 七月二日
株式會社興亞皮 革公司	西野 外吉	太平路	皮革 綿布	〇〇	昭和十四年 十月二日
大同海運株式會 社支店	村山滿佐男	南秀村	船舶	一〇〇	昭和十三年 六月
大日本航空株式 會社支店	中川 健造	城內飛行場	航空輸送	一〇〇,〇〇〇	十二月一日
東亞公司	上野 正夫	中山路九二	藥請負	三〇〇	八月十八日
共盛置業南京山 張所	天野 八郎	田吉營五	煙草製造販賣	一,〇〇〇	昭和十四年 十月二日
日米商事株式會 社南京出張所	藤島 萬美	中山路三四三	貿易商	五	十月廿四日

東和公司株式會 社南京支店	清水 文雄	中山路一八七	雜貨類	〇〇〇	十一月廿七日
昭和精油株式會 社出張所	出光 弘	中山路三六七	貨貿易	一〇	十二月廿六日
株式會社松坂屋 出張所	伊藤松之助	太平路二七二	雜貨貿易	〇〇〇	昭和十五年 一月廿三日
中華山光興産株 式會社	出光 佐三	中山路五一	雜貨商	五〇〇	一月廿六日
橫濱植木株式會 社	川畑 武全	太平路一六	農園具販賣 鉢 球根	〇〇〇	九月十一日
金城煉瓦株式會 社	野崎 福一	朱雀路八〇	煉瓦 タイル	〇〇〇	三月二十日
合資會社南京產 業公司	丸山 紫	天日路四一	石灰 碎石	一〇	昭和十四年 八月七日
南京代支店	田中 新一	中山路七〇	寫真材料	〇〇〇	四月十九日
大日本寫真貿易 株式會社	植岡 保彦	中山路三三	寫真材料	五〇〇	十一月十七日
近江屋寫真用品 株式會社	野呂彦太郎	中山路六六	寫真用品	五〇〇	昭和十五年 七月廿三日
仁丹公司	大山 武雄	太平路三〇八	藥類	一五〇	昭和十三年 二月廿六日
石福商店	山川 力	國府路二二五	金銀類	一,〇〇〇	昭和十四年 四月廿一日
株式會社	向山 榮一	延齡路七〇	建築	一〇〇	十二月二日
株式會社	藤井 義造	鼓樓三條巷	土木建築	三,〇〇〇	三月十四日
清水會社	藤井 義造	鼓樓三條巷	土木建築	三,〇〇〇	昭和十五年 三月十四日
森合陽洋行	森賀 季一	中山路一八〇	建築	三	昭和十五年 八月十日

南京市內諸會社工場調査

南京市内諸會社工場調査

華中興業	谷村與四郎	中山路興業里	土木建築	〇	昭和十四年七月六日
合資會社	山脇友三郎	華僑路二六		〇	十月十九日
竹中工務所	松浦利雄	下關熱河路		五	昭和十五年二月七日
遠合資會	西本 管	獅子橋三六		〇	八月二日
西合資會	村松 靖平	洪武路三〇		一〇〇〇	八月十日
滿洲飛鳥組	稻葉鐵三郎	太平路一五	電氣土木	〇	昭和十四年十二月二日
川北電氣	遠藤吉六郎	中山東路一八二	雜貨	〇	昭和十三年二月九日
極東公司	鈴木孝一	太平路三二一	機器	〇	昭和十四年七月廿八日
三友洋行	栗田 隴造	天目路四一	石灰	〇	六月三十日
大陸鐵行	竹松 寅一	中山北路三段	自動車部品	〇	昭和十五年四月八日
賀子會社	山之内恭雄	太平路二五四	倉庫運送	五〇〇〇	昭和十三年七月四日
國際會社	大山 博男	太平路二三一	貿易	〇	昭和十五年九月廿四日
伊藤忠商事	梅津 良吉	維新路香舖營石	炭	一〇〇〇〇	二月廿六日
株式會社	吉一	中華路二八七	棉花綿絲布	〇	三月二十日

三、南京市内支那側商社

南京附近治安漸次確立するや、搬入搬出物資も活況を呈し來たと共に、小資本商社先づ設立の魁をなし、城内商況に一段の活氣を興へ居りたるが、最近に至り稍々大なる資本の進出ありて益々股脈に向ひつつあり。然りと雖も邦人商社に比較しては資本と謂ひ販路と云ひ共に狭小なり、支那側商社總數七〇三中一千元程度の資本のものには種々なる營業種目を有せるも五千元程度以上の資本商社に於ては錢莊を第一とし、米穀買賣を第二に配しその他煙草、航運業等之れに次ぐ状態なり。これ大資本の未だ一般に進出浸潤せざるためならんか。南京市内に於ける資本金五千元以上の商社につきて調査せる事項左の如し。

南京支那側商社調査表（昭和十五年九月）

會社名	代表者	所在地	營業種目	資本金	設立年月日
中山會社	葉錫五	安祿街七一	煙草	四〇〇〇	昭和十五年二月十三日
大源	中長霖	珠江路一三四	米穀	六〇〇	〇
天祥	呂國珍	中山東路二二七	錢莊	五〇〇	〇
寧江	郭少侯	永寧街	航運	五〇〇	〇
永成	陳心言	昇州路二一五	兌換	二〇〇	昭和十五年三月二日
德成	董祥左	〇	〇	一〇〇	〇
盈豐	陳金鼎	永寧街一六四	〇	五〇〇	〇

南京市内諸會社工場調査



南京市内諸會社工場調査

四六二

永成	陳榮安	白下路二〇	木	一〇	昭和十五年八月六日
德和商行	司排林	珠江路四五	運	一〇	昭和十三年十二月
五成	陳清文	維新路四五	藥	五	昭和十四年三月
張泰和堂	劉古衡	建康路一八一	油	一五	四月
棊和	桂仲昂	昇州路三八九	錢	六	十一月
鈕利	錢錫璣	〃 二六〇	綿	一〇	
同豐	邵益三	〃 秤宅巷八	布	九	
新記	林百年	建康路一七九	石	一〇	
協和	劉子高	昇州路六四	炭	六	
美大	胡錫山	〃 三八	絲	四〇	
廣康	陳仲賢	〃 三六八	精	五〇	
永	張政熙		莊	五	

四、南京邦人經營製造工場

南京市内には製造工場として特に大資本のものなく、殊に邦人關係に於ても僅かに民需に應ずる自動車修理工場、ボールト類の製造工場、製材工場或は又製氷工場を持つに過ぎざれども、製粉工場は獨り相當な資本力の下に活潑なる操業をなし居り、南京市民需の麵粉の大半は茲に俟つ所多し。

南京市内製造工場總數約三〇工場中五千圓以上の資本金を有する工場につき調査せる概要左の如し。

(イ)有恒麵粉公司

資本金壹百萬圓、南京唯一の邦人製粉工場にして、小麦粉月産約十二萬袋、麵月産三萬袋の製造をなし一日平均四、〇〇〇袋乃至四、五〇〇袋の生産能力を有す。

使用人として事務員五二人、技術關係者一九六人を雇傭す。

華人職工は割合優遇され月額最高六〇圓最低二五圓を支給す。

(ロ)漢和工業株式会社

ボールト、ナット、リベット、鐵道工具、鑛山用具、建築用金物、鑄物製品、機械類各種を製造し南京各部隊、華中鐵道、華中水電、永禮化學等に納入す。

事務員七、技術關係者一一六を使用す。

華人使用人日給最高一圓五〇錢、最低七五錢にして給與狀況普通と云ふを得べし。

資本金二〇萬圓中半額拂込済なり。

(ハ)南京太平製氷工場

資本金二萬五千圓にして昭和十四年六月事業を開始し小資本ながら月産一七〇噸を産す。

事務員及技術關係者を通じ三十數名を使用し日給一人當り最高三圓最低一圓五〇錢を給す。

(ニ)南京鐵工場

資本金五萬圓、工作機械、建築材料其の他の金屬製品を製造し事務員一八、技術關係者五〇を使用す。

華人職工日給平均一元六五角にして機械製造工場としては低き方なり。

近來材料不足のため營業成績餘り振はざる模様なり。

(ホ)日本電機公司修理工場

南京市内諸會社工場調査

四六三

南京市内諸會社工場調査

四六四

資本金五萬圓、電熱器、變壓器、電氣機械の修理、製作並に電氣設備工事をなす。  
事務員五、技術關係者五五を有す。

華人給與日給七〇錢より一圓五〇錢を給す。

(ハ)南京モーターズ

資本金五千圓、各種自動車修理、酸素溶接をなすも極めて小規模なり。

(ト)中山自動車工場

資本金五萬圓、自動車修理加工、乗合トラックボディ製造、部分品の販賣及自動車買等をなす。

事務員男一四、女三、技術關係者六二を有す。

華人最高月給一〇〇圓、最低一五圓を與へ居り營業の成績も良好なりと。

(チ)吉原製材所

資本金二萬圓、吉原一萬三千圓、藤田七〇〇圓の合資にして、材木の製材をなす。小資本なれば雇傭者も四名にして、日給最高一圓五〇錢、最低一圓二〇錢を支給し居れり。

主として軍又は南京市政府用材の製材をなす。

(リ)日華産業木材部

資本金五萬圓、一般木材の製材をなし月額一、五〇〇圓程度の成績なり。

使用人男一三、女三にして給與日本人一日五圓、華人一圓五〇錢を最高とし最低日本人一圓五〇錢、華人八〇

錢を給す。

昭和十四年十月作業開始せるも未だ全能力發揮の注文を受けたることなし。

元合名會社中支義合社と稱せしも其後月賦支拂方法にて日華産業譲受せり。

(ヌ)ヒカル製氷所

資本金六、〇〇〇圓、昭和十五年五月十二日事業開始す。

小資本ながら規模又小なるため營業成績良好なり。

(ル)京華磚瓦廠

資本金五萬圓、煉瓦及洋瓦の製造をなす。

事務員五、男工九〇〇、女工一〇〇を使用す。

男工一日平均給料一圓二〇錢、女工一日平均八〇錢なり。

(ヲ)南京醸造廠

資本金五萬圓、日本酒の醸造をなし、年産平均一〇〇石、本年仕込見込高二〇〇石にして成績順調なり。

商標を赤垣、竹盃と稱す。

(ヰ)トヨタ自動車株式會社南京出張所

本社資本金五十萬圓、南京出張所届出資本金十萬圓にして、豊田紡績廠系資本系統なり。

トヨタ自動車の軍及民間の修理、自動車及部分品の販賣をなす。

南京市内諸會社工場調査

四六五



事務員五名、技術關係者六九名（中國人六〇名を含む）を使用す。  
華人給料平均四五圓なり。

一ヶ月販賣（部分品）及修理費上高二萬圓にしてその八割は軍部關係なり。別に新軍費上約二萬圓あり。

(カ)南京砲泊場司令部舟艇修理工場

中支那砲泊場監理部管理工場にして資本系統は玉造船所なれども軍の要求によりその都度出資するものにつき一定資本なし。

主として船舶の船體及機械の修理をなす。

事務員六一名（華人四九名）技術關係者四〇八名（華人三九七名）を使用す。

華人給料日給七〇錢より一圓八五錢迄とす。

上記（カ）を除きては總べて現地資本に依る製造工場にして、主として民間の需要に應じつつあり。就業中日本人は數に於て少數なれども何れも工場主又は代理者にして、常に工場監督の地位にあるものなり。従つて給與も中國人の約十倍にして最高八〇〇圓、最低一二〇圓を上下する状態なり。

一般に大資本の流入なきため南京市内に於ては未だ大工場設立の運びに至らず。

南京邦人經營製造工場一覽表及南京勞働賃銀並指數表次の如し。

南京日系製造工場調査表

工場名	代表者	所在地	製品	資本金	設立年月日	備考
漢和工業株式會社南京工場	上野 一夫	漢中街九	ボール、ナツ、リット、ベツト	三〇,〇〇〇	昭和十四年十二月十二日	本社資本金二〇萬圓
南京工場	中村 英二	太平門内御史廊一	氷	三〇,〇〇〇	六月十七日	月産一七〇噸
南京砲泊場	安藤 次郎	浦口合茂街	船體機械修理	—	昭和十三年十二月十四日	中支那砲泊場監理部監理
南京鐵工所	淵本 次二	青石街一五ノ一	工作機械金屬	五〇,〇〇〇	九月一日	
日本電氣公司	森川 哲明	維新街田吉營七	電機器具 其他	五〇,〇〇〇	昭和十三年八月	
中山自動車	久保 弘	湖北路八七	ボデー製造 修理加工	五〇,〇〇〇	昭和十三年八月	
吉原製材所	吉原 房夫	白下路三三二	材木製材	三〇,〇〇〇	昭和十四年八月一日	
日華 産 業	根之木清一	下關乙與里一	製 氷	五〇,〇〇〇	四月二十日	
ヒカル製氷所	得永 秀雄	太平路一四五	製 氷	六〇,〇〇〇	十月三十一日	
京華磚瓦廠	三宅 圓一	中山東路二八四	煉 瓦	五〇,〇〇〇	昭和十三年十月七日	
トヨタ自動車工業株式會社	秋次 秋次	中山北路一八八	自動車修理	一〇〇,〇〇〇	昭和十五年一月六日	本社資本金五十萬圓
南京釀造廠	尾崎 政雄	太平路一〇五	酒 類	五〇,〇〇〇	六月一日	
有恒麵粉公司	佐藤 貫一	下關三河三八	小 麥 粉 麵	一〇〇,〇〇〇	昭和十三年三月一日	
南京汽水工場	横井 多聞	中山東路三條巷七	サイダー	三〇,〇〇〇	昭和十四年一月三十日	

南京市内諸會社工場調査

南京市内諸會社工場調査

南京モーターズ 羽土 俊郎 中心路二〇二  
(資本金五千圓以上のものを基調とす)

自動車修理 三〇〇 昭和十四年  
四月十九日

南京労働賃銀並指数表

昭和十五年八月末調査(指数四月一〇〇)

工種別	一日最高額		一日最低額		平均	指数
	元	角	元	角		
鍛錬工	二・四〇	八〇	一・六〇	八〇	一・六〇	一五三
機械工	二・五〇	八〇	一・四〇	八〇	一・九五	一六九
木工	二・三〇	〇〇	一・〇〇	〇〇	一・六五	一四七
銃物工	一・九〇	〇〇	一・四〇	〇〇	一・六五	一六八
木型工	一・八〇	〇〇	一・〇〇	〇〇	一・九〇	一八〇
鑄物工	二・二〇	〇〇	一・五〇	〇〇	一・八五	一四五
左官工	二・〇〇	〇〇	一・三〇	〇〇	一・六五	一六八
火砲工	二・〇〇	〇〇	一・四〇	〇〇	一・七五	一五〇
硝子工	一・八〇	〇〇	一・二〇	〇〇	一・六〇	一七七
漆工	一・八〇	〇〇	一・二〇	〇〇	一・五〇	一六六
苦力工	一・二〇	〇〇	〇・七五	〇〇	〇・九七五	一六七
苦力頭	二・〇〇	〇〇	一・〇〇	〇〇	一・五〇	一八七
石工	二・四〇	〇〇	一・八〇	〇〇	二・一〇	一八一
ブリキ工	二・二〇	〇〇	一・六〇	〇〇	一・九〇	一七三

五、南京市支那側製造工場

南京に於ては大資本製造工場を支那側に看ることを得ざる現状にして、僅かに手工業的製造工場全市内に散在するのみなり。總工場數約一五〇中資本金一〇〇〇元以上のもの二十九工場にして最高五萬元、最低一〇〇元の小工場まであり、以て資本の貧弱と規模の狭小なるを知るを得、上記一千元以上の工場二十九につき種類別に於て精米八、磚瓦七、酒類釀造三、ガラス製造三、其他八の割合なり。

南京市内支那側製造工場所在地、代表者、製品、資本金並に設立年月日次の如し。

南京市支那側製造工場調査一覽表

工場名	代表者	所在地	製品	資本金	設立年月日	備考
太平洋廠	母子章	太平巷二二號	酒類	二、〇〇〇	昭和十四年十月	
永明	王明三	金陵閣一四號	ガラス類	一、〇〇〇	昭和十五年四月	
宏業	厚瑞生	昇州路二〇二號	製米	三、〇〇〇	昭和十五年三月	
玉豐	方象鈞	中華路三二九號	精米	三、〇〇〇	昭和十四年十一月	
忠記	李恒源	明瓦廊四六號	磚瓦	一、〇〇〇	不	
復泰	申長霖	魚市街三〇號	磚瓦	一、〇〇〇	昭和十四年二月	
義合	孫耀三	中山路六〇二號	磚瓦	一、〇〇〇	昭和十四年十二月	
華一	李萍雄	上乘庵八號	磚瓦	二、〇〇〇	不	
五福	胡阿坤	珠江路四八號	電熱器	一、〇〇〇	昭和十五年四月	
民利	許貫吾	永豐街二六號	磚瓦	二、〇〇〇	昭和十四年七月	
農興	陳家禮	七五號	精米	一、五〇〇	昭和十五年四月	
利記	唐文輝	鳳慶街六號	炭團	一、〇〇〇	昭和十五年一月	

南京市内諸會社工場調査

南京市内諸會社工場調査

林記	樹週林	南鄉濱四四號	磚瓦	一、〇〇〇	昭和十五年四月
遠摩	曹德裕	鳳凰街三三號	コークス	二、〇〇〇	不
光昌	徐鳳明	錢家村三〇號	電球	二、〇〇〇	昭和十四年四月
信昌	劉伯屏	上碼頭	酒精米	一、〇〇〇	昭和十四年七月
華豐東裕記	張桐軒	九龍橋三號	酒精米	二、〇〇〇	昭和十四年十二月
華康	沈遜泉	掃帚巷八九號	酒精米	一、〇〇〇	昭和十四年八月
華明	張懋備	掃帚巷五〇號	石器	一、〇〇〇	昭和十五年一月
華勝	李聲吾	油坊橋	磚瓦	一、〇〇〇	昭和十五年一月
盛記	葉增煌	通濟門外七里街一三七號	酒類	一、〇〇〇	昭和十五年一月
萬泉	章桂生	錢家村五〇號	酒類	八、〇〇〇	昭和十五年四月
新記	田文貴	掃帚巷一三三號	ガラス器	四、〇〇〇	昭和十五年四月
元泰	金芝	八五號	精米	一、〇〇〇	不
德昌	能鐵西	和平鄉二保一甲七月	精米	一、〇〇〇	不
天得機磚瓦有限公司	王捷章	陳家牌坊二號	磚瓦	五、〇〇〇	昭和十四年四月
份有限公司	葉增煌	和平門外東門鄉二〇號	磚瓦	四、〇〇〇	昭和十四年九月
同德	周卿之	棉鞋營九號	軍服	三、〇〇〇	不
南京軍裝工廠	王庭森		軍服	五、〇〇〇	昭和十五年五月

單位(資本金)元  
 製造工場約一五〇廠の中資本金一、〇〇〇元以上のものを基準として調査せり  
 資本金最高五萬圓、最低一〇〇圓なり

六、第三國關係會社

南京に於ける外國系會社は製造會社、商社共に何れも本國又は上海に本社を有するもの支社又は支店にして、事變前迄は南京周邊一帶に廣範圍に涉りて石油、揮發油、機械、鐵屑、煙草を供給する外保險業を營み主として英米系資本に屬せり。  
 事變後諸種の事情によりてこれら商社は一時閉鎖し、上海租界或は本國に引き上ぐるものありしが、南京地方治安狀況良好となるや再び來寧し、最近には相當の成績を挙げつつある點より看ても彼等商權の侮りがたき粘着性あるを知ることを得。  
 南京に於ける外國系會社概略左の如し。

1. 米國系會社

- (イ)美孚洋 (Standard Vacuum)
  - 所在地 南京市下關寶善街四二
  - 設立年月日 大正五年
  - 資本金額 一、五〇〇、〇〇〇米弗
  - 營業品目 石油、揮發油
  - 使用人 米國人支配人一、米國人事務員一、日本人一、中國人二〇
  - 取引數量 事變前一ヶ月三十萬ガロン
  - 事變後一ヶ月一萬五千ガロン

南京市内諸會社工場調査

南京市内諸會社工場調査

(ロ) 德士古火油公司 (Texas Co. China LTD.)

所在地 中山路二〇九

設立年月日 明治四十五年

資本金額 二四五、〇〇〇、〇〇〇米弗

營業品目 石油、揮發油、機械、鐵屑

使用人 米國人支配人一、中國人事務員五、日本人一

取引數量 事變前一ヶ月二十萬ガロン

事變後一ヶ月一萬ガロン

2. 英國系會社

(イ) 太古洋行 (Butterfield and Swire)

所在地 南京祖師巷九

設立年月日 大正四年

資本金額 五〇〇、〇〇〇磅

營業種目 船舶保險代理業

使用人 英國人支配人一、中國人事務員三

(ロ) 亞細亞火油有限股份公司 (Asiatic Co. LTD.)

所在地 南京市祖師巷九

代理店 福昌公司 中山東路六四

昌記公司 昇州路二六二

設立年月日 大正二年

資本金額 五〇〇、〇〇〇磅 (四五〇、六五〇磅拂込済)

營業品目 石油、揮發油、ローンク、ペイント

使用人 英國人支配人一、事務員一、中國人事務員二五

取引數量 一ヶ月五萬元 (現在)

(ハ) 順中運銷煙草股份有限公司 (Yee Tsong Tobacco Distributors LTD.)

所在地 南京市祖師巷九

代理店 昭和組合 漢府路王淋坊

源記商店 淮海路

營業品目 各種煙草

取引高 一ヶ月三十萬圓 (現在)

使用人 米國人事務員二、中國人事務員二、日本人一

(ニ) 南英保泰保險公司 (South British Insurance LTD.)

南京市内諸會社工場調査

南京市内諸會社工場調査

所在地 珠江路一六〇

設立年月日 昭和十五年

資本金額 二、〇〇〇、〇〇〇磅

營業種目 火災、海上、自動車保險

使用人 中國事務員三、勸誘員四

(ホ)南京英商和記股份有限公司 (The International Export Co. LTD.)

所在地 南京下關寶塔橋

設立年月日 明治四十五年

資本金額 二五、〇〇〇、〇〇〇元

營業種目 鶏卵加工

使用人 英國人事務員二、英國人技師三、英國人秘書一、中國人事務員一

製造數量 年産六〇萬トン

(昭和十五年十月華中連絡部南京派遣員事務所調)

## 山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

一、本資料は華北連絡部が昭和十五年六月二十四日より同月二十八日に亘り新民學院職員張志超をして出張調査せしめたるもの調査報告なり。

### 第一章 初等教育調査

#### 第一節 小學校の組織及施設

##### (一) 組織

(1) 小學校 教育法令により校長一名を設け全校一切の教育行政事務を統轄し其の下に教員若干名と事務員一名を置く

(2) 初級中學 校長(校董)一名、教員一名

(3) 短期小學 教員一名

##### (二) 學制及修業年限

(1) 小學校 四二制 六ヶ年卒業

(2) 初級小學 四ヶ年卒業

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(8) 短期小學

一(二)年卒業

(三) 施設狀況 (第二章各節の六参照)

第二節 小學校の新教育方針

新民主義に準據し、中華民國新政府の新教育方針に則り、兒童の心身を發展せしめ、普隣友好の精神を培養し、國民道德の基礎を確立し、生活に必須なる知識技能を授け、健全なる國民を養成す。

第三節 各縣簡易小學校の調査

無し

第四節 各縣小學校に於ける教育兒童數及其他數的調査

(一) 山西省二十九年度教育經費實施豫算表 (山西省公署教育廳民國二十九年一月三十日調製)

項	部	經常	配當額	豫算額
省立第一新民小學經費			一六、三〇〇・五〇	一六、七〇七・五〇
省立第二新民小學經費			八、四六六・〇〇	八、六八六・〇〇

省立第三新民小學經費	七、九三九・五〇	八、一五九・五〇
省立第四新民小學經費	七、九八四・五〇	八、二〇四・五〇
省立第五新民小學經費	六、二七六・七五	六、四六三・七五
省立第六新民小學經費	七、五八一・〇〇	七、七六八・〇〇
省立第七新民小學經費	六、三六〇・〇〇	六、五四七・〇〇
省立第一師範附屬小學經費	一四、〇四〇・〇〇	七、〇二〇・〇〇
省立第一女子師範附屬小學經費	九、七二二・五〇	九、九三二・五〇
總計	八四、六六〇・七五	七九、四八八・七五

(二) 山西省小學校數、教職員數、學生數統計表 (山西省公署教育廳民國二十八年十二月調)

縣名	學校數	學級數	教職員人數	學生數		計
				男	女	
省立	八	八〇	一〇九	二、〇〇六	八八九	二、八九五
市立	二	八	一八	二五三	五七	三〇九
五臺	八〇	一七	二二七	二、七〇三	一〇七	二、八一〇
定襄	四八	六四	六五	二、一四	シ	二、一四
忻州	一四四	一九〇	一九八	六、二二	八一	六、二〇三
太原	一三八	一六一	一六六	四、〇七八	二二〇	四、二九八
榆次	六二	七八	八〇	二、一七三	二五一	二、四二四
代縣	一六	一三九	一四〇	三、四七九	九二五	四、四〇四
繁峙	一七〇	一八一	一八五	五、六八八	五〇	五、七三八
武定	一四六	一四七	一五七	二、九四〇	一〇三	三、〇四三
總計	三五	三八	三八	八三五	三三	八六八

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

私翼聞奕萬榮浮汾永安夏和霍介邵昔神徐清靜陽絳曲

立城喜石泉河山城濟邑縣順縣休縣陽池潯源樂曲縣沃

一 一 四八 二二〇 二二五 二二七 一九 一八三 三三四 三三二 四 三三 三九 七四 八 三〇 三三 五三 七二 二〇 二二六 二二五 一六七

一 一 四八 二二〇 二二五 二二八 二二二 一八五 四〇 三三 二一 二〇 五三 九〇 八 三〇 七〇 一〇二 二〇 一四二 一四二 一六九

四 一 四九 二二〇 二二五 二二九 一 一八七 三 四 一 一 五三 九〇 三〇 七〇 一〇二 二〇 二四九 六二 一七二 一七二

六〇 三〇 一、六七九 二、三六二 五、一八 六、九〇 六、五 三、八七 四、三〇六 九、四三 八、三一 三、六二 五、一五 二、四六四 二、二二 四、一七 二、三三 二、六七三 三、五二二 八、三一 三、二七三 三、二七三

ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ ナ

四七九 一四 シ シ シ シ シ 八二 四四 二二六 六五 七六 八八 一九六 六一 九五 六七一 一〇 一六七 二四

七四 三〇 一、六七九 二、三六二 五、一八 六、九〇 六、五 四、三〇 一、〇六九 八、九六 四、三八 六〇三 一、四三一 二、五二五 二、二九二 二、七六五 三、三四四 三、三九〇 三、六九〇 八三一 三、二九七

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

襄新稷猗河臨虞解臨洪趙汾中離孝汾文平交太壽平孟

陵絳山氏津晉鄉縣汾洞城西陽石義陽水遙城谷陽定縣

三九 一八 二 八二 八〇 一四一 一〇二 八八 七三 五九 二三 八 一一 二二 八二 一六二 一七 四五 三六 七二 六八 七六 一七

四二 三 四 九三 九一 一四六 一二四 九二 八六 六二 一五 八 二二 一四 一〇一 二二 一七四 一七四 九六 七二 一〇五 一〇五 一一八

四二 二四 五 九五 九一 一四六 一二八 九八 六三 一五 八 一四 一四 一〇七 二二 一八二 一八二 五九 八二 一一 七二 一一 二二 一三八

一、二二五 四、四九 一、〇二 二、七二七 二、〇八五 二、九一六 三、〇六九 一、九六五 二、二九四 一、四〇一 二、二一 一、三〇 二、二六 三、〇五 二、六九五 六、六四五 四、九七九 一、五九一 二、八三三 二、三九一 二、一〇九 三、二六〇 三、六一七 三、六一七

ナ ナ ナ

シ 一五 三八 シ シ 九六 一六 七七 七一 八四 五七 三六 九四 一四一 九四六 二二七 六五 九六 九〇 一一九 二九〇 二四二 四七八

一、二二五 四、四九 一、〇二 二、七二七 二、〇八五 三、〇六九 一、九八一 二、三七一 一、四七二 二、九五 一、八七 二、五二 三、九九 二、八三六 七、五九一 五、二〇六 一、六五六 二、九一九 一、四八一 二、三三八 三、五五一 三、八五九

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

其他 一  
合計 三、六〇五

(三) 山西省學會兒童調查表 (山西省公署教育廳民國二十九年二月現在調)

縣名	學會兒童數	教育兒童數	兒童比較會	備考
太 原 市	七四八一	三、七一七	五〇%弱	四八〇
陽 曲 縣	一八、九九五	四、〇三二	四二%弱	五三
五 澗 縣	二二、一七五	五、八七三	二六%弱	二一八、五九一
定 襄 縣	四、八〇一	一、九三〇	四七%弱	七、七四一
忻 州 縣	二、八〇四	六、〇六五	三三%弱	二、一九三
靜 樂 縣	一、三二一	一、四三三	九二%強	二、一九三
太 原 縣	一、一五七	六、三二七	一八%弱	二、一九三
榆 次 縣	九、三五六	八、四三四	九〇%強	二、一九三
徐 溝 縣	四、三六四	三、〇七四	七〇%強	二、一九三
崞 陽 縣	二、三〇八	一、九八一	八四%強	二、一九三
繁 峙 縣	一、五三二	三、〇四五	五〇%強	二、一九三

縣名	學會兒童數	教育兒童數	兒童比較會	備考
神 池 縣	一一、〇三九	八、一八九	七四%強	二、一九三
孟 定 縣	二、三九〇	一、〇七六	四五%強	二、一九三
平 定 縣	三、三三九	五、七三九	五八%強	二、一九三
壽 陽 縣	三、七六八	四、八五二	七八%強	二、一九三
太 谷 縣	四、三九七	八、一五五	一九%弱	二、一九三
祁 縣	一、〇九七	二、三〇八	四六%強	二、一九三
平 遙 縣	四、六四八	二、九四五	六三%強	二、一九三
介 休 縣	三、〇七二	二、八八〇	九四%強	二、一九三
交 城 縣	六、〇七六	四、五九〇	七六%強	二、一九三
文 水 縣	二、四八七	一、〇九二	四五%強	二、一九三
汾 陽 縣	一、六三九	七、九〇六	一三%弱	二、一九三
孝 義 縣	一、三三三	三、三〇八	四〇%強	二、一九三
隰 縣	一、四二九	三、二三八	四四%強	二、一九三
石 縣	七、四二一	四、二〇八	五六%強	二、一九三

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査



中陽縣	七、四、五、八	三、七、五、九、一	八、六、〇、七、%	〃〃	二、二、九、三、
石碛縣	八、八、三、二、一	一、五、八、九、二、五	八、〇、七、%	〃〃	二、二、九、三、
霍州縣	七、八、三、八、八	一、四、三、三、五、六	八、〇、七、%	〃〃	二、二、九、三、
趙城縣	八、八、六、一、〇	三、三、六、一、四	八、〇、七、%	〃〃	二、二、九、三、
洪洞縣	二、二、六、六、六、六	一、八、四、七、五、三	八、四、一、%	〃〃	二、二、九、三、
臨汾縣	一、三、七、七、二	九、八、八、二、七	二、七、〇、%	〃〃	二、二、九、三、
絳州縣	二、四、七、七、八	一、三、六、四、七	四、七、二、%	〃〃	二、二、九、三、
夏縣縣	一、二、四、四、〇	六、八、九、六、四	五、七、九、%	〃〃	二、二、九、三、
安邑縣	一、一、五、九、六、七	一、二、〇、八、〇、四	五、九、四、%	〃〃	二、二、九、三、
解州縣	三、六、三、三、〇	五、五、〇、二、五	六、八、二、%	〃〃	二、二、九、三、
虞鄉縣	四、六、五、九、六	三、五、〇、四、九	七、七、九、%	〃〃	二、二、九、三、
永濟縣	一、四、八、六、三、五	四、五、四、〇、四	五、三、七、%	〃〃	二、二、九、三、
榮河縣	一、九、〇、〇、二	六、八、一、六、八	六、九、二、%	〃〃	二、二、九、三、
臨晉縣	三、九、二、四、七	二、七、九、五、八	九、八、二、%	〃〃	二、二、九、三、

河津縣	七、八、〇、〇、四	五、五、〇、七、二	七、六、四、%	〃〃	二、二、九、三、
猗氏縣	七、三、四、〇、四	二、六、三、三、三	六、八、六、%	〃〃	二、二、九、三、
萬泉縣	二、八、三、七、八	一、八、一、五、四	六、七、七、%	〃〃	二、二、九、三、
稷山縣	二、二、七、三、〇	八、一、八、四、四	八、七、〇、%	〃〃	二、二、九、三、
襄陵縣	二、八、七、四、九	五、九、二、四、二	六、八、一、%	〃〃	二、二、九、三、
汾城縣	一、一、二、六、一、〇	一、五、四、九、〇、四	六、五、六、%	〃〃	二、二、九、三、
曲沃縣	一、一、二、〇、六、三	三、九、九、〇、六	六、五、六、%	〃〃	二、二、九、三、
安澤縣	八、六、五、七	三、三、三、七、〇	六、四、〇、%	〃〃	二、二、九、三、
總計	二、八、九、〇、三、三	一、六、一、六、五、一	五、六、%	〃〃	二、二、九、三、

第五節 各縣小學校に於ける日本語教育狀況

(一) 小學教員日本語講習會

(1) 主催機關 山西省公署

(2) 後援者 山西省特務機關 太原日本領事館

(3) 期日及期間 民國二十九年二月二十五日より一ヶ月間

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

- (4) 名稱 山西省小學教員日語講習會
- (5) 場所 山西省公務人員訓練所内
- (6) 目的 日本語教育の正確を期し教學效能を増進する爲日本語教員の再教育を施す
- (7) 資格 省市縣小學校の日語教員にして教育廳又は各縣々事知事維持會長より推選す
- (8) 經費

項目	日數	金額(豫算額)	備考
食費	七〇	一、一五五・〇〇	學生六六名職員三名一名に付五〇錢
旅費	六六	六六〇・〇〇	
講師、通譯謝禮	一	六〇〇・〇〇	
管理員俸給	一	六〇〇・〇〇	
教導員俸給	一	六〇〇・〇〇	
書記俸給	一	三五〇・〇〇	
雇傭人賃	三	四五〇・〇〇	
薪炭費	一	一八〇・〇〇	
通信及教材費	一	一五〇・〇〇	
印刷費	一	五〇〇・〇〇	
招待費	一	一五〇・〇〇	
雜費	一	三〇〇・〇〇	
豫備費	一	一〇五・〇〇	
合計		四、〇〇〇・〇〇	

(9) 教職員姓名及職名

職名	姓名	本職名
顧問	蘇上	山西省長
會長	井上	山西省特務機關長
副會長	向井	太原大日本帝國領事
委員長	張潤	山西省公署教育廳長
委員	趙汝	山西省公署參事
委員	鈴木	山西省公署顧問指導官
委員	關傳	山西省公署秘書主任
委員	張佩	山西省公署秘書
委員	王麟	山西省公署總務科長
委員	楊世	山西省公署學務科長
委員	陸雨	山西省公署社教科長
委員	依重	教育廳督學主任
委員	青崎	教育廳督學主任
委員	櫻澤	山西省特務機關教育主事
委員	林松	山西第一中學教官
委員	桑松	省立第一師範學校教官
委員	安居	山西天理日語學校教員
委員	松下	新民日語學校教員
委員	林憲	扶輪小學校副校長

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(10) 參加各市縣及人數表

太原	解縣	襄陵	祁縣	寧武	熒石
牛口	平定	霍縣	太原	太原	太原
大勝	陽城	榆次	晉中	晉中	晉中
朱世	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中
郭自	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中
蔣非	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中
古川	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中
立石	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中

(11) 教授學科

1 日本語	2 科學教育	3 學校衛生	4 音樂	5 體育	6 特別講座	7 座談會
太原	解縣	襄陵	祁縣	寧武	熒石	太原
文水	平定	霍縣	太原	太原	太原	太原
代縣	陽城	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中
沁縣	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中
安邑	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中
清源	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中
太原	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中
臨晉	沁縣	榆次	晉中	晉中	晉中	晉中

(12) 日語教育狀況

校名	年授業時間	實施期日	教科書名	日語教員姓名	年齡	性別	備考
省立第一師範附屬小學	五〇四	民二七、八、	小學日語讀本	靳桂香	一九	女	太原女子高級中學一年修了、山西公務人員訓練所日語班卒業
省立第一新民小學	八六	〃	小學日語讀本	應謙	二二	男	山西公務人員訓練所卒業
省立第三新民小學	三四四	〃	日文模範讀本	張唐民	二二	男	
省立第四新民小學	五七二	〃	小學日語讀本	羅維周	二三	男	
省立第五新民小學	三四二	民二七、一〇、	小學日語讀本	崔惠仙	二七	男女	
省立第六新民小學	二二五	民二八、八、	日文會話	王超之	一九	女	
省立第七新民小學	六七二	民二七、九、	小學日語讀本	朱至文	二四	女	
省立第八新民小學	一六〇	民二八、八、	小學日語讀本	張壽廷	三三	男	天理教附設日語學校卒業
市立第一新民小學	一六〇	民二八、一、二〇	小學日語讀本	曹劍軍	二〇	男	
市立第二新民小學	〃	〃	〃	崔如	二三	女	清苑女師卒業
市立第三新民小學	〃	〃	〃	王惠華	二六	女	太原省立第一師範卒業
	〃	〃	〃	田質君	二三	男	陽曲國民師範卒業

第六節 各縣小學校復興狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

事變前(民國二十三年度統計) 事變後(民國二十九年二月) 學校狀況比較表

(山西省公署教育廳民國二十九年三月調)

縣名	二三年學校數	二九年學校數	二三年生徒數	二九年生徒數	二三年教員數	二九年教員數
陽曲	三〇九	一三九	一三、二八六	三、九五三	五九二	一六三
定襄	三七七	九四	八、八七三	二、九七七	六〇八	一四二
忻州	一三九	四九	九、九三〇	一、八四九	二九三	六八
靜樂	四一八	一五〇	二〇、〇六五	六、五〇六	五六五	一九九
太原	一六七	三	四、三七三	八二	九四	三
榆次	二二四	一三八	四、四六五	四、四四二	三八六	一九二
清源	三三三	六二	一、三三七	二、四二四	三二六	八〇
徐溝	八四	七四	三、三〇六	三、九八五	一七五	二二〇
代縣	五七	五七	二、一七二	三、〇三六	二二七	七一
繁峙	四七〇	二二〇	一、八八一	三、六四五	七三二	一六三
神池	二九八	一七五	八、八七一	四、四一六	三六〇	一八五
寧武	一四三	一四六	一、五三三	三、〇二〇	一七〇	四〇
孟縣	二二二	三六	八、一八九	八七五	二三七	五三
昔陽	三三三	五二	一、七三三	六、六六九	三九四	二二八
平定	二八五	四	七、五八六	四六〇	三二五	八
壽陽	三六一	七八	二、三〇八	四、六〇一	六四五	一三一
五寨	三三一	六八	二、三〇八	二、二〇一	三八二	七二
八五	八五	二、七四八	八二五	六四五	四一	四一

縣名	二三年學校數	二九年學校數	二三年生徒數	二九年生徒數	二三年教員數	二九年教員數
谷縣	一三六	四八	一、一三六	二、〇五五	三八二	五七
城縣	一五四	六九	一、一七三	二、九六五	一七五	一〇九
遼寧	一一八	三六	二、七三三	二、九一九	三三五	八三
休休	一一一	一一	二、二四二	二、〇八四	二四三	二九
文水	一一三	二六	一、四三一	六、一七五	三九七	四八
汾陽	一五四	一五	四、七八三	六、八七五	二五一	一七九
孝義	二八一	一六二	四、二〇四	六、八七八	二五一	二二七
石陽	三三〇	八二	一〇、三〇一	二、九三三	三八一	一〇七
石陽	二二七	三三	九、二六八	九三三	二五六	二八
中陽	八五	一六	三、五九一	三九三	一〇一	一九
炎縣	二四五	七一	五、九二五	二、五七一	二九五	八二
霍縣	一四〇	七二	四、三五六	一、六〇二	一八三	八二
西河	一〇四	二〇	三、〇〇九	一、六五	二五五	二〇
沁源	一六一	四六	三、六一四	九四五	一九五	五〇
沁縣	二四七	五九	八、八五三	一、四三六	三四六	六三
洪洞	三三八	四一	九、八二二	一、七三〇	四三一	一〇
臨猗	二〇〇	二	五、五六〇	三九一	二二五	一〇
和順	二二九	一	四、八九一	七一	二二九	一〇
沁縣	二八四	三	八、二二五	四八五	三四六	三
襄垣	二七〇	一〇	一、四九八	七二	二七一	九
垣曲	二二三	五	五、五七六	二四〇	三三〇	八
沁縣	三三〇	七七	一、三三三	二、五二九	三九二	八三
聞喜	一六一	五五	三、六四〇	六七九	二〇九	六五

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

夏	安	解	虞	永	榮	臨	河	猗	萬	稷	新	襄	汾	曲	翼	浮	潞	屯	長	武	運
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
二三八	一八六	一一五	一一三	三五三	一八四	一八五	二二〇	一七六	一四九	二〇四	二五八	一三六	一八五	二二一	二四五	二四三	三〇二	二二五	一六五	二二九	二二九
四四	五七	九二	八一	三五	九七	一三五	一四	八二	二九	七	四六	七六	四二	一六七	二二	五	六	三	三	六	一五
六七九四	二、四〇四	五、〇〇三	五、四四三	五、四四四	八、二六〇	七、五八四	五、六七二	六、三三三	八、一八	八、九四四	八、〇九八	五、九九四	九、一〇六	六、七六〇	七、四一九	六、五三〇	一、三七九	一、〇六九	一、〇一八	一、六六七	七、一九九
一、八四七	一、八七七	二、〇三三	二、五三〇	四、五〇	三、三〇六	三、三七一	五、七八	二、〇三五	八、二	二、八二	一、四七八	二、三七四	一、〇四〇	三、一八八	五、三三	七、一	三、三六	一、八〇	二、三五	六、二	三、四八
四九〇	三、一三	二七〇	一、四九	一、六二	三、九一	二、一一	二、九〇	五、九二	二、一三	二、五四	三、四〇	二、〇七	二、四五	二、九八	三、二六	二、七九	三、九九	二、八一	一、八三	三、〇四	二、五二
五三	七三	九五	一〇四	三八	九九	一六〇	二〇	九三	三五	一五	六〇	八一	四五	一七四	二、三	五	一三	五	六	二	一八

安	澤	計
一、二七	一、四、九七四	三、七九五
一〇	二、五六九	四、八八、六一一
一四三	二、二七、七九六	四、一〇、四〇〇
一	四、七二七	四、七二七

第二章 太原城内に於ける各小學校の調査

第一節 山西省立第一師範學校附屬小學校概況

(一) 名稱

山西省立第一師範附屬小學校

(二) 地址

太原城内國師街七番

(三) 沿革

民國二十七年省籌委會の命により新民學校を設立し、民國二十八年八月一日省公署の命により山西省立第一師範附屬小學と改稱す

(四) 行政組織

- (1) 教務組 教務股、圖書股、體育股、成績股
- (2) 訓育組 自治股、訓導股、訓育股、衛生股

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(五) 編制

- (8) 事務組 文書股、庶務股、會計股
- (1) 學制 四二制
- (2) 學級數 八ヶ學級
- (3) 修業年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設備

種類	數目	價格	備考
木器	四二〇	七一八〇〇	
圖書	五三〇	三三五〇〇	
體育用具	一〇	六〇八〇〇	
標本儀器	四二	三〇〇〇〇	
學校用具	九二七	二四二〇〇	
音樂、體操用具	二〇	二四〇〇〇	

(七) 校舍

名稱	室數	名稱	室數
教室	八	事務室	一
文書室	一	教員室	一
商店	一	受付室	一
校役室	一	風呂	一
炊事場	一	廁所	一

(八) 教職員姓名及出身

姓名	出身	職別
程子嘉	山西省立第一師範學校卒	校長
樊選	清源縣高級小學教員	校長
潘國選	陽曲縣小學教員	校長
郝瑞	太原小學教員	校長
張麗	陽曲縣立小學教員	校長
苗普	太原第五小學教員	校長
高齡	陽曲縣立小學教員	校長
董先	陽曲縣立小學教員	校長
時昌	陽曲縣立小學教員	校長
鄭永	陽曲縣立小學教員	校長
王桂	陽曲縣立小學教員	校長
新香	陽曲縣立小學教員	校長
穆洞	陽曲縣立小學教員	校長

(九) 學生人數

性別	一年二期	二年二期	三年二期	四年二期	五年二期	六年二期	全校數
男	五一	三六	五〇	二五	二八	二四	二六三
女	三六	二五	五〇	二五	一八	一五	一七二
計	八七	六一	一〇〇	五〇	四六	三九	四三五

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(十) 經費

項	日		全
	每	年	
臨時費	七八五〇〇	九七二二五〇	
經常費			
薪俸	五五五〇〇	六六六〇〇〇	
給水	六〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	
文具	二八〇〇〇	三三六〇〇〇	
電耗	一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	
辦公費	三〇〇〇〇	三六〇〇〇〇	
雜費	二二〇〇〇	二五二〇〇〇	
購置	九〇〇〇〇	一〇八〇〇〇〇	
合計	七八五〇〇	九七二二五〇	

(十一) 教育方針

- (1) 東亞固有道德の培養
- (2) 學問知識の習得
- (3) 健全なる體格の鍛鍊
- (4) 新民精神の養成
- (5) 善良なる習慣の養成

(十二) 日語の教育狀況

(1) 讀本

1 教育部小學校日語讀本

2 日語文法(王玉泉編)

(3) 進度

年次	冊数
第三學年	第一冊
第四學年	第二冊
第五學年	第三冊
第六學年	第三冊 (日語文法)

第二節 山西省立第一新民小學校調査

(一) 名稱

山西省立第一新民小學校

(二) 地址

山西省太原市西校尉營二二號

(三) 沿革

民國二十七年四月一日籌備委員會の命に依り、山西省立第一實驗小學校の舊址に設立

(四) 行政組織

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

- (1) 教務組
- (2) 訓育組 學生自治會
- (3) 事務組

(五) 編成

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級數 高級三ヶ學級、初級十二ヶ學級
- (3) 修業年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

校具八八〇

教具四九七

(六) 校舎

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
教室	一五	遊藝室	一	豫備室	一
辦公室	一	成棋室	一	圖書室	一
教員寢室	一二	新民商店	一	食堂	一
校長室	一	學生自治室	一	禮堂	一
事務室	一	炊事場	一	文藝室	一
男生便所	一	女生便所	一	接待室	一

(七) 學生人數

- (1) 男生 五〇五名

(八) 經費

- (2) 女生 二六五名
- (8) 計 七七〇名

項目	人員	金額	月額
校長	一	五〇〇〇	
教員	二二	四〇〇〇	
事務員	一	二五〇〇	
書記	一	二二〇〇	
書役	九	三六〇〇	
夫備		一三〇〇〇	
雜費		一五〇〇〇	
薪炭		一七三〇〇	
合計		二八〇〇〇	

(九) 教育方針

- (1) 教育の普及、文盲兒童の救済、新民主義の闡明
- (2) 東洋固有の文化道徳を發揚し以て純正なる人格を培養す
- (3) 衛生を注意し兒童の身心發展を保護す

(十) 日語教育狀況

- (1) 讀本 正則日語讀本、日本語會話

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査



- (2) 教授狀況
- 第三學年 第一冊
  - 第四學年 第二冊
  - 第五學年 第三冊
  - 第六學年 第三冊 日語會話

第三節 山西省立第二新民小學校概況

- (一) 名稱 山西省立第二新民小學校
- (二) 地址 太原城內西緝虎營街
- (三) 沿革 民國二十七年八月省令に依り、太原市西緝虎營街の前陽曲縣立第二高級小學校の舊址に成立す
- (四) 行政組織
  - (1) 訓育組 學生品行の陶冶、活動の監護及賞罰の執行
  - (2) 教務組 教材の研究、成績の審査、教學の督促
  - (3) 體育組 體育器械道具の設備、運動の指導、保健衛生

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級 高級二ヶ學級、初級五ヶ學級
- (3) 年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設備

校具三〇〇 體育器具七 圖書一五種類 儀器一一

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
校長室	一	辦公室	一	教務室	一
訓育室	一	事務室	一	成績室	一
教員室	一	圖書室	一	教員準備室	七
講堂	一	新民商店	一	教員準備室	一
學生宿舍	五八	應接室	一	受付	一

(八) 教職員姓名及出身

職別	姓名	性別	年齡	原籍	出身
校長	李晉卿	男	三八	太原縣	山西省立國民師範學校卒業
主任	段振倫	男	四一	山西太原	汾陽縣立師範卒業
級任	裴如槐	男	二三	汾陽	太原平民中學卒業
級任	王仁	男	二五	河北交河	

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査



山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級數 高級一ヶ學級、初級六ヶ年級
- (3) 年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設備

種類	數目	價格
儀器	一〇〇	七〇〇
掛圖	一〇〇	三〇〇
腰掛(學生用)	一五二組	八五二・一〇
辦公用桌椅	二二組	九六〇〇
運動具	五	一五〇〇〇
教具	四	二六〇〇〇

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目
教室	七	校長室	一
應接室	一	教務室	一
事務室	一	職員室	一
商店	一	倉庫	一
		受成付室	一
		訓練室	一
		辦公室	一

倉庫 一  
 炊事場 一  
 便所 二

(八) 教職員姓名及出身

姓名	性別	職名	年齡	原籍	履
趙士義	男	校長	四一	陽曲	山西省立國民師範卒業
杜至讓	男	教員	三三	陽曲	省立第一中學卒業
郭玉霄	女	教員	三七	陽曲	省立女子師範卒業
張新英	男	教員	二九	陽曲	山西大學中退
張建芳	男	教員	三三	陽曲	國民師範卒業
侯冠英	男	教員	四〇	陽曲	省立女子師範卒業
趙桂芳	女	教員	二六	陽曲	陽興中學校卒業
徐維樓	男	教員	三七	陽曲	工業專門學校卒業
鄭維樓	男	教員	三九	陽曲	成成中學校卒業
王得山	男	事務員	二九	陽曲	
張崇山	男	事務員	二九	陽曲	

(九) 學生人數

性別	一年二期	二年二期	三年二期	四年二期	五年二期	全校人數
男	九五	六一	三三	三七	二六	二四一
女	四二	二五	一一	三三	八	一一九
計	一三七	八六	四三	六〇	三四	三六〇

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

項 目	費 用	
	毎 月	全 年
俸 給 費	四九五〇〇	五、九四〇〇〇
經常 費	七〇〇〇	一、三九五〇〇
臨時 費	八〇〇〇	九六〇〇〇
合計	一、九九五〇	七、九三九、五〇〇

(十一) 教育方針

新民主義に準據し固有道德の基礎を確立し兒童を教導し健全なる體格及純正なる人格を養成す。

(十二) 日語の教育狀況

- (1) 讀 本 小學日語讀本
- (2) 授課時間 第二、三學年 週に一時間  
第四學年 週に二時間  
第五學年 週に二時間

第五節 山西省立第四新民小學校

(一) 名 稱

山西省立第四新民小學校

(二) 地 址

太原城內前所街

(三) 沿革

民國二十七年八月十六日省令に依り前私立雲山中學校の舊址に成立す。

(四) 行政組織

- (1) 教務組
- (2) 訓育組
- (3) 事務組

(五) 編 制

- (1) 學 制 四二制
- (2) 學 級 高級二ヶ學級、初級五ヶ學級
- (3) 年 限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設 備

校具二二七 教具四〇五 圖書二九二 體育用具一〇 掛圖三三二

(七) 校 舍

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
教室	七	成棋室	三	圖書室	一
商店	一	教員預備室	一	事務室	一
勞作室	一	校役室	一	炊事場	一
湯呑場	一	受付室	一	倉庫	一
標本掛圖室	一	便所	三	遊藝室	二
運動場	一				

(八) 教職員姓名出身

姓名	性別	原籍	年齡	出身	經歷	職別	來校日期
馬漢忠	男	清源	四〇	國民師範全科及山西教員訓練所卒業	清源縣督學	校長	二七、八、一六
喬萬鵬	男	太原	三八	第一中學卒業	清源縣立小學教員	科任	〃
王駿昌	男	太原	三六	山西教員訓練所卒業	太原小學教員	科任	〃
趙發賢	男	忻縣	二四	忻縣立中學山西教員訓練所卒業	忻縣小學教員	級任	二七、九、
張景泰	男	陽曲	三八	陽興中學卒業山西教員訓練所卒業	陽興縣小學教員	科任	二七、一〇、
崔蕙仙	女	〃	二二	併州中學卒業	〃	科任	二八、三、
郭翠芝	女	〃	三三	山西省立女師範卒業	省附小教員	科任	二八、八、
郭風藻	女	〃	二八	山西省立女師範卒業	省立第二實驗小學教員	科任	二八、八、
史乃起	男	孟縣	三六	國民師範全科卒業	孟縣小學教員	科任	二八、一一、
劉祖紹	男	清源	二八	國民師範全科卒業	清源縣立實驗小學教員	科任	二七、八、
羅趙卿	男	清源	四〇	〃	〃	科任	二七、八、

(九) 學生人數

性別	第一學年甲	第二學年乙	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年	全校人數
男	四八	四七	五四	五三	三〇	四三	一九	二九四
女	三三	三三	二二	一九	一七	一六	八	一三五
計	八〇	六九	七五	七二	四七	五九	二七	四二九

(十) 經費

項目	金額	備考
俸給	四九五・〇〇	每月經費
辦公費	七〇〇・〇〇	
設備費	八〇〇・〇〇	
計	六四五・〇〇	

(十一) 教育方針

新民主主義に準據し中華民國新政府の教育方針に則り、兒童の心身發展せしめ善隣友好の精神を培養す。

(十二) 日語の教育狀況

- (1) 讀本 教育部審訂小學日語讀本 第三學年より每週二時間

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

第六節 山西省立第五新民小學校概況

(一) 名稱

山西省立第五新民小學校

(二) 地址

太原城內新城北街

(三) 沿革

民國二十七年十月省令に依り、前商業專科學校（新城西街）に設立したるも、二十八年一月の命に依り、新城北街前教院附中舊址に移轉し、現在に至れり。

(四) 行政組織

- (1) 教務股 教務部、圖書部、體育部、成績部
- (2) 訓育股 訓育部、自治指導部、訓導部、衛生部
- (3) 事務股 庶務部、會計部、文書部

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級 高級一學級、初級五學級

(六) 設備

(8) 年限 高級二ケ年、初級四ケ年

品名	數量	價額
木器	一七五	七六一
圖書	一六	七三
遊藝器具	七	一一六
標本儀器	三三	五二
學校用具	四九六	三四四
音樂體育具	一一	八〇

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目
教室	六	辦公室	一
校長室	一	教員室	七
講堂	一	受付室	一
倉庫	三	炊事場	一
		商店	一
		校役所	二
		事務室	一
		廁所	一

(八) 教職員姓名及出身

姓名	性別	年齡	原籍	出身	職務擔當	經歷
崔禮	男	四〇	太原	省立第一師卒業	校長	高小教員
王超	男	三三	汾陽	汾陽縣師範學校卒業	級任兼事務主任	
武九思	男	四二	太原	省立第一師範學校卒業	級任	

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育状況調査

五一〇

(九) 學生人數

白銘忠	〃	三三	交城	文水縣立中學校卒業	〃	〃	〃	〃	〃
劉一	〃	四二	太原	省立國民師範卒業	〃	〃	〃	〃	太原小學校長縣督學
李一	女	三一	陽曲	省立太原女師卒業	〃	〃	〃	〃	教員
游榮光	男	三〇	榆次	榆次縣立高中卒業	〃	〃	〃	〃	〃
常潤清	女	三一	太原	太原女師師範卒業	〃	〃	〃	〃	〃
彭書紳	男	三八	太原	省立國民師範卒業	〃	〃	〃	〃	事務員

性別 / 學年別

一年二期	二年二期	三年二期	四年二期	五年二期	全校人數
男 五八	男 五六	男 五九	男 二〇	男 二〇	男 二四三
女 三〇	女 三七	女 二二	女 四	女 二〇	女 一一一
計 八八	計 九三	計 八〇	計 二四	計 三二	計 三五四

(十) 經費

項目	每月	全年
俸給	三三〇〇〇	三、九六〇〇〇
工給	七三〇〇	八七六〇〇
辦公費	二七〇〇	三二四〇〇
雜費	一五〇〇	一八〇〇〇
購置費	一三五〇	一六二〇〇
臨時費	八〇〇	九六〇〇
合計	八〇〇	一二〇七五
合計	六、二七六・七五	

(十一) 教育方針

新民主義に準據し、中華民國の教育方針に則り兒童の心身を發展せしめ、普隣友愛の精神を培養し國民道德の基礎を確立し以て健全なる國民を養成す。

(十二) 日語教育狀況

- (1) 讀本 教育部審小學日語讀本
- (2) 教育狀況 第三學年より開始毎週四五分

第七節 山西省立第六新民小學校概況

(一) 名稱

山西省立第六新民小學校

(二) 地址

東紺虎營五

(三) 沿革

民國二十八年省令により東紺營に設立す。

(四) 行政組織

- (1) 總務組 校長より一切の教育行政事務を統轄す。
- 山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

- (2) 教務組 主任一人を置く、一切の教務に關する事項を掌管す。
- (8) 訓育組 主任一名を置く、一切の訓育に關する事項を擔當す。

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學年 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設備

品名	數量	價格
品名	數量	價格
籃球	1	107.00
兵蛋	1	20.00
體育用具	2	46.00
圖書	246	109.70
儀器	7	88.20
木器	6	22.80
其他	322	1,583.20

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目
教室	6	辦公室	1
講堂	1	成室	1
其他	5		

(八) 教職員姓名及出身

姓名	職別	性別	年齡	原籍	出身	經歷
王和兆	校長	男	三一	交城	太原師範學校卒業	小學校長及教員等
張匡謨	教員	男	三七	清源	山西省立第一師範卒業	小學校務主任及教員等
李述善	教員	男	二六	忻縣	太原師範學校卒業	小學教員
蘇永述	教員	男	三五	陽曲	山西省第一師範學校卒業	
石永述	教員	男	三二	交城	山西省立第一師範學校卒業	
胡德福	教員	男	三三	清源	清源縣商科高中卒業	
郝超慶	教員	女	三四	陽曲	山西省立第一師範學校卒業	
崔克仁	教員	女	三〇	太原	北京育英中學校卒業	
薛文	教員	女	二九	太原	太原平民中學校卒業	
朱至文	教員	女	二五	崞縣	太原女子中學校卒業	
宋寶	教員	女	二五	文水	太原女子中學校卒業	
王正民	事務員	男	三五	交城	綏遠陶林師範卒業	

(九) 學生人數

性別	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年	全校人數
男	六八	四七	二九	二〇	三〇	一八	二三三
女	四七	一五	五	五	五	一	七八
計	一一五	六二	三四	二五	三五	一九	二九〇

(十) 經費

山西省各縣に於ける初等教育状況調査



山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

項目	毎月	全年
經常費	六一三・〇〇	七、三五六・〇〇
臨時費	—	二二五・〇〇
計	—	七、五八一・〇〇

(十一) 教育方針

新民主主義の精神を準據し、純正和平なる思想を養成せしめ、東洋固有の美德を養成す。

(十二) 日語教育狀況

(1) 讀本 小學日本語讀本、第三學年以上一週二時間

第八節 山西省立第七新民小學校概況

(一) 名稱

山西省立第七新民小學校

(二) 地址

太原市內北倉志街

(三) 沿革

民國二十八年北倉志(尙志女子中學)に設立す。

(四) 行政組織

- (五) 編制
- (1) 校務會議、教務會議、訓育會議、事務會議
  - (2) 教務組、設計股、學籍股、測驗股、課外作業股、統計股、圖書股、儀器股、招生股、成績股
  - (3) 訓育組、訓導股、級務股、舍務股、體育股
  - (4) 事務股、文書股、會計股、庶務股

- (六) 設備
- (1) 學制 四二制
  - (2) 學級 初級五ヶ學級
  - (3) 年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

- (七) 校舎
- 體育器具二五 圖書三二〇 儀器五 校具三六〇 教具二五三

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
教室	五	圖書成績室	一	倉庫	一
教員預備室	一	辦公室	一	教員室	四
受付	一	夫役室	一	便所	二
炊事場	一	學生商店	一		

(八) 教職員姓名及出身

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

姓名	性別	年齢	原籍	出身
張麟	男	三八	陽曲	山西省立第一師範學校卒業
王善	男	三六	陽曲	國民師範學校卒業
張靜	女	三六	陽曲	山西省立第一師範學校卒業
武靜	女	二九	代縣	山西省立第一師範學校卒業
李雅	女	三六	文水	山西省立女子師範學校卒業
孫承	男	二二	山東海陽縣	友仁中學山陽卒業
賈承	男	二二	陽曲	陽興中學卒業
孫承	男	二二	陽曲	國民師範卒業
朱廣	男	二七	陽曲	國民師範卒業

五一六

項目	第一學年甲		第一學年乙		第二學年		第三學年		第四學年		全校人數
	計	性別	計	性別	計	性別	計	性別	計	性別	
學生人數	八三	男四八 女三五	七七	男四四 女三三	四八	男三一 女一六	二二	男一三 女一〇	一五	男一〇 女五	二六六
經費											
金額			四〇三〇〇		五〇〇〇〇						

(十) 經費  
 設備費 六〇〇〇  
 薪炭費 六八〇〇  
 合計 五八一〇〇

(十一) 教育方針  
 參照第七節第十一項

(十二) 日語教育狀況  
 參照第七節第十二項

第九節 太原市立第一新民小學校概況

- (一) 名稱 太原市立第一新民小學校
- (二) 地址 太原市内北門街東頭道巷十五番
- (三) 沿革 民國二十八年十一月成立す。
- (四) 行政組織
  - (1) 教務組 學務股、教務股

五一七

山西省各縣に於ける初等教育状況調査

- (2) 訓育組 訓導股、體育股
- (3) 事務組 文書股、會庶股

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級 高級一々學級、初級五々學級
- (3) 修業年限 高級二々年、初級四々年

(六) 設備

運動場一 籠球場一

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
教室	六	講堂	一	成誼室	一
圖書室	一	校長室	一	教務室	一
訓育室	一	事務室	一	教員室	四
夫役室	二	倉庫	一	其他	六

(八) 教職員姓名及出身

姓名	年齡	原籍	職務	出身
孟小泉	四一	瀋陽	校長	國立北京大學卒業
馬放青	三六	太原	教員	山西國民師範卒業
霍婉如	三三	河北	教員	正定女師範卒業
朱文岩	三三	寧縣	教員	平民高中卒業

(九) 學生人數

姓名	年齡	原籍	職務	出身	性別人數					計	
					第一學年中	第一學年乙	第二學年	第三學年	第四學年		第五學年
於仁傑	二六	陽曲	〃	三晉高中卒業	五七	四三	四五	三四	三八	三一	二四八
楊淑媛	三四	大同	〃	山西省立三女師範	二〇	二三	三三	一四	一一	一〇	一〇〇
李文貴	二五	太原	〃	陽興中學卒業	七	六	七	八	九	一〇	三四八
穆學	四〇	陽曲	國術教員	陽曲國術館卒業	六	七	八	九	一〇	一一	一〇〇
賈德淑	二〇	河北	〃	省立第一女師範	六	七	八	九	一〇	一一	一〇〇
白蘭	四四	陽曲	〃	山西第一師範卒業	七	八	九	一〇	一一	一二	一〇〇
閻維德	二六	瀋陽	〃	太原中學卒業	八	九	一〇	一一	一二	一三	一〇〇
米獻堯	二〇	瀋陽	事務員	瀋陽中學卒業	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一〇〇

(十) 經費

- (1) 俸給費(年額) 五、九一六、〇〇〇
- (2) 辦公費(〃) 七二〇、〇〇〇
- (3) 設備費(〃) 八四〇、〇〇〇

(十一) 教育方針

新教育方針に準據し新國民を培養す。

(十二) 日語教育狀況

- (1) 讀本 正則日語讀本

山西省各縣に於ける初等教育状況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(2) 教授狀況 高級毎週二時間、初級二年級以上毎週一時間

第十節 市立第二新民小學校概況

(一) 名稱

太原市立第二新民小學校

(二) 地址

太原市內新道街

(三) 沿革

民國二十八年十一月下旬成立す。

(四) 行政組織

(1) 教務組 課外作業股、測驗股、學籍股、設計股、統計股

(2) 訓育組 訓導股、級務股、會務股、體育股

(3) 事務組 文書股、會計股、庶務股、交際股、衛生股

(五) 設備

(1) 教具 體育器具其他五六

(2) 校具 五八五

(六) 編制

(1) 學制 四二制

(2) 學級 高級一ヶ學級、初級五ヶ學級

(3) 修業年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(七) 教職員姓名及出身

職名	姓名	性別	年齢	原籍	出身	身	經歷
校長	李士軒	男	四一	陽曲	省立第一師範學校卒業		天常巷小學校長
教員	郝景福	男	四二	陽曲	省立國民師範學校卒業		第三小學教員(陽曲)
	郝思敬	男	四二	陽曲	省立工業專科學校卒業		職業師範學校教員
	溜錫祚	男	二七	和順	省立第一師範學校卒業		和順第一高小教員
	王志華	男	二七	太原	省立第一師範學校卒業		太原第二高小教員
	王瑞珍	女	三六	陽曲	第一女師卒業		尙志小學(女)教員
	郝承英	男	二七	陽曲	陽興中學卒業		太原兩級小學教員
	馮正敏	男	三一	陽曲	陽興中學卒業		親賢村小學教員
	王錦泉	男	二七	陽曲	新民中學初中併州中學高中卒業		清源小學教員
	王五昌	男	二六	清源	進山中學卒業		各學校國術教員
	穆學	男	四五	陽曲	陽興中學卒業		
	高繼周	男	二三	陽曲	銘賢中學卒業		

(八) 學生人數

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

五三三

性別	年別					全校人數
	一年二期	二年二期	三年二期	四年二期	五年二期	
男	七四	四四	三六	二七	二五	二三八
女	三八	二八	一六	一七	三三	一〇九
計	一一二	七二	五三	四三	五八	三三七

(九) 經費

- (1) 作給(年額) 五、九一六、〇〇〇
- (2) 辦公費(〃) 七二〇、〇〇〇
- (3) 設備費(〃) 八四〇、〇〇〇
- (4) 合計 七、四七六、〇〇〇

(十) 教育方針

- (1) 教育の普及
- (2) 失學兒童の救済
- (3) 新民主主義の闡揚

(十一) 日語教育狀況

- (1) 讀本 教育部審編小學日語讀本
- (2) 方法 第三學年より開始す

第十節 山西省太原市立第三新民小學校概況

(一) 名稱

太原市立第三新民小學校

(二) 地址

西洋市街一八番

(三) 沿革

民國二十九年市公署の命に依り舊屠宰場址に設立す。

(四) 行政組織

- (1) 教務部 作業組、表演組、成績組、音樂替報組
- (2) 訓育部 集會組、管理組、衛生組
- (3) 體育部 遊戲組、運動組、國術組
- (4) 事務部 文書組、通譯組、會計組、庶務組

(五) 編制

- (1) 學制 四二制
- (2) 學級 初級五ヶ學級、高級一學級

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

五三三

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

(8) 修業年限 高級二ヶ年、初級四ヶ年

(六) 設備		品名		數量	金額
木器	品名	數量	金額	七〇〇〇〇	
體育用具	品名	數量	金額	一、七三二〇〇	
校用器具	品名	數量	金額	二四三、五〇〇	
其他	品名	數量	金額	一五〇、〇〇〇	
其他	品名	數量	金額	三〇〇、〇〇〇	

(七) 校舍

名稱	數目	名稱	數目	名稱	數目
辦公室	一	教員備置室	一	受付室	一
夫役室	一	事務室	一	成積室	一
倉庫	一	炊事場	一	成積室	一
校長室	一	會議室	一	成積室	一
教員室	六	講堂	一	成積室	一

(八) 教職員姓名及出身

職名	姓名	原籍	出身	職名	姓名	原籍	出身
校長	常維周	榆次	山西陽興舊制中學卒業	主任	李碧星	陽曲	太原尊德女師卒業
校務主任	李建勳	中陽	省立國師卒業		孫風池	渾源	太原女中卒業
	陳家錄	清源	省立第一師範卒業		馬竹青	運城	山西第二女師卒業

(九) 學生人數

性別	學年別	一年一期甲	一年一期乙	一年二期丙	二年二期	三年二期	五年二期	全校人數
男	數	二七	四七	三三	二九	二八	一一	一八五
女	數	三〇	二九	九	二一	九	二	九〇
計	數	五七	七六	四一	四〇	三七	二四	二七五

(十) 經費

項目	金額
俸給	四九三、〇〇〇
公費	六〇〇、〇〇〇
購置費	七〇〇、〇〇〇
計	六三三、〇〇〇

(十一) 教育方針

東洋固有の道徳を涵養せしめ健全なる國民を養成す。

(十二) 日語教育狀況

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

山西省各縣に於ける初等教育狀況調査

五二六

(1) 讀本 教育部小學日語讀本

(2) 進度 第三學年 第一冊

第五學年 第二冊

(昭和十五年十月華北連絡部關)

# 新法令一覽

## 國民政府法令

### 官制

法令名稱	種類	公布年月日	所載公報	號	頁
陸海空軍軍官勳別審查暫行條例	政府令	二九、一〇、二五	政府	九二	一
公務員人員宴會及送禮限制辦法	〃	二九、一一、一	〃	九五	一
考試組織法(修正)	〃	二九、一一、四	〃	九六	一
銓叙部組織法	〃	二九、一一、四	〃	九六	三
考選委員會組織法	〃	二九、一一、四	〃	九六	三
農礦部各司分科規則	〃	二九、四、一三	農礦	三	三
農礦部會議暫行規程	〃	二九、四、一六	〃	三	三
各司組織簡明表	〃	〃	〃	三	三
組織法	〃	〃	〃	三	三
農礦法規修訂委員會暫行組織規程	〃	二九、四、二三	〃	四	三
處務暫行規程十二三條文修正	〃	二九、一〇、二四	〃	三	一
新法令一覽	〃	〃	〃	三	一

五二七





新法令一覽

五三〇

杭州市杭縣等民衆教育館、圖書館工作報告	二九、九、二三	教育	一一	一〇
師範學校法	二九、九、一九	教育	一一	二〇
職業學校法	二九、九、一九	教育	一一	二〇
修正教育部體育委員會規程	二九、九	教育	一一	一六
教育部社會教育實施委員會組織規程	二九、九	教育	一一	一九
教育部編譯委員會規程	二九、九	教育	一一	一九
教育部處務規程	二九、九、二〇	教育	一一	二一
教育部各司科分科規程	二九、九、二〇	教育	一一	二一
教育部統計室辦事規則	二九、八	教育	一一	二五
教育部統計室業務會議	二九、八	教育	一一	三一
國立中央大學特別生人數ニ關スル規程	二九、九、二〇	教育	一一	三一
右 傍聽生規程	二九、九、二〇	教育	一一	三一
右 工讀生人數規程	二九、九、二〇	教育	一一	三一
國立第一職業學校特別生入學試讀辦法	二九、九、七	教育	一一	三一
華北政務委員會二十九年度留日學生人名表送付ノ件	二九、一〇、九	教育	一一	三一
中學訓育方針及實施辦法大綱草案	二九、一〇、二	教育	一一	三一
小學公民訓練標準草案	二九、一〇、二	教育	一一	三一
國定教科書採用及舊書回收ノ件	二九、一〇、二	教育	一一	三一
京師失學兒童救濟ニ關スル教育次長講演	二九、一〇、二	教育	一一	三一

國立師範附屬小學實習辦法	二九、一〇、一七	教育	一一	四三
學齡兒童調查辦法(修訂)	二九、一〇、一七	教育	一一	四三
職教師資登記暫行辦法	二九、一〇、二三	教育	一一	四三
國立第一職業學校清寒學生短期貸金暫行辦法	二九、一〇、二三	教育	一一	四三
國立師範學校組織大綱	二九、一〇、二三	教育	一一	四三
南昌縣各小學校名稱校長教員每月報費一覽表	二九、一〇、二三	教育	一一	四三
國立師範附屬小學各科研究會組織規則	二九、一〇、二三	教育	一一	四三

社會

法 令 名 稱	種 類	公布年月日	所載公報	號	頁
社會部編譯委員會組織規程(修正)	社會部令	二九、一〇、一四	社會部	九	三
上海英商電單車工廠處理總報告	社會部令	二九、一〇、一四	社會部	九	四〇
上海英商公共汽車工廠處理總報告	社會部令	二九、一〇、一四	社會部	九	四三

財政

法 令 名 稱	種 類	公布年月日	所載公報	號	頁
地方財政整理會議章程	行政院指令	二九、一〇、九	財政	二七	一五
右 議事規則	行政院指令	二九、一〇、九	財政	二七	八
湘鄂贛臨時財政整理委員會批款辦法	行政院指令	二九、一〇、一二	財政	二七	二二

新法令一覽

五三一

新法令一覽

海州鹽場委員會簡章

地方財政會議秘書處簡章

右 辦事細則

松江全區兩浙風准南區鹽務營業商人申請登記手續

捲菸稅稅率表

產 業 (農、工、商)

法 令 名 稱

農商部各司分科規則

部務會議暫行規程

各司組織簡明表

農商法規修訂委員會暫行組

組織法

安徽省森林統計表

農林試驗場苗圃統計表

國營統計表

荒地統計表

礦區統計表

各礦區情形過去現在比較表

五三二

財政

二七

二七

二七

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

二九

漁業統計表

畜牧統計表

省有建設款項概況表

修正農商部處務暫行規程十二、十三條文

江蘇省蠶種製造所概況統計表

農場概況表

林場及苗圃概況表

畜牧事業概況表

蠶種製造場整頓規定辦法

水產管理局各地辦事處組織規程

蠶種製造條例(修正)

同上

江蘇省度量衡檢定所暫行組織規程

工商部商標局組織條例

中日合辦南京特許市場股份有限公司擬具辦法

修正度量衡器具檢定費徵收規程

同上

揚子販運公司解散手續

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

二九、九、二五

二九、一、一四

二九、一〇、二六

二九、一〇、二四

二九、一〇、三

二九、九、七

二九、九、二三

二九、一〇、三一

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

二九、一〇、一七

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

農商部訓令

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

新法令一覽

揚子福利股份有限公司定款改正方ノ件  
永禮化學工業股份有限公司第一回決算報告

交通

車站員服務須知  
鐵道部處務規程

軍事

陸海空軍軍官甄別審查暫行條例  
參謀本部陸海空軍駐外武官條例  
參謀本部駐外武官人員支給川資治裝章程  
國民政府軍用運輸護照規則(修正)  
施行細則  
陸海空軍官佐甄別審查暫行條例  
軍事委員會海軍令處暫行組織條例  
海軍令處暫行編制表  
組織系統表

揚子福利股份有限公司定款改正方ノ件	二九、一〇、三〇	工商	一五	二二
永禮化學工業股份有限公司第一回決算報告	二九、一一	工商	一五	二六
車站員服務須知	二九、一〇	鐵道	一二	三
鐵道部處務規程	二九、九、二二	鐵道	一二	三五

法令名稱

陸海空軍軍官甄別審查暫行條例	政府令	二九、一〇、二五	政府	九二	一一
參謀本部陸海空軍駐外武官條例	政府指令	二九、一一、一	政府	九五	一
參謀本部駐外武官人員支給川資治裝章程	政府指令	二九、一一、二	政府	九五	一
國民政府軍用運輸護照規則(修正)	政府令	二九、一一、四	政府	九六	七
施行細則	政府令	二九、一一、四	政府	九六	六
陸海空軍官佐甄別審查暫行條例	政府令	二九、一〇、二五	政府	九六	一〇
軍事委員會海軍令處暫行組織條例	政府令	二九、七、二二	海軍	三三	二五
海軍令處暫行編制表	政府令	二九、七、二二	海軍	三三	二五
組織系統表	政府令	二九、七、二二	海軍	三三	二五

海軍部編制表系統表  
水路測量局編制表系統表  
南京要港司令部無線電報編制表

海軍部呈	二九、七、二三		三	六二
水路測量局編制表系統表	二九、七、二三		三	六二
南京要港司令部無線電報編制表	二九、九、四		五	三

華北政務委員會法令

官制其他

華北政務委員會組織條例  
最高法院華北分院暫行組織條例  
檢察署暫行組織條例  
修正北京特別市公署秘書處組織條例  
修正北京特別市公署社會局組織條例  
華北政務委員會臨時處理法務委員會規程及附表  
審查委員會組織條例  
辦事規則  
華北防疫委員會組織條例  
高等文官考試監場規則  
試場規則  
新法令一覽

華北政務委員會組織條例	政府令	二九、三、三〇	政府	二九	四
最高法院華北分院暫行組織條例	政府令	二九、五、一三	政府	二九	六
檢察署暫行組織條例	政府令	二九、五、一三	政府	二九	八
修正北京特別市公署秘書處組織條例	政府令	二九、四、二三	政府	二九	四一
修正北京特別市公署社會局組織條例	政府令	二九、四、二三	政府	二九	四一
華北政務委員會臨時處理法務委員會規程及附表	政府令	二九、五、一七	政府	二九	四三
審查委員會組織條例	政府令	二九、五、二三	政府	二九	四七
辦事規則	政府令	二九、五、二三	政府	二九	五〇
華北防疫委員會組織條例	政府令	二九、四、九	政府	二九	六四
高等文官考試監場規則	政府令	二九、四、九	政府	二九	六七
試場規則	政府令	二九、四、九	政府	二九	六八

新法令一覽

高等文官考試應考人資格審查規則  
 華北政務委員會成立布告  
 華北廣播協會條例  
 華北政務委員會公報條例  
 警察官任用條例施行細則  
 警察官更獎懲條例  
 華北政務委員會々議規則  
 各機關辦理指紋暫行規則

司法

最高法院華北分院暫行組織條例  
 檢察署暫行組織條例  
 罰金追徵方所得稅暫行條例ニヨリ司法機關ニテ執行ノ件條文改正  
 司法人員ノ任用登記方申請辦法

內務、警察及土木

修正北京特別市公署秘書處組織規則

法令名稱

公布年月日	委員會公報	號	頁
二九、四、一	五三六	一	七〇
二九、三、三〇		一	七七
二九、六、二四		七	二二
二九、六、二七		七	二三
二九、七、四		七	一六
二九、七、四		七	一八
二九、八、一〇		七	四一
二九、八、二		七	二六
公布年月日	委員會公報	號	頁
二九、五、一三		一	六
二九、五、一三		一	八
二九、七、一三		一三	三二
二九、七、二九		一三	三九
公布年月日	委員會公報	號	頁
二九、四、三三		一	四一

社會局組織規則

警察官任用條例施行細則  
 警察官更獎懲條例  
 警察巡閱視察規則  
 天津特別市保甲實施聯合委員會簡章  
 第一期北京城內外街路補修變更計畫調查表  
 警察訓練  
 建設總署特設土木工程班卒業生及北京市立高級職業學校卒業生ヲ各工程局ニ配屬ノ件  
 練習生待遇辦法  
 灤衛河及新黃河堤防修築ニ關スル件  
 土木工程學校ニテ專門學生養成ノ件

財政

汽水統稅稽徵暫行辦法  
 華北統稅總局組織條例  
 所屬各統稅局組織章程  
 所屬各稽徵所稽徵分所、駐廠辦事處組織章程  
 修正汽水統稅稽徵暫行辦法第二、八、九各條々文  
 新法令一覽

種類

公布年月日	委員會公報	號	頁
二九、四、三三		一	四一
二九、七、四		一	一六
二九、七、四		一	一八
二九、七、六		一	四一
二九、六、四		一	六四
二九、六、六	建設	七	三三
二九、八、六	治安	七	五六
二九、八、七	建設	七	一一
二九、八、七		七	一五
二九、七、二五		七	三三
二九、八、三		七	二四
公布年月日	委員會公報	號 <td>頁</td>	頁
二九、五、三三		七	四七
二九、五、二九		七	五二
二九、五、二九		七	五六
二九、五、二九		七	六一
二九、七、一		七	一五
新法令一覽			五三七

新法令一覽

通貨及外國通貨進出口及轉口取締辦法廢止ノ件  
中外通貨進出口轉進口管理辦法

財務總署令

五三八

財 署 一三一

教 育

國立北京大學附設內分派學研究所暫行組織規程

評議會暫行章程

專門學校以上及中小學各級學校訓育方針

留日特別生選派臨時辦法

土木工務學校ニテ專門學生養成ノ件

公布年月日

委員會公報號頁

二九、五、二三

教 育 一 一

二九、五、二三

教 育 一 一

二九、六、一七

教 育 七 三

二九、七、一九

教 署 一三 三

二九、八、三

建 署 一三 二四

產 業

前臨時政府實業部制定滿洲糧穀輸入暫行辦法廢止方

中日實業股份有限公司定期總會臨時總會開會地ヲ

東京改メ北京ニテ召集シテ北京ニ改ムル件

濟南電力股份有限公司株式一萬六千株名義ヲ與中公司

ヨリ華北開發公司ニ變更方ノ件

冀東實業股份有限公司ヲ遼縣新明電燈股份有限公司買收ノ件

中日實業股份有限公司定款改正ノ件

種 類

公布年月日

委員會公報號頁

二九、四、二一

實 業 一 一

二九、四、二三

實 業 一 一

二九、五、九

一 一 一九

二九、五、一〇

一 一 二二

二九、六、二三

七 八

阿 片

法 令 名 稱

華北禁烟暫行辦法

細則

華北禁烟總局組織暫行規程

分局

華北土藥業公會規則

華北禁烟緝私規則

華北查獲私土獎勵規則

禁烟總局徵費規則

土藥業公會章程

公布年月日

委員會公報號頁

二九、八、三一

一三 四三

二九、八、三一

一三 四六

二九、八、三一

一三 五二

二九、八、三一

一三 五五

二九、八、三一

一三 五六

二九、八、三一

一三 五八

二九、八、三一

一三 五九

二九、八、三一

一三 六一

二九、八、三一

一三 六四

交 通

法 令 名 稱

華北航業總公會條例

軍 事

法 令 名 稱

新法令一覽

公布年月日

委員會公報號頁

二九、七、二〇

一三 三七

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

公布年月日

委員會公報號頁

新法令一覽

治安軍馬醫衛生規則	二九、七、三		
隊醫院服務規則	二九、七、三		
集團司令部隊醫院規則	二九、七、三		
軍隊傳染病預防規則	二九、七、三		
治安軍隊附軍馬衛生員服務規則	二九、七、三		
撥架術臨時教育規定	二九、七、一八	治	七
治安軍官佐屬考績規則	二九、八、三	治	七

五四〇

蒙疆聯合自治政府法令

官制

市縣官制施行ノ際現職日采官吏ニ對シ別ニ聯合書ヲ交付セズシテ新官職ニ適用被令ノ件	七三五、八、一	院令一號	七三五、一、一、八	所載弘報號頁	二三四	八三
永定河上流治水調査事務所設置ノ件	七三五、一、一、八	院令一號	七三五、一、一、八	所載弘報號頁	二三四	八三
七三五年十月施行一般文官採用筆記問題	七三五、一、一、三	總務部令	七三五、一、一、三	所載弘報號頁	二三四	八三
暫行職員宿舎用ストーブ貸與規則	七三五、一、一、三	總務部令	七三五、一、一、三	所載弘報號頁	二三四	八三
權運總務分科規程中改正ノ件	七三五、一、一、三	財政部令	七三五、一、一、三	所載弘報號頁	二三四	八三

司法

人監護、出監護、在監人名簿、釋放應簿、未決拘禁簿設定ニ關スル件	七三五、一〇、一	司法部訓令	七三五、一〇、一	所載弘報號頁	二二三	七六
司法事務協助ニ關スル件	七三五、一〇、三〇	司法部訓令	七三五、一〇、三〇	所載弘報號頁	二二三	七六

財政

地方税法	七三五、一〇、一	法律三〇號	七三五、一〇、一	所載弘報號頁	號外	一
權運總務分科規程中改正ノ件	七三五、一〇、二二	財政部令	七三五、一〇、二二	所載弘報號頁	二三四	八三
七三三年度各特別會計追加預算	七三五、一〇、二二	財政部令	七三五、一〇、二二	所載弘報號頁	二三五	八七

交通

郵政儲金取扱郵便局追加ノ件	七三五、一〇、二三	交通部令	七三五、一〇、二三	所載弘報號頁	二二六	九一
自動車運轉手令	七三五、一一、一三	交通部令	七三五、一一、一三	所載弘報號頁	二二三	二六
十一月以後ガソリン月別標準消費量ノ件	七三五、一〇、三〇	交通部令	七三五、一〇、三〇	所載弘報號頁	二三九	五

産業

新法令一覽

新法令一覽	種 類	公布年月日	所載弘報號頁
中央農林試驗場長事務決處理ニ關スル件	産業部訓令	七三五、一〇、一五	二二三
糧穀自由買賣及無制限運輸ニ關スル件	産業部訓令	七三五、一〇、一五	二二三
捲菸(俗煙草)卸賣價格認可公告	産業部佈告	七三五、一〇、二	二二三
東亞食品工業股份有限公司設立延期方指令	産業部指令	七三五、一〇、一五	二二三
蒙疆皮革股份有限公司設立登記	一、二、三號	七三五、一〇、一七	二二六
協和畜産加工股份有限公司設立登記	七三五、一〇、一七	二二八	一
十一月以後ガソリン月別標準消費數量ノ件	交通部佈告	七三五、一〇、三〇	二二九
暫行畜大取締規則	三、四號	七三五、一〇、三〇	二二九
取扱規則	七號	七三五、九、一七	二三一
糧穀買付移動ニ關スル件	二、五號令	七三五、九、一七	二三一
滿鐵鐵工業股份有限公司	五、五號令	七三五、一、一六	二三一
		七三五、一、一	二〇

支那事變關係重要日誌 (自昭和十五年十二月十四日)

年月日	事項	新政權關係(占領地區側)	蔣政權關係(非占領地區側)	其の他(第三國關係)
十月十五日	廣東軍管理工場選附に關し我方選附委員との間に折衝を重ね、政府及市成立を見調印を行ひ、聲明を發表す	許世英前駐日大使重慶歸着、外交工作につき協議を交す	中共周恩来、葉劍英延安に於て開對中、外、中、共中央政治局會議に赴き、近對内外の中共決定上ソ聯樞軸への接近に付協議す	米國赤十字社はビルマルト再開切迫に處し、醫療品の對蔣供給を決定發表す
十月十六日	國民政府の我國紀元二千六百年紀念祝典系列の代表團入選決定、農林部長以下七十名	重慶中國工業合作協會副總監葉士純香港に來り工業合作運動の現狀に關し談話發表す	四川省彼州より翼南省昆明に至る復線鐵道資材入手可能となり工事再開に決す	支那調查關係機關聯合會設置、與那院は大陸調查機關の一元化を計り、民間調査機關を綜合し、國策に添ふ調査研究企業をなすも、の策である

支那事變關係重要日誌

十月十七日

北支の對日期待物資の輸入配給統制の暫定的措置として配給組合統制の暫定統制實施を開始するに到る

重慶交通部重慶ルートの道路構築改修工事を完了し重慶ビルマ當局間輸送能力は従前に倍加すと発表

英國航空會社インペリアル・エアは我佛印進駐により香港・パンコック間定期航空郵便物輸送を停止す

重慶政府は日獨伊三國同盟成立に件し國際情勢の激變に對處すべく國防最高委員會を中心として外交問題に関する外交對策會議を召集する事に決定す

重慶政府は日獨伊三國同盟成立に件し國際情勢の激變に對處すべく國防最高委員會を中心として外交問題に関する外交對策會議を召集する事に決定す

米政府軍需資材、工作機械類輸送の完全統制に乗り出す  
米國ジェンソン・ジョーンズ商相對蔣財務總長に就き宋子文と交渉を開始した旨發表す  
日獨會商兩國代表部會商の進捗状況に付共同コミュニケ發表す

米政府軍需資材、工作機械類輸送の完全統制に乗り出す

米國ジェンソン・ジョーンズ商相對蔣財務總長に就き宋子文と交渉を開始した旨發表す

日獨會商兩國代表部會商の進捗状況に付共同コミュニケ發表す

十月十八日

阿部全權大使北支方面視察華北政務委員會首腦と懇談す

重慶側の我が制服將兵を目標のテロ行為は擧げられ、上海に於て憲兵隊佐藤伍長狙撃される

南支海軍航空隊大舉演習公路重要橋樑狙撃

上海米海軍當局突如上海在留海軍兵士召集オーガススタ號に乘船を命じ出帆す

要領安撫省港山占領

南支方面最高指揮官安藤利吉中將更迭後任に後宮淳中將親補せらる

華北統帥軍大擴張新集團四個團と治安軍十四個團新設決定さる

重慶外交部長吳鐵城南洋に狂奔華僑の重慶援助熱を切ると共に各地國民黨支部に新抗日運動の方策を授く

重慶中央日報社長に陳博生就任す

重慶政府は殘された四本の援粵給血路を以て大奮の活動を續けてる

(一)西北ルート(ソ聯より蘭州經由西安に達)

(二)港韶ルート(香港より韶關經由韶關に達)

(三)粵海ルート(東波より江口經由海防に達)

(四)ビルマルート

重慶中央日報社長に陳博生就任す

重慶政府は殘された四本の援粵給血路を以て大奮の活動を續けてる

(一)西北ルート(ソ聯より蘭州經由西安に達)

(二)港韶ルート(香港より韶關經由韶關に達)

(三)粵海ルート(東波より江口經由海防に達)

(四)ビルマルート





十月二十日	<p>政浪在任七萬の中國人間に共同租界接収運動起る</p> <p>河部特派大使上海出帆歸朝の途に就く</p> <p>華北政務委員會委員長王揖唐氏就任以來日本内地朝野の絶大な支援に挨拶すべく東上す</p> <p>ソ聯モロコフ外務人民委員ソ大政務は和平中立善隣友好關係の増進にあると對支態度表明す</p> <p>重慶政權は輸血路建設を企圖密かに道資材を輸入してゐたが上海に於いて我黨兵隊により物資購入秘密機關潰滅さる</p> <p>西北區工業合作銀行設立</p> <p>奥地の工業合作運動の資金吸收自主的金融方法を確立す</p> <p>英クリンウッド無任所相轉同及日立場強化された旨を語る</p> <p>經濟關係顧問會に於て中小商工業者對策一般方針決定す</p> <p>大政實業會議に於て運動規約全文決定す</p> <p>岡崎總領事ミス香港政廳民政長官會談香港ルートの禁絶解除問題に付態度追求す</p> <p>ビルマルト開放に伴ふ香港の接納物禁絶解除の問題に付香港の外交々沙の餘地ありと聲明發表す</p>
十月二十一日	<p>重慶考試院長戴天仇重慶ビルマ、印度間の親善目的を以て蘭賞に向ふ</p> <p>日獨伊三國同盟成立に伴ふ國際關係激變に對處する國際問題對策會を重慶郊外に開催英美對ソ關係を中心に検討を行ふ</p> <p>中央信託局商店内貨物戰時保險開始</p> <p>佛コスム大使佛印問題に付重慶最高當局と協議の爲河内より昆明重慶に飛ぶ</p> <p>歐飛船瀘州公路運輸總本部長に任命す</p> <p>重慶政府交通部瀘州公路の改善を企圖一日物資輸送量六百噸を目標に計畫樹立</p> <p>立法局長孫科重慶歸還</p> <p>重慶政府側と親ソ政策につき妥協成立を見る</p> <p>香港郵政當局瀘州公路經由奥地に向郵便再開す</p> <p>中共代表周恩來國防最高委員會に關係の推移に影響される所なしと態度開明す</p> <p>我海軍航空隊瀘州公路メコン河大橋架功果僅破壞ルート切斷す</p> <p>小林閣印特派使節歸朝に關する外務省情報部長談話發表す</p> <p>ヒットラー總統ラウアル佛朗自相と會見重要協議を遂ぐ會見場所會談内容秘説</p> <p>日本商工會議所經濟新機構案決定す</p> <p>英國政府は非公式に日本在留英人に引揚勸告を發す</p>
十月二十三日	<p>天津の米人一部引揚ぐ</p>

十月二十一日	<p>南支派遺陸海軍最高指揮官廣東入城二週年紀念日に祝辭を述ぶ</p> <p>南京市米價暴騰を鎮け(日本の五斗五升)六十元塞を下らず國府工商部貯蔵の西貢米約三萬石一般市民に販賣決定</p>
十月二十二日	<p>天津の米人一部引揚ぐ</p>
十月二十三日	<p>天津の米人一部引揚ぐ</p>

十月二十四日	<p>新國民政府考試院長王揖唐氏帝國ホテルに於て聲明發表</p> <p>中國農民銀行總經理葉孫堂更迭後任に前廣東省財政廳長顧朝霖任命さる</p> <p>重慶財政部全國桐油統制辦法公布 重慶下桐油の買收並に運輸を統制し 重慶政府直營機關をして行はしめ る事となつた</p> <p>重慶財政部財政收入増加策として 格別統稅徵收暫行條例を實施し 格別の統稅五分の統稅を一率徵收さ れる事となつた</p> <p>關江江橋梁炸撃により重慶國防最 高委員會運輸隊身隊組織修理に 起なるも閉鎖期見込立たず損耗合 計一千萬元以上になると云はる</p> <p>駐支米大使ジョンソン、英大使カ 真否並に重慶政府の意向を質す 行政院社會部設置谷正綱部長に任 命</p> <p>重慶黨部總裁を孫科復職條件とせ るに元老派猛烈な反對氣勢を示し 紛争豫見さる</p> <p>國際問題對策會議第五次會議を以 て閉會親ソ派對歐米派及急進派米 派對一般總派との間に政策運用 問題を繞り相當激論を闘はされた 模様である</p>	<p>ヒ總統ベタン佛主席と會談獨政府 コンミニニケ發表</p> <p>外務省官廳部東亞共榮圈確立方針 に即應在外公館及外交官配置は東 亞に重點を置く事となつた</p>
十月二十五日	<p>蒙古政府産業部食糧増産五ヶ年計 策内定</p> <p>喇嘛教總本山を新京に設置</p> <p>英租界工部局及總領事館公租公課 の收納額銀券一本建に變更の旨公 示す</p>	
十月二十六日	<p>上海遊藝新政府治下へ流入増加</p>	

十月二十七日	<p>國民政府工部部長海軍氏渡日各 大學に於て「行政法研究」の特別講 義を行ふ</p> <p>廣西省南寧鐵路在職上價値喪失の 爲駐屯軍の撤退決行南支軍最高指 揮官聲明發表</p>	<p>甘肅省天水の重要性増大に中國銀 行支行開設す</p> <p>川康興業公司設立官民合辦資本總 額三千萬元目的は四川西康兩省の 經濟建設の核心とす</p> <p>西南運輸公司總經理宋子良渡米宋 子文と共にビルマルトによる援 務物資の輸送及び米支借款工作に 當るものと見らる</p> <p>ジョンソン米大使將會見重慶政權 の對權軸不接近陳約を迫る</p> <p>國防委員會通續緊急會議開催 駐歐大使陳介の重要進言に基き 重慶政府の國際環境につき討議</p> <p>重慶の在歐大使外交策進官急駐獨 陳介國際情勢と重慶政府の立場を 論議す</p> <p>重慶系相場騰勢益々急一欄五千 元突破更に昂騰を豫想さる</p> <p>道米使節宋子文、胡適國防最高委 員會宛米國政府の極東事態に對す る意向を詳報し親米進言を爲す</p> <p>孫科中共代表周恩來、秦邦憲と往 來頻繁行政院改組に乘出し親ソ派 の支持を得益々露骨化する</p>	<p>獨伊爾巨頭北伊フイレンツェに會 談す</p> <p>希伊の最後通牒拒否伊希國交斷絶 伊軍希臘進入開始</p>
十月二十八日			
十月二十九日			
十月三十日			





十一月十日	英國の北支唯一の海軍權益たる劉公島の警備兵引揚ぐ	重慶内政部長周鎮球辭任す	關印政廳サム錫の支那、滿洲、浦別に通告を發す
十一月十一日		軍事委員會派第三戰區視察の參謀少將陳希周以下幹部十二名監衣社の爲に暗殺され國共關係に大波紋を起す	紀元二千六百年式典舉行
十一月十二日	開封統稅大府收總額二十萬四千三百十八元に達す	重慶政廳重慶銀行上海分支行の引揚指指令を發す	ドクイ佛印總督グイシー政府に辭意表明す
十一月十三日	國民政府南京遷都最初の孫文護國紀念日を迎ふ	上海重慶側特務機關(藍衣社)幹部續々逃亡す	ドクイ佛印總督排日華僑紙並華僑救護會の總務資金一萬圓の公募に強壓措置を執る
	汪精衛氏孫總理護國紀念日に當り民族主義と大義無私主義とを題し論文を發表す	蘇德勳免職後任として江蘇省政府主席蔣乃初任命の噂あり	經濟關係調整會開會
	支那事變關係重要問題に關し御前會議開會内閣書記官長談話發表		モロトフ外務人民委員獨逸到着ヒ
	汪精衛國民政府主席我紀元二千六百年式典に當り三國同盟後の時局談を爲す		フトラー總統第一回重要會見を行

十一月十四日	京漢線石門、津浦線滄州間を結ぶ德石線北支軍により閉鎖式舉行	支那軍佛印侵略東京に侵入す	米國財界巨頭對日壓迫強化政府に總論す
	全河南省物資對策委員會結成	重慶側第四百九十次行政院會議開	ヒトラー、モロトフ第二回會談
	國民政府工商部長梅思平氏九州帝大に於て交通政策に付講義を爲す	外交、軍政兩部長より最近の國際情勢並びに國內の軍事情勢報告後人事異動を發表す	根本方針完全に一致と獨當局言
	天津の外商漢洲小麦粉買付再開	重慶立法院經濟委員會委員長馬寅初は抗戰財政の強力遂行の爲には五割の資本稅を徵稅すべしと革命的政策斷行を主張す	外務省南洋局開設南洋諸地域との政治的經濟的關係の緊密化を計る
	南支軍欽縣方面部隊撤退大本營陸軍部發表		ハンガリー外相對ソ接近の希望表明す
	上海市政府首腦部異動		モロトフ聯外相歸國
	行政院會議に於て決定す		モロトフ聯外相歸國
	國民政府の通信機關中央電訊社東京支局設置		滿洲國經濟部では中國交通、中國、金城、大通四銀行の滿洲國內支店及出張所を本店より獨立せしめ滿洲法人に改組すべく企圖す
	陳公博上海市長上海の施政抱負を語る		



興亞院印刷資料目録

(自昭和十五年十二月十五日)

一、調査資料

第二十一號 華北蒙疆の森林樹木並に造林に關する基礎的考察

二、興亞資料(政治篇)

第十七號 王道思想に纏はる若干の基本問題

三、興亞資料(經濟篇)

第七十九號 陝西省の資源及重工業的發展性に就て

四、興技調査資料

ナシ

五、情報

第三十號

一、緬甸ルート問題(矢野安房、波多野乾一譯)

A 滇緬路再開以後(上海「大美晚報」一〇・一七社説)

B 緬甸ルートの再開(上海「大美晚報」一〇・一七社説)

C 緬甸公路の開放(上海「華美晚報」一〇・一七

社説)

D 緬甸ルート開放觀(上海「申報」一〇・一八社説)

E 再び緬甸公路の開放を論ず(上海「華美晚報」一〇・一八社説)

二、樞軸同盟へ日本仲間入り(上海「チャイナ、ウイクリ、リヴュー」一〇・五社説)(永井萬助譯)

三、孫文の大亞細亞主義と汪精衛一黨の悪用(上海「チャイナ、ウイクリ、リヴュー」一〇・五)(永井萬助譯)

四、重慶國民大會の延期(矢野安房)

五、國民參政會組織條例の修正(矢野安房)

六、天津に於ける純正國民黨(北連一〇・一〇)

七、蘇浙皖三省の純正國民黨(中連一〇・一一)

八、蘇北國・共衝突に關する新四軍通電(中連一〇・一六)

九、國防の第一線雲南(孟長沐)(石塚壽天譯)

一〇、上海に於ける日本の經濟的地位(ジョン・アラス)(永井萬助譯)

一、蘇聯國防國家體制(ベ・ペロフ)

一二、時局解決進言(北京救世新教代表)

一三、日本の對支政策に關する北支某要人の意見(蒙連一〇・一〇)

第三十一號

一、國共磨擦に關する調査(波多野乾一)

二、八路軍小冊「磨擦は何處から來るか」(中連一〇・二二

三)

三、國共磨擦と憲政運動(關争)第四卷第七期)

四、冀察熱挺進軍政治部報告と計畫(蒙連一〇・一一)

五、國共兩軍の東進計畫(化連一一・一一)

六、雲南の龍雲(アデリン・グレイ)(市川信也譯)

六、其の他

ナシ

新着資料目録

総記

文久堂發行	東亞論壇 第三輯	文久堂	昭和一五
勝谷在登譯著	支那論(支那研究古典叢書第一冊)	白揚社	昭和一五
池崎忠孝	新支那論	明治書房	昭和一五
殿田孝次	新支那讀本	高山書院	昭和一五
創造社編	正統國民政府の全貌	創造社	昭和一五
日本電報通信社編	獨立大觀 戰時特輯	日本電報通信社	昭和一五
岡田篤郎譯著	ソ聯の政治と經濟	慶應書房	昭和一五
リットルベージ・ジョン共著	ソ聯の十年	高山書院	昭和一五
筒井史郎譯	世界政治經濟年報 第二輯	慶應書房	昭和一五
加田哲二編	東亞調查報告書(昭和十四年度)	東亞同文書院大學	昭和一五
東亞同文書院大學編	朝日年鑑(昭和十六年)	朝日新聞社	昭和一五
朝日新聞社編	毎日年鑑(昭和十六年)	大阪毎日新聞社	昭和一五
大阪毎日新聞社編	時事年鑑(昭和十六年版)	同盟通信社	昭和一五
同盟通信社編			

日露通信社	日露年鑑 一九四一	日露通信社	昭和一五
日蘇通信社編	蘇聯邦大觀(昭和十五年)	日蘇通信社	昭和一五
同研會編	「南洋事情研究會」會報 第七九號	同研會	昭和一五
關領亦情講習會編	關領印度叢書 上・下	愛國新聞社	昭和一五
新獨立國家大系刊行會編	新獨立國家大系 第四卷	日本評論社	昭和一五
外務省調查部譯編	孫文全集 第一二二卷	第一公論社	昭和一五
	第四卷 ロンドノ遭難記其の他		
	第七卷 電文、書翰、遺書、附録		

政治及行政

ハウスホーファー・カル著	太平洋地政治學 上	日本青年外交協會	昭和一五
服山彰三譯	新體制の構想	東洋經濟新報社	昭和一五
津久井龍雄	組合制國家と統制經濟	巖松堂	昭和一五
ムツリニ・ベニト著	支那政黨史	日光書院	昭和一五
獨逸文化研究會譯	支那近世政黨史	大阪屋號書店	昭和一五
森山幼喬譯著			
佐藤俊三			

東亞問題

尾崎 秀實	世界政治と東亞	生 活 社	昭和 一五
貝島 兼三	世界政治と支那事變	白 揚 社	〃
大谷 光瑞	大谷光瑞與亞計畫 九	大 東 社	〃
東亞調査會編	東亞問題研究	東京日日新聞社	〃
東亞高等商業學校編	東亞共榮國の諸問題	生 活 社	〃
早坂 義雄	南方共榮國とその性格	健 關 書 房	〃
富強日本協會研究部編	米國の極東政策	富強日本協會	〃
世界政治經濟調査會編	太平洋問題 (世界政治經濟年報 第二輯)	慶 應 書 房	〃
柴田 賢一	白人の南洋侵略史	興 亞 日 本 社	〃

國防、軍事

内山 賢二	世界大戰回顧録 五	改 造 社	昭和 一五
和田 篤憲	スパイの手口 第二次世界大戰とスパイ	東 洋 堂	〃
末次 信正	世界戰と日本	平 凡 社	〃
鈴木 武庫	世界再建と國防國家	朝 日 新 聞 社	〃

法制一般

清水 嘉幸	帝國憲法制定會議	岩 波 書 店	昭和 一五
今井 幸三	支那國際法論	丸 善 書 店	大正 四

社會一般

湯浅 正一	中國に於ける各種紀念日の由來	内 山 書 店	昭和 一四
喜多野 清	南支那の村落生活	生 活 社	〃
及川 安一	戰時社會政策 ドイツ篇	協 調 會 社	〃
橋本 勝彦	世界全體主義大系 一一 アメリカ資本主義批判	白 揚 社	〃
福本 直	北京の支那家族生活	生 活 社	〃
吳 至信	中國惠工事業	世 界 書 局	民國 二九

民族及植民

回教團研究所編	回教團要圖 解説、索引附	平 凡 社	昭和 一五
松岡 壽八	支那民族性の研究	日 本 評 論 社	〃
花岡 止郎	ロシアの民族政策	生 活 社	〃
加田 哲二	政治、經濟、民族	慶 應 書 房	〃
中國現代史研究委員會編	近代中國民族運動史	生 活 社	〃



岩 生 成 一 南洋日本町の研究

經濟一般

- 慶應出版社發行 現代經濟新書
- 慶應義塾大學講座 經濟學
- 全國經濟調査機關聯合會編 日本經濟年誌 昭和十五年版
- 朝鮮經濟年報 昭和十五年版
- 支那經濟資料
- 支那經濟心理の研究
- 世界經濟の現勢
- 世界恐慌と日本經濟 (朝日經濟年史 昭和十五年版)
- 日本國勢圖會 (昭和十六年)
- 支那經濟の地理的背景
- 支那の民族産業 (東亞研究叢書 3)
- 蘭印經濟概観
- 英國經濟の衰頹過程
- 國土計畫論
- 新體制下の經濟

南亞文化研究所 昭和一五

- 武 田 一 國防國家と新經濟體制
- 今 村 武 列強の經濟體制
- アメリカ太平洋協會編 東亞區域經濟圈と獨逸
- 小 關 藤 一郎 日滿支經濟の基礎知識
- 木 村 増 太郎 支那戰時經濟論
- 石 濱 知 行 支那戰時經濟論
- 楠 崎 敏 雄 支那戰時經濟論
- 菊 池 春 雄 ナチス戰時經濟體制研究
- 外務省通商局編 獨逸對支經濟勢力の全貌
- 獨逸文化研究會編 組合制國家と統制經濟
- 倫敦エノミスト誌編 開戰後の英國經濟體制
- 村 山 公 三 支那の經濟機構
- 河 功 小 泉 謙 共著 アメリカ資本主義批判(世界全體主義大系二)
- 中 西 功 小 泉 謙 共著 人口理論と人口政策
- 橋 本 亮 三 郎 著 ソ聯の帝國主義
- 南 亮 三 郎 著
- ウルフ・ヘンリイ 著
- 平 野 顯 支那の民族産業
- 方 野 顯 支那の民族産業
- 岩 波 書店 昭和一五

産業一般

岩 波 書店 昭和一五



新着資料目録

伊ソア・チエームス著 藤 隆吉等譯 支那土壤地理學	岩波書店	昭和一五
ワグナー・ウィルヘルム著 高山洋吉譯 中國農書 上巻	生 活 社	〃
滿鐵調査部編 北支農村概況調査報告	日 本 評 論 社	〃
印 貞 植 朝鮮の農業地帯	生 活 社	〃
根 岸 勉 治 裁植企業方式論	農 文 閣	一四
鎮 業之日本社編 日滿支鑛業要覽(昭和十五年版)	同 善 社	一五
門 倉 三 能 北支鐵鑛資源	九 同 善 社	〃
佐々木 格 三 第三鐵鑛統制の實際知識	人 文 閣	〃
橋 井 眞 三 機械の需給統制	商 工 行 政 社	〃
森 山 弘 助 綿、スフ紡績	商 工 行 政 社	〃
小 林 正 士 ダイヤモンド産業全書二、スフ 皮革統制	商 工 行 政 社	〃
增 岡 尙 士 企業及經營	商 工 行 政 社	〃
上海興信所編 中日實業家與信錄 上海之部	上 海 興 信 所	昭和一五
樋 口 弘 弘 日本の對支投資	慶 應 書 房	〃
井 村 燾 雄 列國の對支投資と準備資金	生 活 社	〃
長谷川安兵衛 會計學	ダイヤモンド社	〃

財政及金融

財政評論社編 戰時財政金融法規彙編	同 社	民國二九
永 田 清 財政學(入門經濟學 五)	ダイヤモンド社	昭和一五
土 方 成 美 財政史(現代日本文明史 六)	東 洋 經 濟 新 報 社	〃
張 一 凡 中國戰時國家收支之分析	著 作 人 書 屋	〃
中國聯合準備銀行 中國内外債評論(財政金融叢書 第一號)	同 銀 行	民國二九
ロジヤリス・ゼイムス・ハ アウエイ著 大原社會問題研究所譯編	栗 田 書 店	昭和一五
張 一 凡 法幣、外匯、黃金	著 作 人 書 屋	民國二九

貿易及交通

上海貿易通信社編 上海貿易調查資料(第一輯)	同 社	昭和一四
菅 沼 貞 風 大日本商業史	岩 波 書 店	〃
江 川 總 實 編 關滿支貿易統制の實際知識	青 野 文 魁 堂	〃
湯 木 外 介 中央アジア橫斷鐵道建設論	東 亞 交 通 社	一四

文化一般

陳 登 原 譯著 支那文化史	白 揚 社	昭和一五
布 施 知 足 譯著 東亞古文化研究	座 右 寶 刊 行 會	〃
原 田 淑 人 東亞古文化研究	〃	〃
岡崎文夫共著 江南文化開發史	弘 文 堂	〃

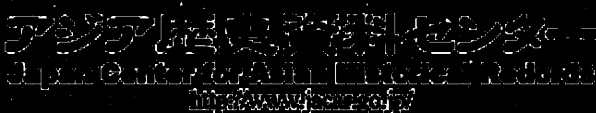
新着資料目録



欽薛 陽仲 三共編 兩十年中西曆對照表 商務印書館 民國二九  
 南貝 原益 山軒 具原益軒養生訓 具原養生訓普及會 昭和一四  
 三枝 博普 著 技術史(現代日本文明史 第十四卷) 東洋經濟新報社 一五

Yorke, Gerald. China Changes. N. Y. 1939,  
 May-ling Soong Chang China in peace and war Lond 1940  
 Bibliographic Ohes Meyers Lexikon Vol. 7-8 Lpz 1939-1940  
 Institut, Comp. The imperial Soviets N. Y. 1940  
 Wolf, Henry C. Annual register, a review of public events at home and abroad for the year 1939 (new series Vol. 131) Lond 1940  
 Epstein, M. ed. An almanack for the year of our lord 1940 N. Y. 1940  
 Whitaker, Joseph, Comp. Political handbook of the world 1940 California 1939  
 Mallory, Walter ed. Foreign policies of the great powers. N. Y. 1940  
 University California Committee, Comp. British relations with China 1931-1939 N. Y. 1935  
 Friedman, Irving S. Case for Manchoukuo N. Y. 1935  
 Rea, George Bronson Japan's case examined Baltimore 1940  
 Willoughby, Westal W. Why China sees red N. Y. 1925  
 Weale, Putnam Two gentlemen of china Lond 1929  
 Hosie Lady

Condliffe, J.B. China to-day: Economic Boston 1932  
 Einzig, Paul Economic warfare Lond 1940  
 Skinner, Walter E. Comp. The oil and petrolum year book 1940 Lond 1940  
 Hsiang, George I. ed. China town and her mother country N. Y. 1939  
 D'Elia, Paschal M. Catholic missions in China Shanghai 1934  
 Loon, Hendrik Willem The story of the Pacific N. Y. 1940  
 Hedin, Sven The silk road Lond 1938  
 Gressy-Marcus, Violet Journey into China Lond 1940  
 Ceil, William Edgar Sacred 5 of China Lond 1926  
 Heine, Edward H. The Chinese way in Medicine Baltimore 1940  
 Greffth, S.V. Alluvial prospecting and mining Lond 1938



◇ 調査 ◇

支那西北方面の地下資源  
 山西省棉花調査報告書(上)  
 山東省魯西道各縣事情(上)  
 北支に於ける日本商品の取引状況  
 安徽省銅陵縣繁昌縣鐵嶺及浙江省餘杭縣  
 鐵嶺滿庵鐵嶺調査  
 廣東地方に於ける豚の需給状況其の他  
 國民政府時代の阿片根本政策と法規の變遷  
 ◇ 資料 ◇  
 蒙疆に於ける主要喇嘛廟  
 中華民國鹽務關係法規集

◇ 調査 ◇

蒙人居住地帯に於ける農業に就て  
 華北鹽務事情概況  
 河南省棉花調査報告書  
 山西省棉花調査報告書(下)  
 小港に於ける自由労働者の現状  
 江蘇省江寧縣鐵嶺山及吳縣炭田調査  
 上海を中心とする支那造船業  
 事變前後に於ける外國留學狀況  
 ◇ 資料 ◇  
 河北省小工場に關する資料  
 河北全省公路の整理と復興  
 華北に於ける日本語普及狀況に就て

